

## 第8編

# 犯罪者・非行少年の 生活意識と価値観



職業指導（鉄筋業体験講座）の様子（駿府学園）  
【写真提供：法務省矯正局】



第72回社会を明るくする運動リーフレット  
【画像提供：法務省保護局】

- 第1章 はじめに
- 第2章 近年の社会情勢や国民の意識の変化
- 第3章 年齢層、犯罪・非行の類型及び進捗  
に着目した犯罪者等の動向
- 第4章 特別調査
- 第5章 おわりに

再犯防止は、刑事政策上の重要な課題であり、我が国において、国民の暮らしの安全・安心を確保するためにも、国の重要課題の一つである。「再犯防止に向けた総合政策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）では、再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行することが重点施策として掲げられた。さらに、再犯防止推進法（28年12月施行）では、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）に対する指導及び支援について、「犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。」（同法11条1項）と明記された上、「再犯防止推進計画」（29年12月閣議決定。第5編第1章2項参照）では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等が重点課題と位置付けられ、そのための取組として、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進することとされた。したがって、犯罪者・非行少年の特性に応じた効果的な処遇の重要性がより一層高まっているところ、そのためには、犯罪・非行の動向等の客観的な指標だけでなく、本人の生活意識や価値観という主観面も含めてその者の特性を多角的に把握することが必要である。

法務総合研究所では、これまで平成2年、10年、17年及び23年に、少年鑑別所に観護措置によって入所した少年等を対象に、その生活意識と価値観に関する特別調査を行い（各年版犯罪白書に掲載）、令和3年には、一連の調査では第5回目となる特別調査を行った（以下、令和3年に行った特別調査を「今回の調査」という。）。前記のとおり、犯罪者・非行少年の生活意識や価値観を幅広く把握することの必要性が高まっていることも踏まえ、今回の調査では、その対象者の年齢層を限定せず、また、保護観察対象者まで調査対象を拡大し、犯罪・非行に至った原因や再犯・再非行にまつわる要因等について、主に、年齢層の違いによる比較、犯罪・非行類型の違いによる比較、犯罪・非行の進捗の違いによる比較という観点から分析することとした。

本特集では、各種統計資料等に基づき、生活に深く関わる近年の社会情勢等の変化や、前記三つの観点からの犯罪・非行の動向等について概観するとともに、犯罪者・非行少年の生活意識と価値観という主観的要因を分析し、それらの相補的な視点から、その特徴、リスク要因、改善更生の契機、改善更生のためのニーズ等を明らかにすることを企図し、今後の再犯防止対策に資する効果的な処遇を検討する上で有益な基礎資料を提供することを目指した。

本編の構成は、以下のとおりである。

第2章においては、各種統計資料等に基づき、生活に深く関わる近年の社会情勢や国民の意識の変化を概観する。犯罪者・非行少年の特徴、犯罪・非行の動向等を分析するに当たって、その時々々の社会情勢等は、国民の生活意識や価値観の形成に影響を及ぼすと考えられる。特に、近年は、少子高齢化、情報通信技術の発達等、生活意識や価値観の変化に大きな影響を与え得る社会情勢等の変動が激しく、年齢層の違いによる比較等に当たっては、それぞれの年齢層の価値観等を形成した当時の社会情勢等の背景事情も合わせて分析・検討することが必要である。そのため、同章においては、通信利用動向等の推移、ひとり親世帯数の推移など家族関係の変化、交友関係の変化、進学率等の学校生活の変化、就職率等の就労状況の変化、地域との関わりの変化、生活に対する満足度、悩みや不安等の日常生活・自分の生き方に関する意識の変化といった生活に深く関わる社会情勢等について、紹介する。

第3章においては、各種統計資料等に基づき、犯罪者・非行少年の年齢層別、犯罪・非行類型別及び犯罪・非行進捗別に、刑事司法手続の各段階における犯罪・非行の動向等を概観する。これらの動向については、その一部が前編までに掲載されている。しかし、第4章で前記三つの観点から犯罪

者・非行少年の生活意識と価値観という主観面についての分析を紹介するに当たって、同じ観点から犯罪・非行の動向等についても概観し、対比することが有益であると考え、年齢層別、犯罪・非行類型別及び犯罪・非行進度別にこれを紹介する。

第4章においては、今回の調査に基づき、主に、年齢層の違いによる比較、犯罪・非行類型の違いによる比較、犯罪・非行の進度の違いによる比較等を行い、それらの視点から犯罪者・非行少年の生活意識と価値観の違いを紹介する。

以上を踏まえ、第5章において、犯罪者・非行少年の実態と処遇の更なる充実に向けた課題や展望等について総括する。

なお、本編における犯罪・非行の類型は、**8-1-1表**のとおりであり、法務総合研究所において、殺人、傷害致死、強盗などを「重大事犯類型」に、傷害、暴行などを「粗暴犯類型」に、窃盗を「窃盗事犯類型」に、詐欺などを「詐欺事犯類型」に、強制性交等、強制わいせつなどを「性犯類型」に、覚醒剤取締法違反、麻薬取締法違反などを「薬物事犯類型」に、過失運転致死傷等、道路交通法違反などを「交通事犯類型」にそれぞれ分類し、これらの類型に含まれないものを「その他」としている。

**8-1-1表** 犯罪・非行の類型一覧

分類	主な罪名・非行名
重大事犯類型	殺人、傷害致死、強盗、放火
粗暴犯類型	傷害、暴行、公務執行妨害、脅迫、恐喝、暴力行為等処罰法、銃刀法
窃盗事犯類型	窃盗
詐欺事犯類型	詐欺、準詐欺、電子計算機使用詐欺
性犯類型	強制性交等、強制わいせつ、わいせつ物頒布等、公然わいせつ
薬物事犯類型	覚醒剤取締法、麻薬取締法、毒劇法
交通事犯類型	過失運転致死傷等、道路交通法、危険運転致死傷

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 警察庁の統計、警察庁刑事局の資料、検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報から集計した。  
 3 「殺人」は、検察統計年報では、自殺関与を含まない。  
 4 「傷害」は、傷害致死を含まない。ただし、検察統計年報及び司法統計年報では、傷害致死を含み、司法統計年報（刑事編に限る。）では、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。  
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強姦を含む。  
 6 「粗暴犯類型」において、警察庁の統計及び司法統計年報（刑事編に限る。）では、凶器準備集合を含み、警察庁の統計では、銃刀法違反を含まない。  
 7 「性犯類型」において、司法統計年報（刑事編に限る。）では、淫行勧誘及び重婚を含む。  
 8 「薬物事犯類型」において、検察統計年報及び保護統計年報（令和3年に限る。）では、大麻取締法違反を含む。司法統計年報（刑事編に限る。）では、大麻取締法違反及び麻薬特例法違反を含み、毒劇法違反を含まない。矯正統計年報（刑務所・拘留所等）では、毒劇法違反を含まない。  
 9 「交通事犯類型」において、司法統計年報（刑事編に限る。）では、業務上（重）過失致死傷、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び同法211条2項に規定する罪を含まない。司法統計年報（少年編に限る。）では、車両運転以外の業務上（重）過失致死傷を含まない。

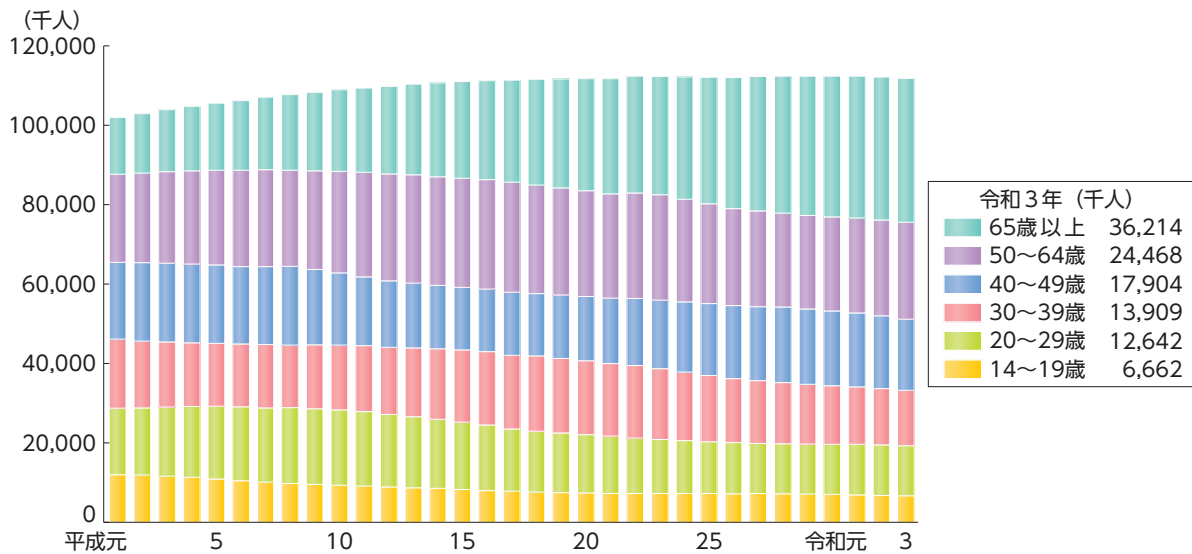
この章では、各種統計資料等に基づき、生活に深く関わる近年の社会情勢や国民の意識の変化について概観する。

## 1 人口・経済等の変化

8-2-1図は、刑事責任年齢である14歳以上の人口の推移（平成元年以降）を年齢層別に見たものである。少子高齢化が進行し、元年から令和3年までの間に、14歳以上の少年の人口は44.3%、20歳代の人口は24.6%、それぞれ減少した（年少少年、中間少年及び年長少年の人口の推移については、CD-ROM参照）。その一方で、65歳以上の高齢者の人口が約2.5倍に増加しており、このような年齢層別人口の大きな変化は、犯罪・非行の動向はもとより、この章で概観する社会情勢や国民の意識にも影響を及ぼすことが考えられる。

8-2-1 図 14歳以上の人口の推移（年齢層別）

（平成元年～令和3年）



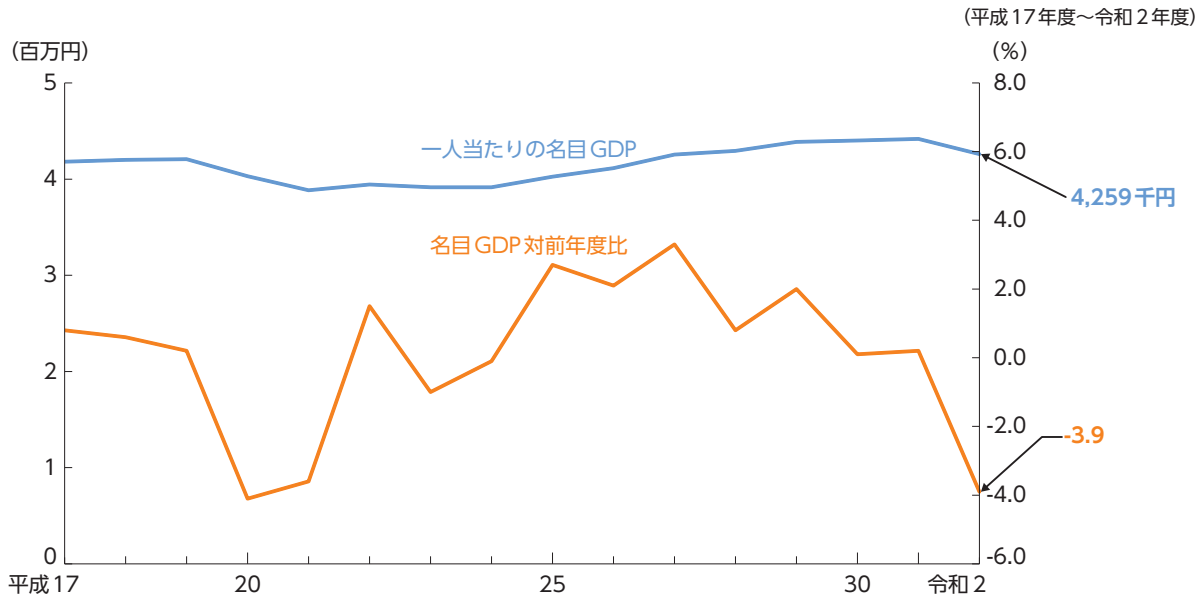
注 総務省統計局の人口推計による。

8-2-2図は、一人当たりの名目GDPと名目GDPの対前年度比の推移（平成17年度以降）を見たものである。20年度及び21年度には、リーマンショック（20年9月）の影響により、名目GDPが大きく落ち込んだほか、23年度にも、東日本大震災の影響によって減少が見られた。その後、我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、名目GDPが再び大きく落ち込んだ。



8-2-2 図

## 一人当たりの名目GDP等の推移



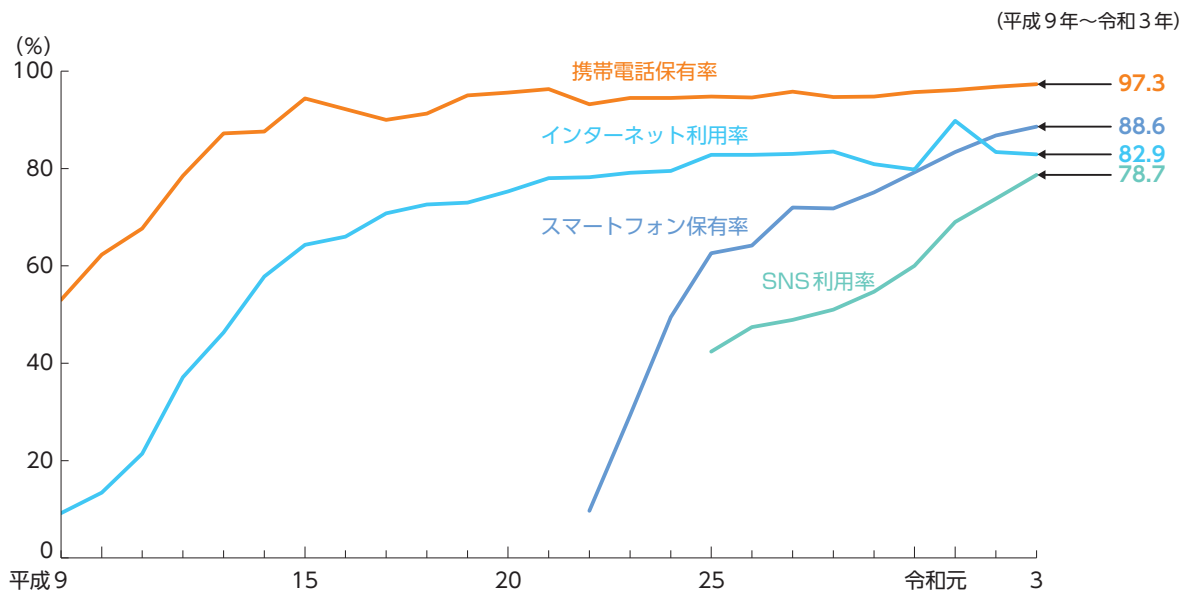
注 1 内閣府経済社会総合研究所の資料による。

2 「一人当たりの名目GDP」は、国内総生産の年度値を各月初人口の年度平均で除したものである。

8-2-3 図は、携帯電話やインターネット等の通信手段の普及・利用率の推移（平成9年以降）を見たものである。いずれも上昇傾向にあり、特に、スマートフォンの保有率は、23年には29.3%であったところ、令和3年には88.6%と急速に上昇した。平成10年に13.4%であったインターネット利用率も、急速に上昇し、17年には70.8%に達した。また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用率も上昇しており、令和3年の利用率を年代別に見ると、20歳代では93.2%、13歳から19歳まででは90.7%と、特に若年者の利用率が高い（総務省情報流通行政局の資料による。）。スマートフォンやSNSの普及が人間関係の在り方にも影響を及ぼすことが考えられる。

8-2-3 図

## 通信手段の普及・利用率の推移



注 1 総務省情報流通行政局の資料による。

2 「携帯電話保有率」は、平成21年から24年までは携帯情報端末（PDA）、22年以降はスマートフォン、令和2年まではPHSを含む。

3 「携帯電話保有率」及び「スマートフォン保有率」は、世帯における保有割合である。

4 「インターネット利用率」の調査対象年齢は、平成11年までは15～69歳、12年は15～79歳、13年以降は6歳以上である。

5 「インターネット利用率」の令和元年調査は、調査票の設計が一部例年と異なっている。

6 「SNS利用率」は、インターネット利用者に占める割合であり、Facebook、Twitter、LINE、mixi、Instagram、Skype等の利用をいう。

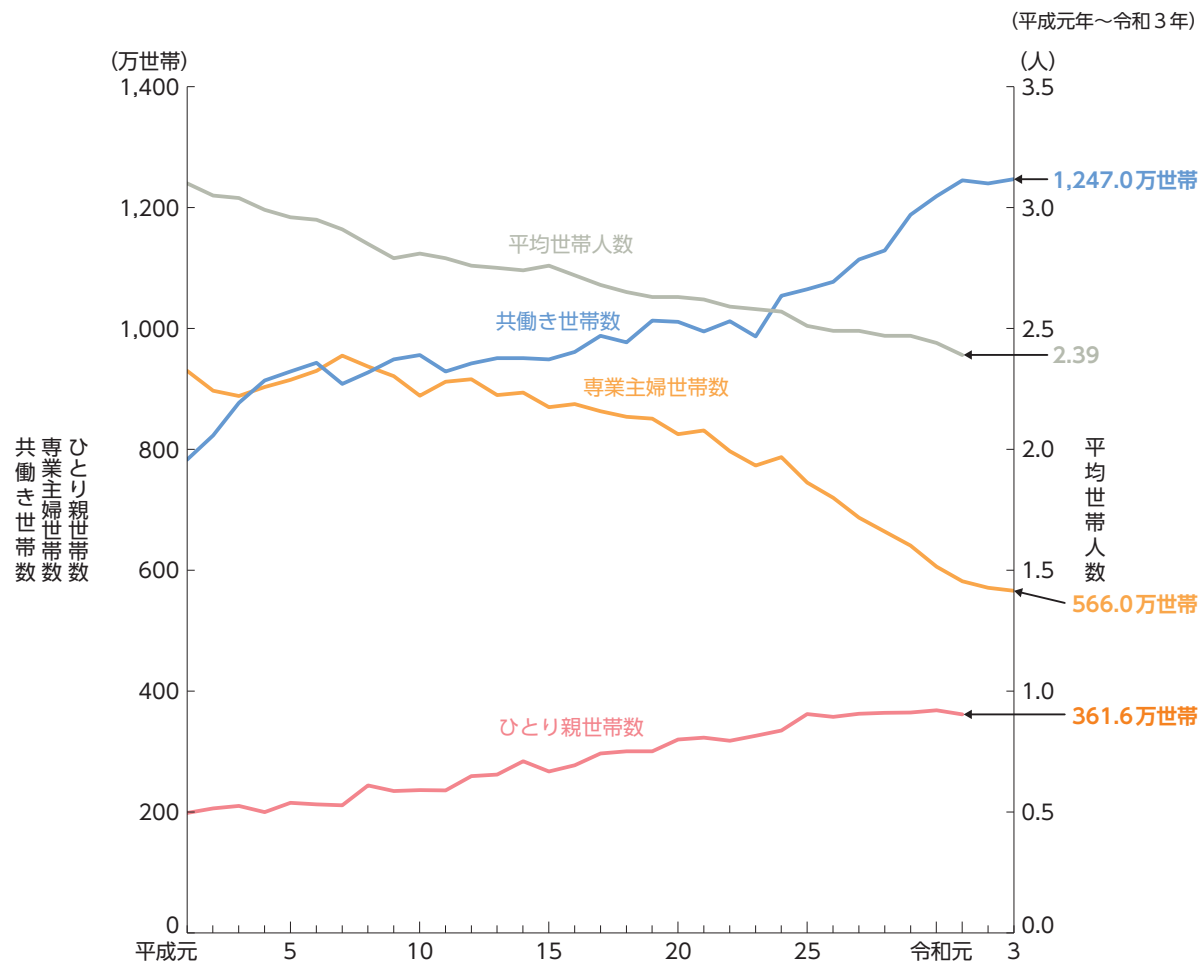
7 「スマートフォン保有率」及び「SNS利用率」は、それぞれ資料を入手し得た平成22年及び25年以降の数値で作成した。

また、令和元年には20.2%であったテレワーク導入企業の割合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、2年には47.5%、3年には51.9%と急激に上昇した（総務省情報流通行政局の資料による。）。職場内で過ごす時間の減少、在宅時間の拡大等が職場内の人間関係や家族関係に影響を及ぼす可能性も考えられる。

## 2 家族関係の変化

共働き世帯、専業主婦世帯及びひとり親世帯の各世帯数の推移を見るとともに、平均世帯人数の推移（平成元年以降）を見ると、8-2-4図のとおりである。専業主婦世帯数が減少傾向にある一方、共働き世帯数及びひとり親世帯数が増加傾向にある。平均世帯人数は、減少傾向にあり、令和元年は2.39人であった。

8-2-4図 共働き世帯数・専業主婦世帯数・ひとり親世帯数・平均世帯人数の推移

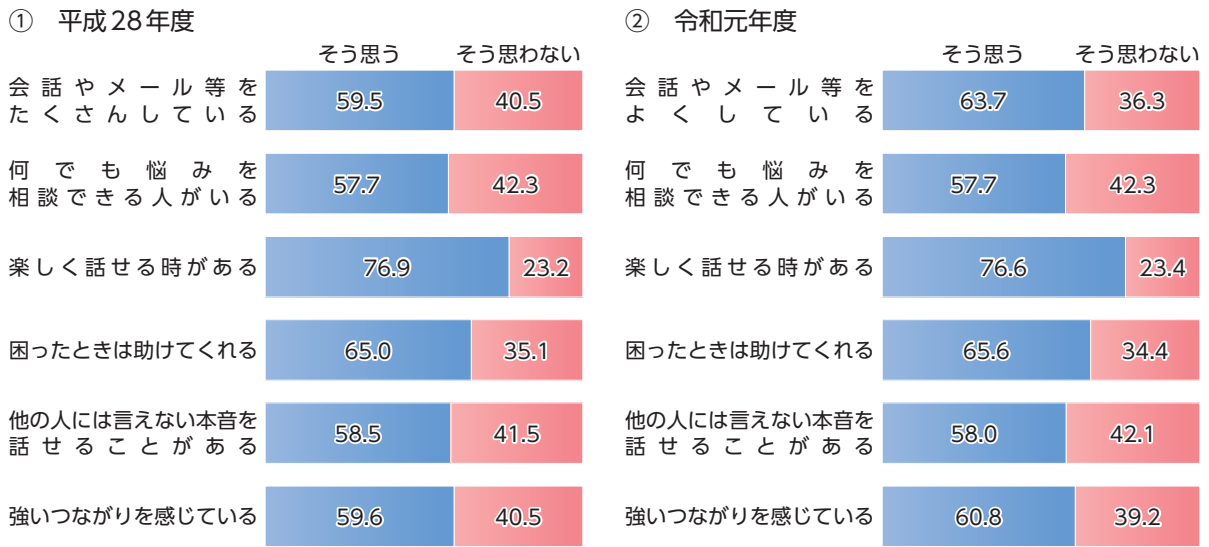


- 注 1 「共働き世帯数」及び「専業主婦世帯数」は、内閣府「令和4年版男女共同参画白書」、「ひとり親世帯数」及び「平均世帯人数」は、厚生労働省政策統括官の資料による。
- 2 各数値は、次の都道府県の数値を除いたものである。  
 「平均世帯人数」 平成7年の兵庫県、23年の岩手県・宮城県・福島県、24年の福島県及び28年の熊本県  
 「共働き世帯数」 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県  
 「ひとり親世帯数」 平成7年の兵庫県、23年の岩手県・宮城県・福島県、24年の福島県及び28年の熊本県
- 3 「専業主婦世帯」は、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯であり、30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯をいう。
- 4 「共働き世帯」は、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む。）の世帯をいう。
- 5 「ひとり親世帯」は、父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
- 6 「平均世帯人数」及び「ひとり親世帯数」は、資料を入手し得た令和元年までの数値で作成した。

### 3 交友関係の変化

8-2-5図は、内閣府が実施した「子供・若者の意識に関する調査」における「学校で出会った友人との関わり方」について、調査年度別（平成28年度及び令和元年度）に見たものである。令和元年度調査における「会話やメール等をよくしている」という項目に対する「そう思う」（「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計したもの）の構成比は、平成28年度調査から4.2pt上昇し、63.7%であった。

8-2-5図 学校で出会った友人との関わり方



注 1 内閣府政策統括官の資料による。

2 「そう思う」は、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」及び「そう思わない」を合計した構成比である。

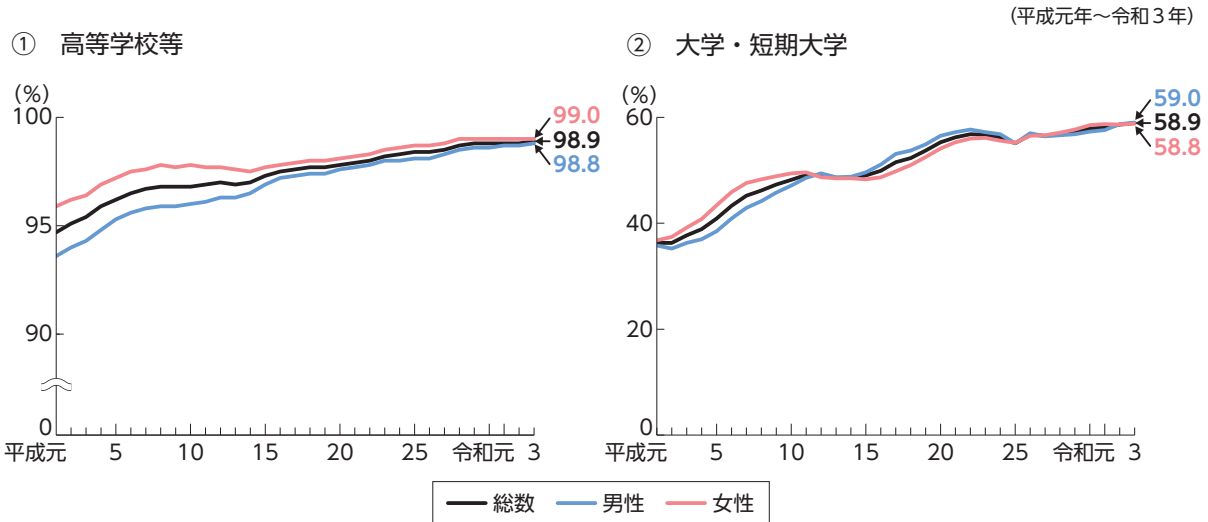
3 平成28年度調査は15歳から29歳までの者、令和元年度調査は13歳から29歳までの者を対象としたものである。

4 標本の大きさは、平成28年度調査が6,000、令和元年度調査が10,000である。

#### 4 学校生活の変化

8-2-6図は、進学率の推移（平成元年以降）を高等学校等及び大学・短期大学別に見たものである。いずれも上昇傾向が見られ、特に、大学・短期大学への進学率は、同年には36.3%であったところ、令和3年には、調査開始以来最高となる58.9%に達した。

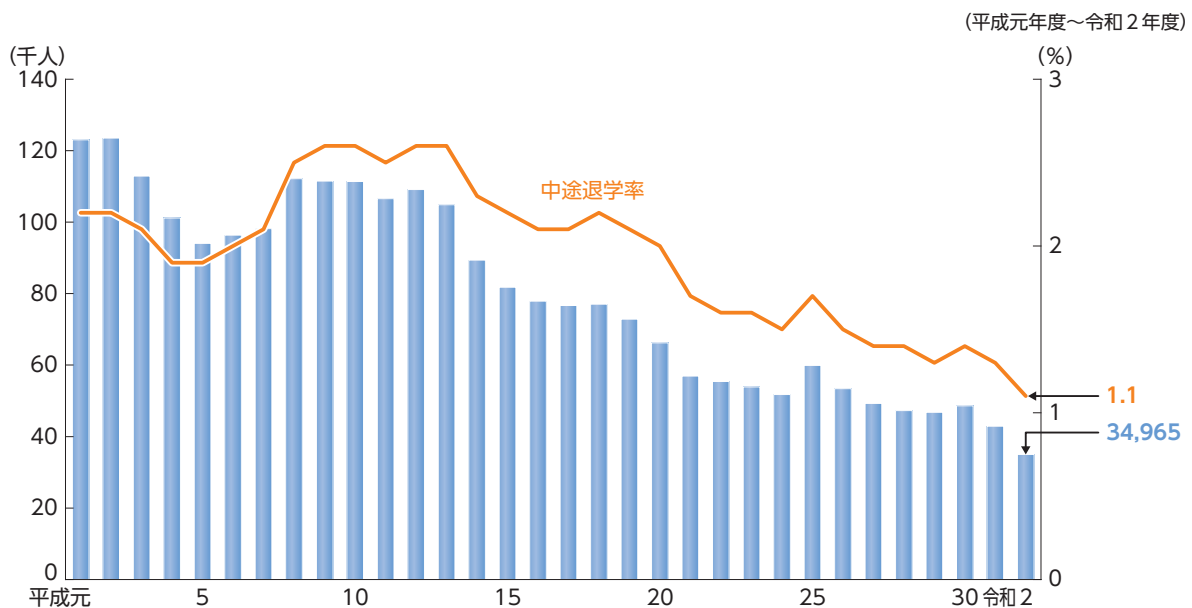
8-2-6図 進学率の推移（高等学校等、大学・短期大学別）



- 注 1 文部科学省総合教育政策局の資料による。  
 2 ①は、中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）の占める比率である。  
 3 ②は、大学学部・短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学校卒業生、義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移（平成元年度以降）を見ると、8-2-7図のとおりである。いずれも、10年度代前半以降、減少・低下傾向にあり、令和2年度の中途退学率は、調査開始以来最も低い1.1%であった。

8-2-7図 高等学校 中途退学者数及び中途退学率の推移

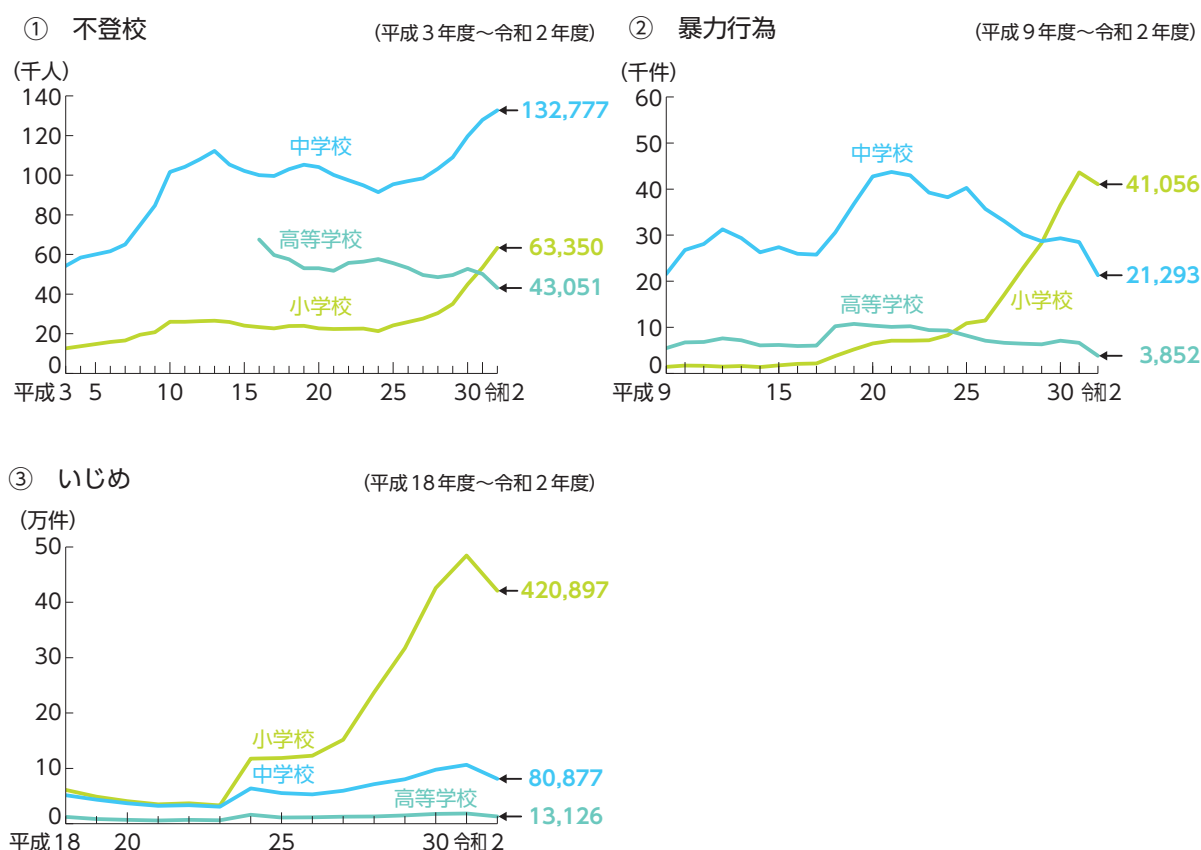


- 注 1 文部科学省初等中等教育局の資料による。  
 2 「高等学校」は、中等教育学校後期課程を含む。  
 3 「中途退学率」は、在籍者数に占める中途退学者数の比率である。  
 4 公私立高等学校のほか、平成17年度からは国立高等学校、25年度からは高等学校通信制課程を計上している。



小学校、中学校及び高等学校における不登校の人員並びに暴力行為及びいじめの件数の推移（それぞれ平成3年度、9年度、18年度以降）を見ると、8-2-8図のとおりである。不登校の人員は、近年、小学校において顕著に増加しており、令和2年度（6万3,350人）は、平成23年度の約2.8倍であった。中学校における不登校の人員も、増加傾向が見られ、令和2年度（13万2,777人）は平成23年度の約1.4倍であったが、高等学校における不登校の人員は減少傾向が見られる。暴力行為及びいじめの件数は、小学校においていずれも急激な増加傾向が見られ、令和2年度は、暴力行為の件数（4万1,056件）が平成23年度の約5.7倍、いじめの件数（42万897件）が約12.7倍であった。中学校及び高等学校における暴力行為の件数は、減少傾向が見られる。

8-2-8図 不登校・暴力行為・いじめの推移

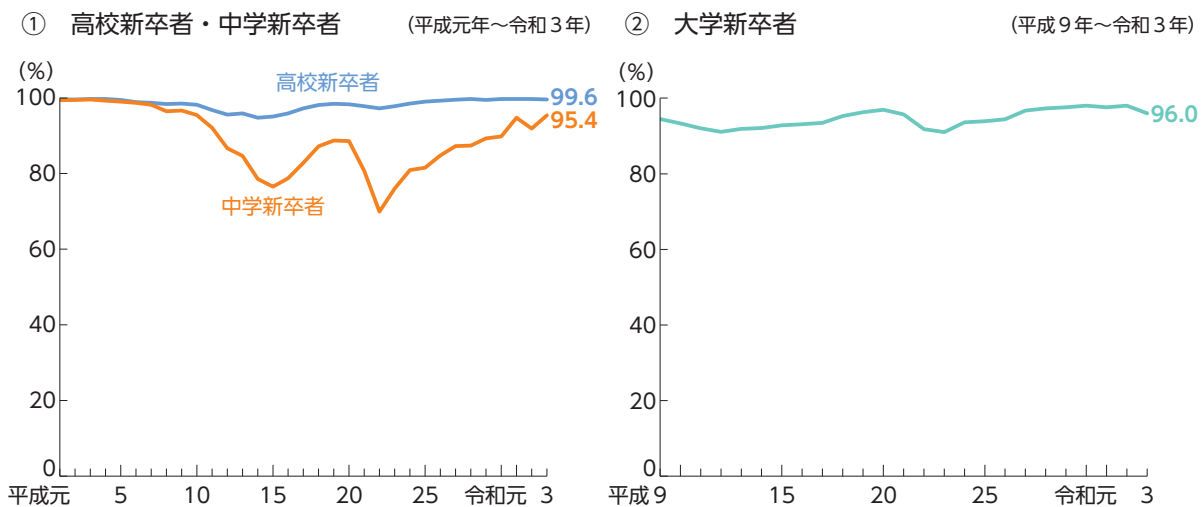


注 1 文部科学省初等中等教育局の資料による。  
 2 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。  
 3 国公立の小・中・高等学校の人員・件数を計上している（ただし、②は、平成17年度までは公立の学校に限り、②及び③は、25年度からは高等学校に通信制課程を含む。）。  
 4 ①は、長期欠席者のうち、不登校を理由とする者の人員である。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。）をいう。なお、長期欠席者は、令和元年度までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、2年度においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒をいう。  
 5 ②は、学校外の暴力行為を含む。  
 6 ①の「高等学校」は、資料を入手し得た平成16年以降の数値で作成した。

## 5 就労状況の変化

8-2-9図は、新卒者の就職率の推移（平成元年以降。ただし、大学新卒者については、調査が実施された9年以降）を教育程度別に見たものである。中学新卒者は、16年以降、それまでの低下傾向から上昇に転じたが、リーマンショック後の21年に低下に転じ、その後、23年から再び上昇傾向を示している（令和3年は95.4%）。高校新卒者は、平成14年の94.8%を底として高水準を維持しており、25年以降は99%台で推移している（令和3年は99.6%）。大学新卒者は、リーマンショック後の平成21年に低下に転じ、その後、24年から再び上昇し、27年以降は90%台後半で推移している（令和3年は96.0%）。

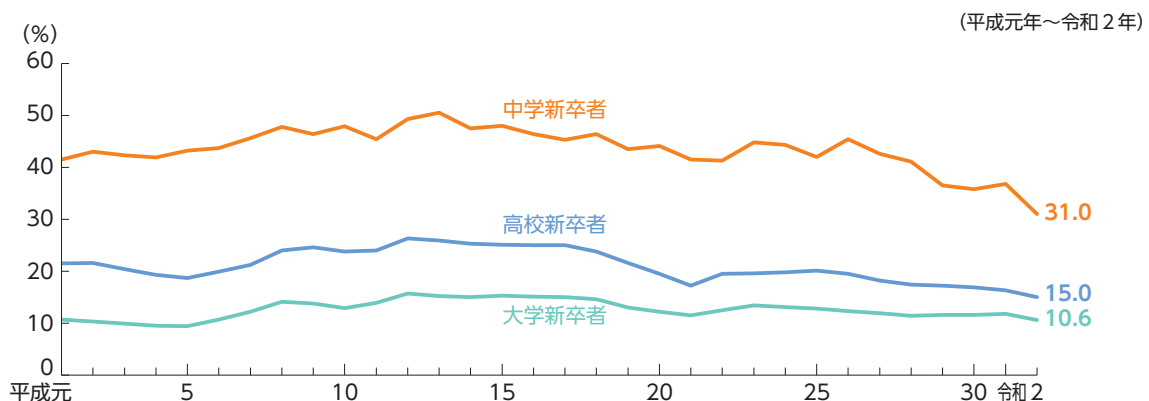
8-2-9図 就職率の推移（教育程度別）



注 1 ①は、厚生労働省の「新規卒者の職業紹介状況」、②は、厚生労働省人材開発統括官及び文部科学省高等教育局の資料による。  
 2 高校新卒者及び中学新卒者の就職率は、学校又は公共職業安定所の紹介を希望した者に占める、各卒業年の6月末までに就職した者の比率をいう。  
 3 大学新卒者の就職率は、62校の大学で調査対象者を抽出して調査されたものであり、就職希望者に占める、各卒業年の4月1日までに就職した者の比率をいう。  
 4 ②は、調査が実施された平成9年から計上している。

8-2-10図は、新卒者の就職後1年間の離職率の推移（平成元年以降）を教育程度別に見たものである。中学新卒者は、28年まで40%以上で推移していたが、29年以降は30%台で推移し、令和2年は31.0%であった。高校新卒者は、おおむね10%台後半から20%台で推移しているが、平成26年以降は低下し続け、令和2年は15.0%であった。大学新卒者は、10%台を下回った平成3年から5年までを除き、おおむね10%台前半で推移し、令和2年は10.6%であった。

8-2-10図 就職後1年間の離職率の推移（教育程度別）

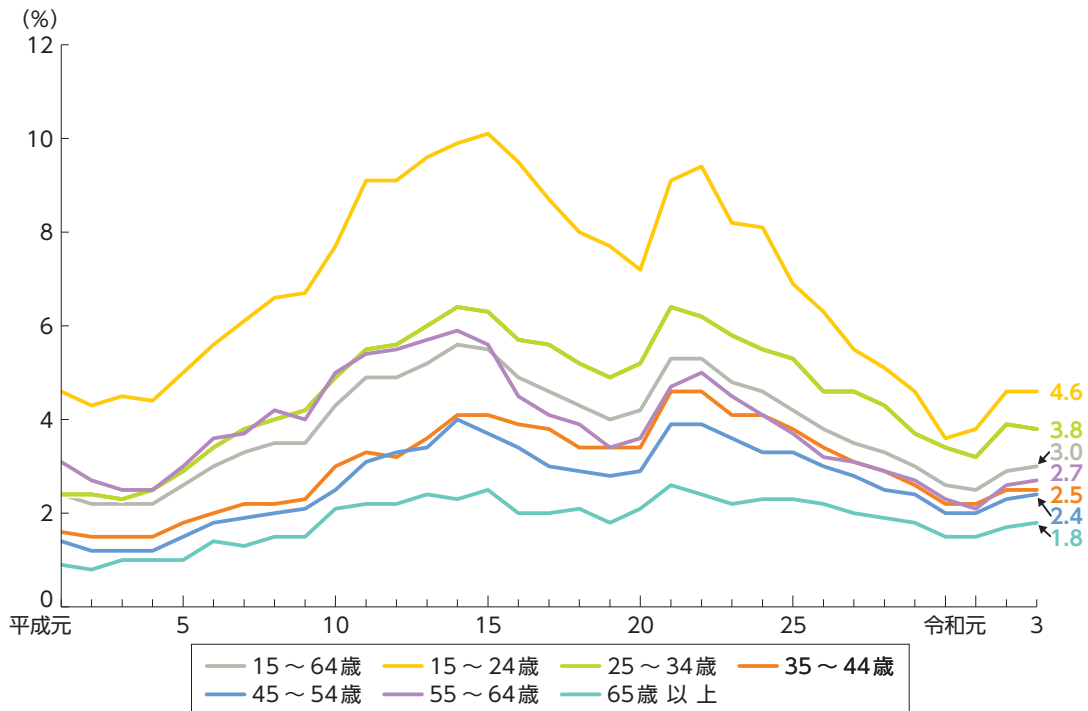


注 1 厚生労働省人材開発統括官の資料による。  
 2 離職率は、各年3月新規学卒者と推定される就職者に占める、翌年3月末までに離職した者の比率をいう。

8-2-11 図は、完全失業率（労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で、調査時に仕事を探す活動等をしていた者）の合計）に占める完全失業者の比率）の推移（平成元年以降）を年齢層別に見たものである。全年齢層において、15年・16年以降、低下傾向を示し、リーマンショック後の21年・22年に上昇し、その後、再び低下傾向にあったが、令和2年に上昇し、3年はほぼ横ばいであった。年齢層別に見ると、15～24歳の者が一貫して最も高く、平成11年以降は、次いで、25～34歳の者が高かった。

8-2-11 図 完全失業率の推移（年齢層別）

（平成元年～令和3年）



注 1 総務省統計局の資料による。

2 「完全失業率」は、労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で、調査時に仕事を探す活動等をしていた者）の合計）に占める完全失業者の比率である。

8-2-12 図は、内閣府が実施した国民生活に関する世論調査（特に断らない限り、以下この章において「内閣府の世論調査」という。）における「働く目的」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、全ての調査年において構成比が最も高いのは、「お金を得るために働く」であるところ、平成13年及び23年では5割弱であったが、令和3年は60%を超えた。同年について、年齢層別に見ると、全年齢層の者で、「お金を得るために働く」の構成比が最も高かったが、60歳未満の各年齢層の者では7割台であったのに対し、60歳代の者では約6割、70歳以上の者では約35%であった。他方、同年における「生きがいをみつけるために働く」の構成比は、30歳未満の者を除き、年齢層が上がるほど上昇し、70歳以上の者では3割弱に達した。

## 8-2-12図 働く目的（年齢層別）

（平成13年・23年・令和3年）

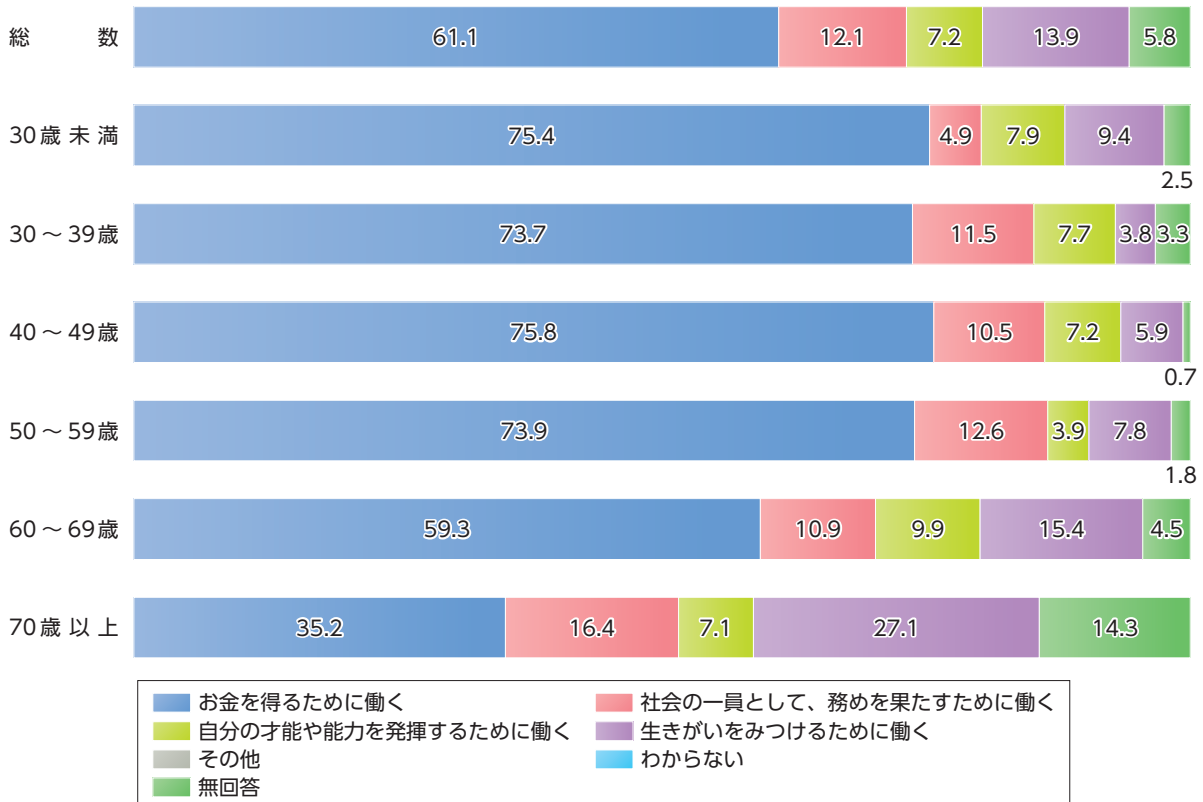
### ① 平成13年



### ② 平成23年



### ③ 令和3年



- 注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。  
 2 働く目的は何かという質問に対する回答の構成比である。  
 3 凡例中の7項目のうち、平成13年は、「無回答」を含まず、23年は、「無回答」及び「その他」を含まない。また、令和3年は、「その他」及び「わからない」を含まない。  
 4 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。  
 5 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

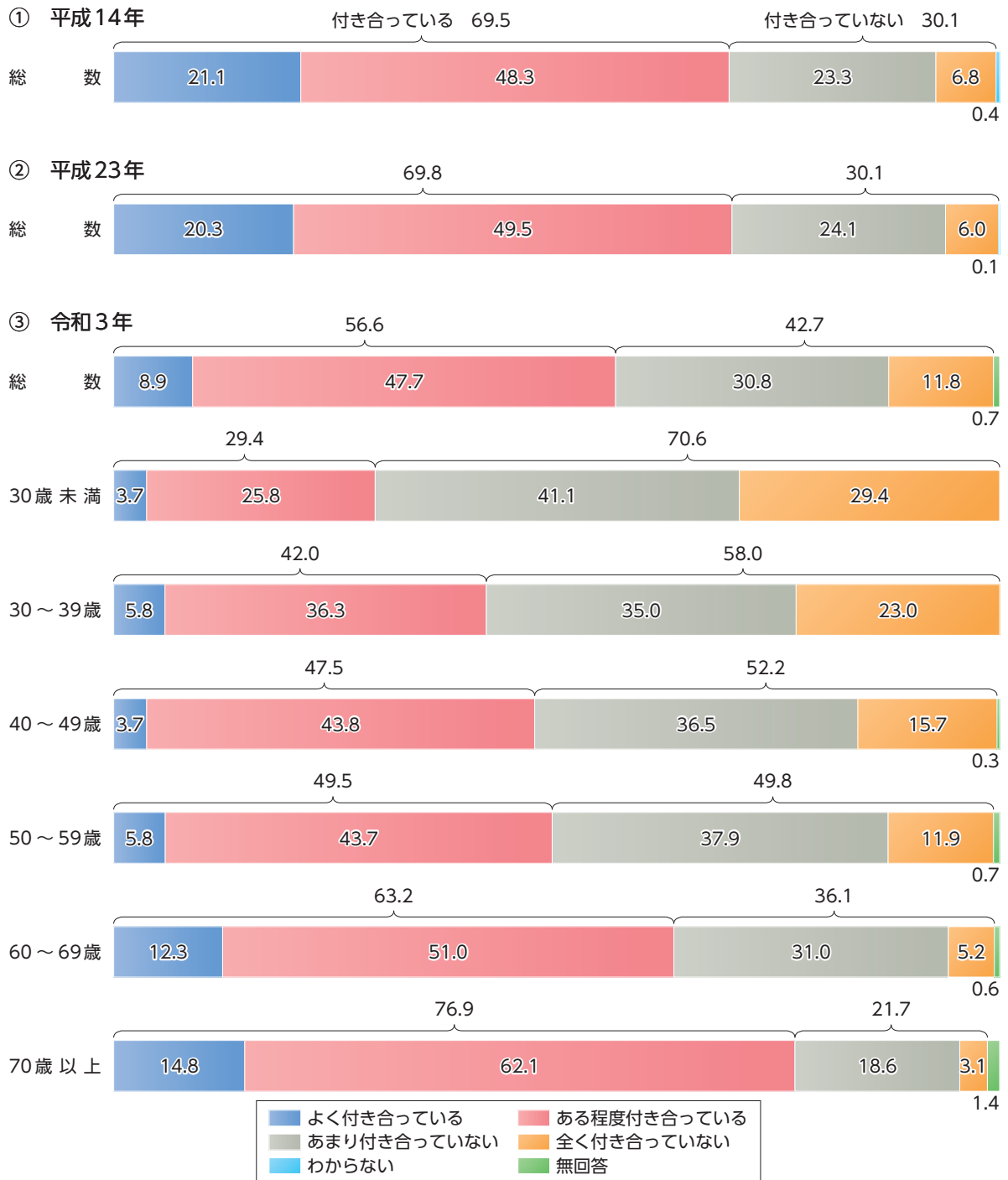
## 6 地域との関わりの変化

8-2-13図は、内閣府が実施した社会意識に関する世論調査における「現在の地域での付き合い方の程度」について、調査年別（平成14年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別では、平成14年及び23年は、「付き合っている」（「よく付き合っている」及び「ある程度付き合っている」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比が約7割であったが、令和3年は56.6%であった。一方、「全く付き合っていない」とする者の構成比は、平成23年は6.0%であったが、令和3年は11.8%であった。同年について、年齢層別に見ると、「付き合っている」とする者の構成比は、年齢層が上がるほど上昇し、70歳以上の者（76.9%）が最も高かった。

8-2-13 図

## 現在の地域での付き合い方の程度（年齢層別）

(平成14年・23年・令和3年)



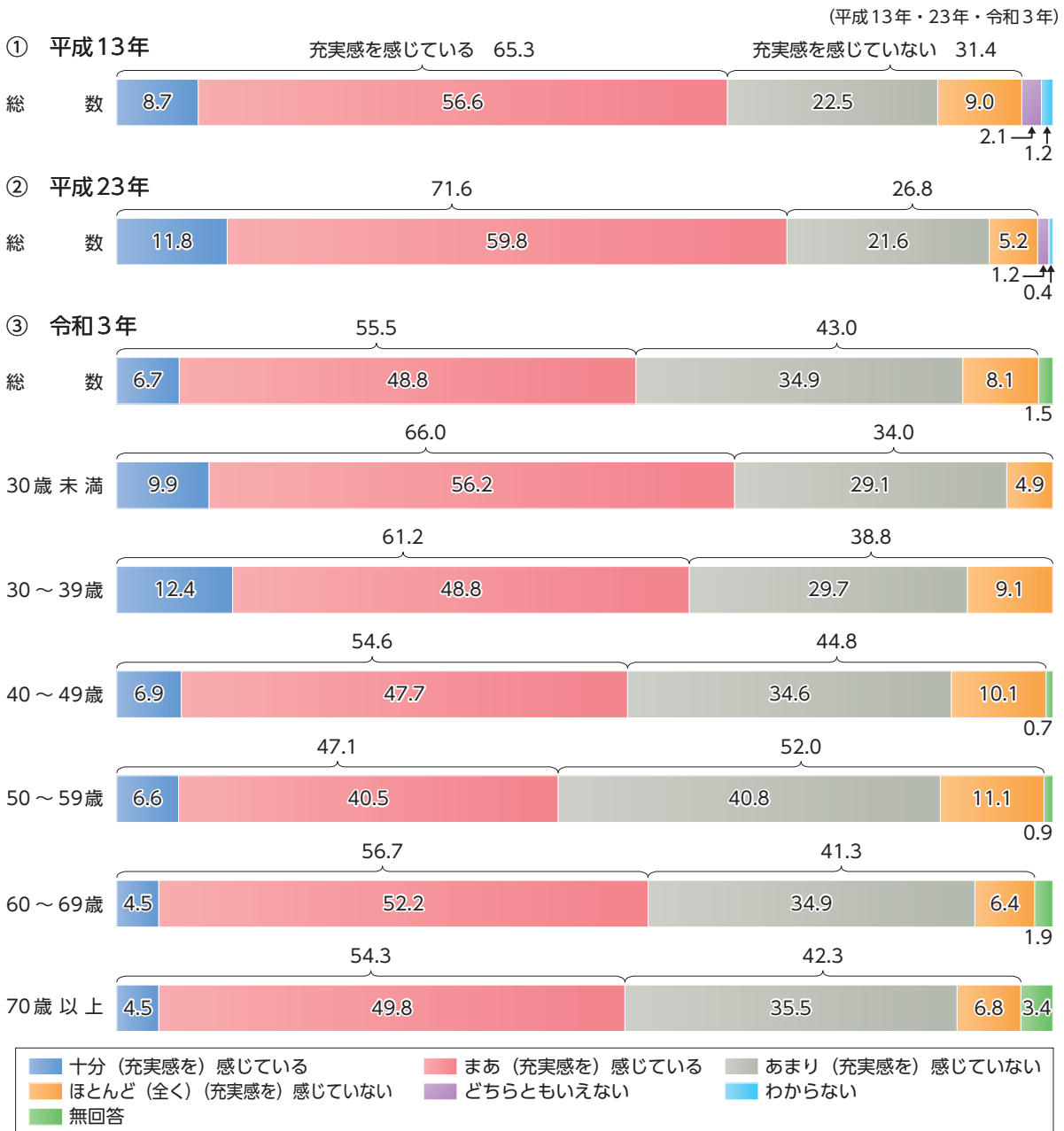
- 注 1 内閣府の「社会意識に関する世論調査」による。  
 2 「現在の地域での付き合いの程度」は、平成14年に質問の内容を一部変更した調査項目である。  
 3 地域での付き合いをどの程度しているかという質問に対する回答の構成比である。  
 4 凡例中の6項目のうち、平成14年及び23年は、「無回答」を含まず、令和3年は、「わからない」を含まない。  
 5 平成14年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。  
 6 平成14年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。



## 7 日常生活・自己意識の変化

8-2-14図は、内閣府の世論調査における「現在の生活の充実感」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、「充実感を感じている」（「十分充実感を感じている」及び「まあ充実感を感じている」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比は、平成13年が65.3%、23年が71.6%、令和3年が55.5%であった。同年について、年齢層別に見ると、「充実感を感じている」とする者の構成比が最も高いのは30歳未満の者（66.0%）であり、次いで、30歳代の者（61.2%）、60歳代の者（56.7%）の順に高く、最も低いのは50歳代の者（47.1%）であり、同年齢層の者のみが50%を下回った。

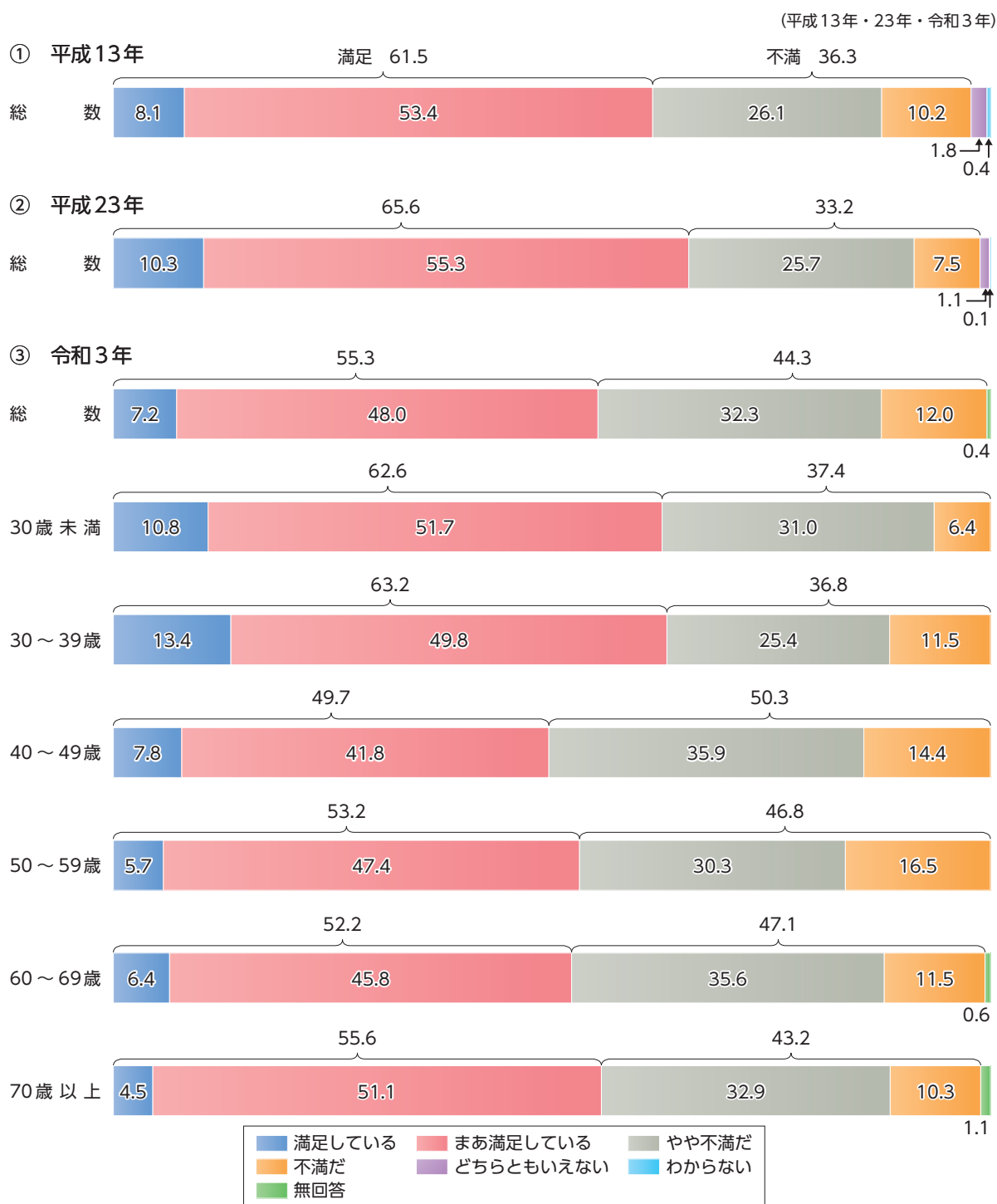
8-2-14図 現在の生活の充実感（年齢層別）



注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。  
 2 日頃の生活の中で、どの程度充実感を感じているかという質問に対する回答の構成比である。  
 3 凡例中の7項目のうち、平成13年及び23年は、「無回答」を含まず、令和3年は、「どちらともいえない」及び「わからない」を含まない。  
 4 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。  
 5 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

8-2-15図は、内閣府の世論調査における「現在の生活に対する満足度」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、「満足」（「満足している」及び「まあ満足している」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比は、平成13年及び23年では60%台であったが、令和3年では55.3%であった。同年について、年齢層別に見ると、「満足」とする者の構成比が最も高いのは30歳代の者（63.2%）であり、次いで、30歳未満の者（62.6%）、70歳以上の者（55.6%）の順に高く、最も低いのは40歳代の者（49.7%）であった。

8-2-15図 現在の生活に対する満足度（年齢層別）

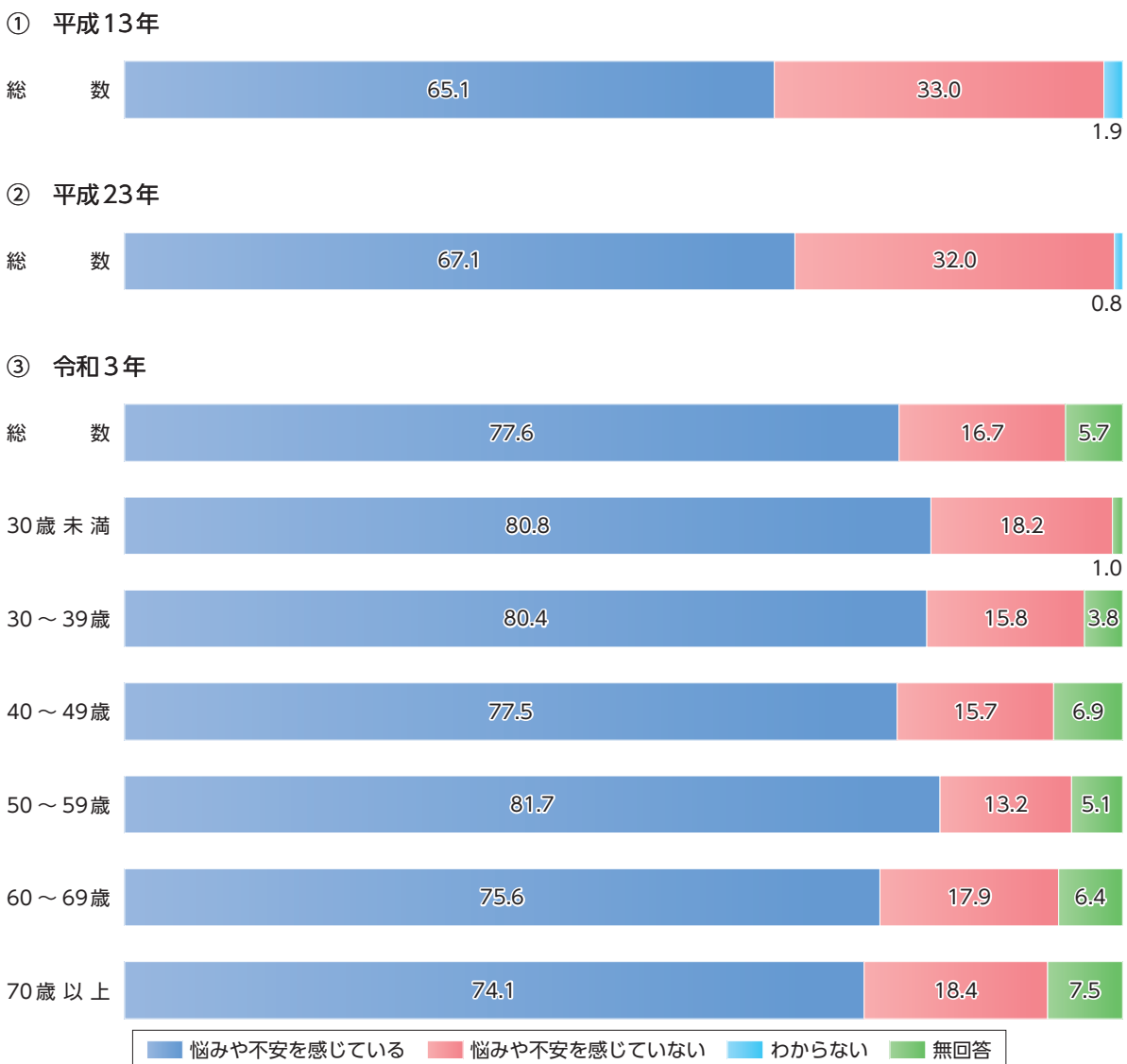


注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。  
 2 全体として、現在の生活にどの程度満足しているかという質問に対する回答の構成比である。  
 3 凡例中の7項目のうち、平成13年及び23年は、「無回答」を含まず、令和3年は、「どちらともいえない」及び「わからない」を含まない。  
 4 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。  
 5 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

8-2-16図は、内閣府の世論調査における「日常生活での悩みや不安」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、「悩みや不安を感じている」（令和3年については、「感じている」及び「どちらかといえば感じている」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比について、平成13年及び23年は7割弱であったが、令和3年は8割弱であった。同年について、年齢層別に見ると、「悩みや不安を感じている」とする者の構成比は、30歳未満の者（80.8%）、30歳代の者（80.4%）及び50歳代の者（81.7%）の各年齢層で8割を超え、最も低い70歳以上の者で74.1%であった。ただし、平成13年及び23年は「悩みや不安を感じている」・「悩みや不安を感じていない」・「わからない」の三つの項目から、令和3年は「感じている」・「どちらかといえば感じている」・「どちらかといえば感じていない」・「感じていない」の四つの項目からの選択となっており、項目が異なっていることに留意が必要である。

8-2-16図 日常生活での悩みや不安（年齢層別）

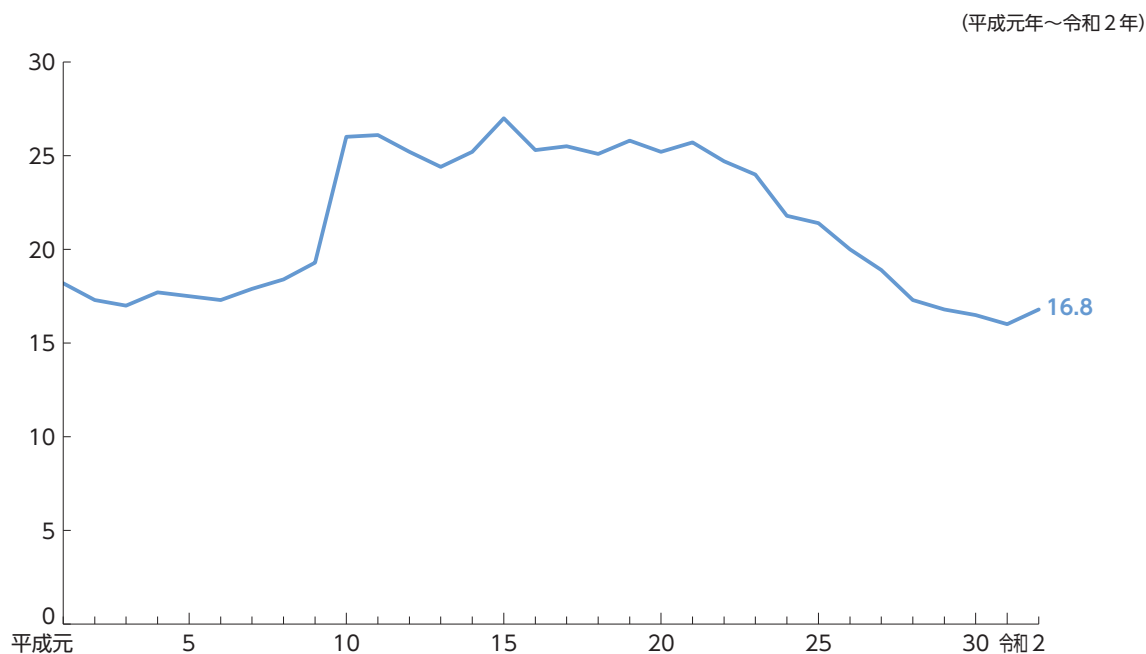
（平成13年・23年・令和3年）



注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。  
 2 日頃の生活の中で、悩みや不安を感じているかという質問に対する回答の構成比である。  
 3 凡例中の4項目のうち、平成13年及び23年は、「無回答」を含まない。また、令和3年は、「わからない」を含まない。  
 4 令和3年の「悩みや不安を感じている」は、「感じている」及び「どちらかといえば感じている」を合計した構成比であり、「悩みや不安を感じていない」は、「どちらかといえば感じていない」及び「感じていない」を合計した構成比である。  
 5 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。  
 6 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

8-2-17図は、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移（平成元年以降）を見たものである。10年（26.0）に急増（前年比6.7上昇）して、20.0を超えた後、おおむね25.0前後で増減を繰り返したが、22年以降は減少傾向にあり、27年以降は20.0を下回って推移し、令和元年（16.0）は、平成元年以降で最少であった（令和2年は16.8）。

8-2-17図 自殺死亡率の推移



注 1 厚生労働省の「令和3年版 自殺対策白書」による。  
2 「自殺死亡率」は、人口10万人当たりの自殺者数である。

この章では、各種統計資料等に基づき、犯罪者・非行少年の年齢層別、犯罪・非行類型別、犯罪・非行進度（前科・保護処分歴の有無）別に、刑事司法手続の各段階における犯罪者等の動向を概観する。

## 第1節 検挙

### 1 検挙人員の推移

刑法犯の検挙人員の犯罪・非行類型別及び年齢層別推移（最近20年間）は、**8-3-1-1**図のとおりである（各犯罪・非行類型の総数については、CD-ROM参照。なお、薬物事犯類型及び交通事犯類型に関連する年齢層別検挙人員等の推移については、**4-2-1-2**図、**4-2-1-5**図及び**4-1-2-2**図参照）。犯罪・非行類型別に見ると、検挙人員が最も多い窃盗事犯類型は、平成16年をピークとして、その後は減少傾向にあり、重大事犯類型も、同年以降、減少傾向にあるが、粗暴犯類型、詐欺事犯類型及び性犯類型は、増減を繰り返して推移している。

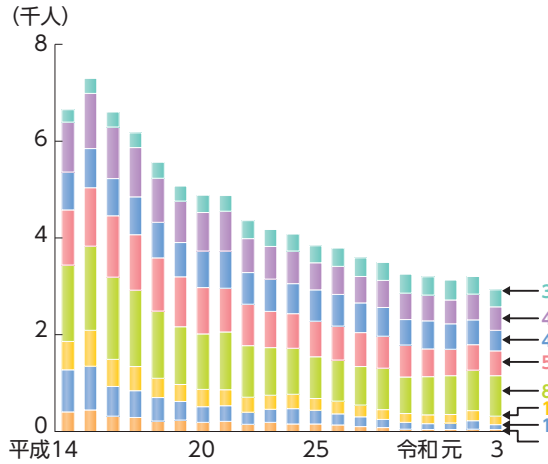
重大事犯類型及び窃盗事犯類型について年齢層別に見ると、非行少年の検挙人員は、平成15年ないし16年以降、大幅な減少傾向を示しているが、65歳以上の者の検挙人員は、増減を繰り返して推移している。

検挙人員の増減は、人口の増減にも影響を受け得るため、各年齢層の検挙人員数の増減を見る場合には、対応する年齢層における人口比にも留意する必要があるところ、令和3年における重大事犯類型の検挙人員を見ると、年少少年の検挙人員・人口比が42人（平成14年比89.6%減）・1.9（同87.1%減）、中間少年の検挙人員・人口比が101人（同88.4%減）・4.6（同85.2%減）、年長少年の検挙人員・人口比が174人（同70.4%減）・7.5（同61.3%減）といずれも大きく減少しているのに対し、65歳以上の者の検挙人員は、354人（同38.3%増）と増加し、人口比は1.0（同9.8%減）と緩やかな減少にとどまっている。また、令和3年における窃盗事犯類型の検挙人員を見ると、年少少年の検挙人員・人口比が2,173人（同93.9%減）・100.7（同92.5%減）、中間少年の検挙人員・人口比が3,166人（同91.0%減）・144.2（同88.4%減）、年長少年の検挙人員・人口比が2,260人（同82.0%減）・97.9（同76.4%減）といずれも大きく減少しているのに対し、65歳以上の者の検挙人員・人口比は、28,850人（同66.0%増）・79.7（同8.3%増）と増加している（CD-ROM参照）。

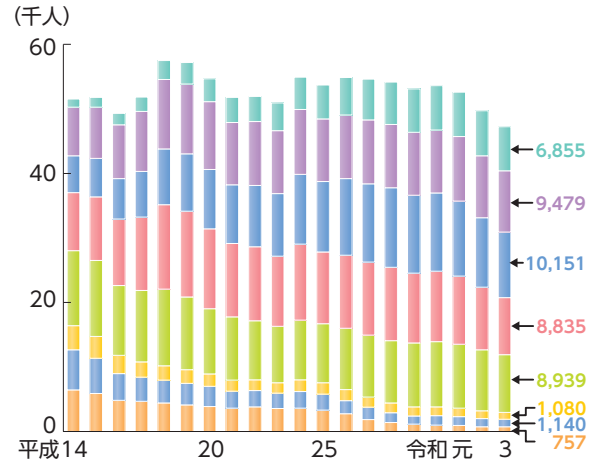


(平成14年～令和3年)

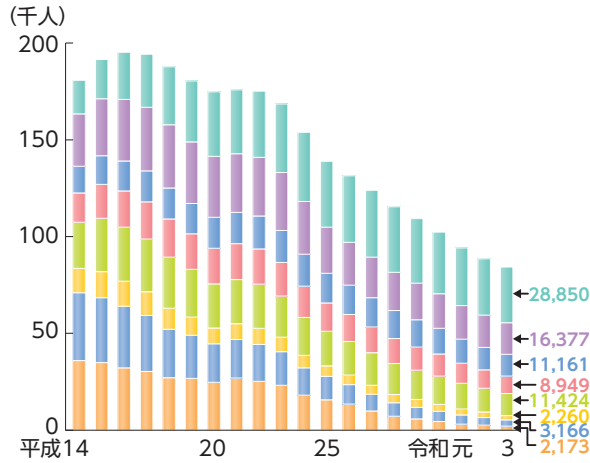
① 重大事犯類型



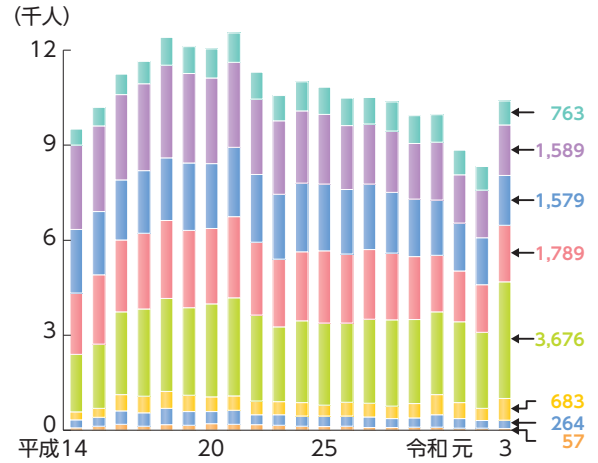
② 粗暴犯類型



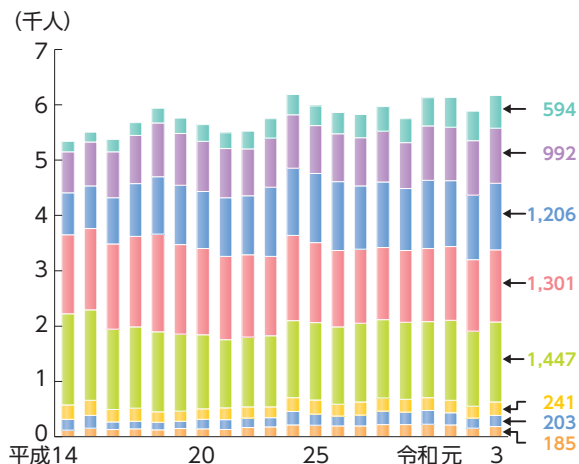
③ 窃盗事犯類型



④ 詐欺事犯類型



⑤ 性犯類型



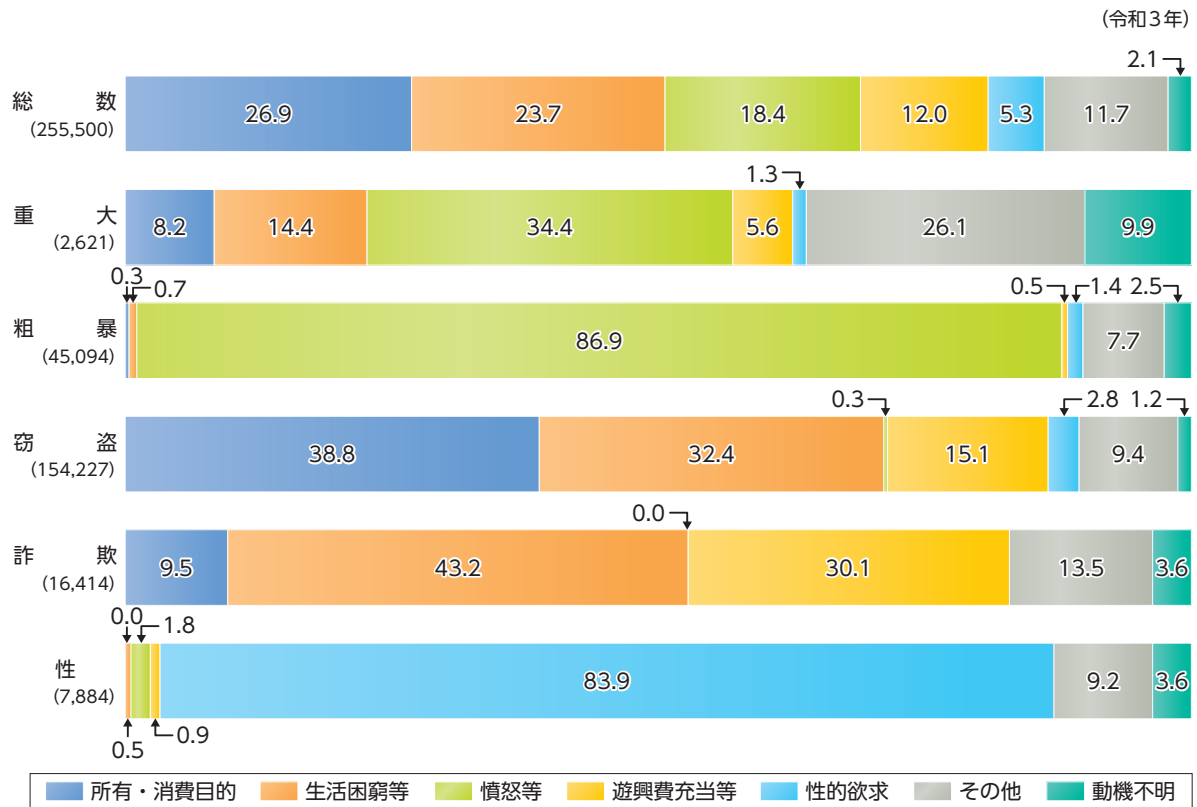
■ 年少少年 ■ 中間少年 ■ 年長少年 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～64歳 ■ 65歳以上

注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。

## 2 検挙された者の犯行の動機

刑法犯により検挙された者について、犯行の動機別構成比を犯罪・非行類型（薬物事犯類型及び交通事犯類型を除く。以下この節において同じ。）別に見ると、8-3-1-2図のとおりである。犯行の動機として、粗暴犯類型では憤怒等、詐欺事犯類型では生活困窮等、性犯類型では性的欲求の構成比がそれぞれ最も高かった。動機不明の構成比は、重大事犯類型（9.9%）が、他の犯罪・非行類型（1.2～3.6%）よりも高かった。

8-3-1-2図 刑法犯 検挙された者の犯行の動機別構成比（犯罪・非行類型別）



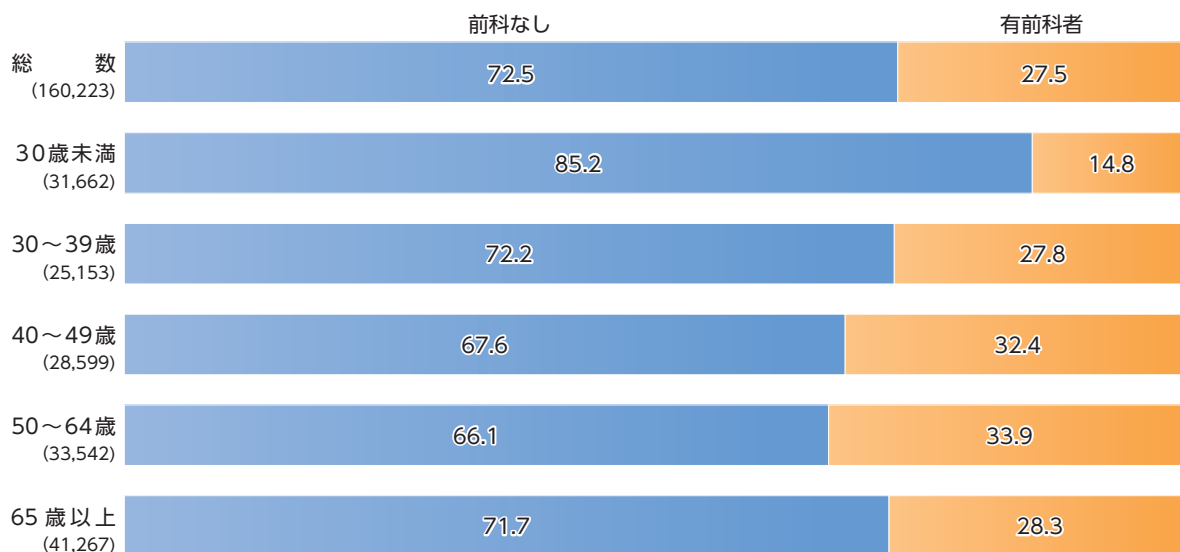
- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「犯行の動機」とは、警察が検挙した事件の主たる被疑者の動機・原因をいう。  
 3 「生活困窮等」には、債務返済を含む。  
 4 「憤怒等」には、怨恨及び痴情を含む。  
 5 「遊興費充当等」には、保険金目当て、ぱちんこ依存及びギャンブル依存を含む。  
 6 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。  
 7 ( ) 内は、検挙件数である。

## 3 20歳以上の検挙された者の前科の有無の構成比

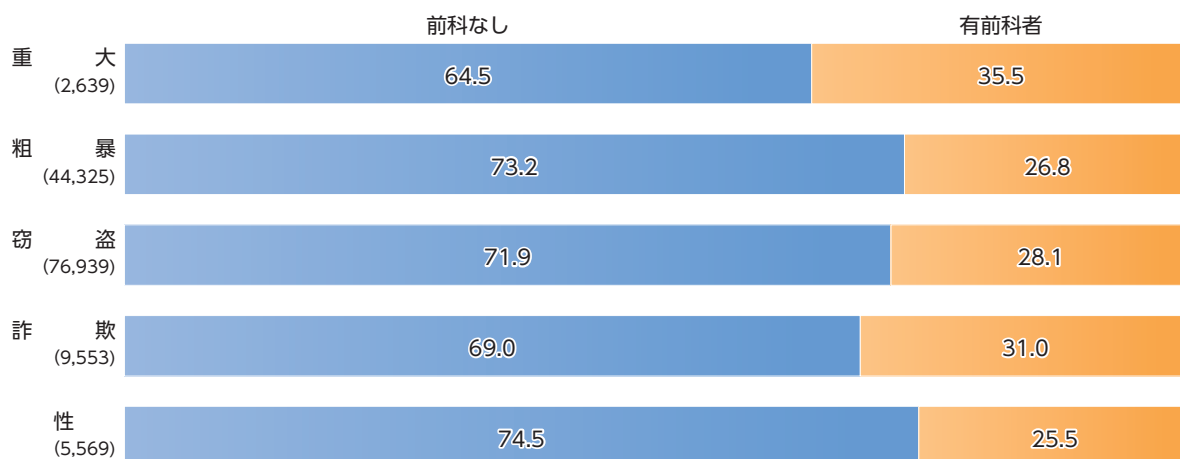
8-3-1-3図は、刑法犯により検挙された20歳以上の者の前科（道路交通法違反を除く犯罪の前科をいう。以下この項において同じ。）の有無別構成比を、年齢層別・犯罪類型別に見たものである。年齢層別に見ると、65歳以上の者を除き、年齢層が上がるにつれて有前科者の構成比が高くなっている。犯罪類型別に見ると、有前科者の構成比は、重大事犯類型（35.5%）が最も高かった。

（令和 3 年）

## ① 年齢層別



## ② 犯罪類型別



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有するものをいう。  
 4 「犯罪類型」は、8-1-1 表の分類による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## 第 2 節

## 検察・裁判

## ① 検察

## (1) 検察庁既済事件の被疑者人員

8-3-2-1 表は、令和 3 年における検察庁既済事件の被疑者人員を犯罪・非行類型（交通事犯類型を除く。以下この項において同じ。）別及び年齢層別に見たものである。いずれの年齢層でも、その他を除き窃盗事犯類型の構成比が最も高いが、年少少年や中間少年は、窃盗事犯類型の構成比が約半分を占め、他の非行類型と大きな差がある一方、20 歳代の者、30 歳代の者、40 歳代の者及び 50～64 歳の者は、窃盗事犯類型の構成比がいずれも 4 分の 1 程度であり、次いで構成比が高い粗暴犯類型と大きな差がなかった。

(令和3年)

犯罪・非行 類	総 数	20歳 未 満	20歳未満			20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上
			年少少年	中間少年	年長少年					
総 数	271,489 (100.0)	22,774 (100.0)	4,013 (100.0)	8,366 (100.0)	10,395 (100.0)	57,351 (100.0)	44,193 (100.0)	45,465 (100.0)	47,154 (100.0)	37,528 (100.0)
重 大	3,551 (1.3)	194 (0.9)	22 (0.5)	66 (0.8)	106 (1.0)	548 (1.0)	320 (0.7)	307 (0.7)	353 (0.7)	270 (0.7)
粗 暴	46,482 (17.1)	3,654 (16.0)	731 (18.2)	1,370 (16.4)	1,553 (14.9)	8,800 (15.3)	8,357 (18.9)	9,380 (20.6)	9,011 (19.1)	6,543 (17.4)
窃 盗	76,587 (28.2)	9,218 (40.5)	1,937 (48.3)	3,785 (45.2)	3,496 (33.6)	14,029 (24.5)	10,124 (22.9)	10,366 (22.8)	12,770 (27.1)	14,173 (37.8)
詐 欺	17,437 (6.4)	1,119 (4.9)	43 (1.1)	262 (3.1)	814 (7.8)	6,498 (11.3)	3,130 (7.1)	2,705 (5.9)	2,455 (5.2)	968 (2.6)
性	7,946 (2.9)	654 (2.9)	161 (4.0)	204 (2.4)	289 (2.8)	1,680 (2.9)	1,578 (3.6)	1,391 (3.1)	1,203 (2.6)	650 (1.7)
薬 物	22,379 (8.2)	1,403 (6.2)	22 (0.5)	282 (3.4)	1,099 (10.6)	6,116 (10.7)	4,659 (10.5)	5,262 (11.6)	3,768 (8.0)	517 (1.4)
そ の 他	97,107 (35.8)	6,532 (28.7)	1,097 (27.3)	2,397 (28.7)	3,038 (29.2)	19,680 (34.3)	16,025 (36.3)	16,054 (35.3)	17,594 (37.3)	14,407 (38.4)

- 注 1 検察統計年報による。  
 2 処理時の年齢による。また、「総数」には年齢不詳の者を含む。  
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。  
 4 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。  
 5 少年法の規定により家庭裁判所から送致された事件を含む。  
 6 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。  
 7 ( )内は、構成比である。

## (2) 起訴人員の推移

8-3-2-2図は、検察庁における起訴人員の推移（最近20年間）を年齢層別（犯行時の年齢による。以下この項において同じ。）、犯罪類型別（犯行時に少年であったものを含む。以下この項において同じ。）に見たものである。20歳以上の者の各年齢層を見ると、65歳以上の者を除いた各年齢層の起訴人員は、いずれも平成16年から18年をピークとしてその後はおおむね減少傾向を示しているが、20歳代の者については、25年（2万9,075人）に3万人を下回った後は減少傾向から離れ、2万7,000人台から2万8,000人台で推移している。65歳以上の者の起訴人員は、14年から27年まで増加傾向を示した後、その翌年以降はほぼ横ばいで推移している。また、各年齢層における起訴人員の人口比を見ても、65歳以上の者を除いた各年齢層は、16年から19年をピークとして低下傾向を示しているが、65歳以上の者の起訴人員の人口比は、14年以降上昇傾向を示し、19年（39.7）以降は30台後半から40強の間でほぼ横ばいで推移しており、令和3年は35.3であった（8-3-2-2図CD-ROM参照）。

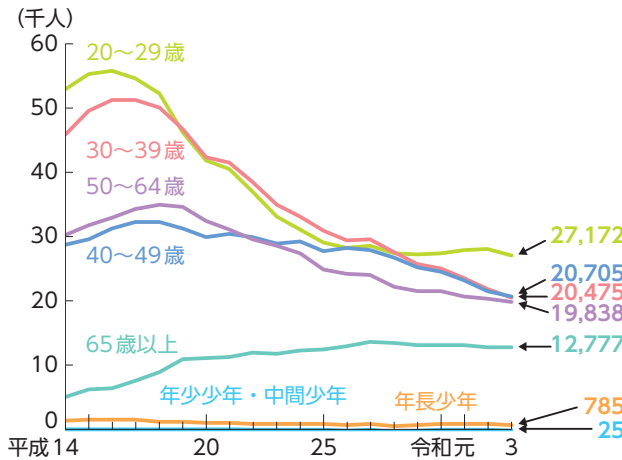
犯罪類型別に起訴人員を見ると、いずれの犯罪類型についても、平成14年ないし18年以降減少傾向を示しているが、令和3年は詐欺事犯類型が増加した（前年比25.4%増）。

8-3-2-2 図

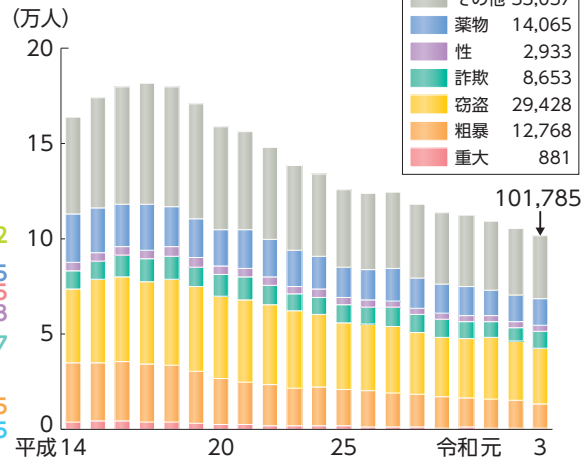
起訴人員の推移（年齢層別、犯罪類型別）

(平成14年～令和3年)

① 年齢層別



② 犯罪類型別



- 注 1 検察統計年報による
- 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
- 3 ①の「年齢層」は、犯行時の年齢による。
- 4 ②の「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。

(3) 起訴・起訴猶予別構成比

8-3-2-3 図は、令和3年における検察庁の終局処理人員について、起訴・起訴猶予別構成比を犯行時の年齢層別及び犯罪類型別に見たものである。

年齢層別のうち、犯行時に20歳以上の者の起訴猶予の構成比を見ると、65歳以上の者のみが6割を超え、それ以外は、いずれの年齢層でも、40%台後半から50%強の間であった。

犯罪類型別に起訴猶予の比率を見ると、重大事犯類型（20.3%）及び薬物事犯類型（17.3%）が2割前後と低かった。

8-3-2-3 図

起訴・起訴猶予別構成比（年齢層別、犯罪類型別）

(令和3年)

① 年齢層別

	起訴	起訴猶予
総数 (203,174)	50.1	49.9
年少・中間少年 (76)	32.9	67.1
年長少年 (1,639)	47.9	52.1
20～29歳 (51,254)	53.0	47.0
30～39歳 (38,408)	53.3	46.7
40～49歳 (39,400)	52.6	47.4
50～64歳 (39,768)	49.9	50.1
65歳以上 (32,595)	39.2	60.8

② 犯罪類型別

	起訴	起訴猶予
重大 (1,105)	79.7	20.3
粗暴 (37,466)	34.1	65.9
窃盗 (58,490)	50.3	49.7
詐欺 (13,378)	64.7	35.3
性 (5,134)	57.1	42.9
薬物 (16,998)	82.7	17.3

- 注 1 検察統計年報による。
- 2 ①の「年齢層」は、犯行時の年齢による。また、「総数」には、年齢不詳の者を含む。
- 3 ②の「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。また、被疑者が法人である事件を除く。
- 4 ( ) 内は、実人員である。

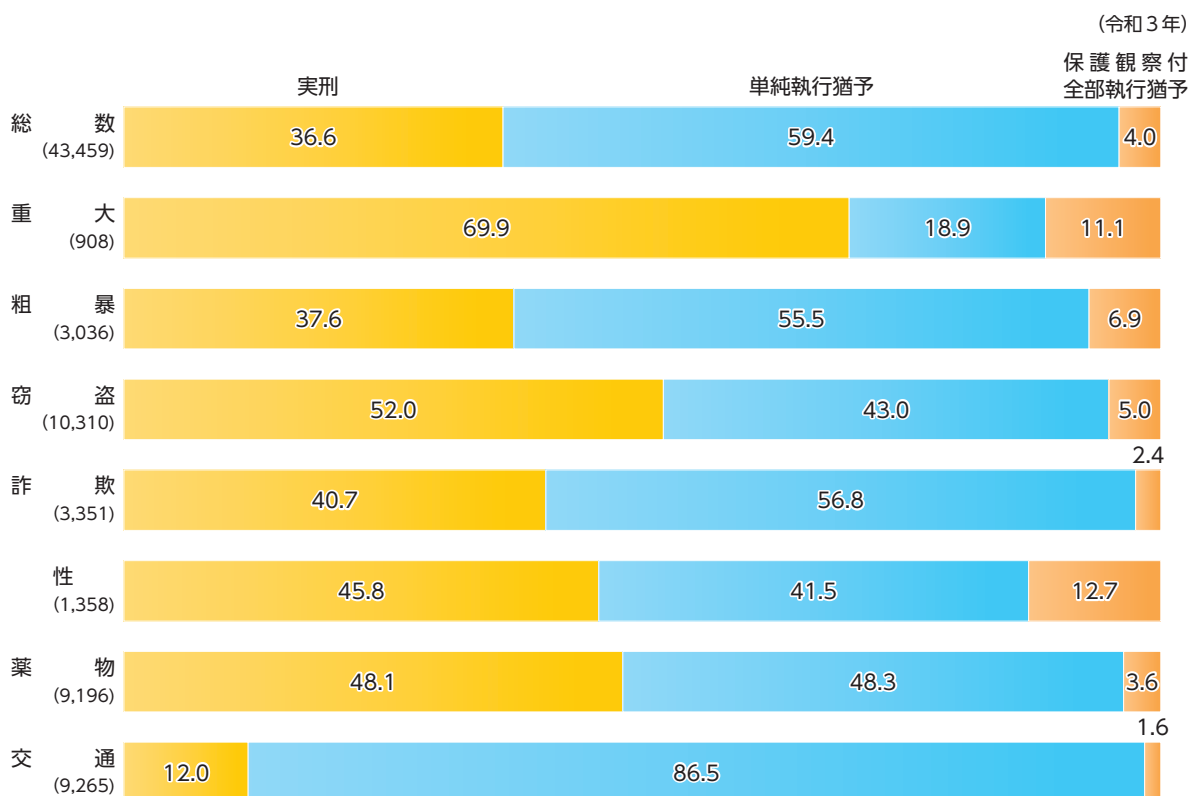


## 2 裁判

### (1) 地方裁判所における有期刑（懲役・禁錮）の科刑状況

8-3-2-4図は、令和3年の地方裁判所における有期の懲役・禁錮の科刑状況別の構成比を犯罪・非行類型別に見たものである。重大事犯類型は、実刑（一部執行猶予を含む。以下（1）において同じ。）の構成比が最も高く、7割弱であるほか、全部執行猶予のうち保護観察に付される割合も最も高く、4割弱であった。性犯類型は、実刑の構成比が、交通事犯類型、粗暴犯類型、詐欺事犯類型に次いで低い一方、全部執行猶予のうち保護観察に付される割合が、重大事犯類型に次いで高かった（23.5%）。

8-3-2-4図 地方裁判所における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況別構成比（犯罪・非行類型別）



- 注 1 司法統計年報による  
 2 「実刑」は、一部執行猶予を含む。  
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない全部執行猶予である。  
 4 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。  
 5 ( )内は、実人員である。

### (2) 非行少年の処理区分

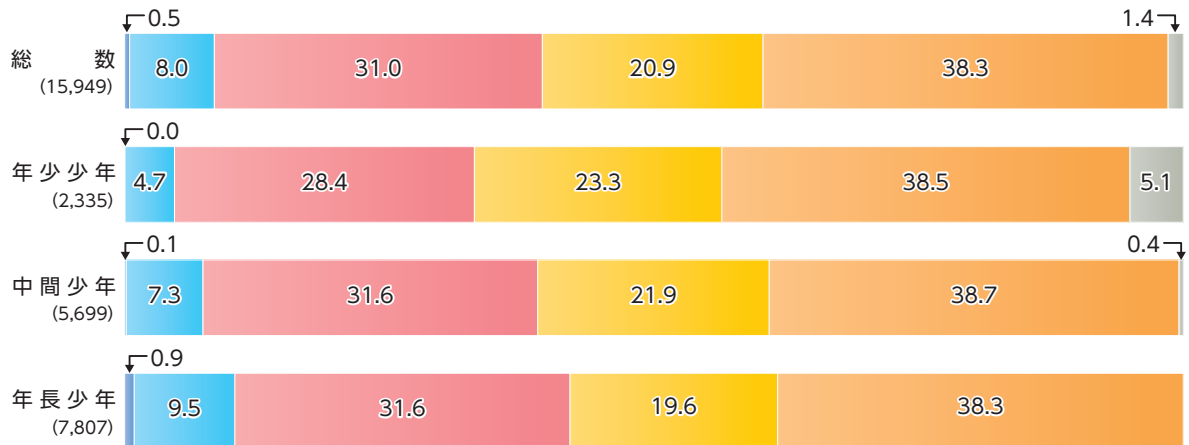
令和3年の少年保護事件（年齢超過による検察官送致、簡易送致、移送・回付で終局した事件及び併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）を除く。）について、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を年齢層別・非行類型（交通事犯類型を除く。以下この項において同じ。）別に見ると、8-3-2-5図のとおりである（なお、交通事犯類型に関連する同構成比については、3-2-2-3図参照）。年齢層別では、非行少年の年齢層が上がるにつれて、検察官送致、少年院送致及び保護観察処分の者の合計人員の構成比が上昇している。非行類型別では、重大事犯類型及び薬物事犯類型において、検察官送致、少年院送致及び保護観察処分の者の合計人員の構成比が9割前後となっており、他の非行類型より顕著に高かった。

8-3-2-5 図

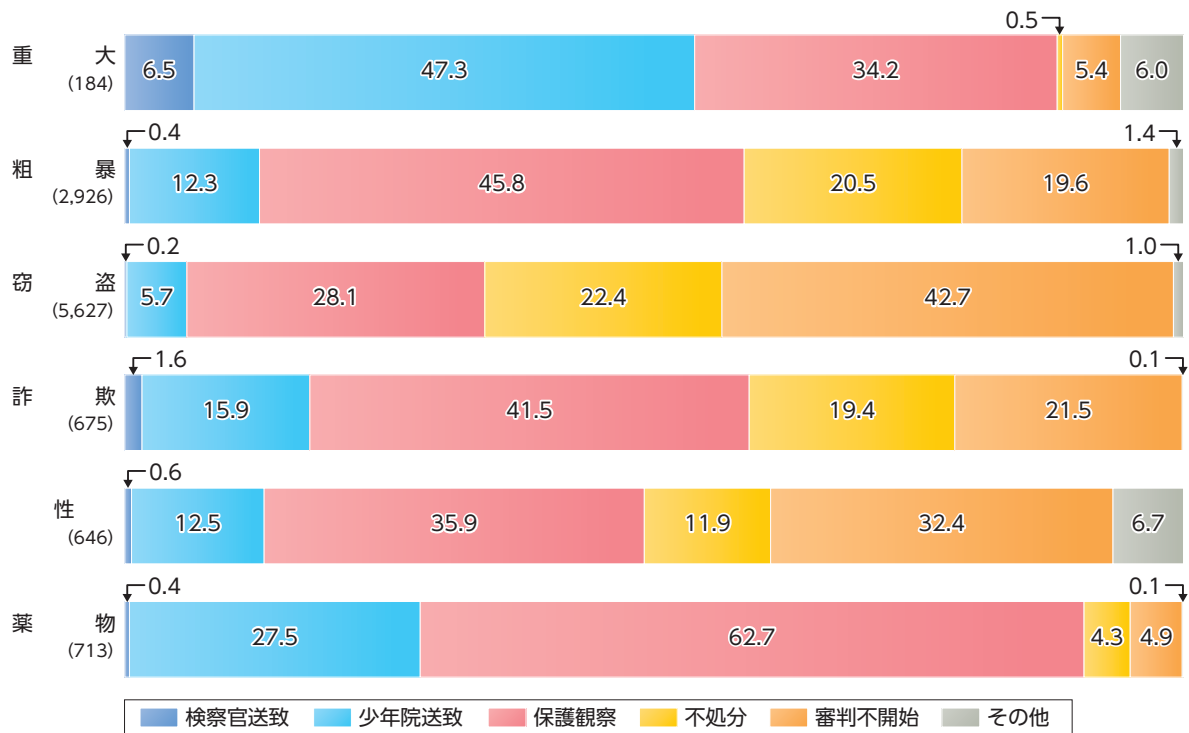
少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比（年齢層別、非行類型別）

(令和3年)

## ① 年齢層別



## ② 非行類型別



注 1 司法統計年報による。

注 2 年齢超過による検察官送致、簡易送致、移送・回付で終局した事件及び併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）を除く。

注 3 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。

注 4 ①の「年齢層」は、終局時の年齢による。

注 5 ②の「非行類型」は、8-1-1表の分類による。

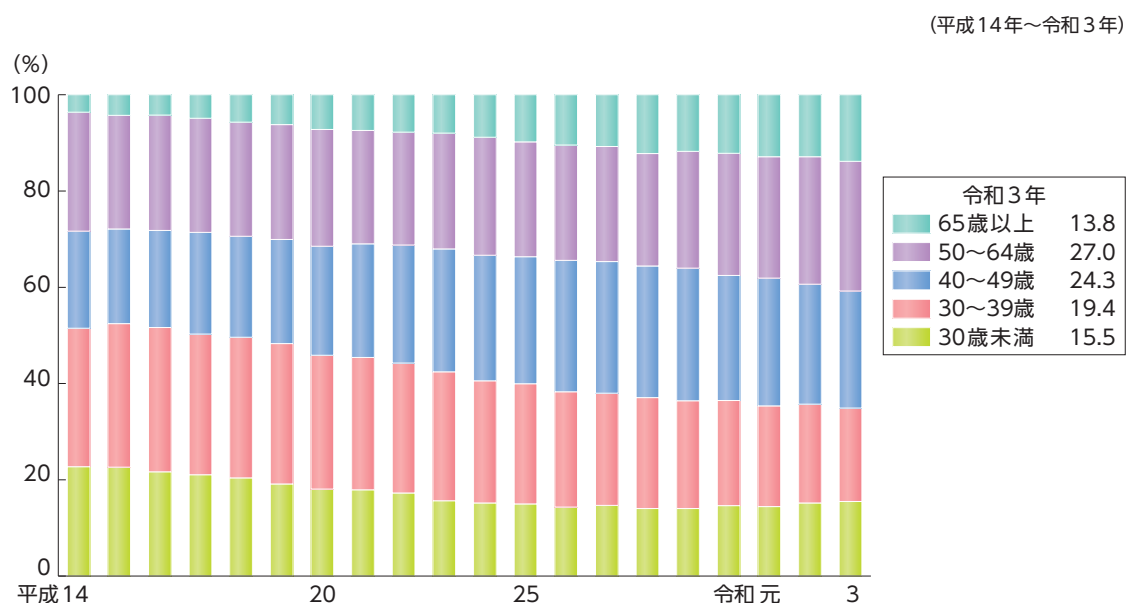
注 6 ( ) 内は、実人員である。

## 第3節 矯正

### 1 刑事施設

8-3-3-1図は、入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。平成23年までは30歳代の者、24年から令和元年までは40歳代の者、2年以降は50～64歳の者の構成比が、それぞれ最も高くなっている（CD-ROM参照）。50～64歳の者の構成比を除き、低下又は上昇のいずれかの傾向が見られる。まず、低下傾向のものを見ると、30歳未満の者の構成比が、平成26年まで一貫して低下した後、その翌年以降は14～15%台で推移している。また、30歳代の者の構成比が、19年まで30%前後で推移した後、その翌年以降は低下し続け、令和3年は19.4%であった。次に、上昇傾向のものを見ると、65歳以上の者の構成比が、顕著な上昇傾向にあり、同年は13.8%（平成14年の約3.8倍）と最高を記録した。また、40歳代の者の構成比が、29年（27.5%）まで上昇傾向を示した後、30年以降は25%前後で推移している。

8-3-3-1図 入所受刑者の年齢層別構成比の推移



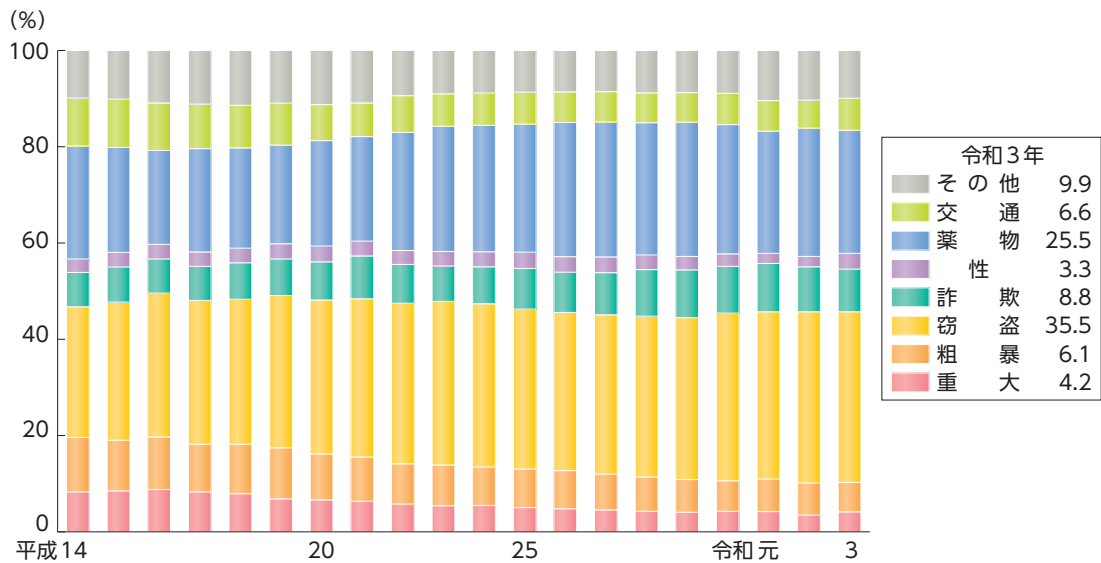
注 1 矯正統計年報による。  
2 入所時の年齢による。

8-3-3-2図は、入所受刑者の犯罪類型別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。窃盗事犯類型の構成比が一貫して最も高く（令和3年は35.5%）、次いで、薬物事犯類型（同25.5%）の順であった。重大事犯類型及び粗暴犯類型は、平成14年と比べてそれぞれ低下傾向にあるのに対し、窃盗事犯類型は上昇傾向にあった。他の犯罪類型の構成比を見ると、詐欺事犯類型は7～10%台、性犯類型は2～3%台、薬物事犯類型は19～28%台、交通事犯類型は5～7%台でそれぞれ推移している。

8-3-3-2 図

## 入所受刑者の犯罪類型別構成比の推移

(平成14年～令和3年)



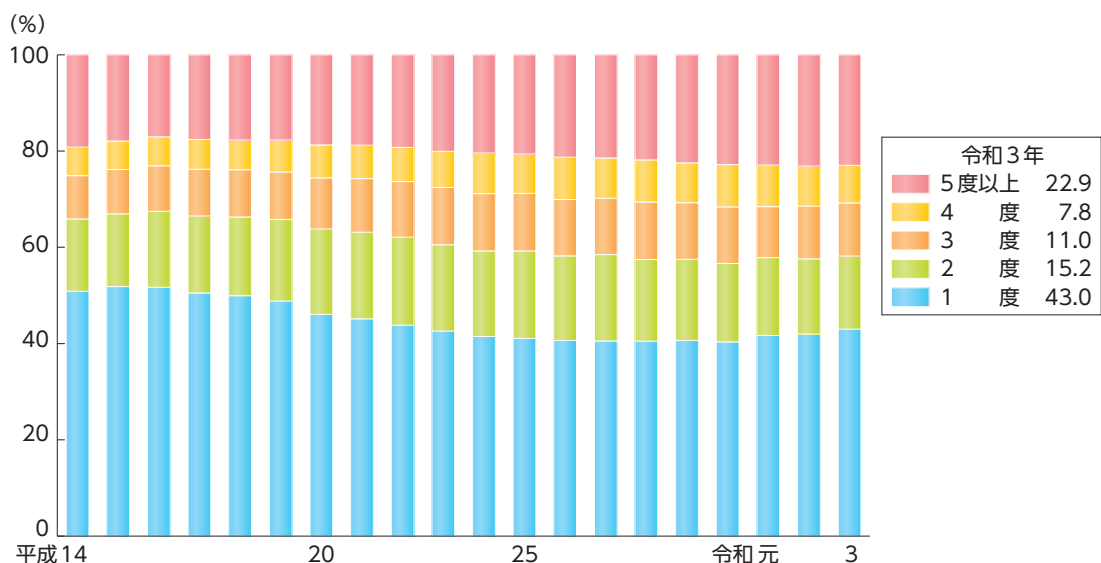
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。

8-3-3-3 図は、入所受刑者の入所度数別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。初入者の構成比が一貫して最も高いが、平成15年（51.9%）をピークに、その翌年から低下傾向にあり、22年以降は40～43%台で推移している。2度の者の構成比は、15～18%台で推移している。3度、4度及び5度以上の者の構成比は、それぞれ上昇傾向にあり、3度以上の者の合計人員の構成比は、26年以降令和2年まで、初入者の構成比を上回っていたが、3年は、初入者の構成比が43.0%であり、3度以上の者の構成比が41.8%であった。

8-3-3-3 図

## 入所受刑者の入所度数別構成比の推移

(平成14年～令和3年)

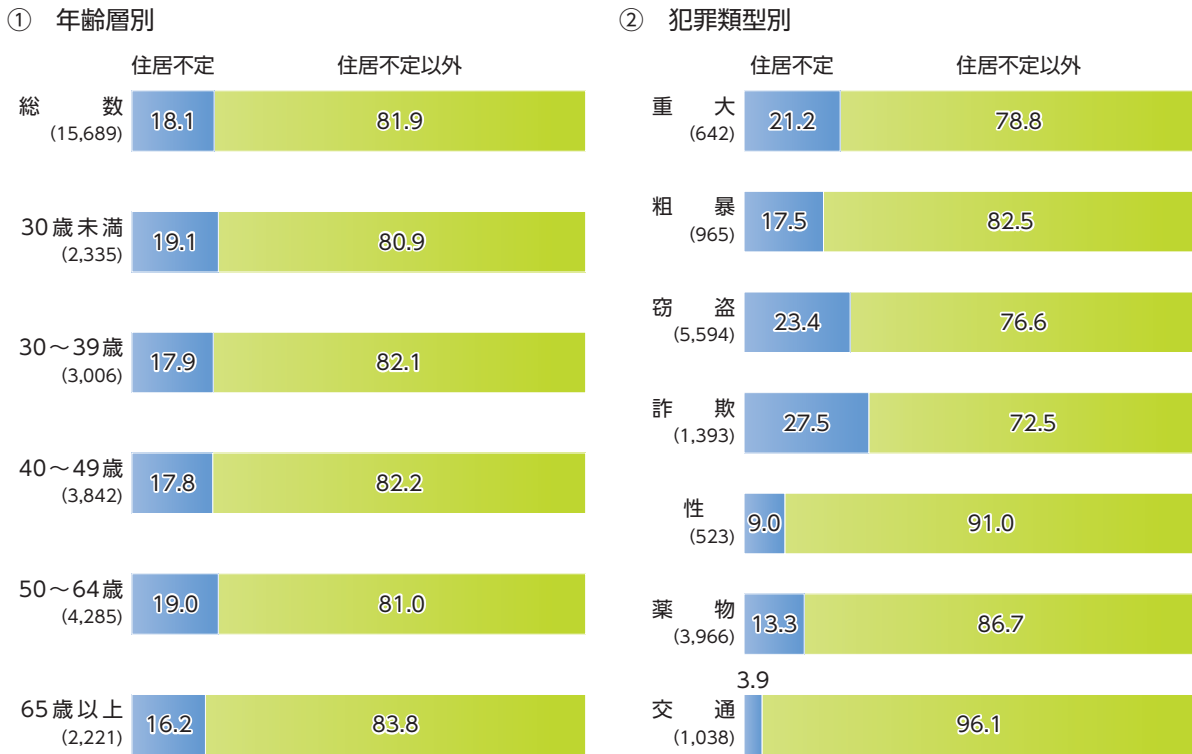


- 注 矯正統計年報による。

8-3-3-4図は、令和3年における入所受刑者の居住状況（犯行時の居住状況による。以下この項において同じ。）別構成比について、年齢層別・犯罪類型別に見たものである。年齢層別では、住居不定の構成比は、いずれの年齢層においても17%前後であった。犯罪類型別では、住居不定の構成比は、詐欺事犯類型（27.5%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（23.4%）、重大事犯類型（21.2%）の順であり、交通事犯類型（3.9%）が最も低かった。

8-3-3-4図 入所受刑者の居住状況別構成比（年齢層別、犯罪類型別）

(令和3年)



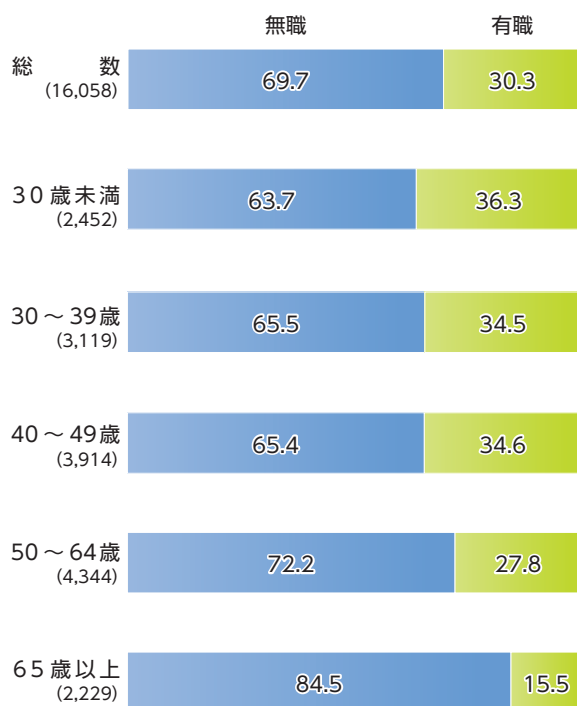
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①の「総数」及び②については、矯正統計年報から、①の「総数」以外については、法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 犯行時の居住状況による。  
 4 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。  
 5 「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。  
 6 ( )内は、実人員である。

8-3-3-5図は、令和3年における入所受刑者の就労状況（犯行時の就労状況による。以下この項において同じ。）別構成比について、年齢層別・犯罪類型別に見たものである。年齢層別では、年齢層が上がるにつれて無職の構成比が高くなる傾向にあり、65歳以上の者では84.5%であった。犯罪類型別では、無職の構成比は、窃盗事犯類型（80.1%）が最も高く、交通事犯類型（41.7%）が最も低かった。

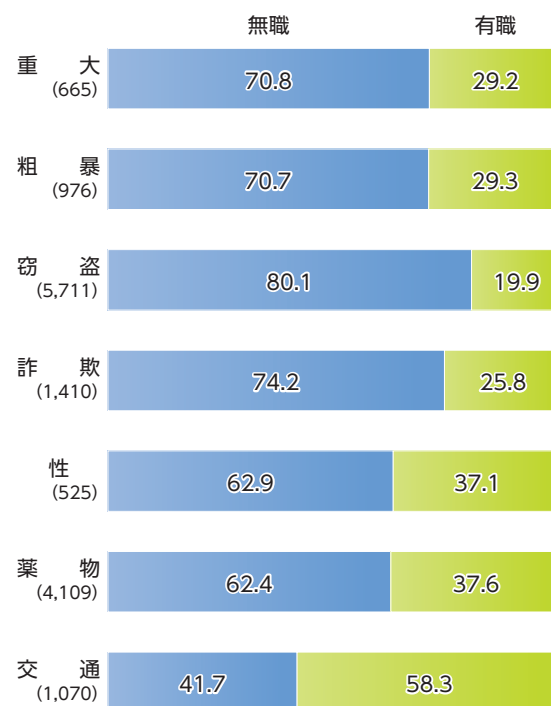
8-3-3-5図 入所受刑者の就労状況別構成比（年齢層別、犯罪類型別）

（令和3年）

① 年齢層別



② 犯罪類型別

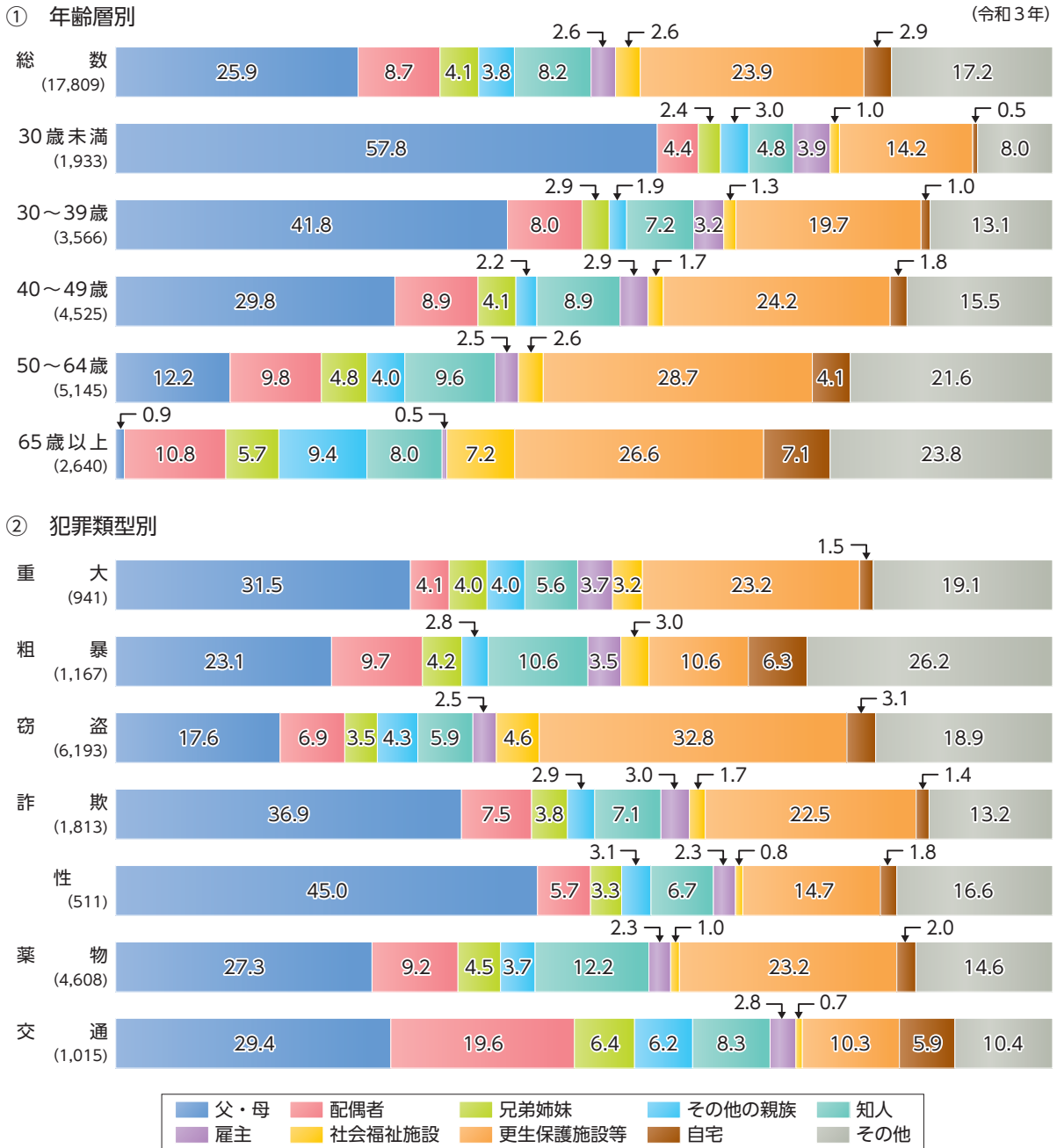


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①の「総数」及び②については、矯正統計年報から、①の「総数」以外については、法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 犯行時の就労状況による。  
 4 「無職」は、定収入のある無職者を含む。  
 5 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。  
 6 「犯罪類型」は、8-1-1表による。  
 7 ( )内は、実人員である。



8-3-3-6図は、令和3年における出所受刑者の帰住先別構成比について、年齢層別・犯罪類型別にみたものである。年齢層別では、年齢層が上がるにつれて、父・母の構成比が低くなる一方、社会福祉施設、更生保護施設等及びその他の構成比が高くなる傾向にあった。総数では、父・母の構成比（25.9%）が最も高く、次いで、更生保護施設等（23.9%）、配偶者（8.7%）、知人（8.2%）の順であったが、帰住先別に最も多い犯罪類型を見ると、父・母は性犯類型（45.0%）が、更生保護施設等は窃盗事犯類型（32.8%）が、配偶者は交通事故事犯類型（19.6%）が、知人は薬物事犯類型（12.2%）が、それぞれ最も高かった。

8-3-3-6図 出所受刑者の帰住先別構成比（年齢層別、犯罪類型別）

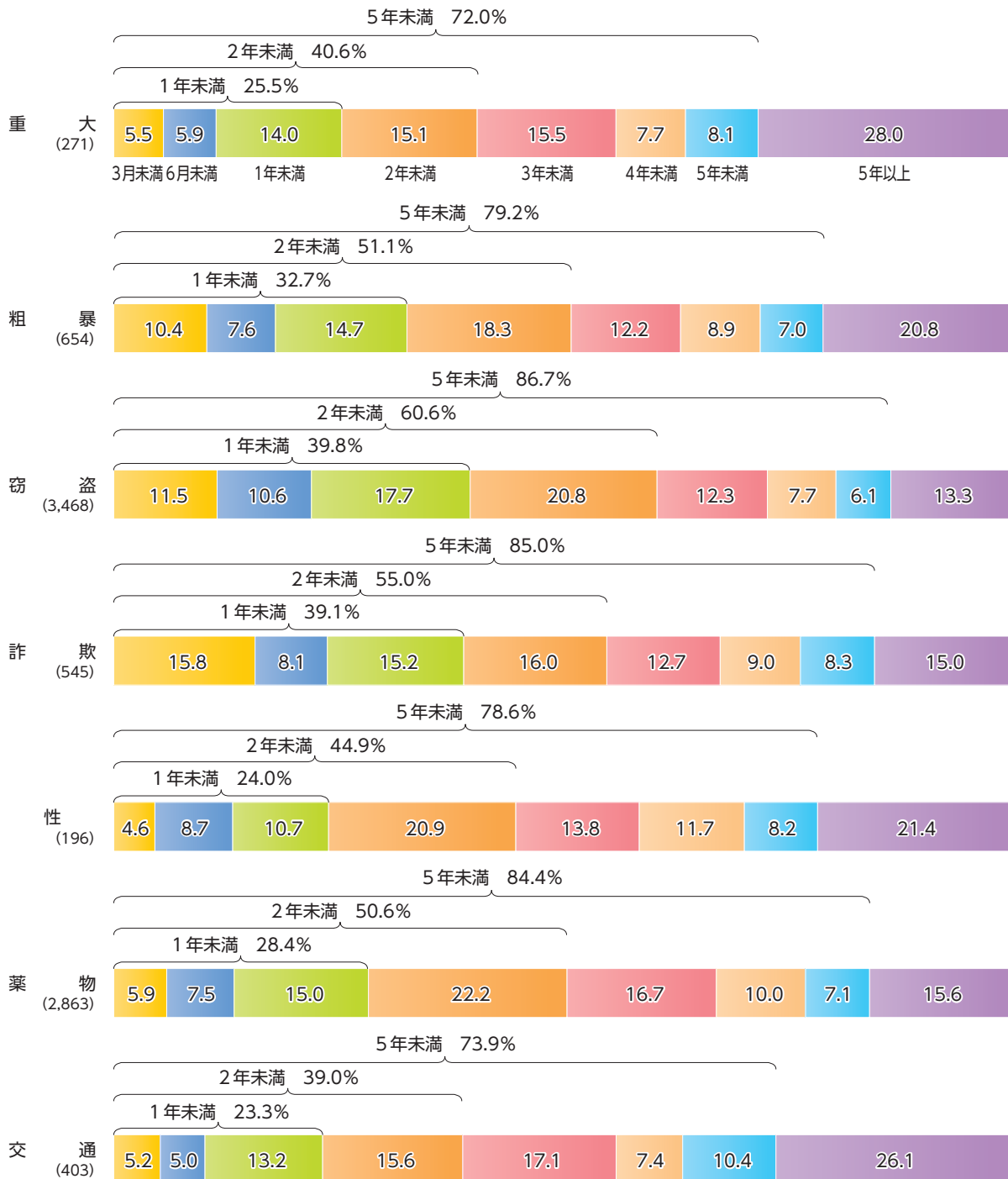


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。  
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 5 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。  
 6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。  
 7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。  
 8 「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。  
 9 ( ) 内は、実人員である。

8-3-3-7図は、令和3年の入所受刑者のうち、再入者の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比について、犯罪類型別に見たものである。1年未満の者の構成比は、窃盗事犯類型（39.8%）が最も高く、次いで、詐欺事犯者（39.1%）、粗暴犯類型（32.7%）の順であった。他方、5年以上の者の構成比は、重大事犯類型（28.0%）が最も高く、次いで、交通事犯類型（26.1%）、性犯類型（21.4%）の順であった。

8-3-3-7図 再入者の再犯期間別構成比（犯罪類型別）

（令和3年）



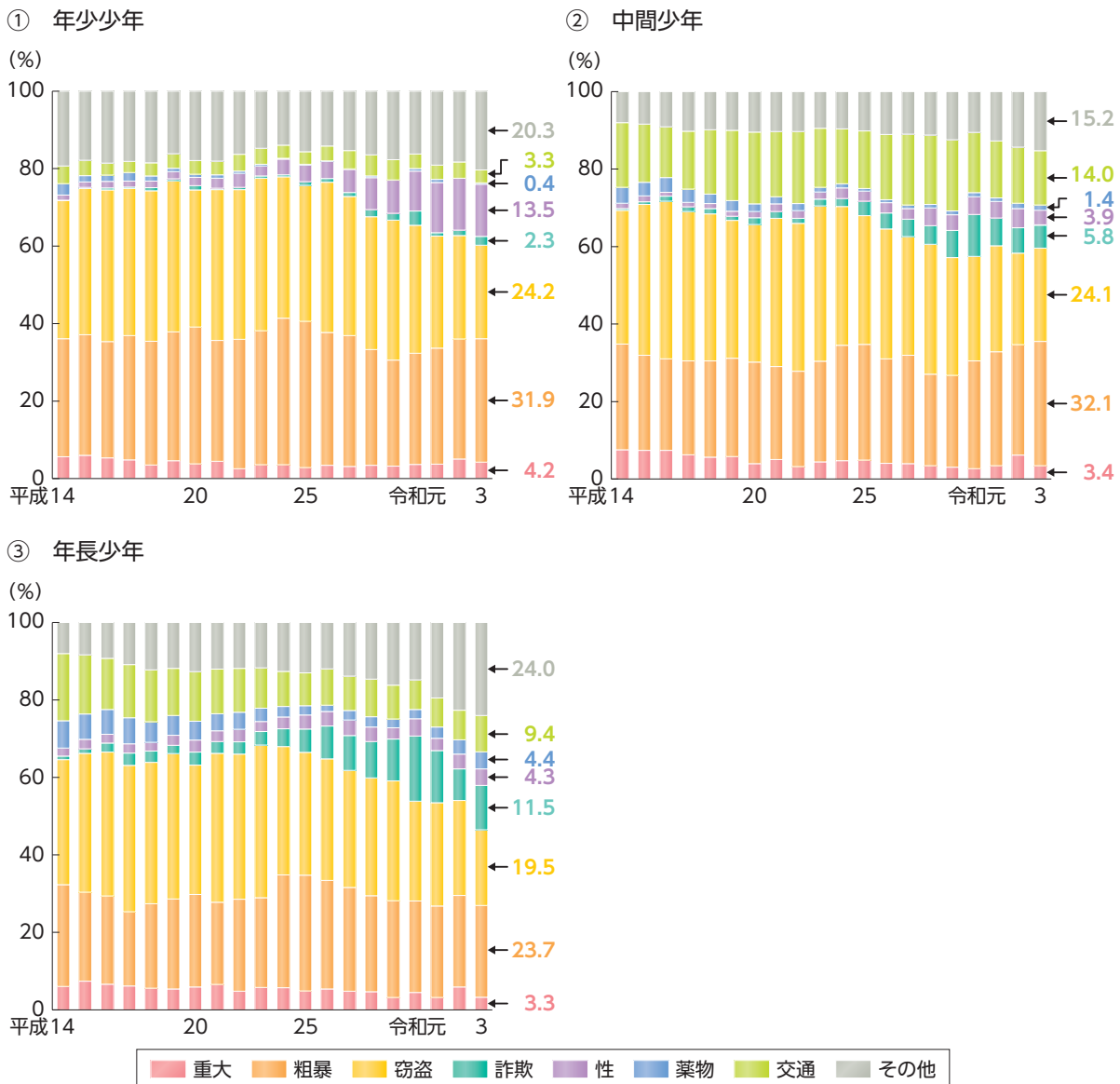
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。  
 4 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 5 「犯罪類型」は、前刑時の罪名により、かつ、8-1-1表の分類による。  
 6 ( )内は、実人員である。

## 2 少年鑑別所

8-3-3-8図は、少年鑑別所入所者の非行類型別構成比の推移（最近20年間）について、年齢層別に見たものである。この間、年少少年（14歳未満の者を含む。以下この編において同じ。ただし、第5章第2節1項及び2項を除く。）では粗暴犯類型が、中間少年では交通事犯類型が、年長少年（20歳に達している者を含む。以下この節において同じ。）では詐欺事犯類型及び薬物事犯類型の構成比が、それぞれ他の年齢層に比べて高い傾向にあった。他方、年少少年では、平成14年は1.3%であった性犯類型の構成比が、令和3年には13.5%まで急激に上昇したほか、全ての年齢層において、詐欺事犯類型の構成比が大きく上昇し、同年は平成14年の約12～23倍の水準であった。

8-3-3-8図 少年鑑別所入所者の非行類型別構成比の推移（年齢層別）

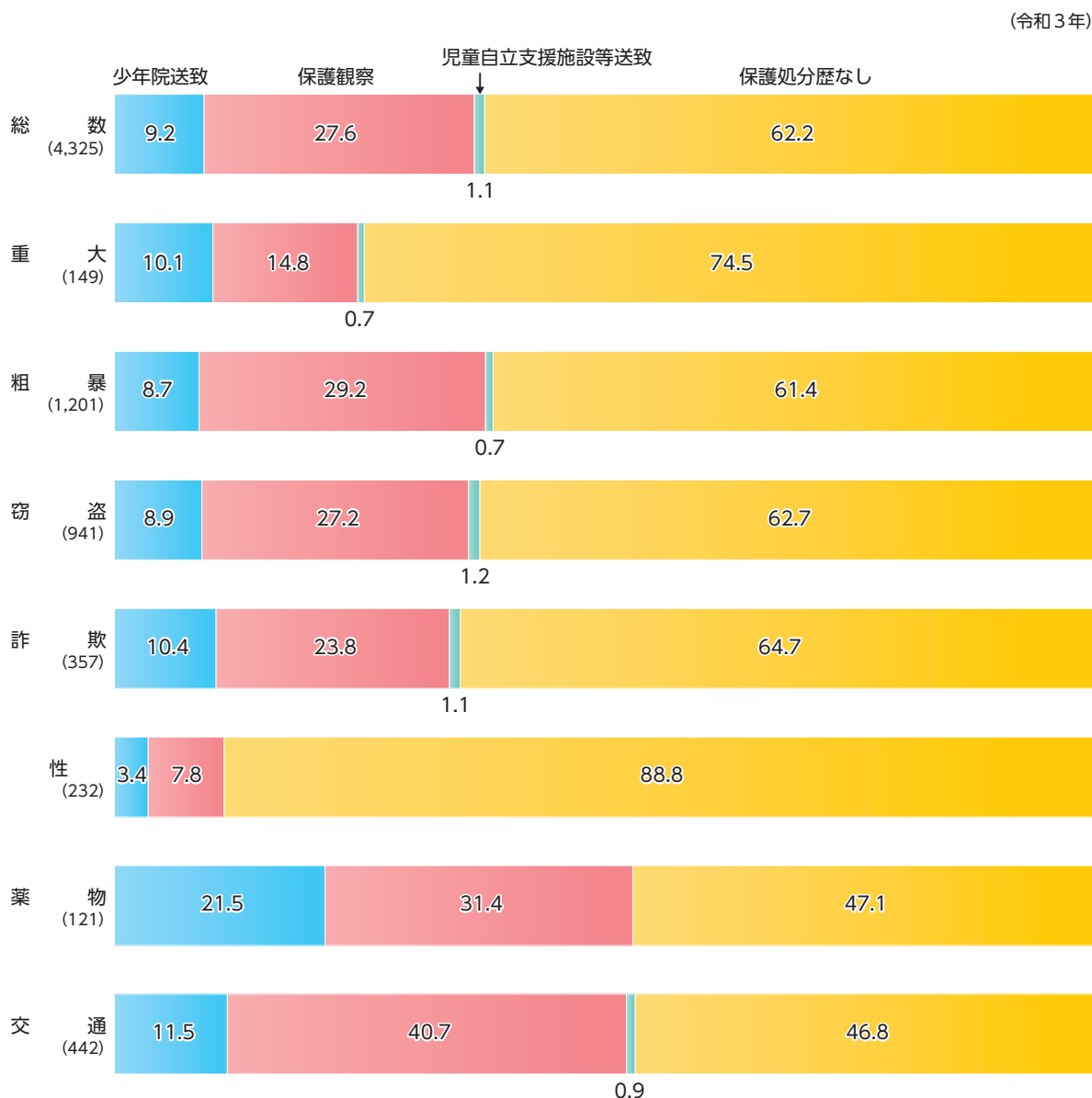
（平成14年～令和3年）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。  
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。  
 5 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。

8-3-3-9図は、令和3年における少年鑑別所入所者の保護処分歴別構成比について、非行類型別に見たものである。少年院送致歴がある者の構成比は、薬物事犯類型（21.5%）が最も高く、性犯類型（3.4%）が最も低かった。保護観察歴がある者の構成比は、交通事犯類型（40.7%）が最も高く、性犯類型（7.8%）が最も低かった。保護処分歴がない者の構成比は、性犯類型（88.8%）が最も高く、交通事犯類型（46.8%）が最も低かった。

8-3-3-9図 少年鑑別所入所者の保護処分歴別構成比（非行類型別）

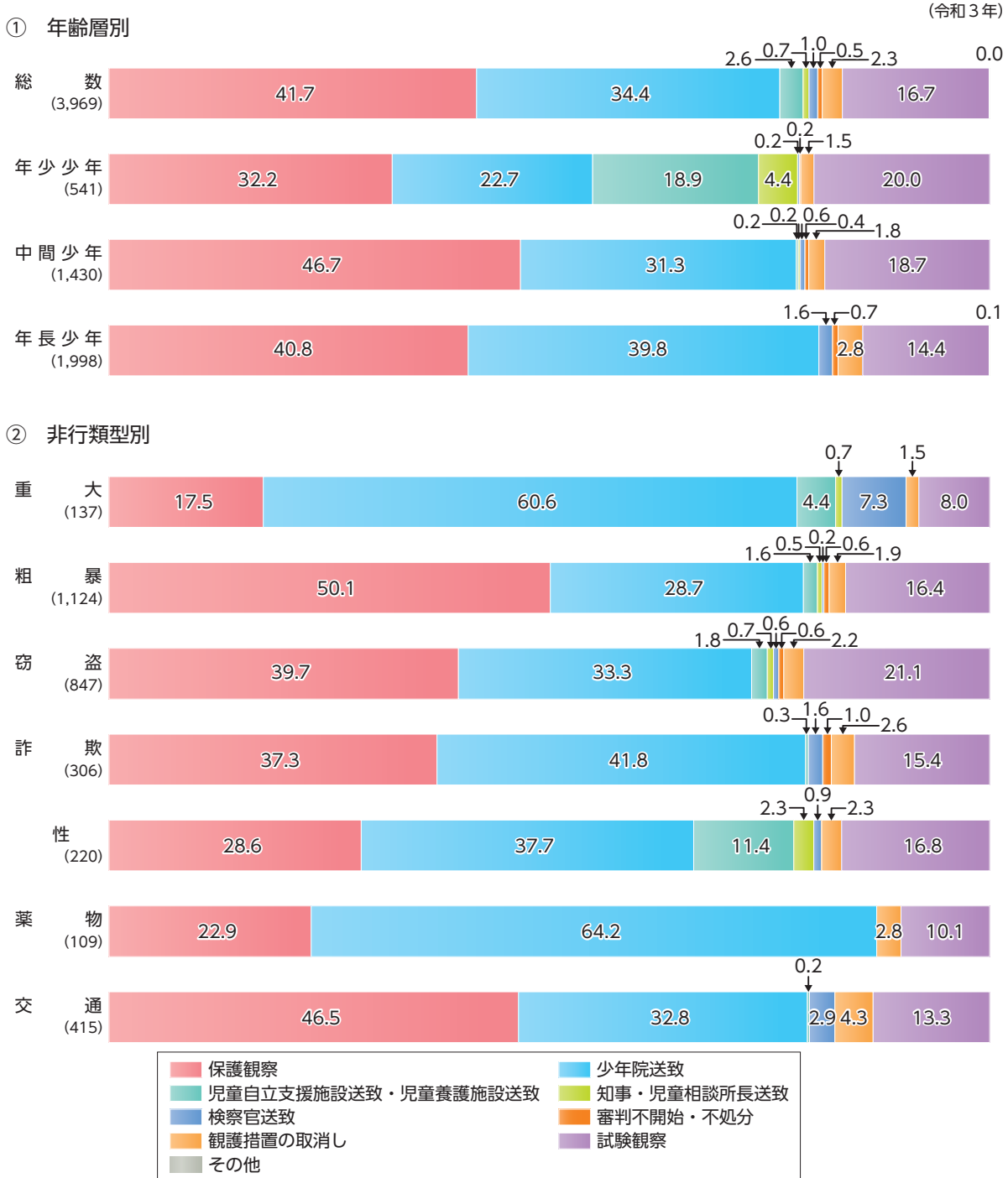


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。  
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。  
 5 保護処分歴が不詳の者を除く。  
 6 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。  
 7 ( )は、実人員である。

8-3-3-10図は、令和3年における収容審判鑑別を終了した者の審判決定等別構成比について、年齢層別・非行類型別に見たものである。年長少年は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び知事・児童相談所長送致の対象とならないことなどに留意する必要があるが、年齢層別に見ると、保護観察の構成比は、中間少年（46.7%）が最も高く、次いで、年長少年（40.8%）、年少少年（32.2%）

の順であった。また、少年院送致の構成比は、年少少年が中間少年及び年長少年と比べて低かった。非行類型別に見ると、少年院送致の構成比は、薬物事犯類型及び重大事犯類型が6割を超えているのに対し、粗暴犯類型、窃盗事犯類型及び交通事犯類型が3割程度であった。

8-3-3-10図 収容審判鑑別を終了した者の審判決定等別構成比（年齢層別、非行類型別）



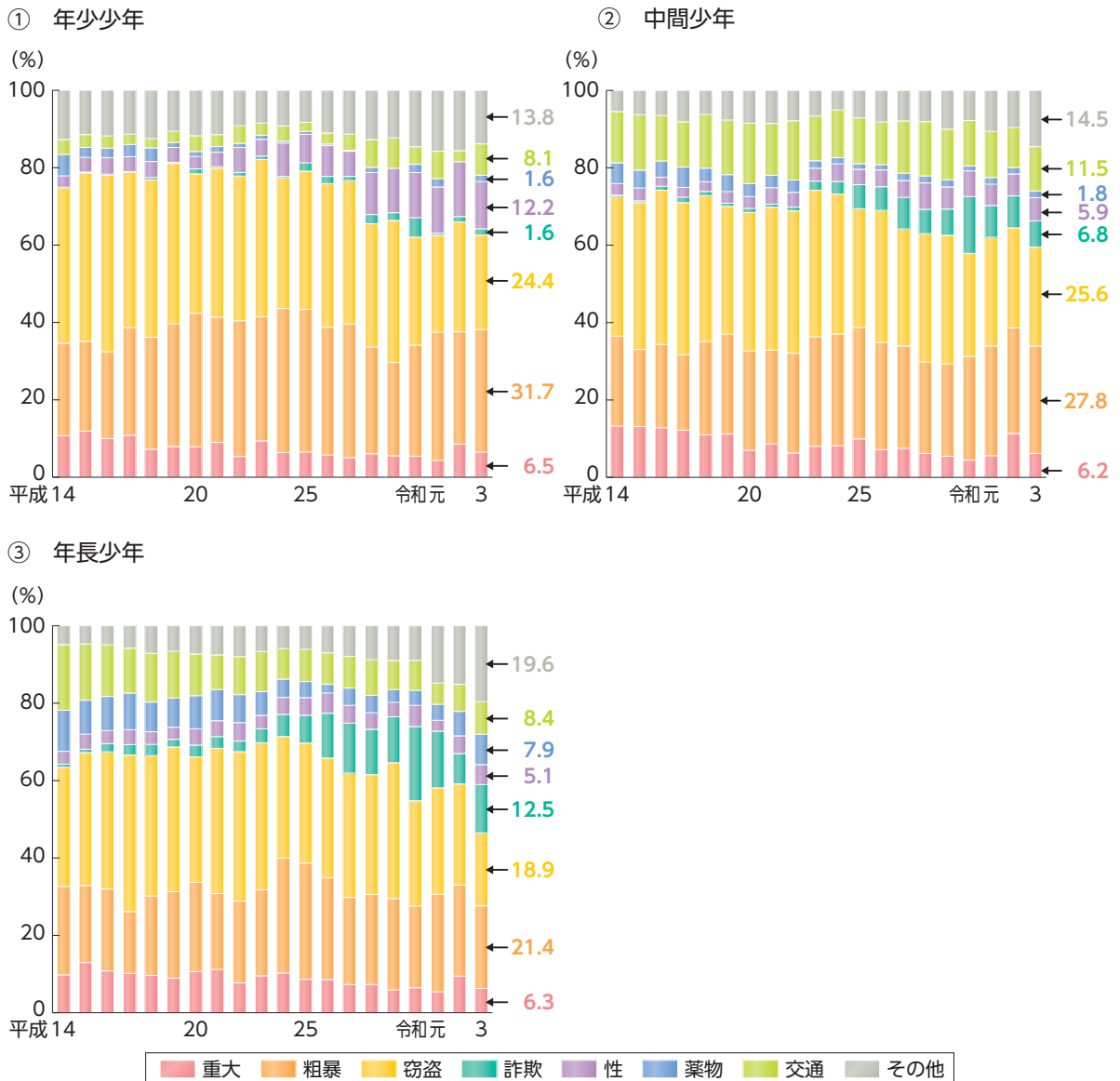
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護の措置により入所し、かつ、令和3年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。  
 4 「その他」は、観護措置変更決定等である（検察官送致決定後在所した者を除く。）  
 5 少年鑑別所退所時の年齢による。  
 6 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。  
 7 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

### 3 少年院

8-3-3-11 図は、少年院入院者の非行類型別構成比の推移（最近20年間）について、年齢層別に見たものである。年少少年では、窃盗事犯類型の構成比は、平成14年から19年までは4割を超えていたが、その後は低下傾向を示し、30年以降は30%を下回っている。粗暴犯類型の構成比は、24年（37.3%）まで上昇傾向を示した後、30年以降は30%前後で推移している。性犯類型の構成比は、14年の2.9%から急激に上昇し、令和3年は12.2%であった。中間少年でも、窃盗事犯類型の構成比は低下傾向が見られる一方、詐欺事犯類型の構成比は、平成30年に最高値（14.7%）を示した後は7%前後で推移しており、令和3年は6.8%（平成14年の約22.7倍）であった。年長少年では、窃盗事犯類型の構成比は、増減を繰り返していたところ、近年低下傾向にあり、令和3年は18.9%であった。中間少年同様、詐欺事犯類型の構成比は、平成30年に最高値（19.2%）を示した後も高い水準にあり、令和2年に10%を下回ったものの、3年は12.5%（平成14年の約15.6倍）であった。

8-3-3-11 図 少年院入院者の非行類型別構成比の推移（年齢層別）

（平成14年～令和3年）

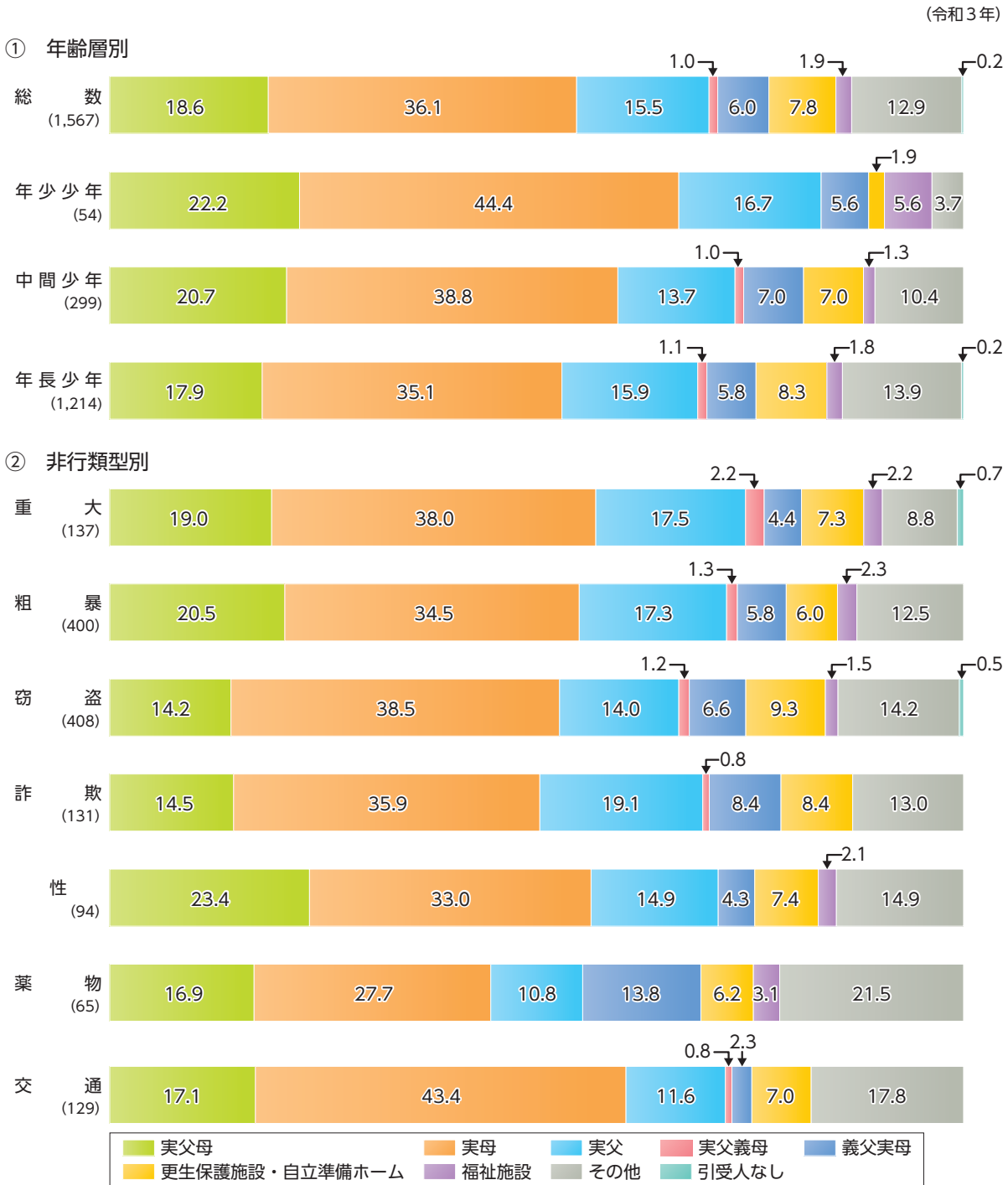


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。  
 4 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。



8-3-3-12図は、令和3年における少年院出院者の出院時引受人別構成比について、年齢層別・非行類型別に見たものである。年齢層別では、いずれの年齢層についても実母が最も高く（年少少年では44.4%、中間少年では38.8%、年長少年では35.1%）、次いで、実父母（それぞれ22.2%、20.7%、17.9%）、実父（それぞれ16.7%、13.7%、15.9%）の順であった。非行類型別に見ると、実父母の構成比は、性犯類型（23.4%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（20.5%）、重大事犯類型（19.0%）の順であった。実母の構成比は、交通事故類型（43.4%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（38.5%）、重大事犯類型（38.0%）の順であった。

8-3-3-12図 少年院出院者の出院時引受人別構成比（年齢層別、非行類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 「その他」は、養父（母）、雇用主等である。  
 4 出院時の年齢による。ただし、「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。  
 5 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。  
 6 ( )内は、実人員である。

## 第4節

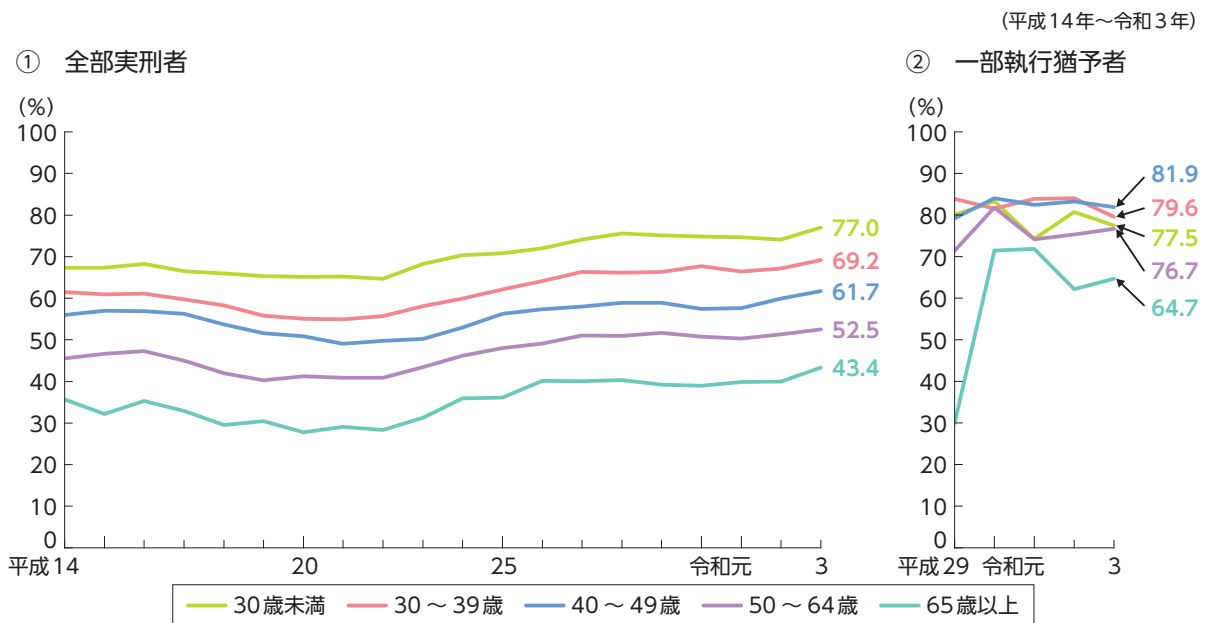
## 保護観察

この節では、家庭裁判所の決定により保護観察に付された者（保護観察処分少年。ただし、交通短期保護観察の対象者を除く。以下この節において同じ。）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付された者（少年院仮退院者）、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者について、その動向を概観する。

### 1 仮釈放率の推移

8-3-4-1図は、出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の仮釈放率の推移（最近20年間）を、年齢層別に見たものである。全部実刑者は、年齢層別に見ると、平成14年以降、一貫して年齢層が上がるにつれて、仮釈放率が低くなり、令和3年における65歳以上の者の仮釈放率は43.4%であった。一部執行猶予者は、平成29年以降、一貫して65歳以上の者の仮釈放率が最も低く、令和3年は64.7%であった。

8-3-4-1図 仮釈放率の推移（年齢層別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 出所時の年齢による。  
3 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

### 2 保護観察対象者の動向

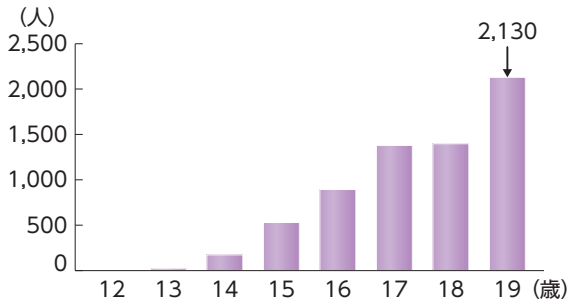
#### (1) 保護観察開始人員

8-3-4-2図は、令和3年における保護観察開始人員を年齢別に見たものである。保護観察処分少年は、19歳の者が2,130人（32.7%）、少年院仮退院者は、20歳の者が431人（27.6%）と最も多い。仮釈放者を見ると、全部実刑者は、40歳代後半の者が多く、13.1%を占め、一部執行猶予者は、40歳代前半の者が多く、20.9%を占めている。保護観察付全部・一部執行猶予者を見ると、全部執行猶予者は、20歳代前半の者が多く、19.1%を占め、一部執行猶予者は、40歳代前半の者が多く、20.6%を占めている（CD-ROM参照）。

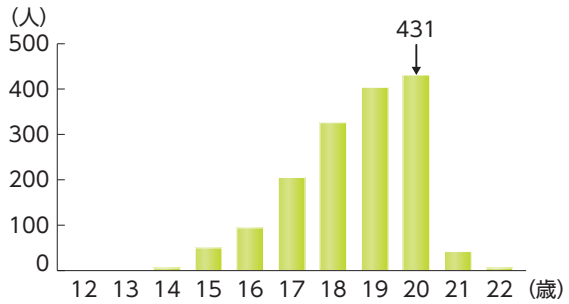
### 8-3-4-2 図 保護観察開始人員（年齢別）

（令和3年）

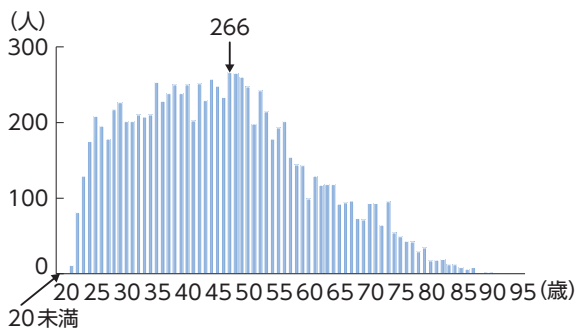
① 保護観察処分少年



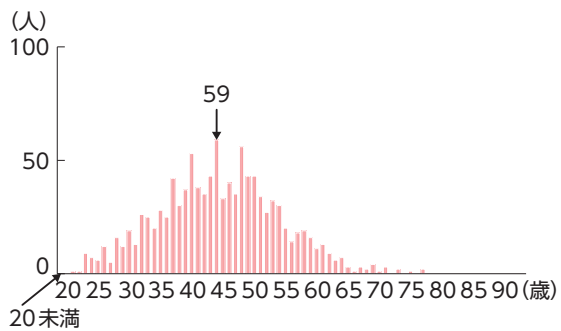
② 少年院仮退院者



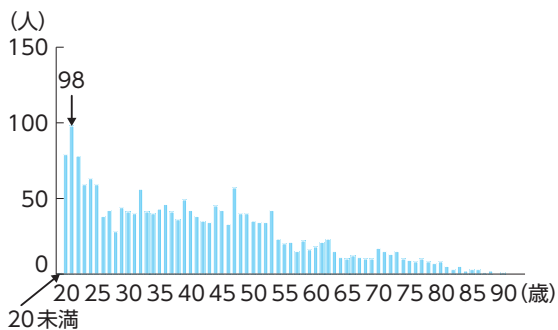
③ 仮釈放者（全部実刑者）



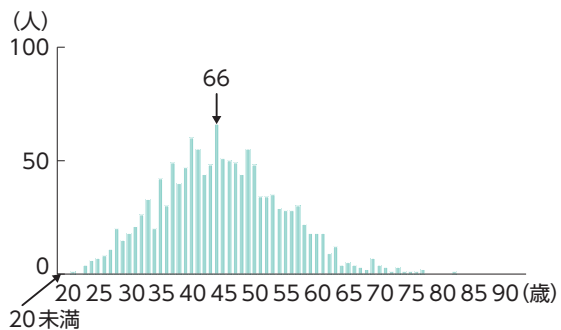
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。  
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

## (2) 年齢層の推移

8-3-4-3 図は、保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（平成14年以降。28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）を見たものである。

保護観察処分少年は、平成14年及び16年から27年までは中間少年が、15年及び28年以降は年長少年の構成比が、それぞれ最も高い。年齢層別に見ると、年少少年の構成比は、25年（26.3%）まで上昇傾向を示した後、低下し続け、令和3年は10.9%であった。中間少年の構成比は、平成20年（42.6%）をピークに、その翌年から低下傾向にあり、令和3年は34.9%であった。年長少年の構成比は、平成24年以降上昇し続け、令和3年は54.2%であった。

少年院仮退院者は、年長少年の構成比が一貫して最も高く、55～77%台と高い水準で推移している。

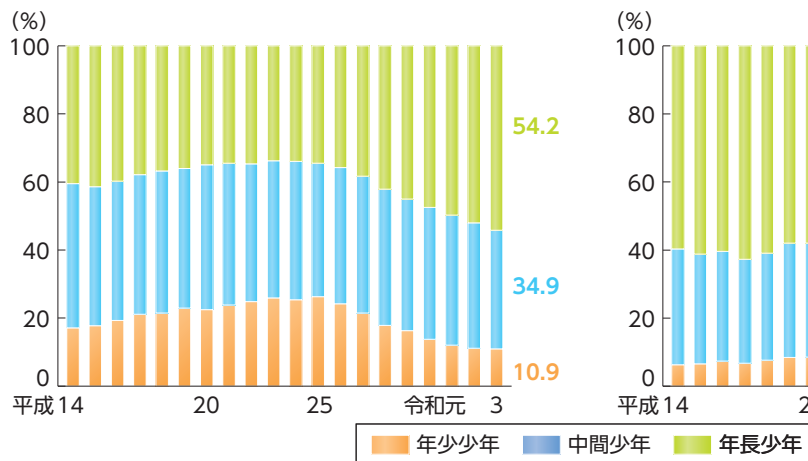
仮釈放者（全部実刑者）は、平成24年までは30歳代の者が、25年から令和2年までは40歳代の者が、3年は50～64歳の者の構成比が、最も高い。30歳代の者の構成比は平成17年から、40歳代の者の構成比は27年から、いずれも低下傾向にある。他方、50～64歳の者の構成比は19年から、65歳以上の者の構成比は15年から、いずれも上昇傾向にあり、令和3年は、それぞれ25.6%、11.6%であった。仮釈放者（一部執行猶予者）は、平成29年は30歳代の者の構成比が、30年以降は40歳代の者の構成比が、それぞれ最も高い。

保護観察付全部執行猶予者は、30歳未満の者の構成比が一貫して最も高く、27～42%台で推移している。65歳以上の者の構成比は、平成23年から上昇傾向にあり、令和3年は10.0%（平成14年の約3.3倍）であった。保護観察付一部執行猶予者は、29年以降、一貫して40歳代の者の構成比が最も高い。

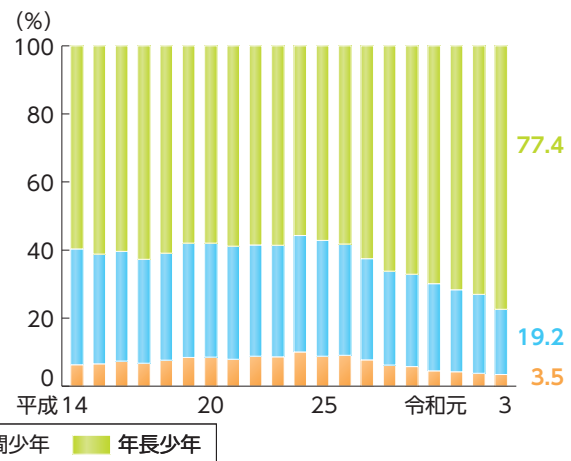
### 8-3-4-3図 保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移

(平成14年～令和3年)

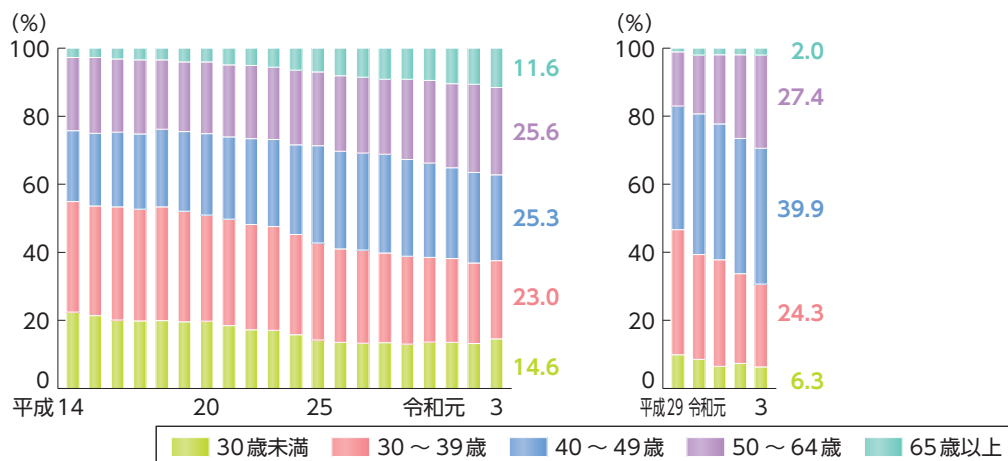
① 保護観察処分少年



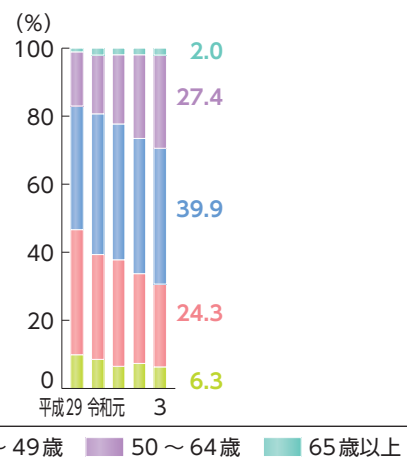
② 少年院仮退院者



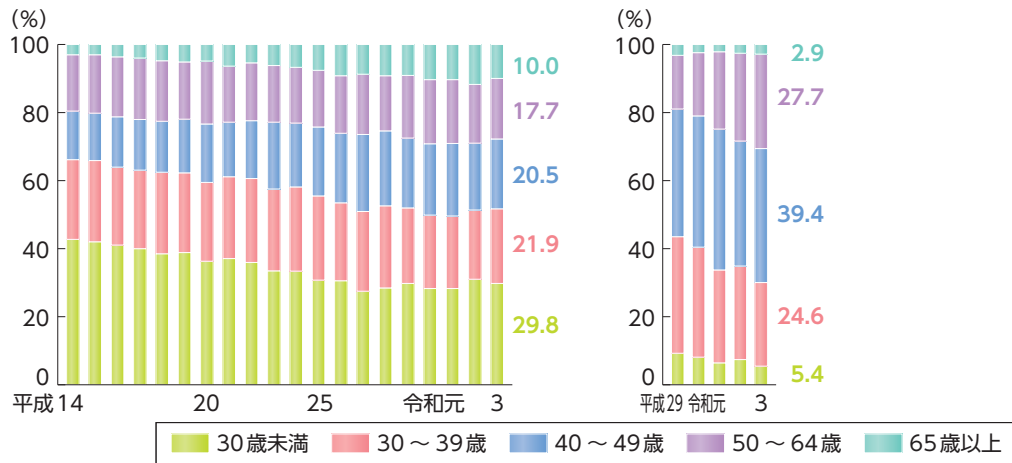
③ 仮釈放者（全部実刑者）



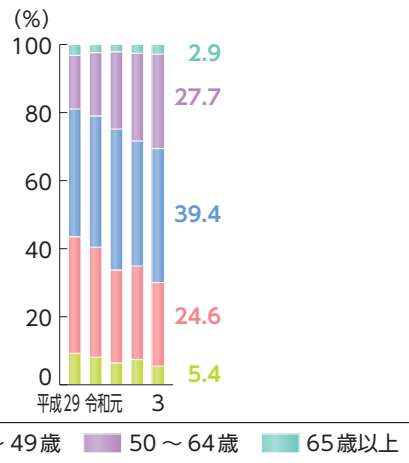
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は20歳以上の者を含む。  
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

### 3 保護観察対象者の特徴

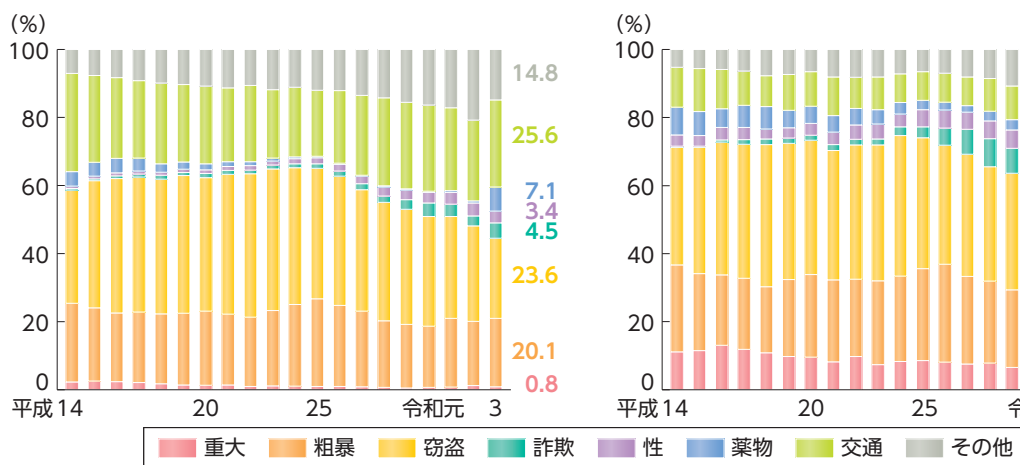
#### (1) 罪名・非行名

8-3-4-4図は、保護観察開始人員について、犯罪・非行類型別構成比の推移（平成14年以降。28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）を見たものである。保護観察処分少年は、令和2年までは窃盗事犯類型の構成比が、3年は交通事犯類型の構成比が、それぞれ最も高い。少年院仮退院者、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者は、一貫して窃盗事犯類型の構成比が最も高い。他方、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者は、薬物事犯類型の構成比が最も高い（3年は、それぞれ95.0%、95.3%）。

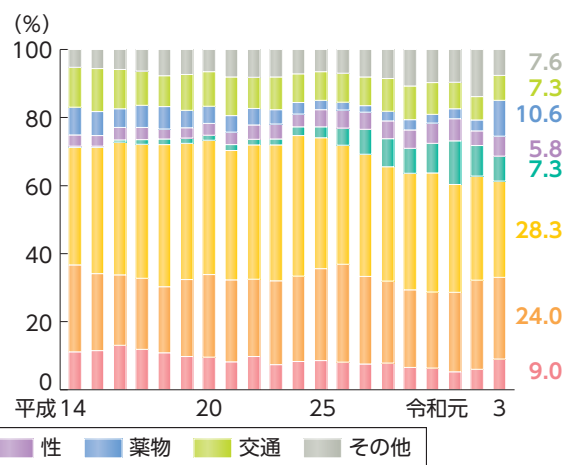
8-3-4-4図 保護観察開始人員の犯罪・非行類型別構成比の推移

(平成14年～令和3年)

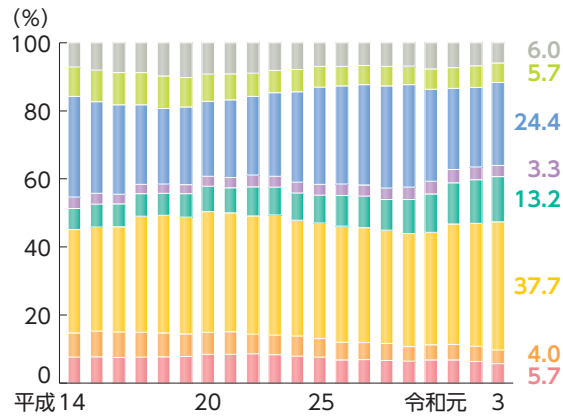
① 保護観察処分少年



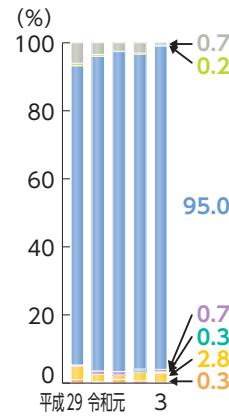
② 少年院仮退院者



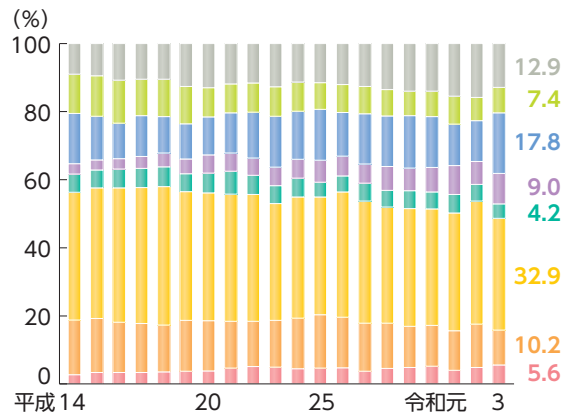
③ 仮釈放者（全部実刑者）



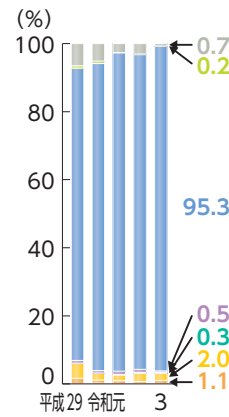
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。  
 5 犯罪・非行類型は、8-1-1表の分類による。



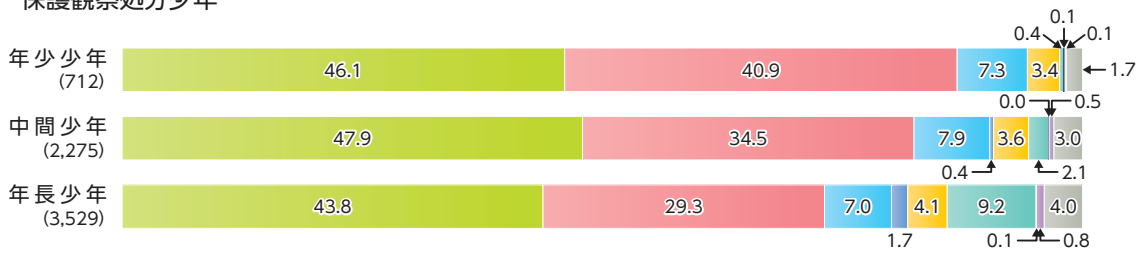
(2) 居住状況

8-3-4-5図は、令和3年における保護観察開始人員について、保護観察開始時の居住状況別構成比を年齢層別に見たものである。保護観察処分少年及び少年院仮退院者は、いずれも年齢層が上がるにつれて、親との同居（「両親と同居」、「母と同居」及び「父と同居」の合計）の構成比が低くなり、年長少年では、それぞれ80.1%、75.9%であった。仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者は、年齢層が上がるにつれて、「更生保護施設」の構成比が高くなっている。65歳以上の者について見ると、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）は約4割が、保護観察付一部執行猶予者は約3割が、「更生保護施設」であるのに対し、保護観察付全部執行猶予者は、「更生保護施設」が3.0%にとどまった。

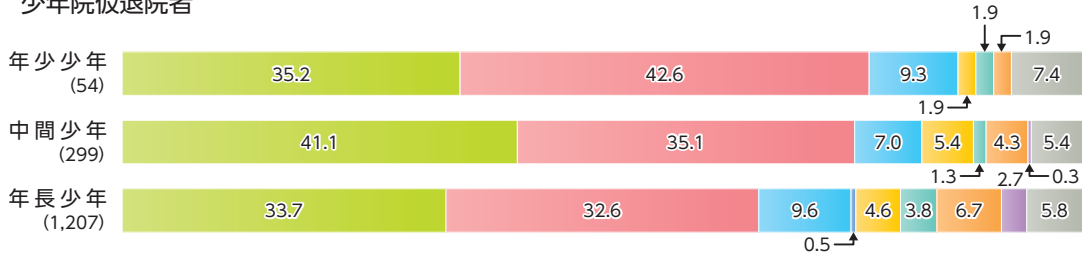
8-3-4-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比（年齢層別）

(令和3年)

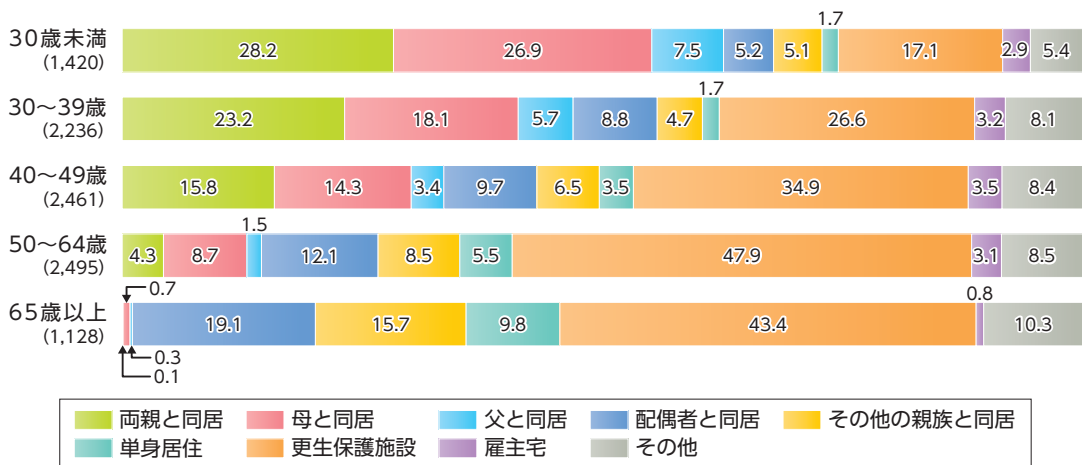
① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者

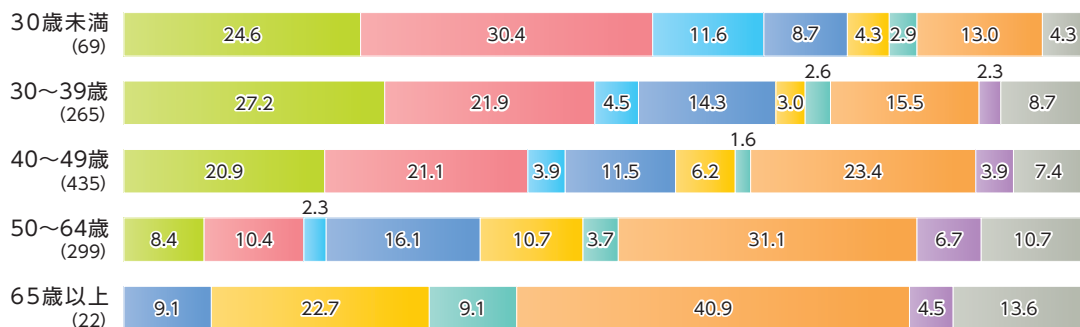


③ 仮釈放者（全部実刑者）



両親と同居
  母と同居
  父と同居
  配偶者と同居
  その他の親族と同居
  単身居住
  更生保護施設
  雇住宅
  その他

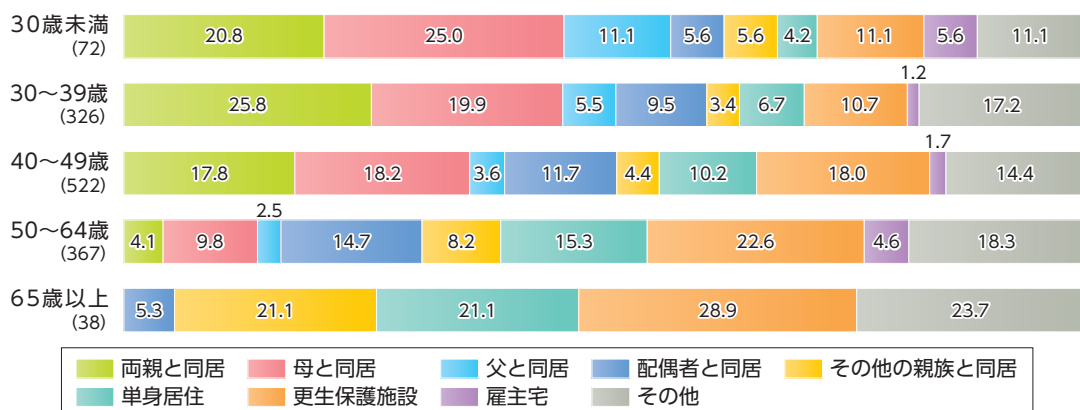
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



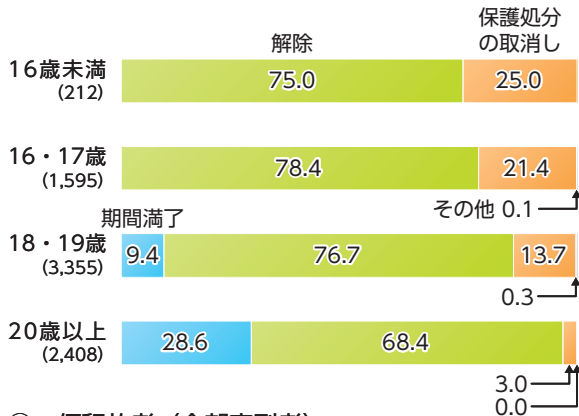
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は20歳以上の者を含む。  
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

(3) 保護観察終了人員

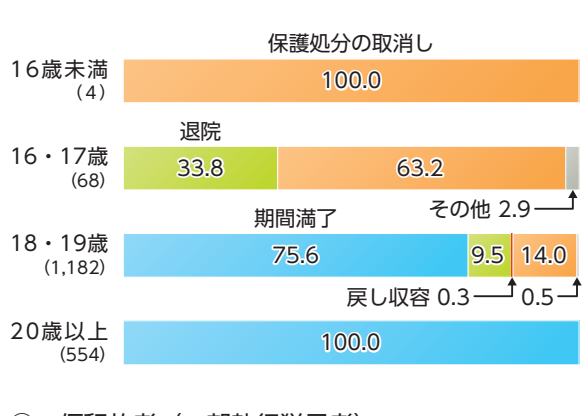
8-3-4-6図は、令和3年における保護観察終了人員について、終了事由（第2編第5章第3節3項及び第3編第2章第5節4項参照）別構成比を年齢層別に見たものである。保護観察処分少年は、いずれの年齢層においても「解除」の構成比が最も高い。少年院仮退院者は、18歳以上では「期間満了」の構成比が最も高く、特に、20歳以上では全員が期間満了で保護観察を終えている。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者は、いずれの年齢層においても期間満了の構成比が最も高い。

（令和3年）

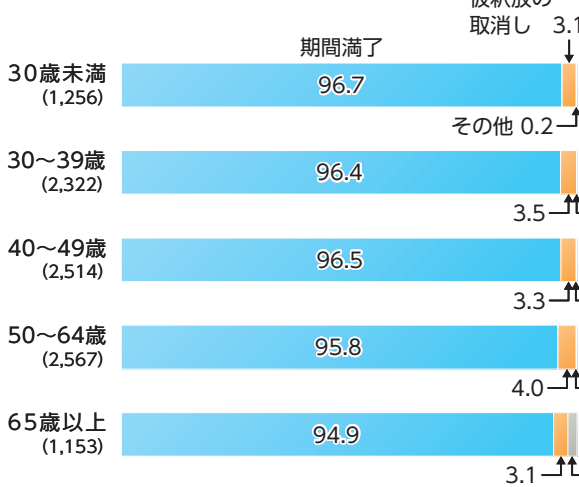
① 保護観察処分少年



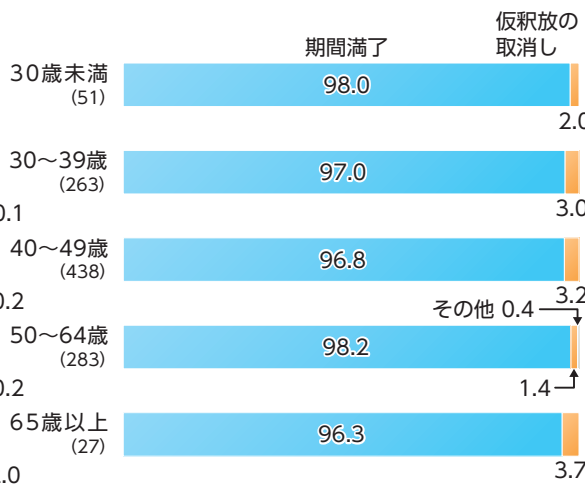
② 少年院仮退院者



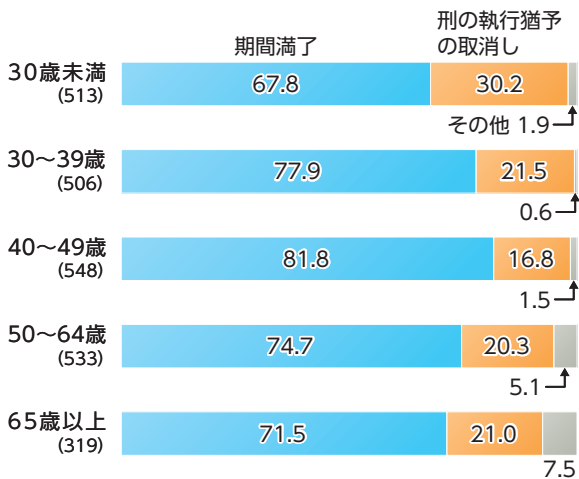
③ 仮釈放者（全部実刑者）



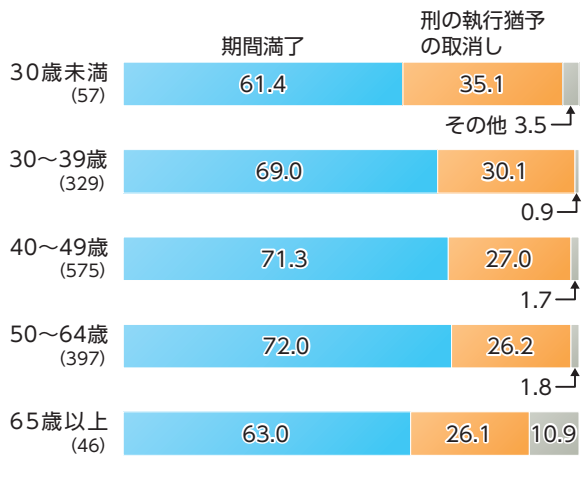
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



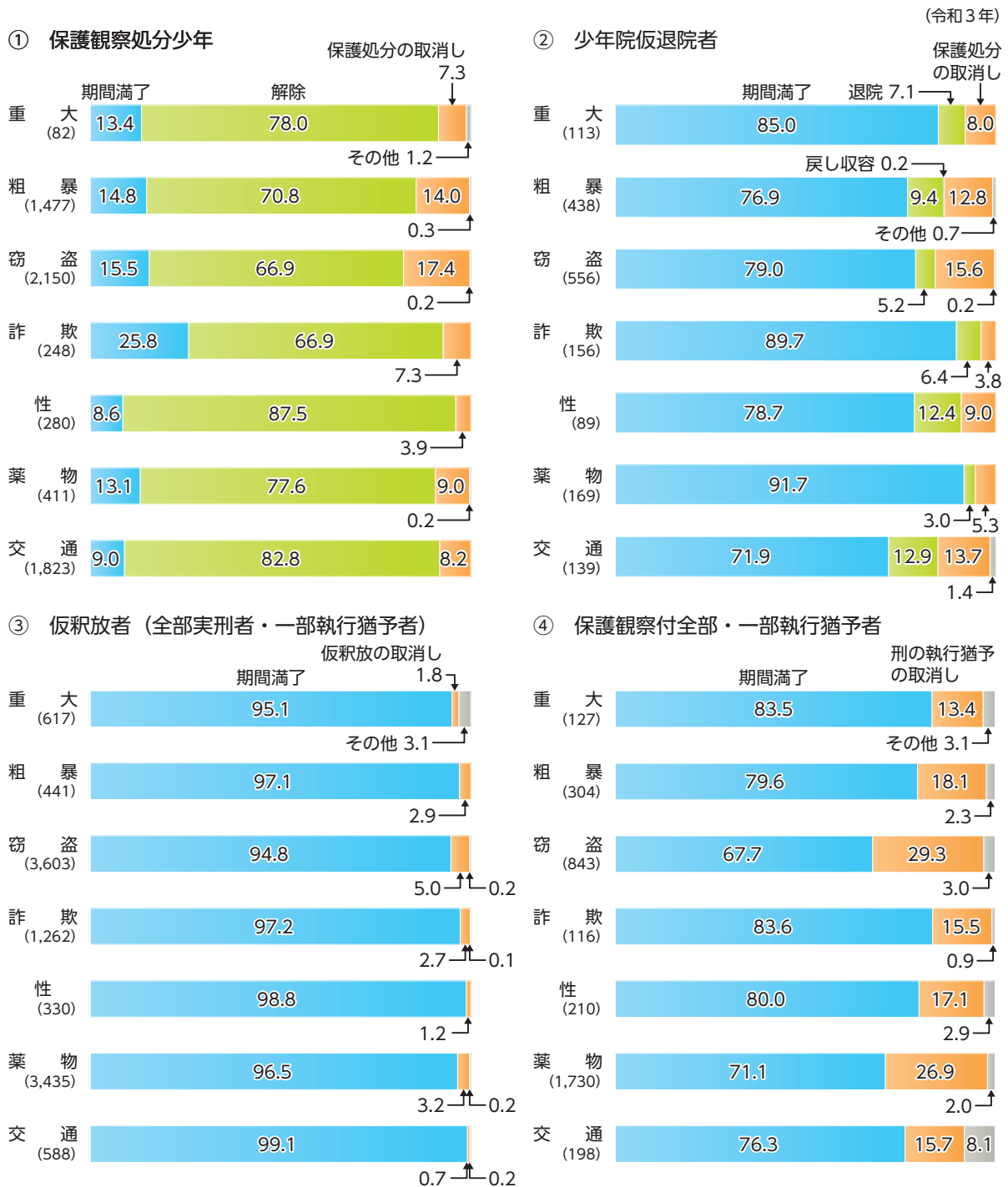
⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の18・19歳における「期間満了」は、20歳満齢によるものである。  
 4 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。  
 5 ( )内は、実人員である。

8-3-4-7図は、令和3年における保護観察終了人員について、終了事由別構成比を犯罪・非行類型別に見たものである。いずれの犯罪・非行類型においても、保護観察処分少年では「解除」の構成比が、少年院仮退院者、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者では「期間満了」の構成比が、それぞれ最も高い。保護観察付全部・一部執行猶予者において、「刑の執行猶予の取消し」により終了した者の構成比は、窃盗事犯類型（29.3%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（26.9%）の順であった。

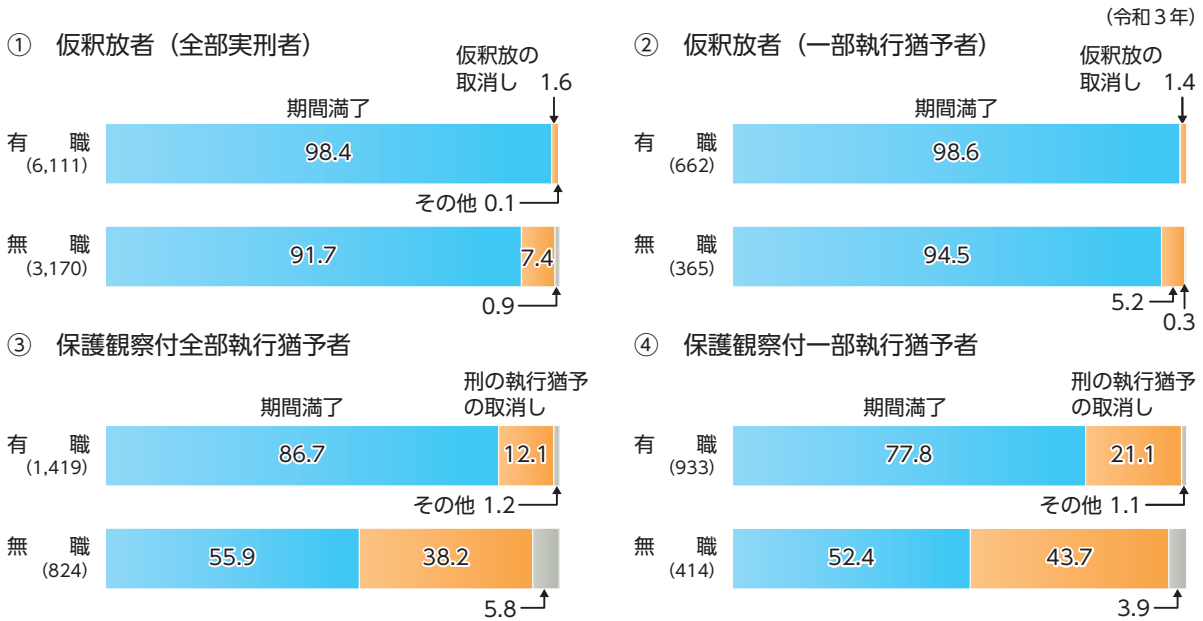
8-3-4-7図 保護観察終了人員の終了事由別構成比（犯罪・非行類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 4 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。  
 5 犯罪・非行類型は、8-1-1表の分類による。

8-3-4-8図は、令和3年における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察終了人員について、終了事由別構成比を保護観察終了時の就労状況別に見たものである。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）は、いずれも保護観察終了時に有職である者の98%以上が期間満了で保護観察を終了しているのに対し、無職である者は、いずれも9割台前半にとどまった。保護観察付全部・一部執行猶予者は、いずれも有職である者と比べて無職である者の刑の執行猶予の取消しの構成比が高く、それぞれ38.2%、43.7%であった。

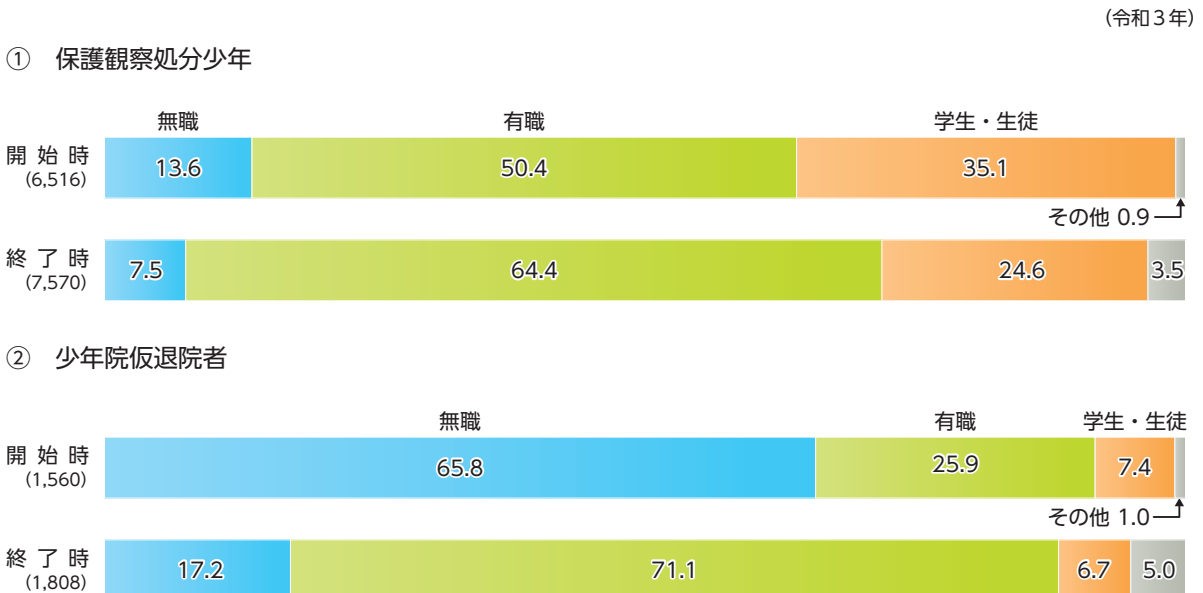
8-3-4-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比（終了時の就労状況別）



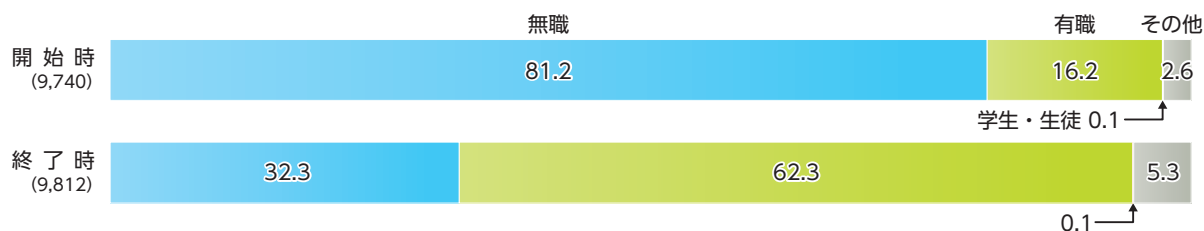
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 就労状況は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者、定収入のある無職者を除く。  
 3 「その他」は、死亡等であり、仮釈放者の「その他」は保護観察停止中時効完成を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

令和3年における保護観察の開始時及び終了時の就学・就労状況を見ると、8-3-4-9図のとおりである。保護観察開始人員と終了人員は、その対象が同一でないことに留意する必要があるが、いずれにおいても、有職であった者の構成比は、開始時よりも終了時の方が高い。

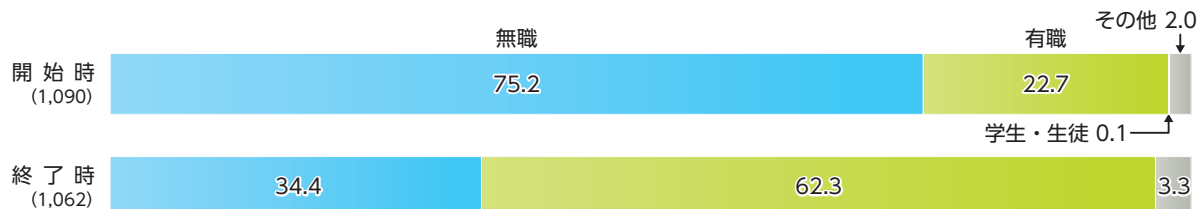
8-3-4-9図 保護観察開始時・終了時の就学・就労状況別構成比



③ 仮釈放者（全部実刑者）



④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 「その他」は、家事従事者等である。

(4) 保護観察開始人員中の有前科者

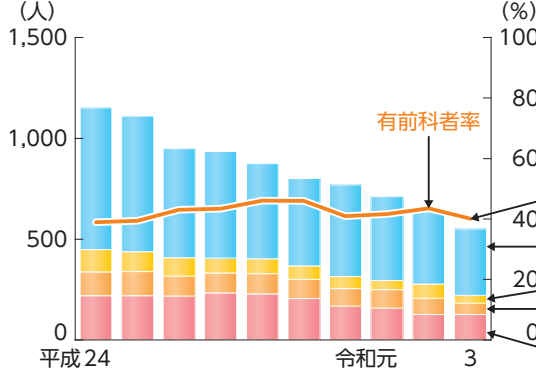
8-3-4-10図は、平成24年から令和3年までの間に保護観察を開始した仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者について、犯罪類型別に、有前科者（今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）と前科のない者を別にして、保護観察開始人員の推移を見るとともに、有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである（各犯罪類型における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者の総数については、CD-ROM参照）。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）は、窃盗事犯類型及び薬物事犯類型の有前科者率が一貫して9割を超える高い水準で推移している。一方、重大事犯類型の有前科者率は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）ではおおむね4割前後で、保護観察付全部・一部執行猶予者ではおおむね2割前後の水準で推移しており、いずれも犯罪類型別で最も低い。



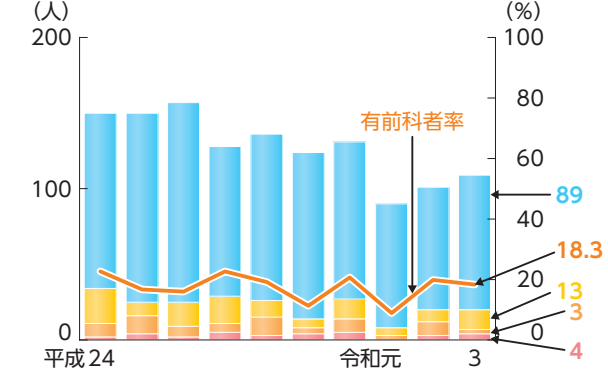
（平成24年～令和3年）

① 重大

ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

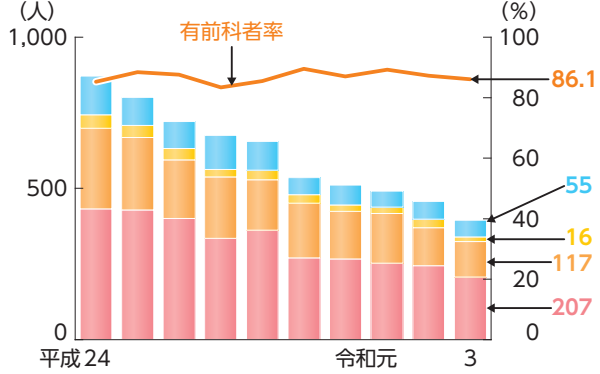


イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

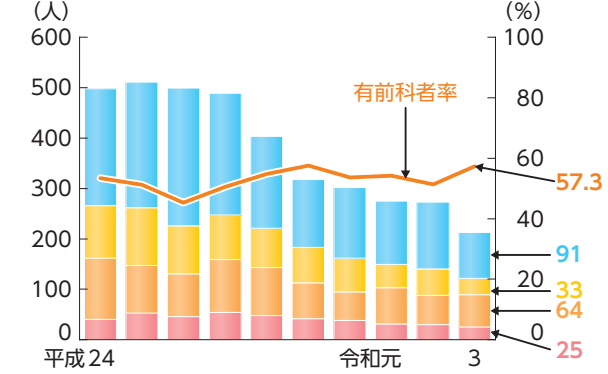


② 粗暴

ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

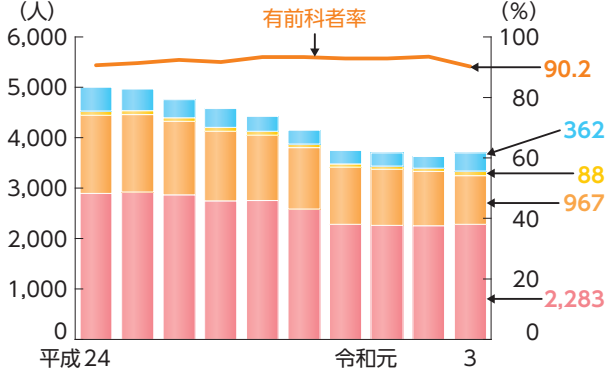


イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

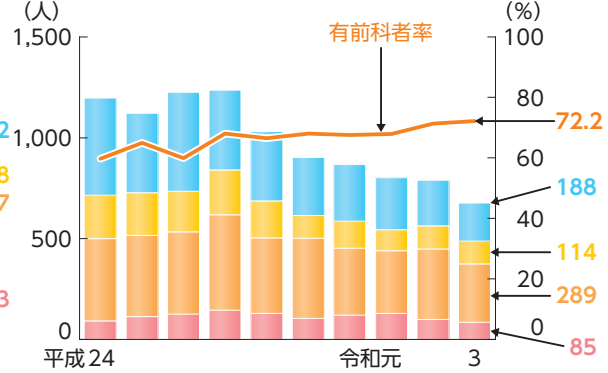


③ 窃盗

ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

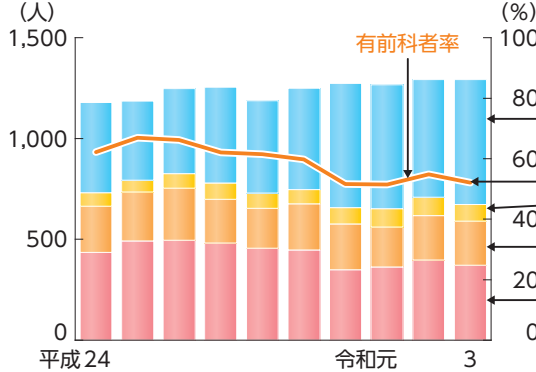


イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

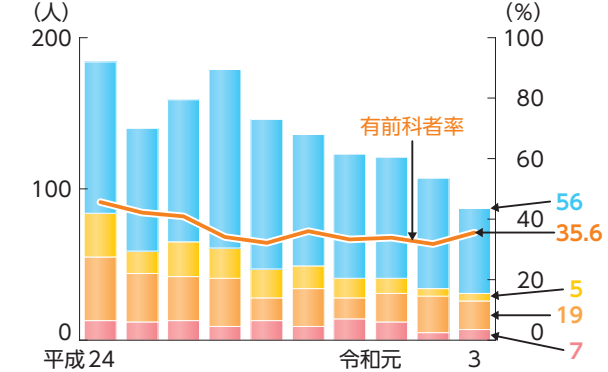


④ 詐欺

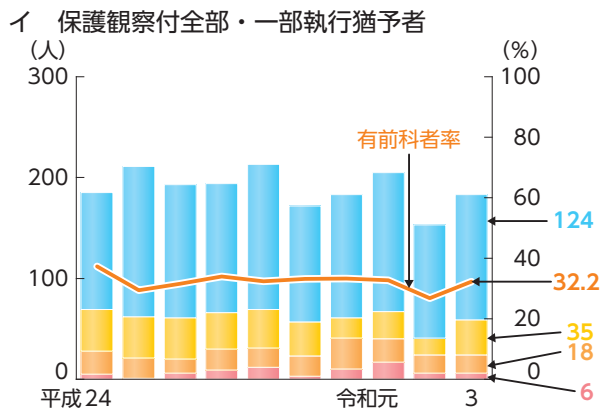
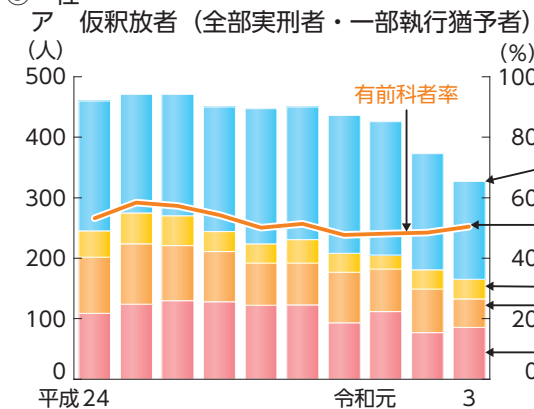
ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）



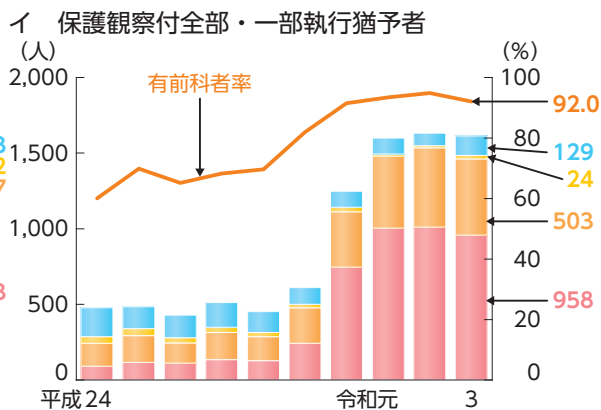
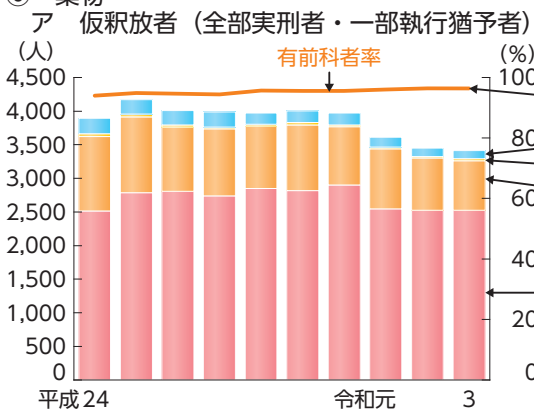
イ 保護観察付全部・一部執行猶予者



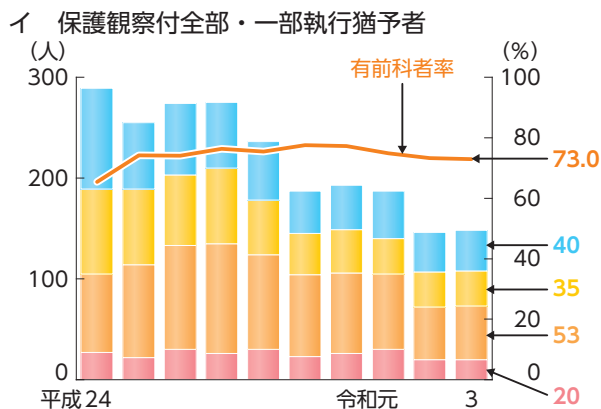
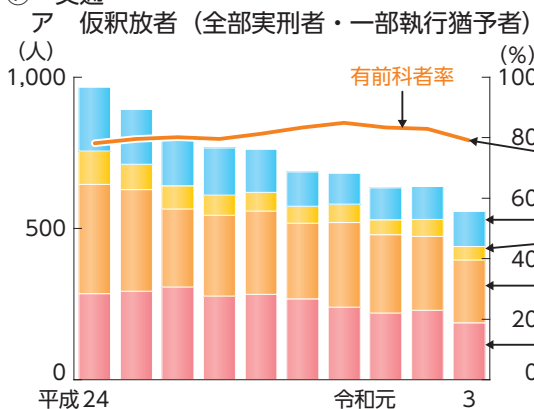
⑤ 性



⑥ 薬物



⑦ 交通



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。  
 3 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。  
 4 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。  
 5 前科の有無が不詳の者を除く。  
 6 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。  
 7 犯罪類型は、8-1-1表の分類による。

## コラム10 周囲の支援等を受け、対象者の意識に変化が認められた事例

このコラムでは、対象者の意識の変化に着目し、矯正施設職員、保護観察所保護観察官及び関係機関の働き掛けや支援等を経て、今後の生活に対する意識や態度が前向きに変化した事例について、受刑者、刑事施設出所者及び少年院在院者に分けて紹介する。なお、事例の内容は、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

### (1) 受刑者に対する福祉的支援及び就労支援により、出所後の生活に対する意識に変化が認められた事例

本人（刑事施設出所時30歳代・男性）は、殺人や窃盗等の罪により受刑しており、受刑期間中に間欠性爆発性障害の診断を受け、服薬していた。帰住先も定まらず、出所後も治療継続の必要性が認められたため、刑期満了まで約1年半の段階で、福祉専門官による面接を実施し、特別調整（第2編第4章第3節5項参照）の候補者として選定することを検討したものの、本人は、親族の下への帰住を希望し、特別調整に係る支援を受けることを望まなかったため、同対象者の要件に該当しなかったことから、候補者には選定されなかった。

その後、出所が切迫した時点で、親族の下に帰住することができないこととなり、本人が生活拠のない遠方の土地への帰住や同地での就労を希望したものの、特別調整の希望まではなかったため、まずは一般的な福祉的支援及び就労支援を開始した。

福祉的支援においては、福祉専門官による面接を継続的に実施したが、面接開始当初は、自身の有する精神障害に対する病識に乏しい面が認められた。そこで、治療の必要性の自覚を促し、円滑な社会復帰につなげるために、精神保健福祉法における矯正施設の長の通報、いわゆる26条通報（矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の帰住地、氏名、性別、生年月日及び症状の概要等を本人の帰住地の都道府県知事に通報しなければならない。）を行うこととし、その通報実施に伴う事前面接や支援に関する動機付けを目的とした個別面接等において、自身の精神障害の正しい理解に向け話し合いを繰り返した。

本人は、そうした支援を受ける中で、自身の精神障害を理解し、福祉的支援を受けることに前向きな変化が認められ、当初は消極的であった精神障害者保健福祉手帳（以下このコラムにおいて「障害者手帳」という。）の取得に積極的な姿勢を見せるようになった。また、本人は、福祉専門官との個別面接の中で、釈放日の刑事施設から帰住先への旅程や出所後の生活に関する相談をしたり、居室担当職員（本人が生活している居室において、受刑者の生活上の指導や悩み事の相談など、生活全般について指導・監督を行う刑務官）に対し、障害者手帳の取得・受領が出所までに間に合わないのではないかという不安を口にしたり、出所後の生活に関する詳細な質問をしたりするようになり、出所後の生活を意識し始めている様子が見られた。

その後、福祉専門官と居室担当職員が連携しながら、週1回程度のペースで、事前に本人の質問内容を取りまとめ、福祉専門官が面接するなどして、本人のニーズや意向を把握し、それらを踏まえた綿密な福祉的支援及び協力雇用主による採用面接などの就労支援を継続した結果、出所後の生活への自覚が高まるとともに、不安が軽減し、心情の安定が図られた。出所後の就労についても、住込みで働くことができる就労先に内定を得ることができ、受刑中から行ってきた市役所と連携した障害者手帳の申請支援により、満期出所後、円滑に障害者手帳を受領することができた。

## (2) 特別調整を実施し、知的障害のある刑事施設出所者の立ち直りを支援する中で、自立に向けた生活設計や意識に変化が認められた事例

建設作業員をしていた本人（刑事施設出所時40歳代・男性）は、ギャンブル等で所持金を浪費し、金銭欲しさから店舗への侵入盗を行い、実刑判決を受けて受刑した。本人は、親族等とも疎遠であり、適当な帰住先がなかった。また、前刑で仮釈放となり、更生保護施設に入所した際に、同施設の職員の支援で療育手帳を取得していた。そこで、本人を収容している刑事施設と、同刑事施設の所在地を管轄する保護観察所において、知的障害があることなどの本人の特性を踏まえた円滑な社会復帰を図るべく協議を行い、本人の同意を得て、本人を特別調整の対象者として選定した。そして、地域生活定着支援センター（各都道府県が設置し、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、帰住地調整支援等を行う機関。第2編第4章第3節5項参照）に対し、本人が刑事施設を出所した後、これまで長年生活してきたA県で障害福祉サービス等を円滑に受けられるよう調整を依頼した。刑事施設出所後の本人の住居の確保については、A県を管轄する保護観察所において、本人が刑事施設を出所した後、新たな住居が確保されるまでの間の当面の受入れ先として、県内の更生保護施設との調整を行った。これらの事情等を踏まえて、地域生活定着支援センターは、保護観察所、生活保護を所管する福祉事務所、最終的な居住地と想定される地を管轄する指定相談支援事業者、更生保護施設等の担当者との間で、本人の刑事施設出所後の支援方針について協議した。その結果、住居については、更生保護施設に入所後に、障害者向けのグループホームの体験利用を経て、同グループホームへの入所を目指すこととした。就労については、これまで、本人が就労先に適切な自己主張ができずに不利益を受けることがあったことなどから、更生保護施設を退所した後は、当面の間、生活保護を受給しながら、就労移行支援を受け、最終的には、本人の希望を踏まえて、再び建設作業員として働いて経済的に自立することを目指すこと、ギャンブルによる金銭の浪費については、社会福祉協議会が行う金銭管理サービスを受けて対応することなどの支援方針案を決めた。

本人は、刑事施設を満期出所し、保護観察所に更生緊急保護の申出を行って、更生保護施設に入所したものの、地域生活定着支援センター、保護観察所、福祉事務所、指定相談支援事業者、就労移行支援事業所、更生保護施設、グループホーム等の担当者で構成する会議等において、本人は、当初、「刑務所を出所したら、もっと自由にできるものだと思っていた。」と述べた上、「障害者として就労移行支援を受けると、手取りが少なくなる。できるだけ早く故郷を訪ねて、児童福祉施設にいる姪に会いたいので、早くハローワークで仕事を見つけて建設作業員として就労したい。」「早く一人暮らしがしたい。」などと述べ、現実根ざした生活設計を立てることができずにおり、更なる福祉的な支援を受けることに対して後ろ向きであった。これには、本人の知的な制約等もあると考えられたため、更生保護施設での生活の中で、支援者が、本人の特性を踏まえて話し合いを重ねた結果、本人は、これまでの生活歴を振り返り、今まで自分が計画的に金銭管理することができず、借金を作るなどして金銭に困り、侵入盗を繰り返していたこと、拙速に離職を決め、不利益を受けることがあったことなどを再認識するようになっていった。そして、建設作業員として就労するまでのプロセスを具体化できたことなどから、就労移行支援等を受けて、段階的に経済的自立を目指していくことを決意するに至った。

その後、本人は、更生保護施設に居住しながら、就労移行支援事業所やグループホームの体験利用を重ねることで、今後受けることとなる支援の具体的なイメージを更につかんで



いった。最終的には、グループホーム側に受け入れてもらえることになり、刑事施設出所から約1か月後に同グループホームに転居し、堅実に新たな生活をスタートさせることができた。

### (3) 少年院在院者への就労支援により、就労意欲や意識に変化が認められた事例

本人（少年院在院当時18歳・男子）は、幼少期から家庭での虐待や学校でのいじめの被害体験を有し、中学校3年生頃から家出を繰り返していた。中学卒業後は、飲食店や工場でのアルバイト等をしてきたが、仕事に行くのが面倒になったという理由で遊びを優先して仕事を辞めることを繰り返しており、保護者から厳しく指導されるものの、そのような生活態度を改善できず、野宿をするなどして保護者と距離を置き、家出が長期化する中で、食料や生活資金獲得のための万引きに及び、少年院送致となった。

本人は、少年院入院当初、生活環境調整担当の保護観察官との面接では、出院後の生活について、保護者の下を離れ、職場の寮などで生活しながら働きたいという意向を示していたが、保護者の許可が得られないとして、実家から通える範囲での職場を探すこととなった。

少年院の法務教官は、在院中に本人の能力に適した就職先を決定して、円滑に社会内処遇に移行させることを目指し、本人の意思を尊重して就労支援対象者に選定し、求人情報の提供をハローワークに依頼するとともに、就労支援スタッフ（第2編第4章第3節4項参照）による面接を開始した。しかし、本人は、内心では、親元を離れて仕事をしたいという気持ちを持ち続けており、自立することばかりに目が向きがちで、就労希望先の選定が難航した。また、保護観察所からの助言により、更生保護就労支援事業の利用も提案したが、本人は、「面倒だし、利用方法もよく分からない。」と言って、消極的な態度を示し、利用には至らなかった。

そうした中、本人は、実母が断固として引受けを主張したこともあり、保護者の下への帰住にはほぼ同意し、一旦はそのとおりに決まったが、本人の個別担任（コラム2参照）の法務教官から、「出院後の進路も定まらない現状のまま保護者の下に帰住しても、本人が保護者の過干渉を避けて自宅から出奔し、再非行に至る可能性が高い。」との意見が出された。それを受けて、就労支援スタッフとの面接の中で、基本的なキャリア教育を実施し、自身の職業に対する興味や志向性についての理解を深めさせたり、履歴書の書き方やハローワークの活用方法等を指導したりした。面接では、当初、「本当は動物と関わる仕事がしたかった。」「提示されているハローワーク求人票以外に運輸関係を追加してほしい。」と述べる一方で、給与以外の労働条件に興味がない様子で、働く自覚と意欲に乏しい面が見られたものの、継続的な面接や指導を経る中で、過去の職場で厳しいノルマを達成して先輩から褒められたことなどを振り返って自分の長所に目を向けたり、採用面接に関する具体的な事柄について自ら質問をして対策を立てたりするようになるなど、徐々に、就職活動に対する意欲を高めている様子が見られるようになった。

その後も、少年院では、本人が出院後に直面することが想定される課題等に対して必要な対応や支援をきめ細かく継続した。最終的には、本人が主体的にハローワークの求人情報から食品加工と小売を手がける会社を就労希望先として選択し、「就労できたら、貯金して独立したい。」と述べるなど、就労への意欲を見せるとともに、自立に向け、計画的に行動しようとする態度の変化も認められるようになった。その後、少年院において採用面接が実施され、就労を希望していた会社の内定を得ることができた。

## 第1節 調査の概要

法務総合研究所では、犯罪者・非行少年の特性を明らかにするため、平成2年から生活意識や価値観等に関する調査を定期的実施してきた。通算5回目となる今回の特別調査は、前回までの調査における非行少年及び若年犯罪者の生活意識や価値観からの変化を把握するだけでなく、犯罪者・非行少年の特性をより多角的に分析するために、調査対象者の年齢層を限定せず、また、社会内処遇を受けている者（保護観察を受けている犯罪者及び非行少年）まで調査対象を拡大し、年齢層の違いによる比較（本章第2節参照）、犯罪・非行類型の違いによる比較（本章第3節参照）、犯罪・非行の進捗の違いによる比較（本章第4節参照）、前回までの調査との比較（本章第5節参照）を通じて、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識、犯罪・非行に対する意識を分析し、犯罪・非行に至った原因や改善更生のためのニーズ等を明らかにすることなどを目的として、それらの者の生活意識と価値観を調査したものである。

## 1 調査の対象者

今回の生活意識と価値観の調査対象者は、以下のとおりであり、**8-4-1-1表**は、調査対象者の属性等を示したものである。

## (1) 刑事施設入所者

令和3年1月1日から同月29日までの間に全国の拘置所（一部の拘置支所を含む。）において刑が確定し、新たに刑執行開始時調査を実施した者（処遇施設を確定するに足りる処遇指標を仮に判定するために必要な調査を行い、処遇施設へ移送する対象となった者を含む。）857人のうち、調査協力に同意した者595人（回収率69.4%）とした。性別は、男性539人、女性49人、不詳（性別に関する質問に対する選択肢は「男」、「女」及び「答えたくない」であり、「答えたくない」と回答した者及び同質問に無回答であった者を「不詳」とした。性別についての「不詳」につき、以下この章において同じ。）7人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体44.7歳、男性44.5歳、女性46.6歳であった。

## (2) 保護観察対象者

令和3年1月1日から同月29日までの間に、全国の保護観察所において、新たに保護観察を開始した者1,437人（保護観察処分少年（交通短期保護観察を含む。）、少年院仮退院者、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者）のうち、調査協力に同意した者640人（回収率44.5%）とした。調査時年齢が20歳以上の者は388人であったところ、その性別は、男性335人、女性49人、不詳4人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体43.2歳、男性42.9歳、女性45.4歳であった。また、調査時、年齢が20歳未満の者は252人であったところ、その性別は、男子209人、女子39人、不詳4人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体17.9歳、男子17.8歳、女子18.0歳であった。

## (3) 少年鑑別所入所者

令和3年1月1日から同月29日までの間に、全国の少年鑑別所に観護措置により入所した少年

(観護令状により入所し、同期間に事件が家庭裁判所に受理された者を含む。) 219人のうち、調査協力に同意した者184人(回収率84.0%)とした。性別は、男子164人、女子16人、不詳4人であり、平均年齢(不詳の者を除く。)は、全体17.2歳、男子17.3歳、女子16.4歳であった。

8-4-1-1表 調査対象者の属性等

① 属性等

属性等	総数 [1,419]	犯罪者		非行少年	
		刑事施設入所者 [595]	保護観察対象者 [388]	少年鑑別所入所者 [184]	保護観察対象者 [252]
性別					
男性(男子)	1,247 (89.1)	539 (91.7)	335 (87.2)	164 (91.1)	209 (84.3)
女性(女子)	153 (10.9)	49 (8.3)	49 (12.8)	16 (8.9)	39 (15.7)
年齢層					
年少少年	42 (3.0)	…	…	24 (13.3)	18 (7.5)
中間少年	127 (9.2)	…	…	66 (36.7)	61 (25.3)
年長少年	252 (18.2)	…	…	90 (50.0)	162 (67.2)
20～29歳	165 (11.9)	87 (14.9)	78 (20.5)	…	…
30～39歳	218 (15.7)	136 (23.3)	82 (21.6)	…	…
40～49歳	258 (18.6)	160 (27.4)	98 (25.8)	…	…
50～64歳	238 (17.2)	146 (25.0)	92 (24.2)	…	…
65歳以上	85 (6.1)	55 (9.4)	30 (7.9)	…	…
刑事施設への入所度数					
なし	81 (8.2)	…	81 (20.9)	…	…
初入者	421 (42.9)	249 (41.8)	172 (44.4)	…	…
再入者	480 (48.9)	346 (58.2)	134 (34.6)	…	…
保護処分歴					
なし	1,009 (72.5)	455 (76.6)	262 (69.7)	108 (59.0)	184 (77.3)
児童自立支援施設等送致	12 (0.9)	3 (0.5)	3 (0.8)	4 (2.2)	2 (0.8)
保護観察	189 (13.6)	62 (10.4)	38 (10.1)	54 (29.5)	35 (14.7)
少年院送致	181 (13.0)	74 (12.5)	73 (19.4)	17 (9.3)	17 (7.1)

② 犯罪・非行類型

犯罪・非行類型	総数 [1,419]	犯罪者		非行少年	
		刑事施設入所者 [595]	保護観察対象者 [388]	少年鑑別所入所者 [184]	保護観察対象者 [252]
重	83 (100.0)	37 (44.6)	27 (32.5)	15 (18.1)	4 (4.8)
粗	110 (100.0)	31 (28.2)	17 (15.5)	35 (31.8)	27 (24.5)
窃	415 (100.0)	190 (45.8)	143 (34.5)	44 (10.6)	38 (9.2)
詐	117 (100.0)	56 (47.9)	42 (35.9)	11 (9.4)	8 (6.8)
性	56 (100.0)	17 (30.4)	21 (37.5)	11 (19.6)	7 (12.5)
薬	256 (100.0)	177 (69.1)	72 (28.1)	2 (0.8)	5 (2.0)
交	199 (100.0)	28 (14.1)	22 (11.1)	27 (13.6)	122 (61.3)
その	177 (100.0)	59 (33.3)	41 (23.2)	37 (20.9)	40 (22.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①は、各属性等が不詳の者、②は、犯罪・非行類型が不詳の者を除く。ただし、[ ]内の人員にはそれぞれ不詳の者を含む。  
 3 「年齢層」は、調査時の年齢による。ただし、「年少少年」は、14歳未満の者を含む。  
 4 「刑事施設への入所度数」は、今回入所を含む。  
 5 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。  
 6 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。ただし、刑事施設入所者及び少年鑑別所入所者は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。  
 7 複数の罪名又は非行名を有する場合は、法定刑の最も重いもの(ぐ犯については、最も法定刑の軽いものとして扱う。)により各犯罪・非行類型に分類している。  
 8 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表による。  
 9 [ ]内は、実人員であり、( )内は、①は、総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比、②は、犯罪・非行類型別の人員における構成比である。



## 2 調査の概要

今回の特別調査に使用した調査票は、法務総合研究所が、平成2年、10年、17年及び23年に非行少年及び若年犯罪者を対象に実施した調査の質問項目をベースに、居住状況や就労状況等の質問事項を新たに追加した合計39の質問から成る自記式の質問紙（「生活意識と価値観に関する調査」）である。調査は、調査対象者の協力意思を確認後、無記名で実施し、別途、調査対象者の罪名・非行名、刑事施設への入所回数・保護処分歴等の基本的情報を前記各施設の職員の回答により確認した。

本章第2節では、年齢層の違いによる比較をするため、調査対象者を年少少年、中間少年、年長少年、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～64歳及び65歳以上の年齢層に分けて比較を行った。本章第3節では、犯罪・非行類型の違いによる比較をするため、法務総合研究所において類型化した重大事犯類型、粗暴犯類型、窃盗事犯類型、詐欺事犯類型、性犯類型、薬物事犯類型及び交通事犯類型で比較を行った（8-1-1表参照）。本章第4節では、犯罪・非行の進度の違いによる比較をするため、初入者・再入者及び保護処分歴の有無別で比較を行った。本章第5節では、調査対象者や質問項目等に相違があるため、全ての項目についてはないものの、前記のこれまでに実施した調査の結果と今回の調査の結果の比較を行った。

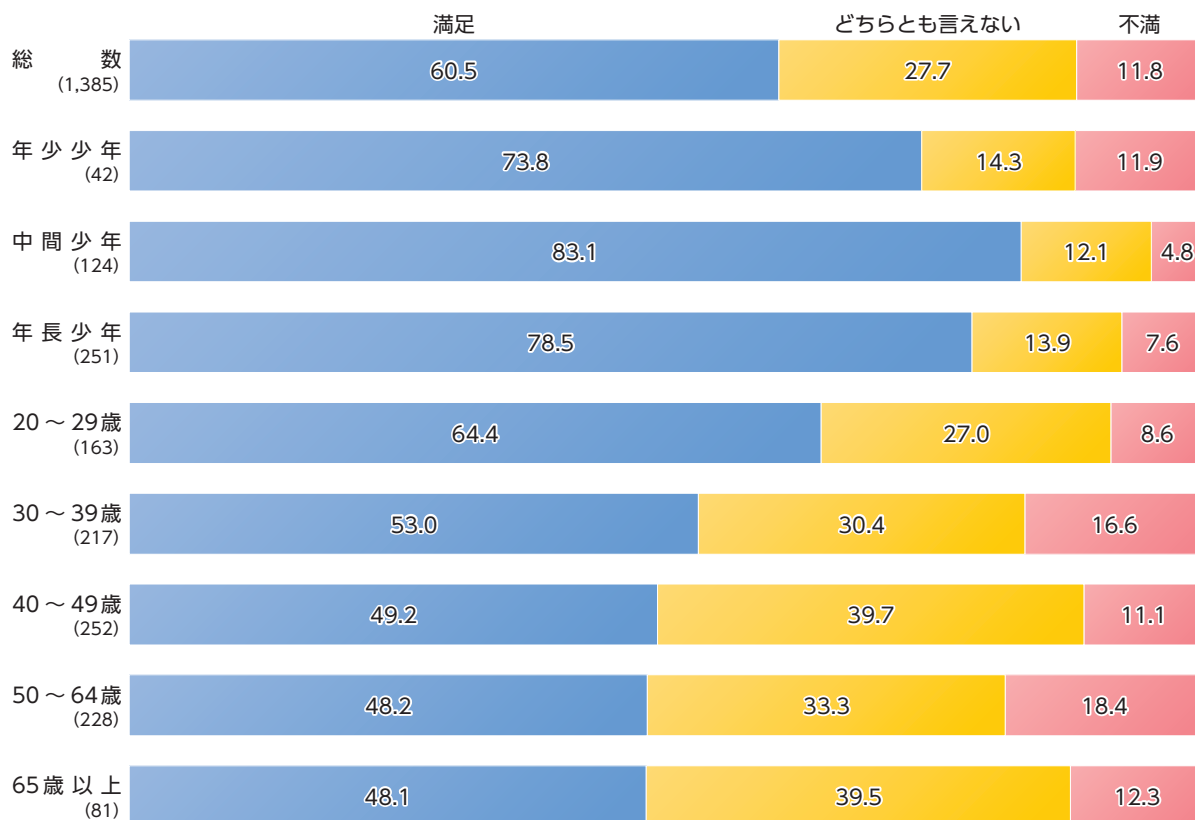
### 第2節 年齢層の違いによる比較

この節では、今回の調査の結果のうち、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識について、対象者の年齢層の違いによる比較を行う。

#### 1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-1図のとおりである。対象者全体では、「満足」（「満足」及び「やや満足」の合計。以下この章において同じ。）の構成比が60.5%であったが、若年層の満足度が高い傾向が見られ、中間少年（83.1%）が最も高く、65歳以上の者（48.1%）が最も低かった。「不満」（「不満」及び「やや不満」の合計。以下この章において同じ。）の構成比は、50～64歳の者（18.4%）が最も高く、次いで、30歳代の者（16.6%）、65歳以上の者（12.3%）の順であった。

8-4-2-1 図 全対象者 家庭生活に対する満足度（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

家庭生活を「不満」とする者の主要な理由（\*1）についての該当率（重複計上による。以下この章において同じ。）を見ると、対象者全体では、「家庭に収入が少ない」（39.9%）が最も高く、次いで、「親が自分を理解してくれない」（22.1%）、「家庭内に争いごとがある」（20.9%）の順であった。年齢層別に見ると、「家庭に収入が少ない」の該当率は、30歳以上の年齢層において高い傾向が見られた一方、「親が自分を理解してくれない」及び「家庭内に争いごとがある」の該当率は、20歳代以下の年齢層において高い傾向が見られた。

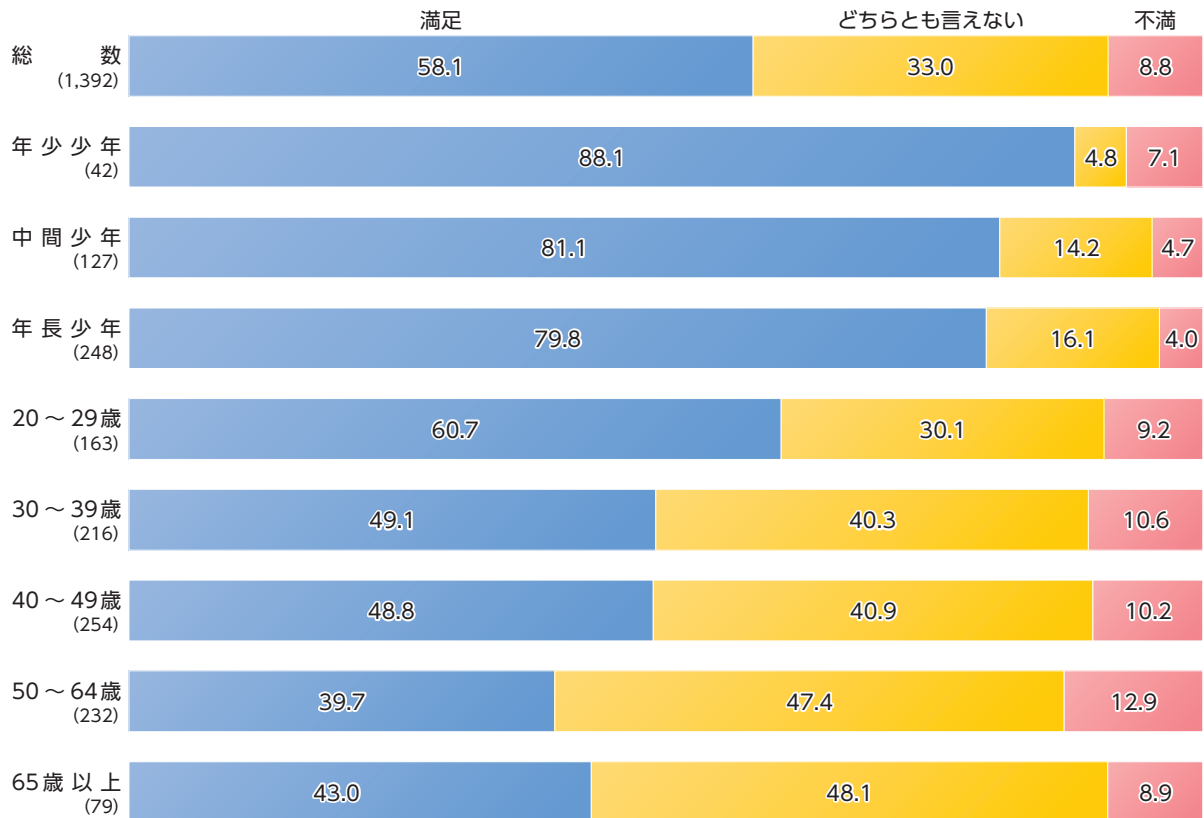
\*1 次の選択肢から不満の理由を複数回答させた。

「家庭に収入が少ない」、「家庭内に争いごとがある」、「親の愛情が足りない」、「親が自分を理解してくれない」、「配偶者（内縁関係、事実婚のパートナーを含む。以下この章において同じ。）の愛情が足りない」、「配偶者が自分を理解してくれない」、「子供（内縁関係、事実婚のパートナーの子供を含む。以下この章において同じ。）がなつかない」、「子供がいうことを聞かない」、「同居者との関係がよくない」、「家族と同居したい」、「兄弟姉妹と気が合わない」、「家の周囲の環境が悪い」、「家が狭すぎる」、「ただなんとなく」及び「その他」

友人関係に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-2図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が58.1%であったが、若年層の満足度が高い傾向が見られ、年少少年（88.1%）が最も高かった。「不満」の構成比は、50～64歳の者（12.9%）が最も高く、次いで、30歳代の者（10.6%）、40歳代の者（10.2%）の順であった。

8-4-2-2 図

全対象者 友人関係に対する満足度（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

友人関係を「不満」とする者の主要な理由（\* 2）についての該当率を見ると、対象者全体では、「気の合う友達がない」（61.8%）が最も高く、次いで、「お互いに心を打ち明けあうことができない」（44.7%）、「好きでもないのにつき合わなければならない」（18.7%）の順であった。少年と20歳以上の者を比べると、少年の該当率は、いずれの項目においても20歳以上の者より低かった。

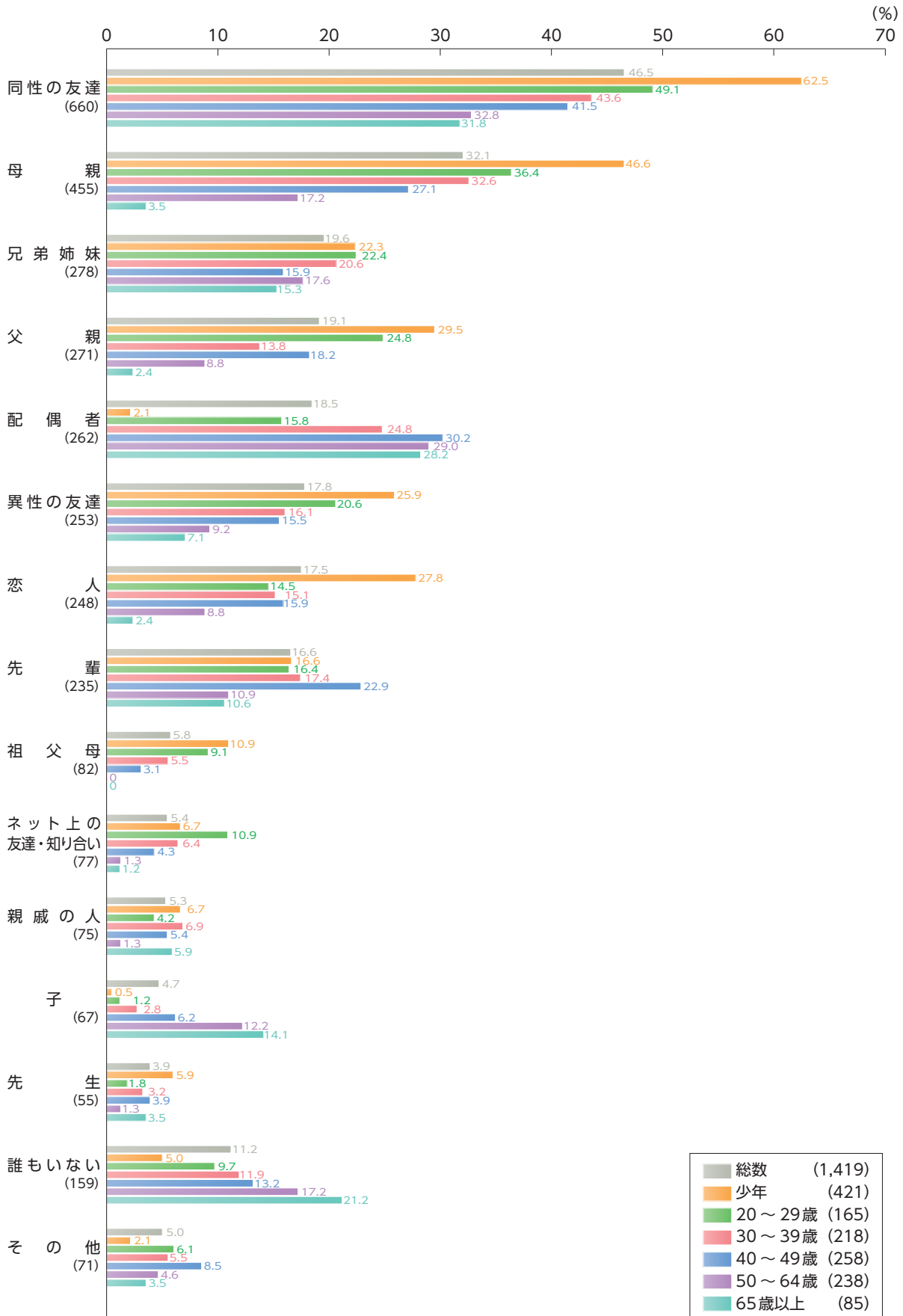
\* 2 次の選択肢から不満の理由を複数回答させた。

「気の合う友達がない」、「お互いに心を打ち明けあうことができない」、「自分よりも他の人と仲良くする」、「仲間はずれにされる」、「自分のすることに口出ししてくる」、「グループの中のまとまりが悪い」、「自分のことを分かってくれない」、「自分のいうことが通らない」、「つき合っても張り合いがなく自分が向上しない」、「自分に冷たい」、「好きでもないのにつき合わなければならない」及び「その他」

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を年齢層別に見ると、8-4-2-3 図のとおりである。対象者全体では、同性の友達（46.5%）の該当率が最も高く、次いで、母親（32.1%）、兄弟姉妹（19.6%）の順であった。各項目につき、少年と20歳以上の者を比べると、少年は、「配偶者」、「子」、「誰もいない」及び「その他」以外の項目の該当率が、20歳以上の者よりも高かった。また、「誰もいない」の該当率を見ると、年長少年が最も低く（4.0%）、65歳以上の者（21.2%）が最も高かった（CD-ROM参照）。

8-4-2-3 図

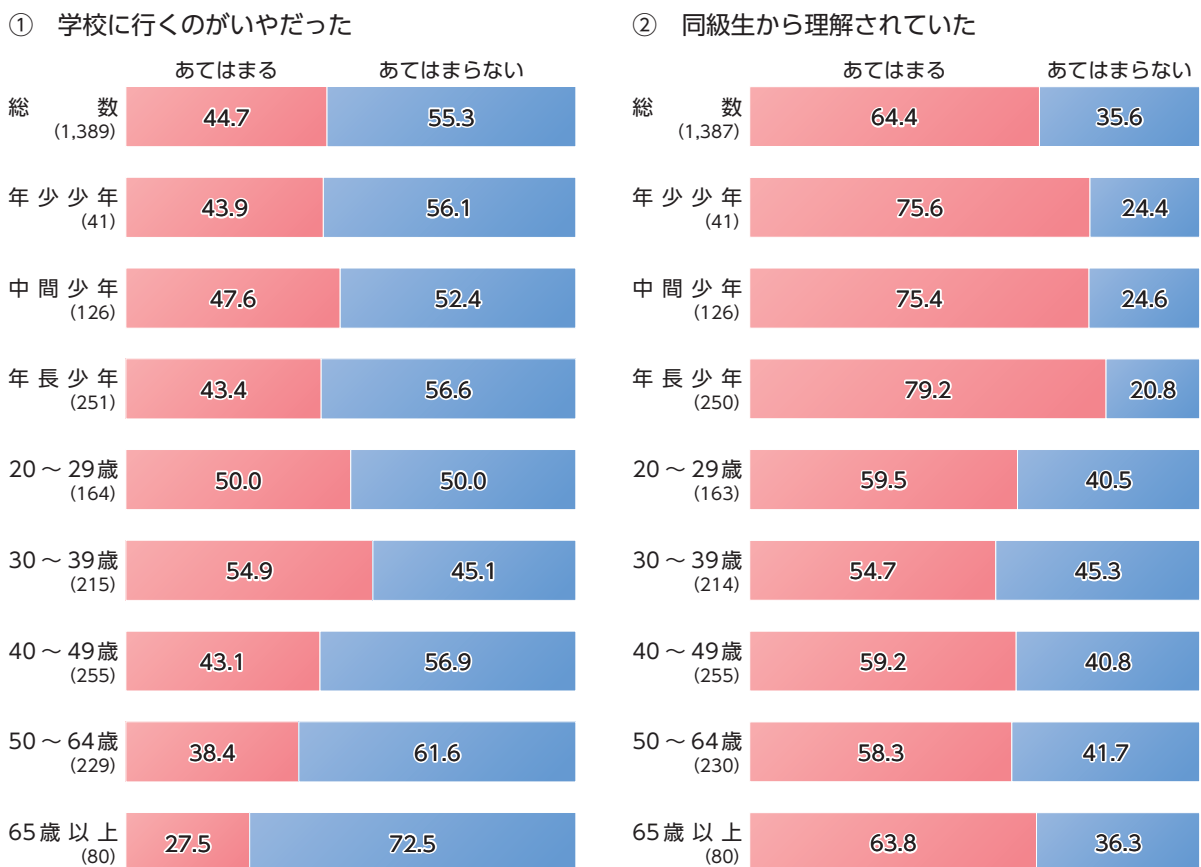
全対象者 悩みを打ち明けられる人 (年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 調査時の年齢による。  
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 5 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 6 凡例の（ ）内は、年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

対象者の学校生活（原則として、高校生活。ただし、高校に入ったことのない者については中学校生活。以下この章において同じ。）に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」（「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」の合計。以下この章において同じ。）及び「あてはまらない」（「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、**8-4-2-4図**のとおりである。「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では44.7%であった。年齢層別では、30歳代の者（54.9%）が最も高く、65歳以上の者（27.5%）が最も低かった。「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では64.4%であり、少年は、20歳以上の年齢層に比べ「あてはまる」の構成比が高く、最も高い年長少年は79.2%であった。

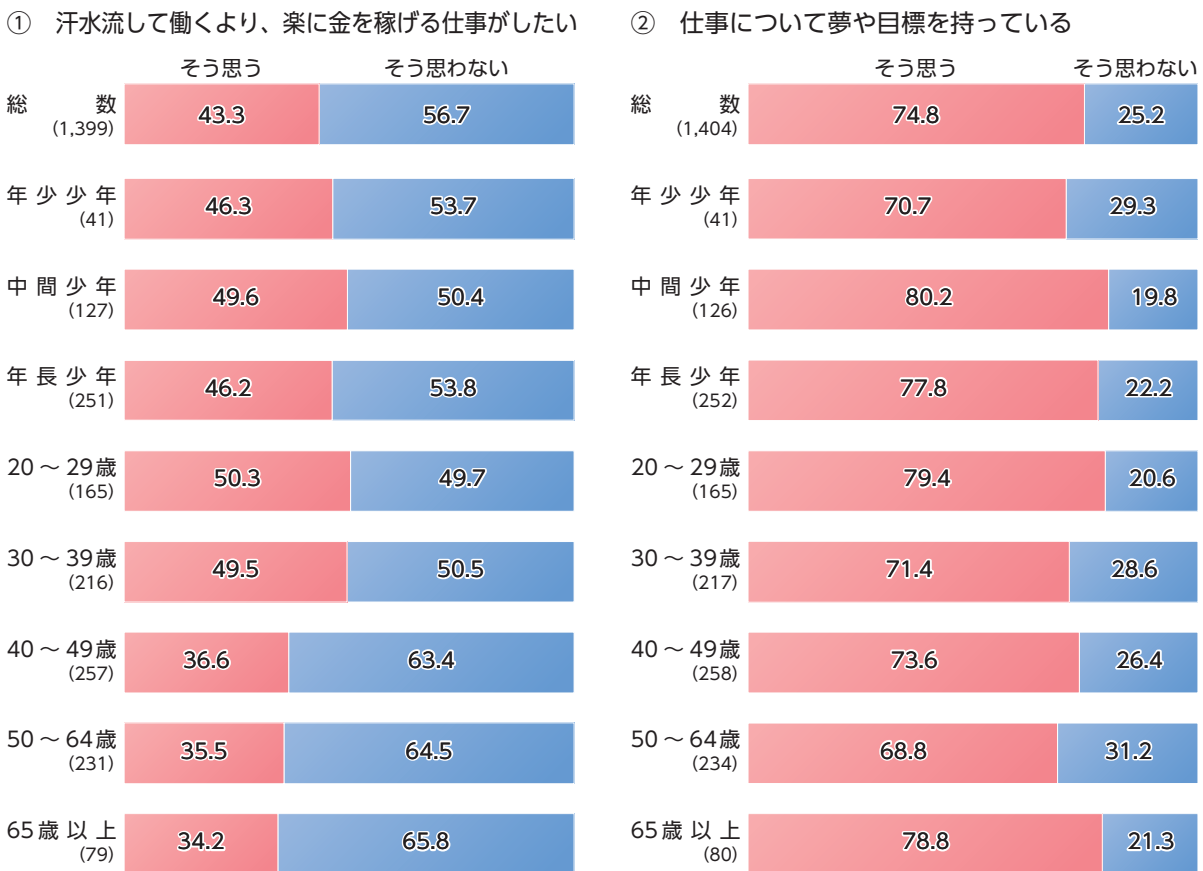
**8-4-2-4図** 全対象者 学校生活に対する意識（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 学校生活に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「あてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」（「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計。以下この章において同じ。）及び「そう思わない」（「どちらかといえばそう思わない」及び「ぜんぜんそう思わない」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、8-4-2-5図のとおりである。「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では43.3%であったが、若年層において構成比が高い傾向が見られ、20歳代の者（50.3%）が最も高かった。「仕事について夢や目標を持っている」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では74.8%であった。中間少年（80.2%）が最も高く、次いで、20歳代の者（79.4%）、65歳以上の者（78.8%）の順であった。

8-4-2-5図 全対象者 就労に対する意識（年齢層別）

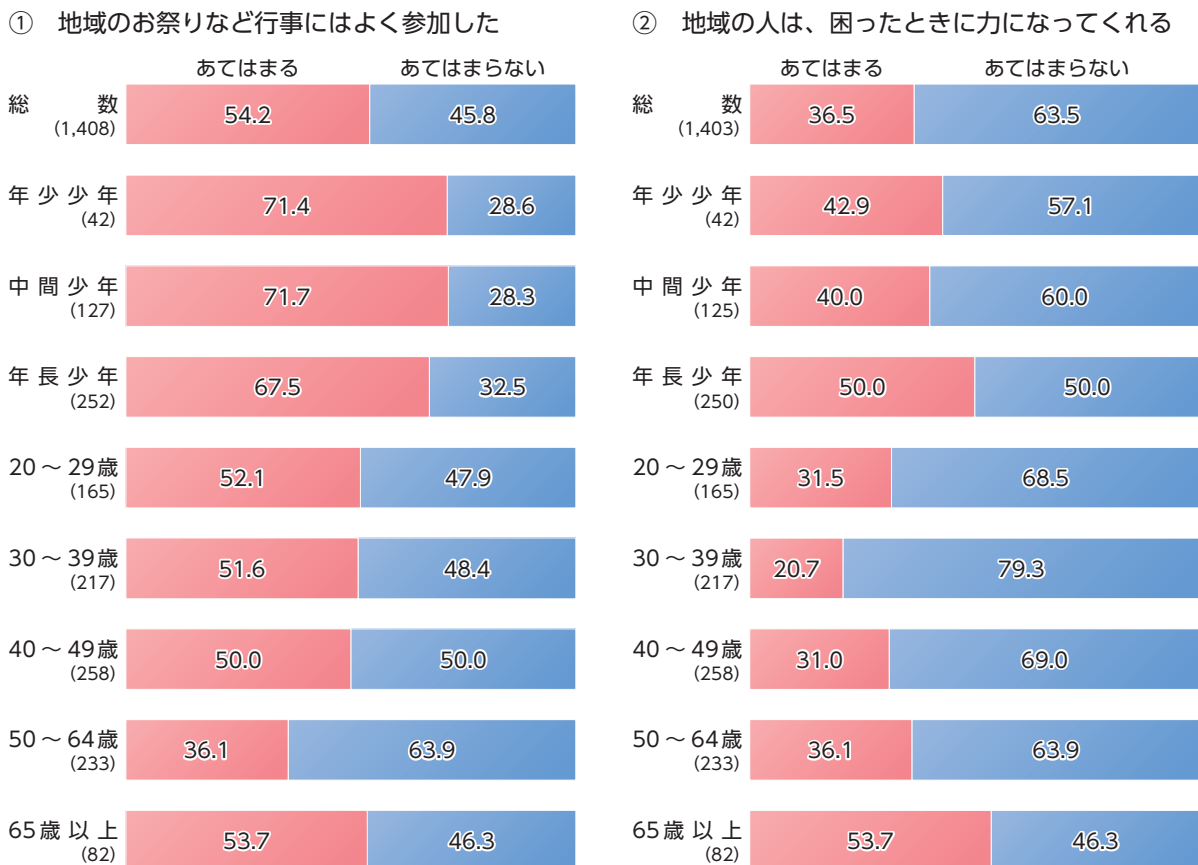


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 就労に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」及び「ぜんぜんそう思わない」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。



対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を年齢層別に見ると、8-4-2-6図のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では54.2%であったが、少年において構成比が高い傾向が見られ、中間少年（71.7%）が最も高く、50～64歳の者（36.1%）が最も低かった。「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では36.5%であり、65歳以上の者（53.7%）が最も高く、30歳代の者（20.7%）が最も低かった。

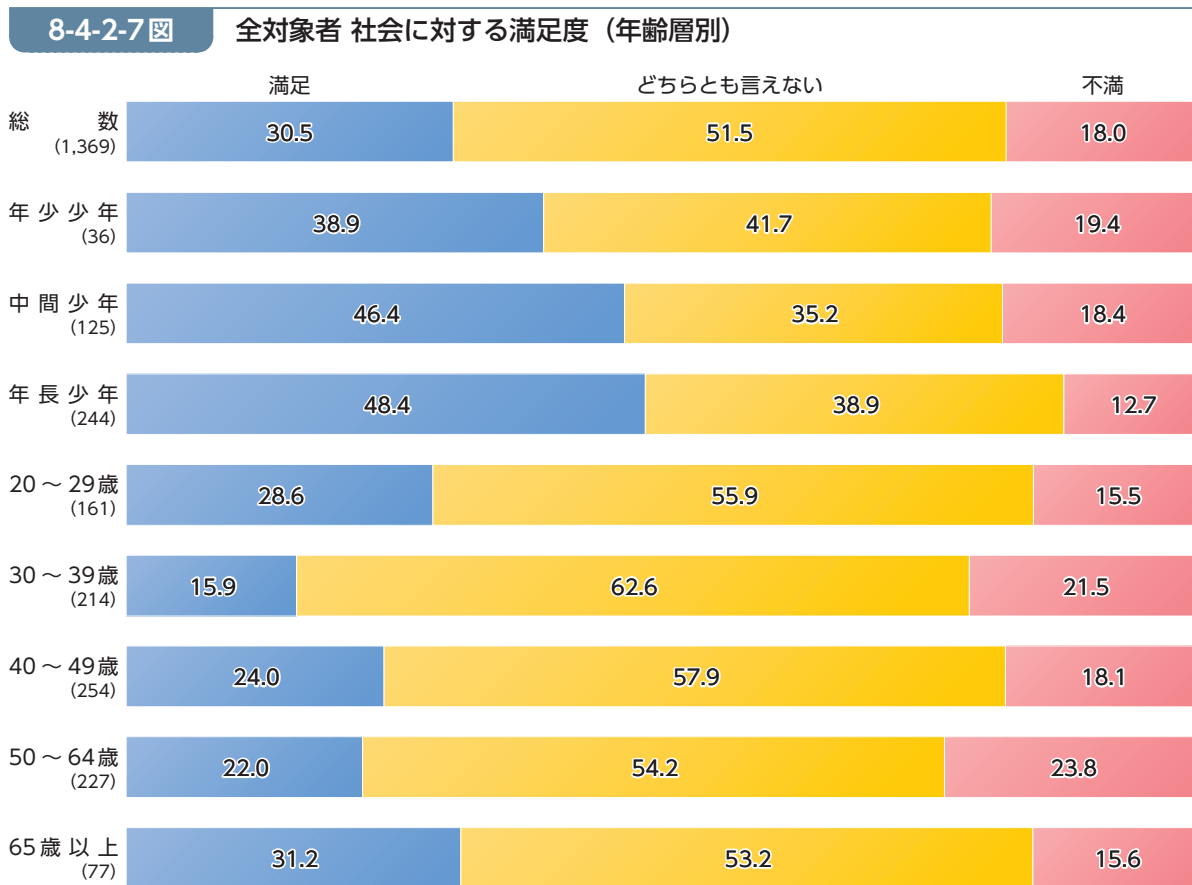
8-4-2-6図 全対象者 地域社会に対する意識（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 地域社会に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。



社会に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-7図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が30.5%であったが、少年の満足度が高い傾向が見られ、年長少年（48.4%）が最も高く、30歳代の者（15.9%）が最も低かった。「不満」の構成比は、50～64歳の者（23.8%）が最も高く、次いで、30歳代の者（21.5%）、年少少年（19.4%）の順であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

社会を「不満」とする者の主要な理由（\*3）についての該当率を見ると、対象者全体では、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」（54.7%）が最も高く、次いで、「正しいと思うことが通らない」（41.3%）、「まじめな人がむくわれない」（40.9%）の順であった。年齢層別に見ると、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」の該当率は30歳代の者（78.3%）が、「正しいと思うことが通らない」の該当率は50～64歳の者（50.0%）が、「まじめな人がむくわれない」は30歳代の者（52.2%）が、それぞれ最も高かった。

\*3 次の選択肢から不満の理由を複数回答させた。

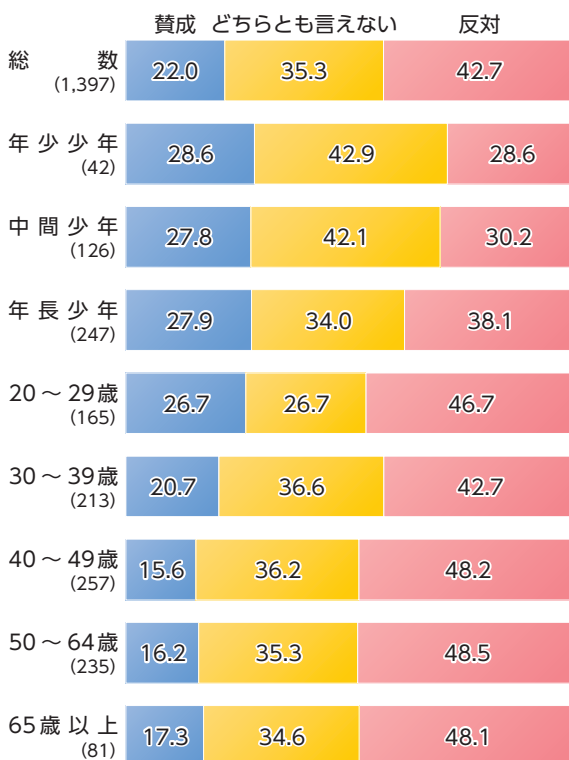
「社会のしくみがきまりきっている」、「自分と同世代の意見が反映されない」（非行少年の調査票では、「若者の意見が反映されない」）、「正しいと思うことが通らない」、「国民の意見がまとまっていない」、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」、「まじめな人がむくわれない」、「人々の考え方や行動が乱れている」及び「その他」

## 2 自分に関する意識

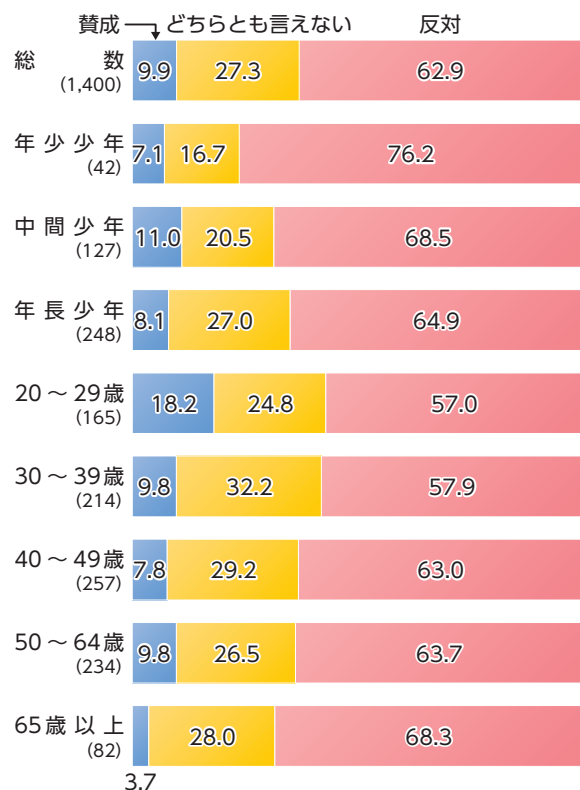
対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」（「賛成」及び「やや賛成」の合計。以下この章において同じ。）、「どちらとも言えない」及び「反対」（「やや反対」及び「反対」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、8-4-2-8図のとおりである。「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では22.0%であったが、若年層における構成比が高い傾向が見られ、年少少年（28.6%）が最も高かった。「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では9.9%であった。年齢層別では、20歳代の者（18.2%）が最も高く、次いで中間少年（11.0%）、50～64歳の者（9.8%）の順であった。「義理人情を大切にすべきだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では73.7%であり、30歳代の者（84.5%）が最も高く、中間少年（51.2%）が最も低かった。

8-4-2-8図 全対象者 態度・価値観（年齢層別）

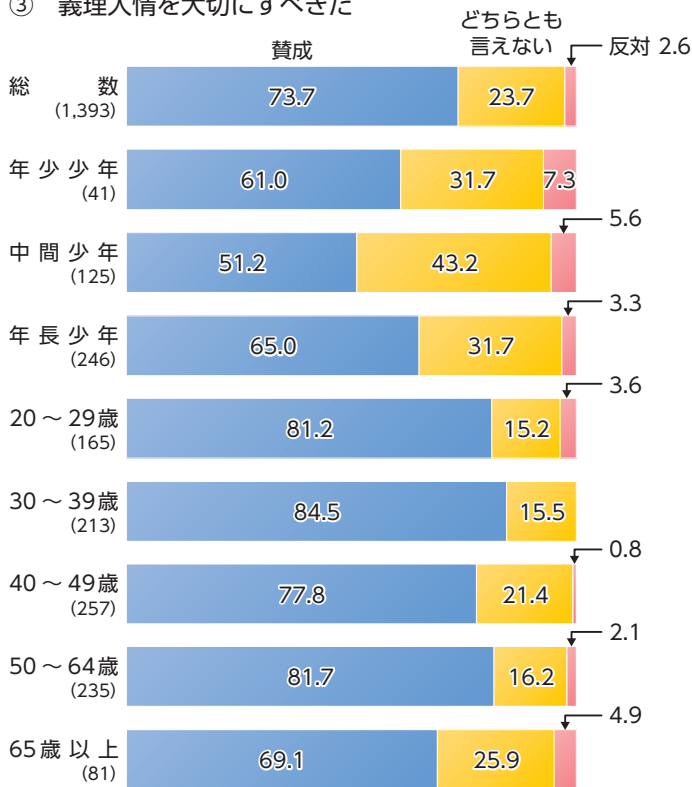
① 悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい



② 自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ



③ 義理人情を大切にすべきだ

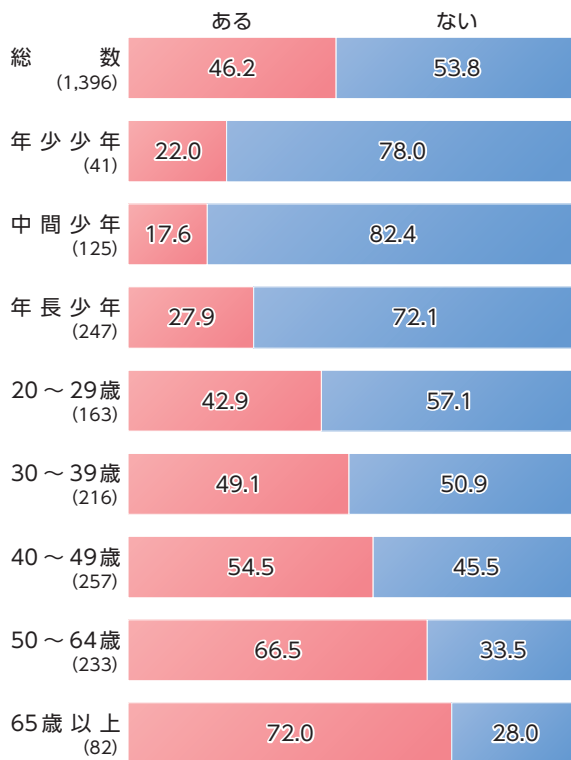


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 態度・価値観の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「やや反対」及び「反対」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

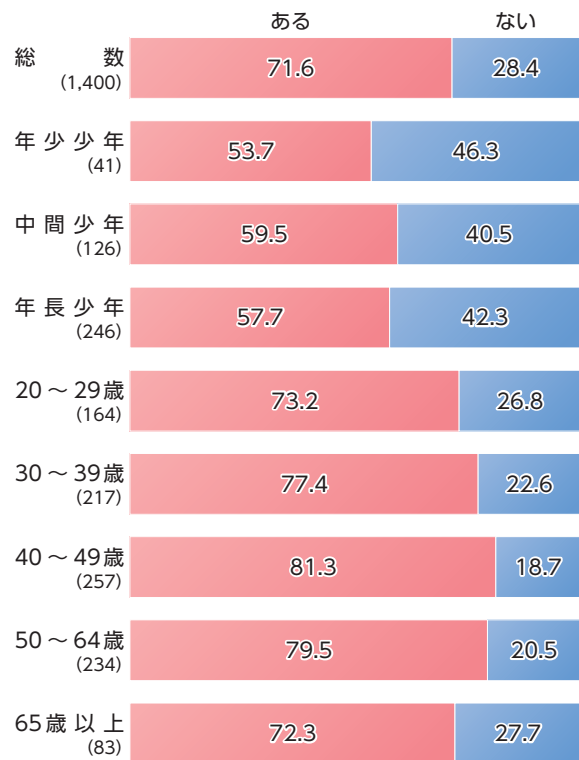
対象者の自己意識を見るため、「心のあたたま思いが少ないという感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」（「よくある」及び「ときどきある」の合計。以下この章において同じ。）及び「ない」（「あまりない」及び「まったくない」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、8-4-2-9図のとおりである。「心のあたたま思いが少ないという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では46.2%であったが、年齢層別では、若年層において低い傾向が見られ、中間少年（17.6%）が最も低く、65歳以上の者（72.0%）が最も高かった。「自分は意志が弱いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では71.6%であった。年齢層別では、40歳代の者（81.3%）が最も高く、年少少年（53.7%）が最も低かった。「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では61.5%であった。年齢層別では、65歳以上の者（71.1%）が最も高く、30歳代の者（52.5%）が最も低かった。

### 8-4-2-9図 全対象者 自己意識（年齢層別）

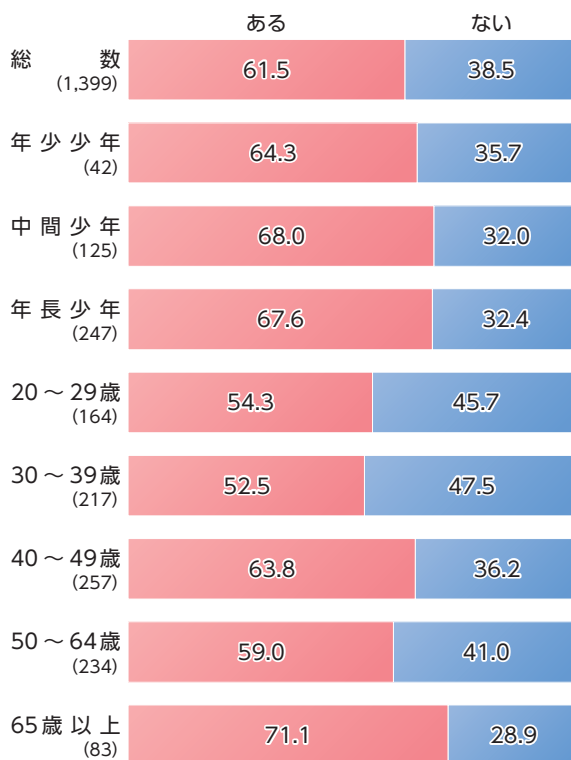
#### ① 心のあたたまる思いが少ないという感じ



#### ② 自分は意志が弱いという感じ

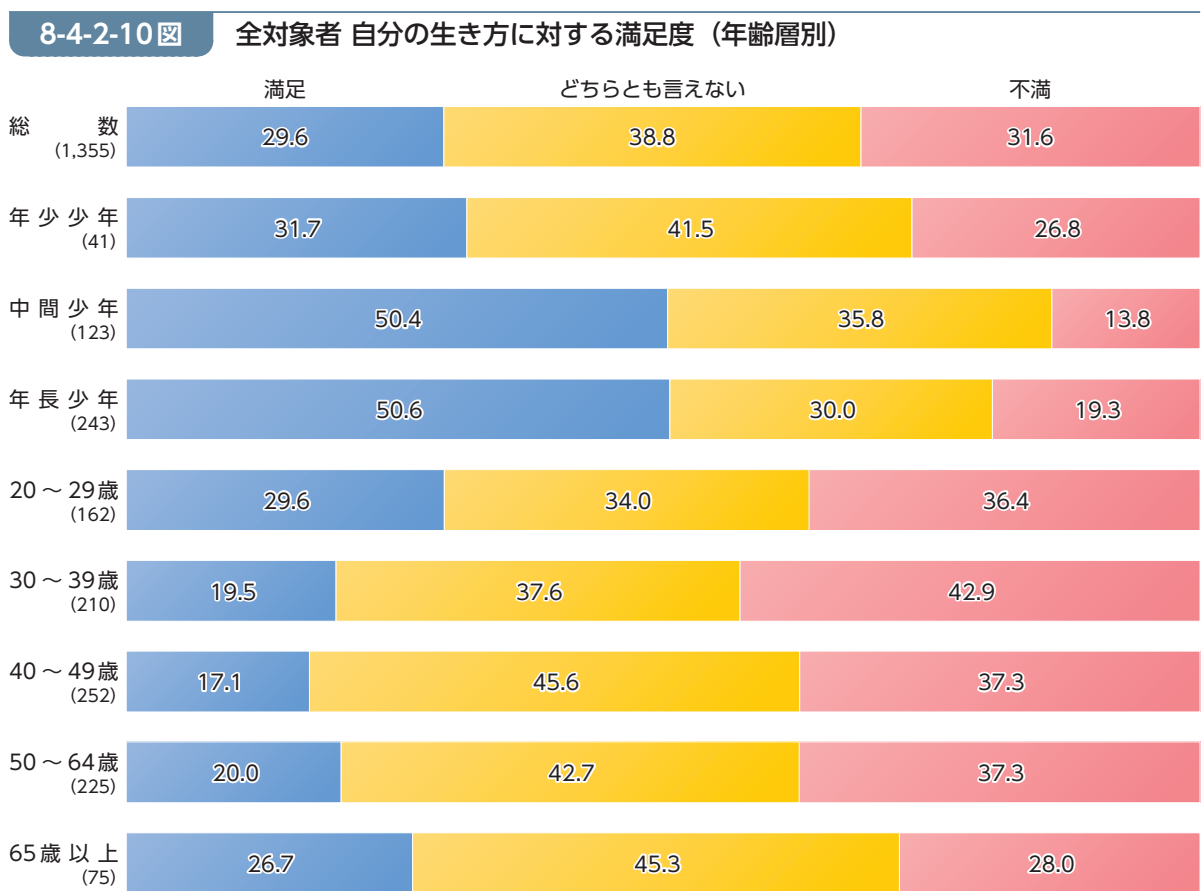


#### ③ 世の中の人々は互いに助け合っているという感じ



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自己意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「あまりない」及び「まったくない」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-10図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が29.6%であった。年齢層別では、年長少年（50.6%）が最も高く、40歳代の者（17.1%）が最も低かった。「不満」の構成比は、30歳代の者（42.9%）が最も高く、次いで、50～64歳の者（37.3%）、40歳代の者（37.3%）の順であった。

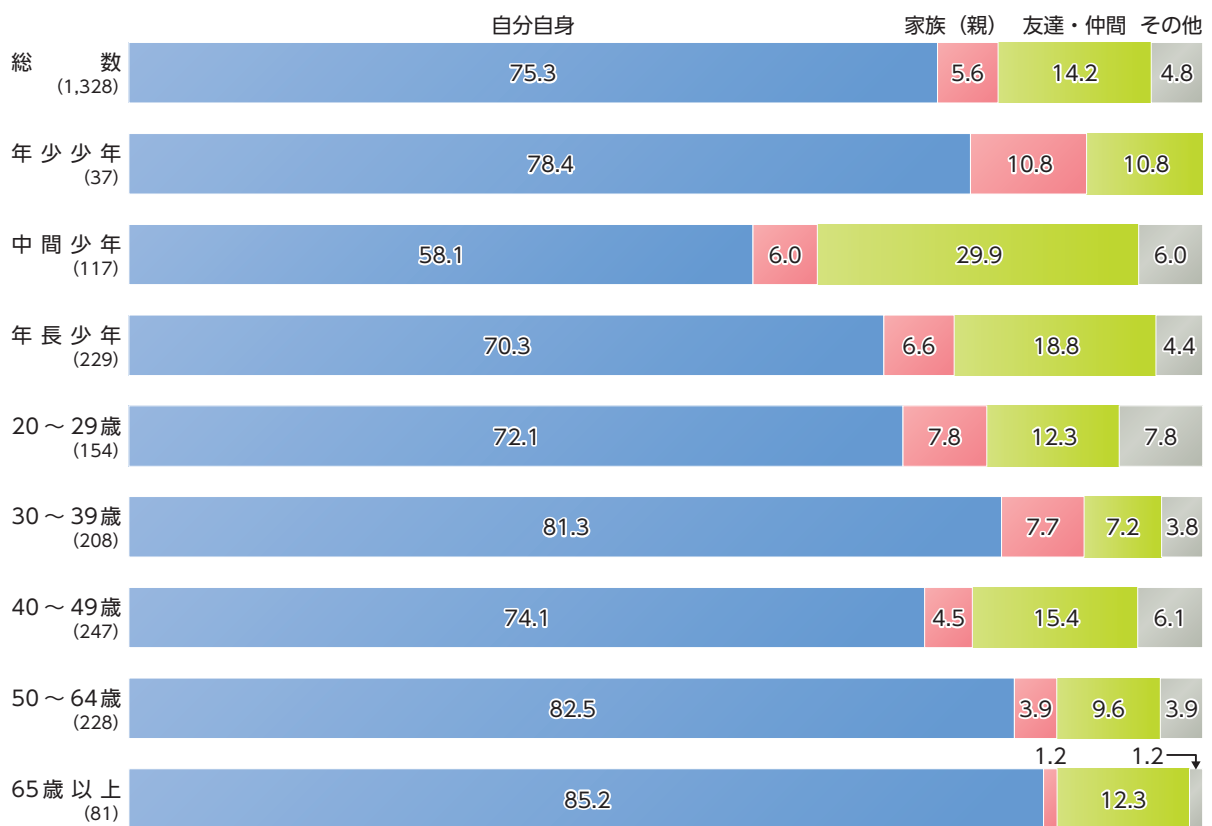


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

### 3 犯罪・非行に対する意識

人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-11図のとおりである。対象者全体では、「自分自身」(75.3%)の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」(14.2%)、「家族(親)」(5.6%)の順であった。年齢層別では、年少少年は、「家族(親)」(10.8%)の構成比が顕著に高かった。中間少年は、「自分自身」(58.1%)の構成比が顕著に低く、「友達・仲間」(29.9%)の構成比が顕著に高かった。年長少年は、「自分自身」(70.3%)の構成比がやや低く、「友達・仲間」(18.8%)の構成比がやや高かった。50～64歳の者と65歳以上の者は、「自分自身」の構成比(それぞれ82.5%、85.2%)がやや高かった。「その他」とした者の具体的な記述を見ると、「育ってきた環境」や「社会の仕組み」など環境や社会を原因として挙げる者や「全て当てはまると思う」など「自分自身」、「家族(親)」及び「友達・仲間」の全てを原因として挙げる者が多く、年齢層ごとに大きな差は見られなかった。

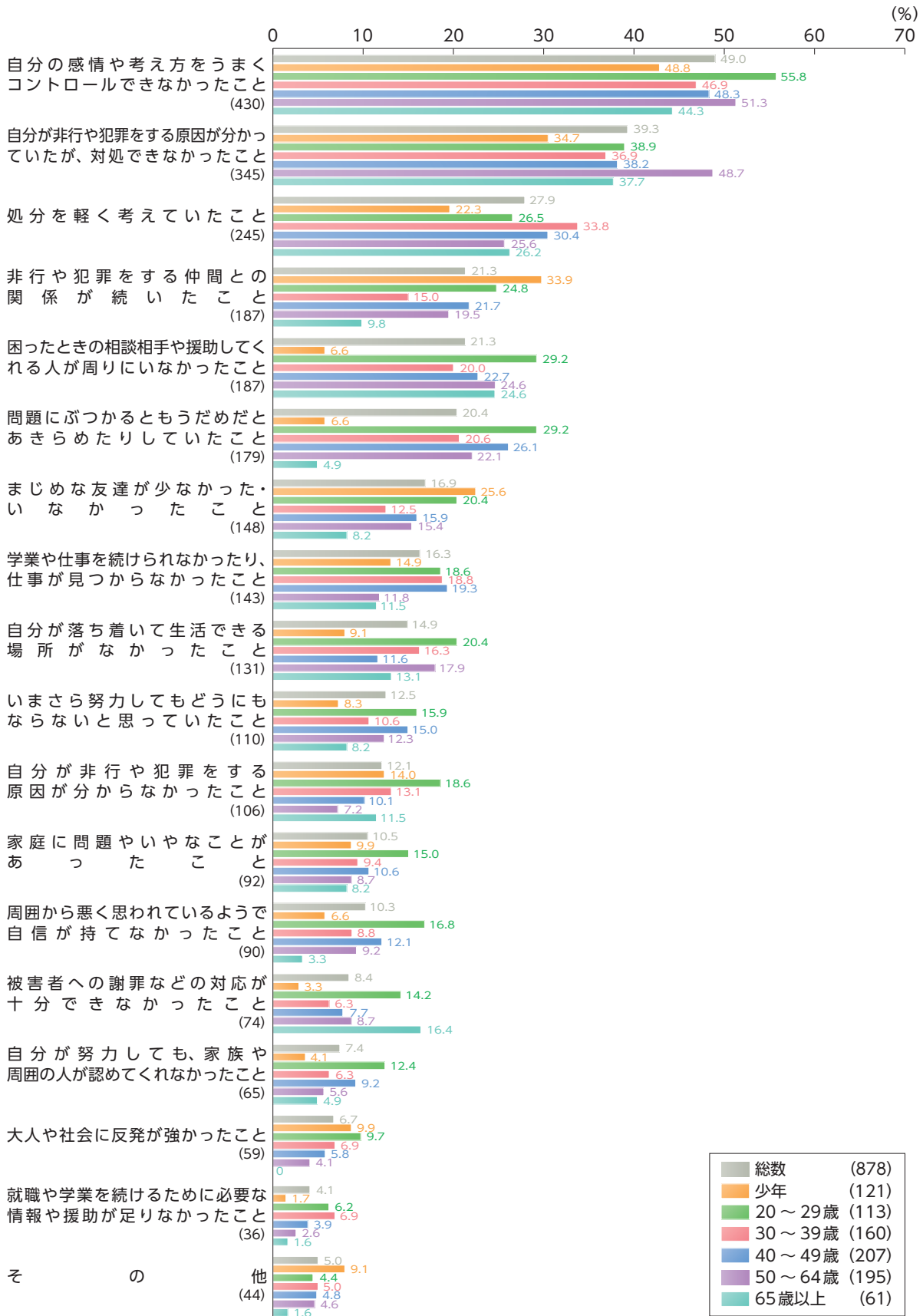
8-4-2-11図 全対象者 人々が犯罪・非行に走る原因(年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。  
 3 調査時の年齢による。  
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

対象者のうち、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。以下この章において同じ。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を年齢層別に見ると、8-4-2-12図のとおりである。対象者全体では、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(49.0%)の該当率が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(39.3%)、「処分を軽く考えていたこと」(27.9%)の順であった。少年と20歳以上の者を比べると、少年の「処分を軽く考えていたこと」の該当率は、20歳以上の者より低かった。



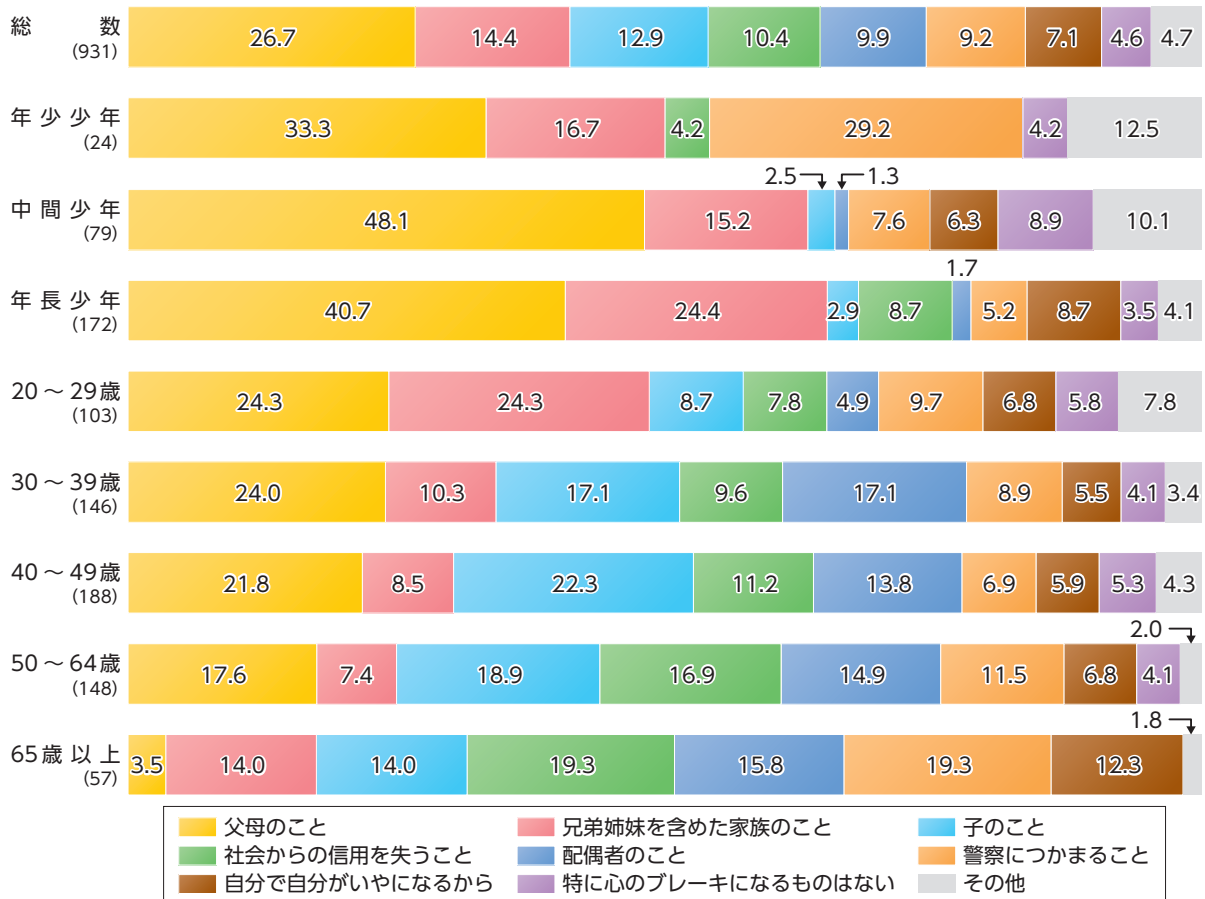


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。  
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 4 調査時の年齢による。  
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 6 凡例の（ ）内は、年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。



法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-13図のとおりである。対象者全体では、「父母のこと」(26.7%)の構成比が最も高く、次いで「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(14.4%)、「子のこと」(12.9%)の順であった。年齢層別では、年少少年(33.3%)、中間少年(48.1%)及び年長少年(40.7%)は、「父母のこと」の構成比が顕著に高く、30歳以上の年齢層は、「配偶者のこと」や「子のこと」の構成比が顕著に高かった。また、「警察につかまること」の構成比は、年少少年(29.2%)が最も高く、年長少年(5.2%)が最も低かった。

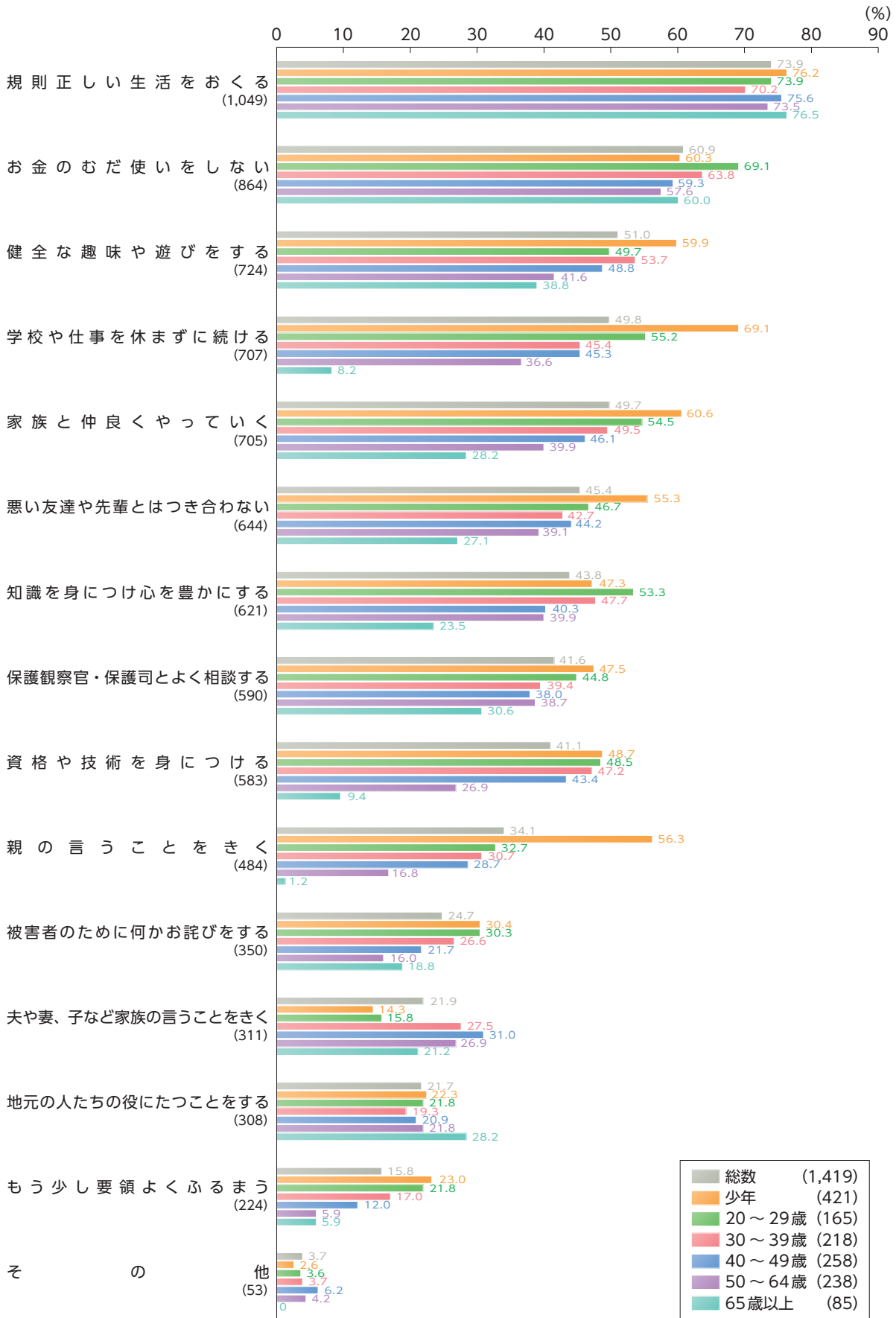
8-4-2-13図 全対象者心のブレーキ(年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。  
 3 調査時の年齢による。  
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 5 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を年齢層別に見ると、8-4-2-14図のとおりである。対象者全体では、「規則正しい生活をおくる」(73.9%)が最も高く、次いで「お金のむだ使いをしない」(60.9%)、「健全な趣味や遊びをする」(51.0%)の順であった。年齢層別で見ると、全ての年齢層において、「規則正しい生活をおくる」の該当率が最も高く、「健全な趣味や遊びをする」、「悪い友達や先輩とはつき合わない」、「保護観察官・保護司とよく相談する」、「親の言うことをきく」、「被害者のために何かお詫びをする」などの項目については、若年層の該当率が高かった。

8-4-2-14図 全対象者 これからの生活で大切なもの（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 調査時の年齢による。  
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。  
 5 凡例の（ ）内は、年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

## コラム11 男女の違いによる比較

このコラムでは、特別調査の結果のうち、男女の比較によって明らかな違いが見られた結果について紹介する。

### 1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を男女別に見ると、男性は「満足」の構成比が60.9%、女性は57.0%であり、大きな差は見られなかった。一方、家庭生活を「不満」とする者の主要な理由（第2節1の\*1参照）についての該当率を男女別に見ると、「家庭内に争いがある」（男性16.9%、女性50.0%）、「親が自分を理解してくれない」（男性19.0%、女性45.0%）、「配偶者の愛情が足りない」（男性0.7%、女性25.0%）及び「配偶者が自分を理解してくれない」（男性2.8%、女性25.0%）につき、女性の方が明らかに高かった。

友人関係に対する満足度を男女別に見ると、男性は「満足」の構成比が57.9%、女性は58.9%であり、大きな差は見られなかった。一方、友人関係を「不満」とする者の主要な理由（第2節1の\*2参照）についての該当率を男女別に見ると、「自分のことを分かってくれない」（男性11.1%、女性35.7%）につき、女性の方が明らかに高かった。

「悩みを打ち明けられる人」の該当率を男女別に見ると、「子」（男性3.3%、女性17.0%）は女性が顕著に高く、「先輩」（男性17.6%、女性9.8%）は男性が明らかに高かった。「誰もいない」（男性11.9%、女性5.9%）も、男性が明らかに高かった。

「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目を男女別に見ると、「あてはまる」とした者の構成比は、「学校に行くのがいやだった」（男性43.7%、女性53.7%）は女性が高く、「同級生から理解されていた」（男性65.0%、女性59.5%）は男性が高かった。

就労に対する意識、地域社会に対する意識及び社会に対する満足度については、男女別で大きな差は見られなかった。

### 2 自分に関する意識

態度・価値観の各項目を男女別に見ると、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」に「賛成」とした者の構成比（男性23.2%、女性12.7%）は、男性の方が明らかに高かった。

自己意識の各項目を男女別に見ると、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」が「ある」とした者の構成比（男性47.1%、女性37.8%）は、男性の方が明らかに高かった。

自分の生き方に対する満足度については、男女別で大きな差は見られなかった。

### 3 犯罪・非行に対する意識

人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識の構成比を男女別に見ると、「家族（親）」（男性5.5%、女性8.0%）は女性が高く、「友達・仲間」（男性14.7%、女性9.4%）は男性が高かった。

対象者のうち、保護処分歴又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を男女別に見ると、「大人や社会に反発が強かったこと」は、男性が7.1%であったのに対し、女性で該当する者はいなかった。「家庭に問題やいやなことがあったこと」（男性9.7%、女性16.4%）は、女性が高かった。

心のブレーキとなるものを男女別に見ると、全体では「父母のこと」（26.7%）の構成比が最も高かったが、女性では「子のこと」（27.3%）が最も高かった。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を男女別にみると、「健全な趣味や遊びをする」（男性52.6%、女性41.8%）、「悪い友達や先輩とはつき合わない」（男性46.7%、女性36.6%）、「被害者のために何かお詫びをする」（男性26.0%、女性15.7%）などは男性が明らかに高く、「家族と仲良くやっていく」（男性48.5%、女性60.1%）及び「夫や妻、子など家族の言うことをきく」（男性21.1%、女性29.4%）は女性が明らかに高かった。

#### 4 男女の比較の結果から

男性は、「悩みを打ち明けられる人」を「誰もいない」とした者の該当率が女性の約2倍であり、また、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」を「ある」とした者の構成比が女性より明らかに高く、孤独やさびしさを感じている者の割合が女性よりも高かった。周囲との関係については、人々が犯罪・非行に走る原因を「友達・仲間」とした者の該当比が高く、これからの生活で大切なものとして「悪い友達や先輩とはつき合わない」の該当率も明らかに高いことから、不良交友関係を犯罪・非行の原因として認識している傾向が見られた。

女性は、家庭生活を「不満」とした者の理由について、男性に比べて、対人関係に関する項目の該当率が高い傾向が見られた。また、自らが再犯・再非行に及んだ要因につき、「家庭に問題やいやなことがあったこと」の該当率が明らかに高い一方、心のブレーキとなるものとして「子」の構成比が高いほか、これからの生活で大切なものとして「家族と仲良くやっていく」や「夫や妻、子など家族の言うことをきく」の該当率も明らかに高かった。このことから、女性は、男性に比べ、親や配偶者などの家族との関係の問題を犯罪・非行の要因として認識し、家族の存在や家族との良好な関係を犯罪・非行の抑止力と捉えている傾向が見られた。

### 第3節

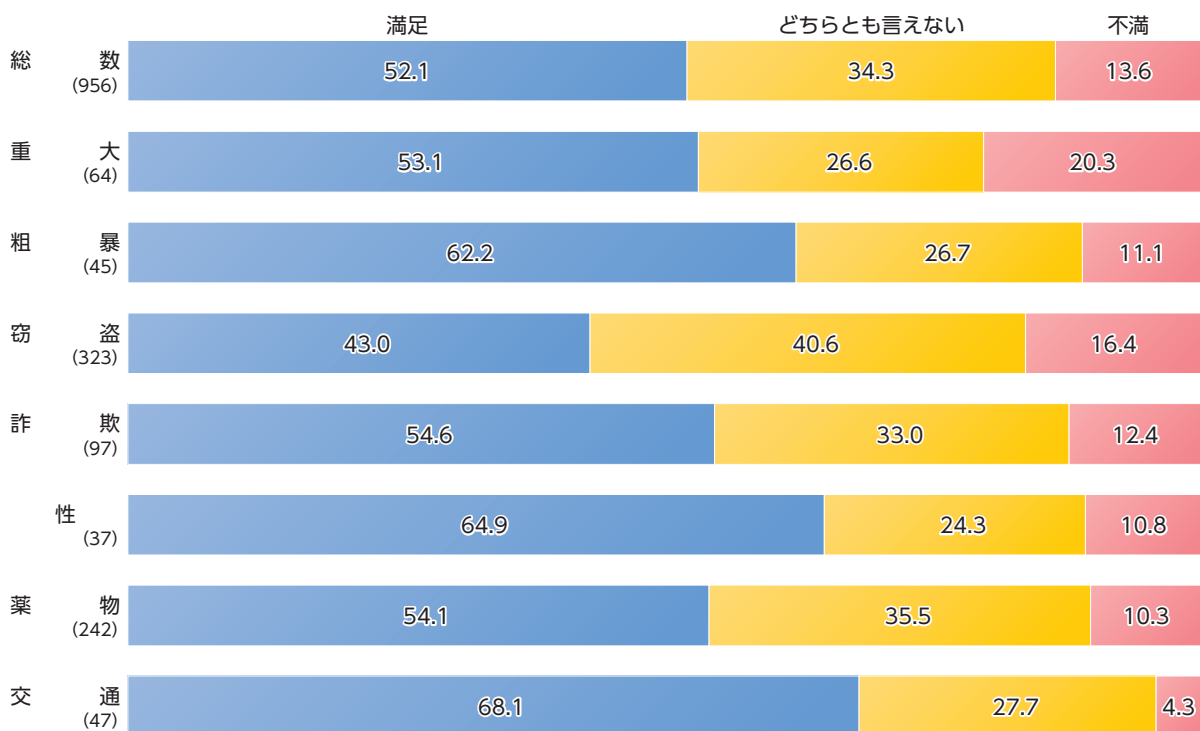
## 犯罪・非行類型の違いによる比較

この節では、犯罪者と非行少年を分け、犯罪・非行類型別に分析することとし、1～3項において、刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識を分析した後、4項において、少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、特徴的な点を紹介する。

### 1 周囲の環境に対する意識

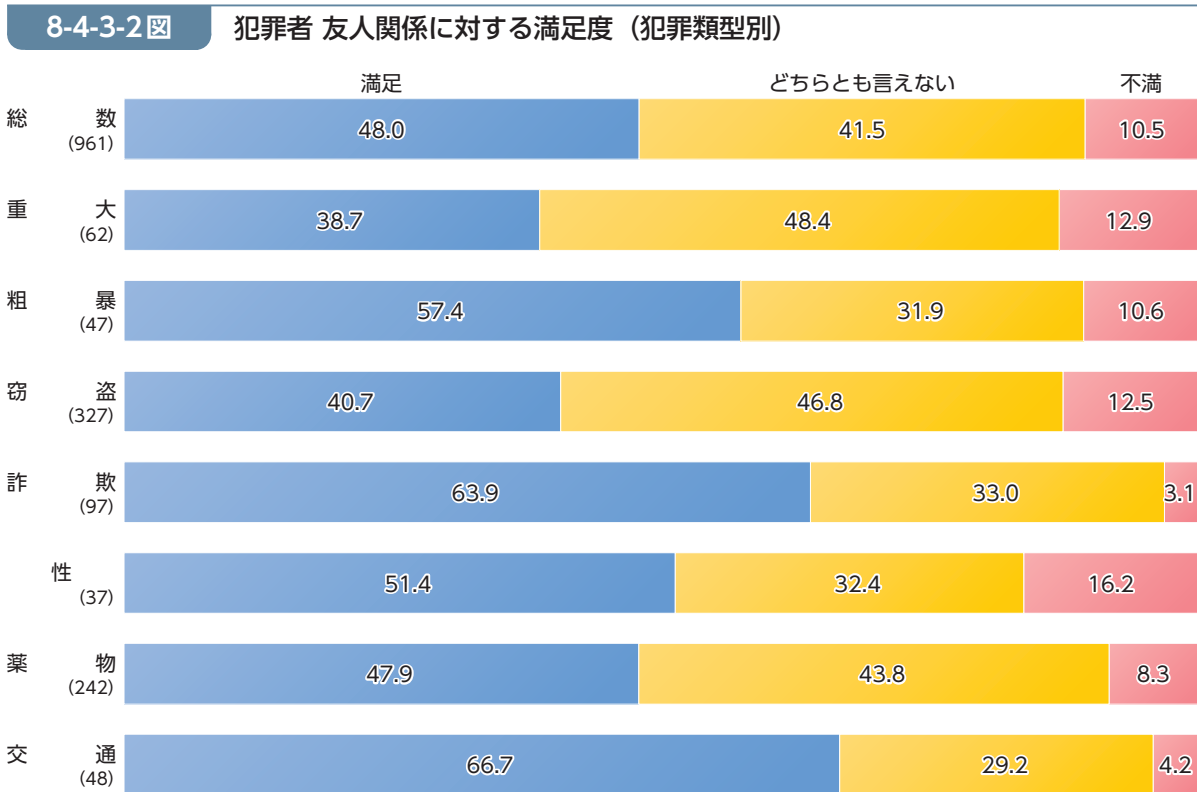
対象者（刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）をいう。以下この節において同じ。）の家庭生活に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-1図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では52.1%であり、犯罪類型別では、交通事故類型（68.1%）が最も高く、次いで、性犯類型（64.9%）、粗暴犯類型（62.2%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では13.6%であり、犯罪類型別では、重大事犯類型（20.3%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（16.4%）、詐欺事犯類型（12.4%）の順であった。

8-4-3-1図 犯罪者 家庭生活に対する満足度（犯罪類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

友人関係に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-2図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では48.0%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（66.7%）が最も高く、次いで、詐欺事犯類型（63.9%）、粗暴犯類型（57.4%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では10.5%であり、犯罪類型別では、性犯類型（16.2%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（12.9%）、窃盗事犯類型（12.5%）の順であった。



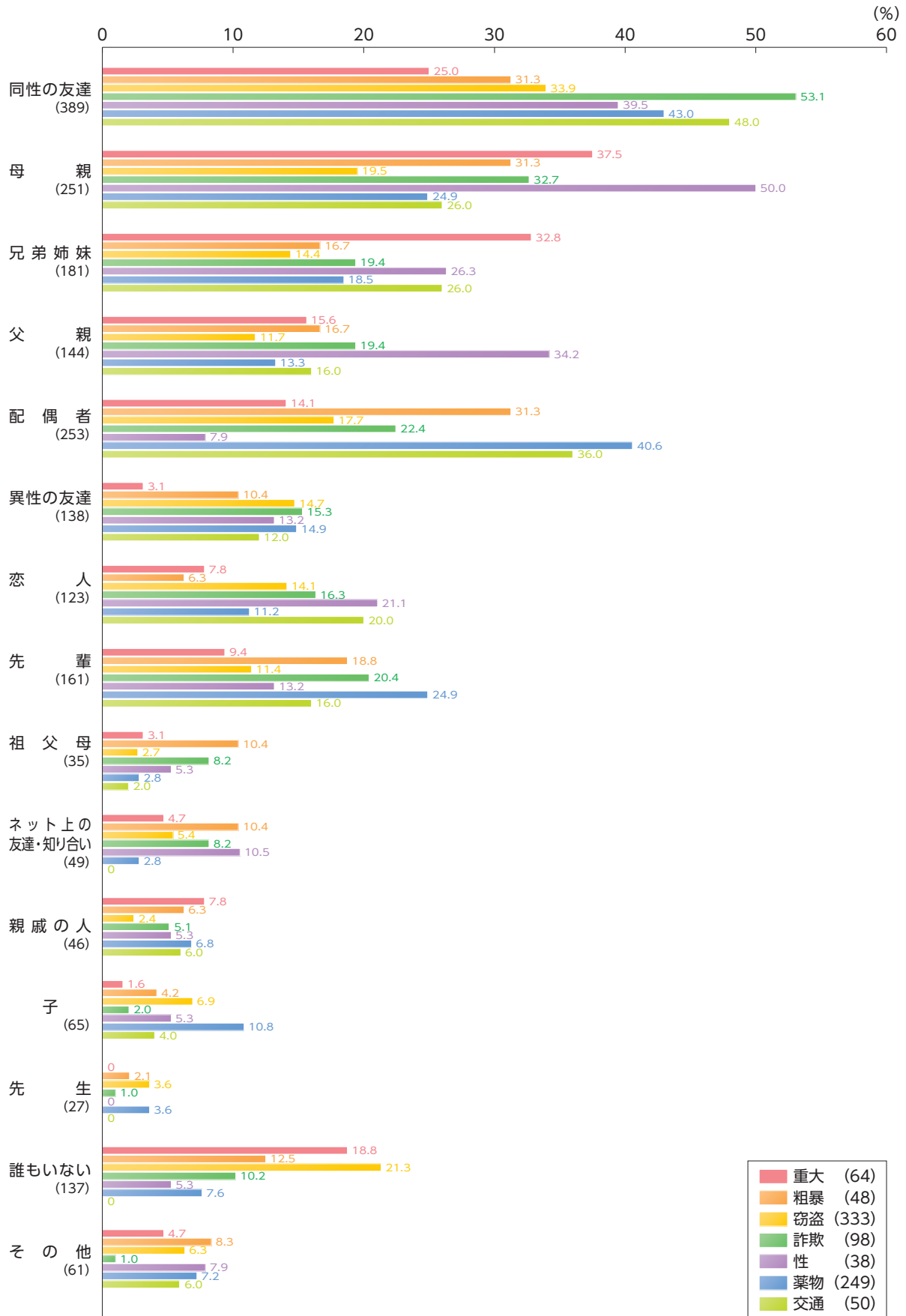
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を犯罪類型別に見ると、8-4-3-3図のとおりである。いずれの犯罪類型においても、「同性の友達」及び「母親」が上位3項目に入っていた。犯罪類型別では、重大事犯類型は、「母親」(37.5%)、「兄弟姉妹」(32.8%)、「同性の友達」(25.0%)、粗暴犯類型は、「同性の友達」、「母親」及び「配偶者」(それぞれ31.3%)、窃盗事犯類型は、「同性の友達」(33.9%)、「誰もいない」(21.3%)、「母親」(19.5%)、詐欺事犯類型は、「同性の友達」(53.1%)、「母親」(32.7%)、「配偶者」(22.4%)、性犯類型は、「母親」(50.0%)、「同性の友達」(39.5%)、「父親」(34.2%)、薬物事犯類型は、「同性の友達」(43.0%)、「配偶者」(40.6%)、「母親」及び「先輩」(それぞれ24.9%)、交通事犯類型は、「同性の友達」(48.0%)、「配偶者」(36.0%)、「母親」及び「兄弟姉妹」(それぞれ26.0%)の順であった。また、「誰もいない」の該当率を見ると、窃盗事犯類型(21.3%)が最も高く、次いで、重大事犯類型(18.8%)、粗暴犯類型(12.5%)の順であった(総数及び総数における各項目の該当率については、CD-ROM参照)。



8-4-3-3 図

## 犯罪者 悩みを打ち明けられる人 (犯罪類型別)

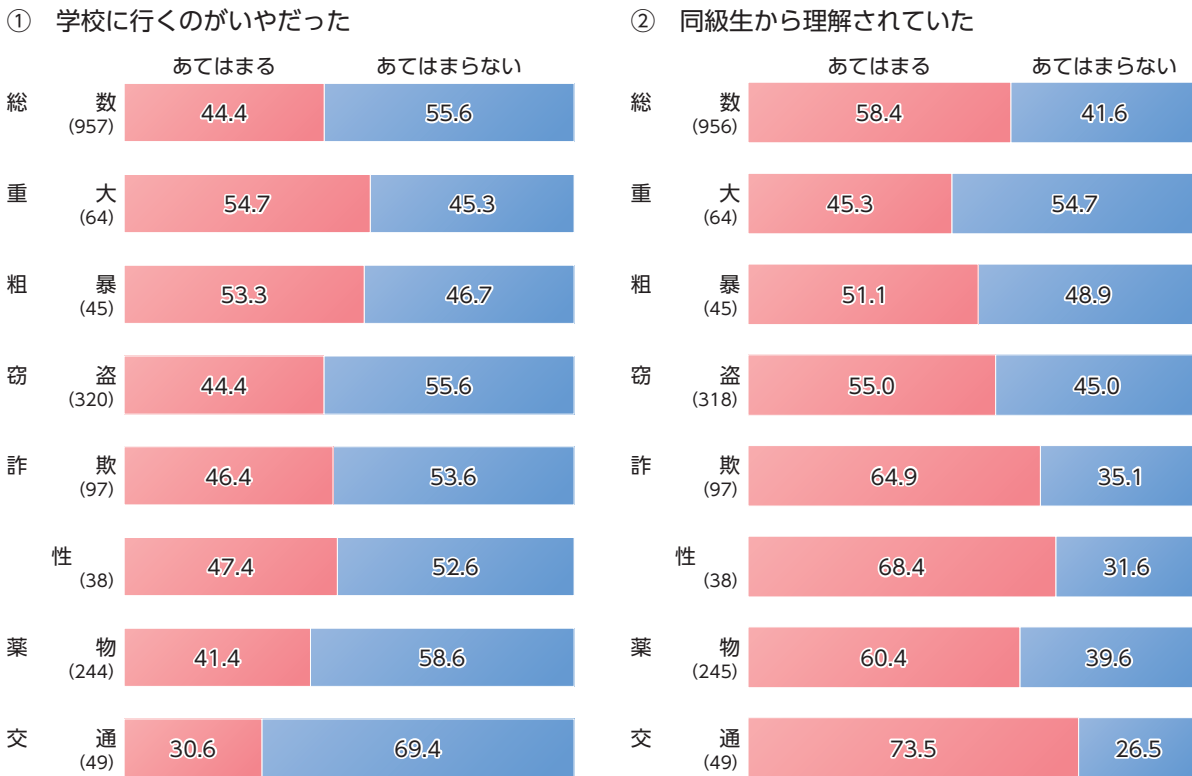


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。  
 3 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 凡例の( )内は、犯罪類型別の実人員であり、縦軸の( )内は、各項目に該当した者の人員である。



対象者の学校生活に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-4図のとおりである。「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では44.4%であり、犯罪類型別では、重大事犯類型（54.7%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（53.3%）、性犯類型（47.4%）の順であった。「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では58.4%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（73.5%）が最も高く、次いで、性犯類型（68.4%）、詐欺事犯類型（64.9%）の順であった。

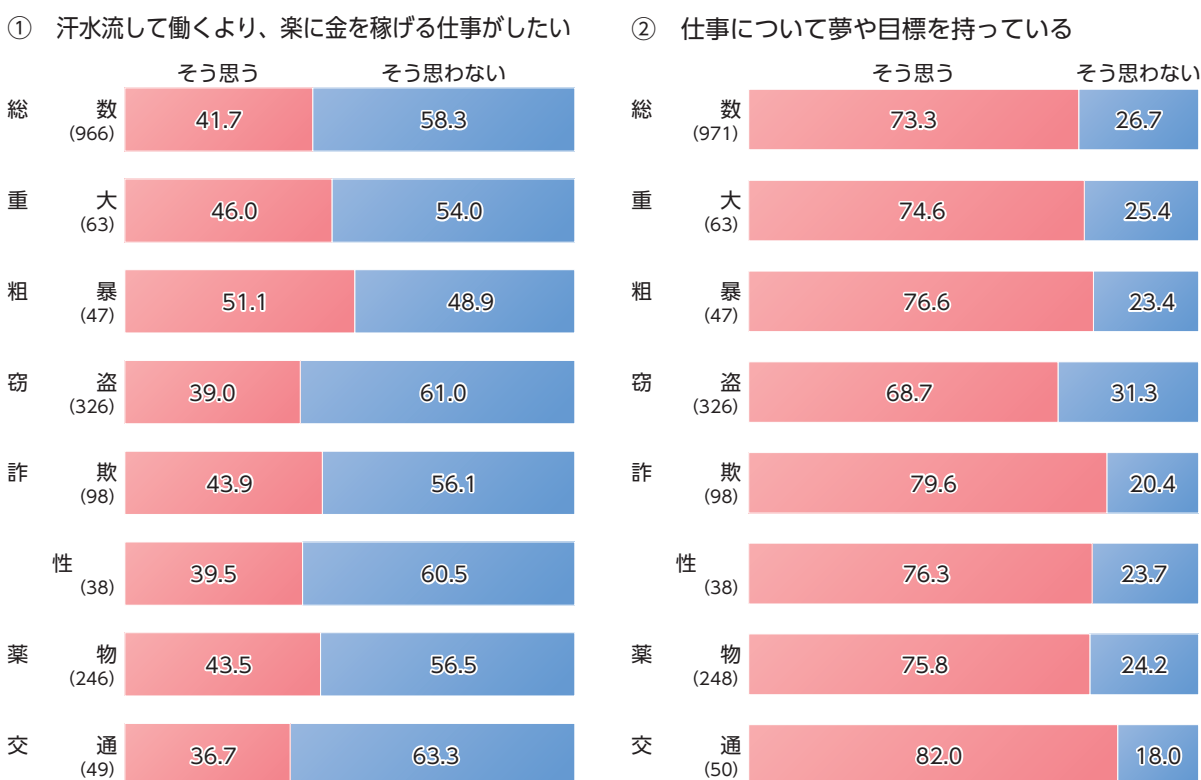
8-4-3-4図 犯罪者 学校生活に対する意識（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 学校生活に対する意識が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」及び「そう思わない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-5図のとおりである。「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では41.7%であり、犯罪類型別では、粗暴犯類型（51.1%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（46.0%）、詐欺事犯類型（43.9%）の順であった。「仕事について夢や目標を持っている」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では73.3%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（82.0%）が最も高く、次いで、詐欺事犯類型（79.6%）、粗暴犯類型（76.6%）の順であった。

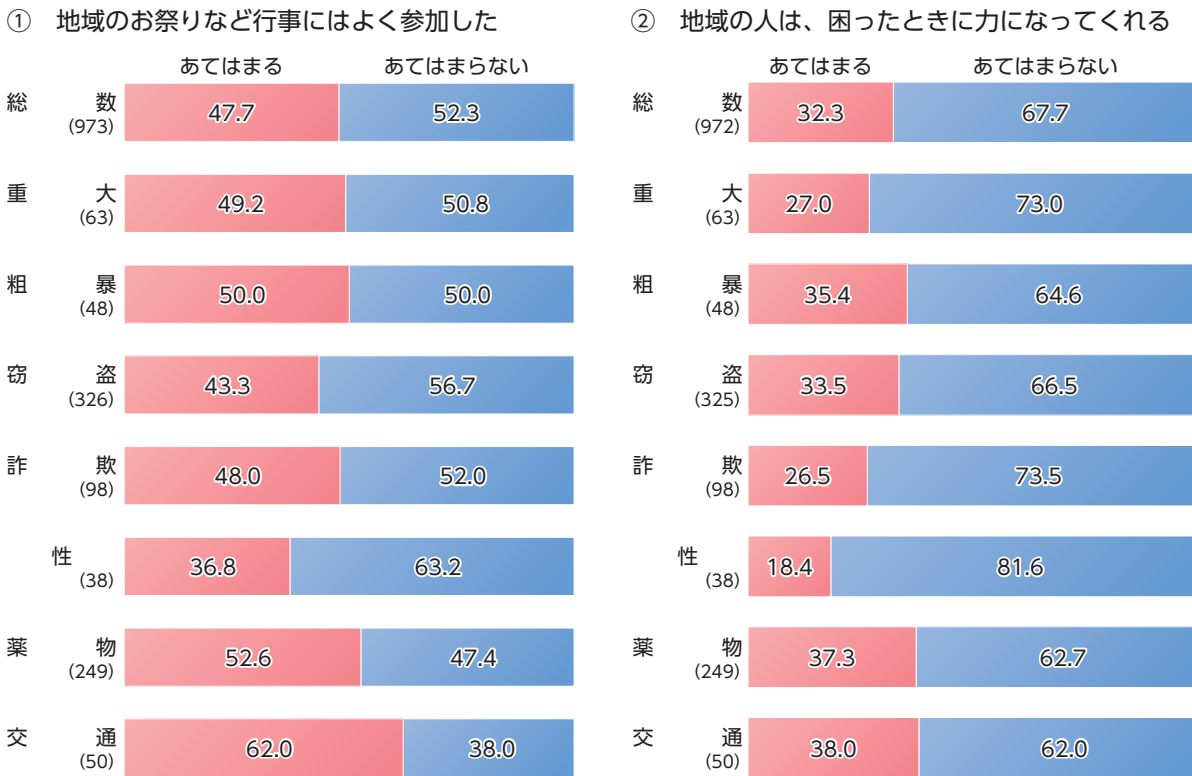
8-4-3-5図 犯罪者 就労に対する意識（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 就労に対する意識が不詳の者を除く。  
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」及び「ぜんぜんそう思わない」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-6図のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では47.7%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（62.0%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（52.6%）、粗暴犯類型（50.0%）の順であった。「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では32.3%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（38.0%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（37.3%）、粗暴犯類型（35.4%）の順であった。

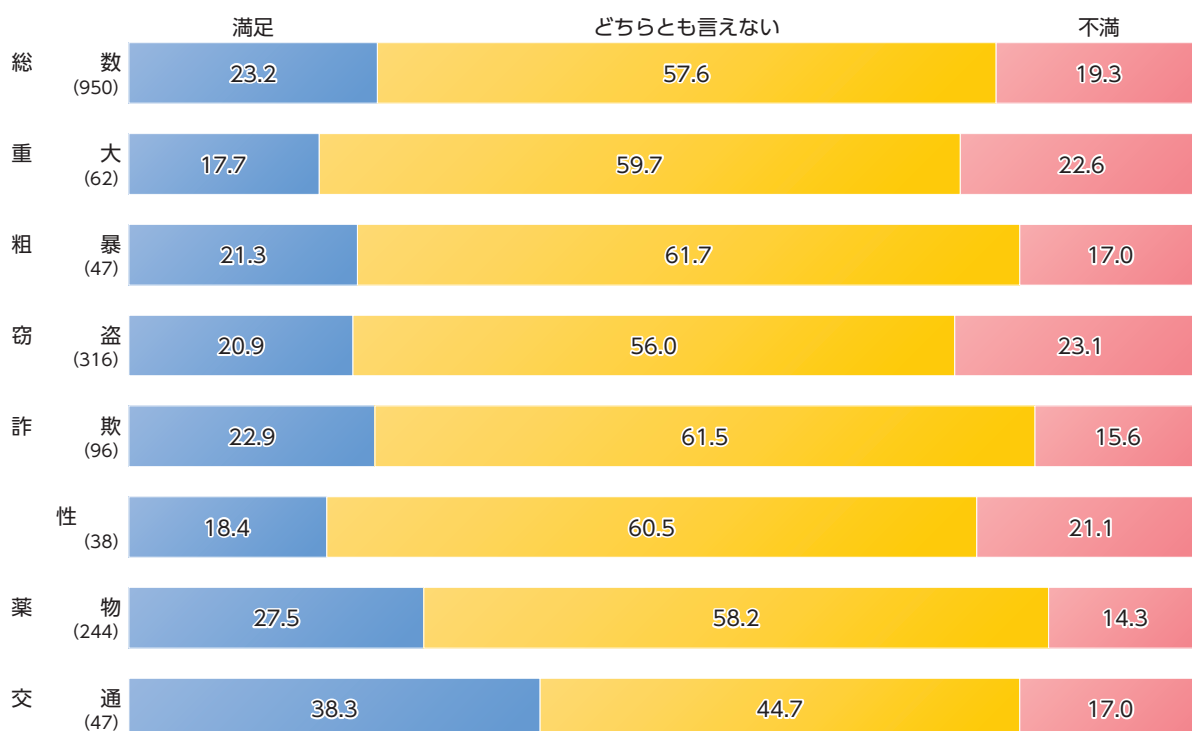
8-4-3-6図 犯罪者 地域社会に対する意識（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 地域社会に対する意識が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

社会に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-7図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では23.2%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（38.3%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（27.5%）、詐欺事犯類型（22.9%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では19.3%であり、犯罪類型別では、窃盗事犯類型（23.1%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（22.6%）、性犯類型（21.1%）の順であった。

8-4-3-7図 犯罪者 社会に対する満足度（犯罪類型別）



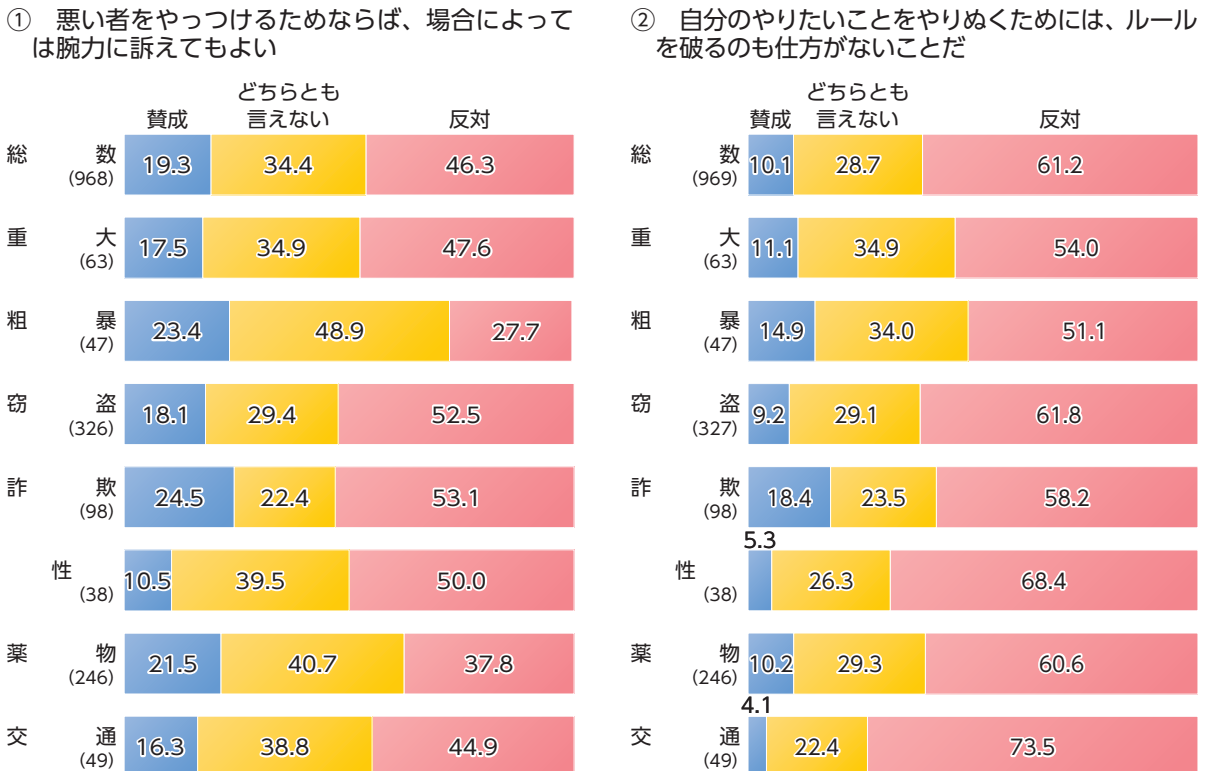
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

社会を「不満」とする者の主要な理由（本章第2節1項の\*3参照）についての該当率を見ると、対象者全体では、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」（58.5%）が最も高く、次いで、「まじめな人がむくわれない」（45.9%）、「正しいと思うことが通らない」（41.5%）の順であった。犯罪類型別に見ると、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」は、交通事犯類型（87.5%）が最も高く、薬物事犯類型（45.7%）が最も低かった。「まじめな人がむくわれない」は、性犯類型（87.5%）が最も高く、詐欺事犯類型（26.7%）が最も低かった。「正しいと思うことが通らない」は、性犯類型（62.5%）が最も高く、交通事犯類型（25.0%）が最も低かった。

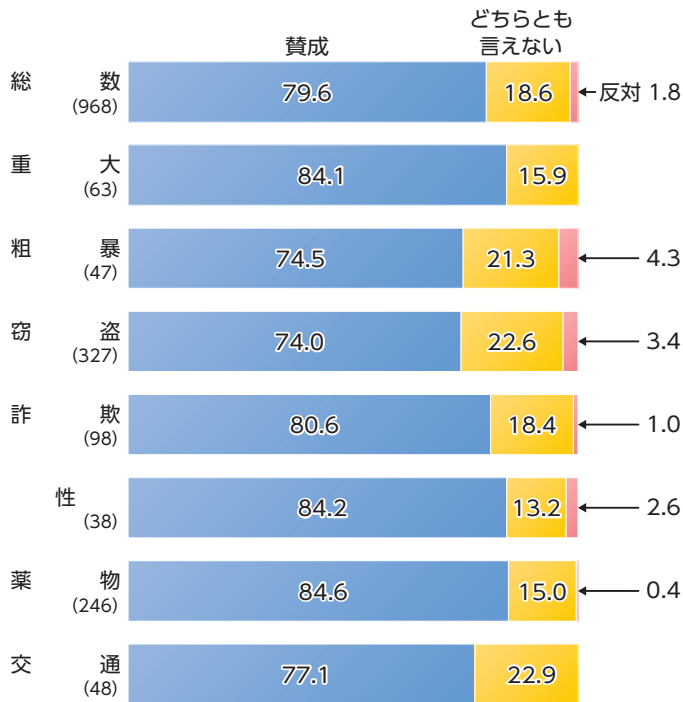
## 2 自分に関する意識

対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」、「どちらとも言えない」及び「反対」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-8図のとおりである。「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では19.3%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（24.5%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（23.4%）、薬物事犯類型（21.5%）の順であった。「反対」に該当する者の構成比は、対象者全体では46.3%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（53.1%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（52.5%）、性犯類型（50.0%）の順であった。「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では10.1%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（18.4%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（14.9%）、重大事犯類型（11.1%）の順であった。「反対」に該当する者の構成比は、対象者全体では61.2%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（73.5%）が最も高く、次いで、性犯類型（68.4%）、窃盗事犯類型（61.8%）の順であった。「義理人情を大切にすべきだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では79.6%であり、犯罪類型別では、薬物事犯類型（84.6%）が最も高く、次いで、性犯類型（84.2%）、重大事犯類型（84.1%）の順であった。「反対」に該当する者の構成比は、対象者全体では1.8%であり、犯罪類型別では、粗暴犯類型（4.3%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（3.4%）、性犯類型（2.6%）の順であった。

8-4-3-8図 犯罪者 態度・価値観（犯罪類型別）



③ 義理人情を大切にすべきだ



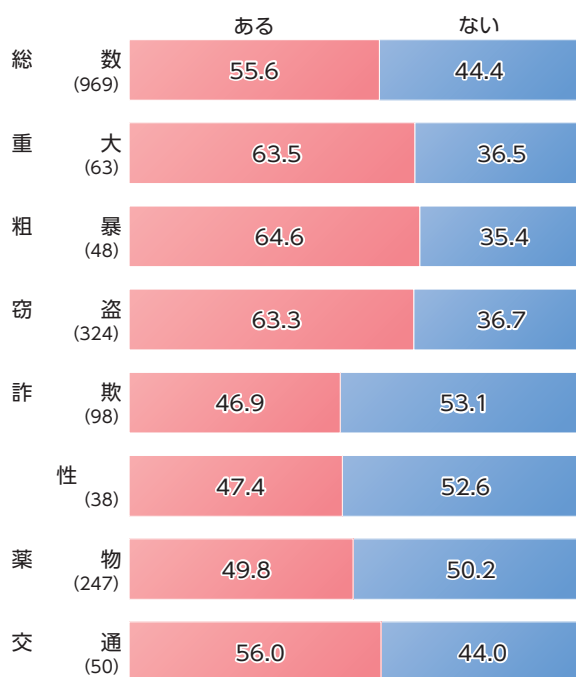
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 態度・価値観が不詳の者を除く。  
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「反対」及び「やや反対」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

対象者の自己意識を見るため、「心のあたたまらない感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」及び「ない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-9図のとおりである。「心のあたたまらない感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では55.6%であり、犯罪類型別では、粗暴犯類型（64.6%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（63.5%）、窃盗事犯類型（63.3%）の順であった。「自分は意志が弱いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では77.6%であり、犯罪類型別では、重大事犯類型（84.4%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（83.7%）、薬物事犯類型（80.6%）の順であった。「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では59.1%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（63.9%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（62.5%）、交通事犯類型（60.0%）の順であった。

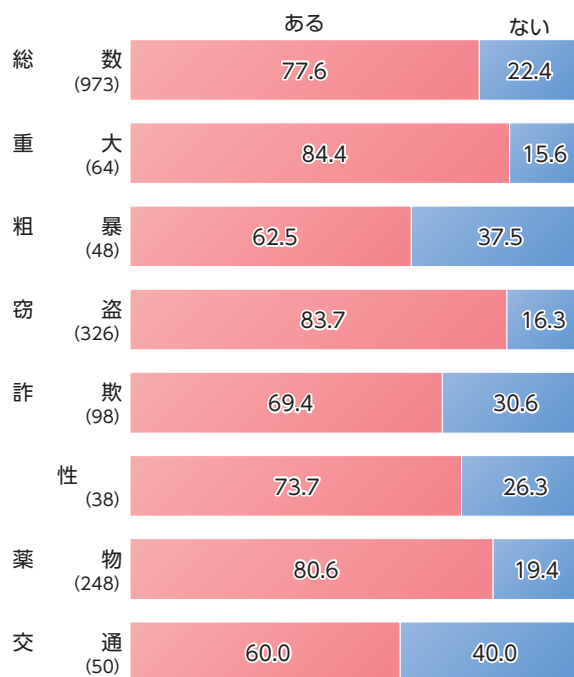


### 8-4-3-9 図 犯罪者 自己意識 (犯罪類型別)

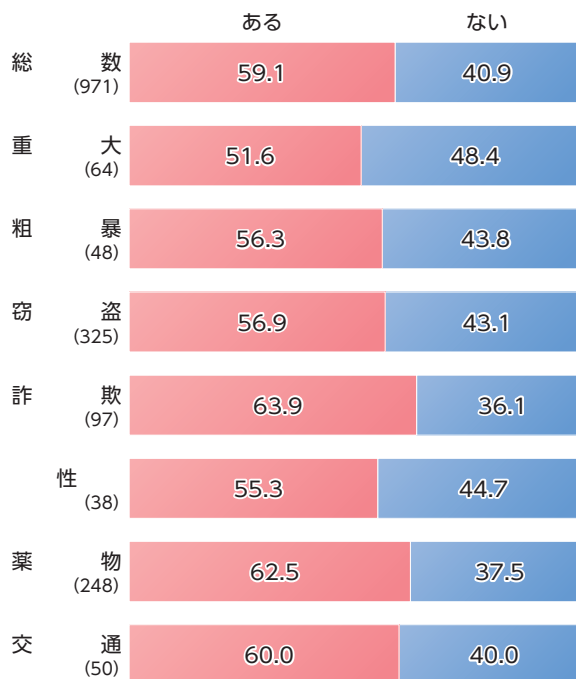
#### ① 心のあたたまる思いが少ないという感じ



#### ② 自分は意志が弱いという感じ



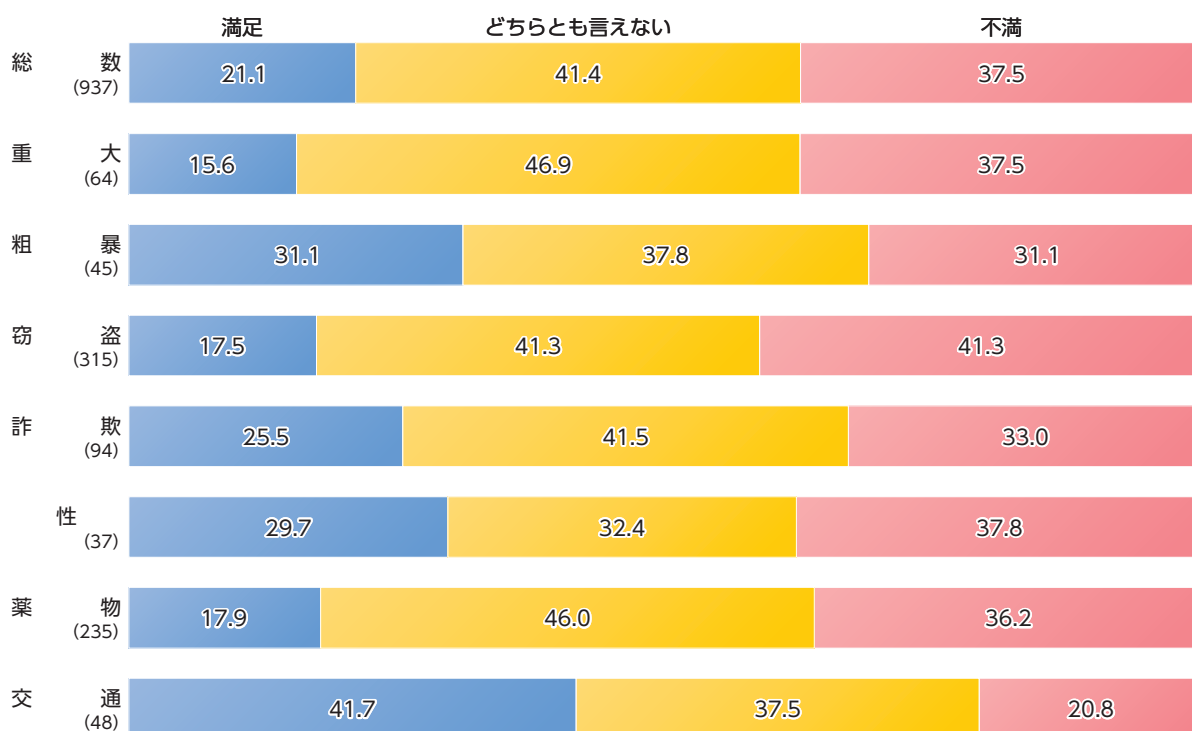
#### ③ 世の中の人々は互いに助け合っているという感じ



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自己意識が不詳の者を除く。  
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「まったくない」及び「あまりない」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-10図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が21.1%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（41.7%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（31.1%）、性犯類型（29.7%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では37.5%であり、犯罪類型別では、窃盗事犯類型（41.3%）が最も高く、次いで、性犯類型（37.8%）、重大事犯類型（37.5%）の順であった。

8-4-3-10図 犯罪者 自分の生き方に対する満足度（犯罪類型別）



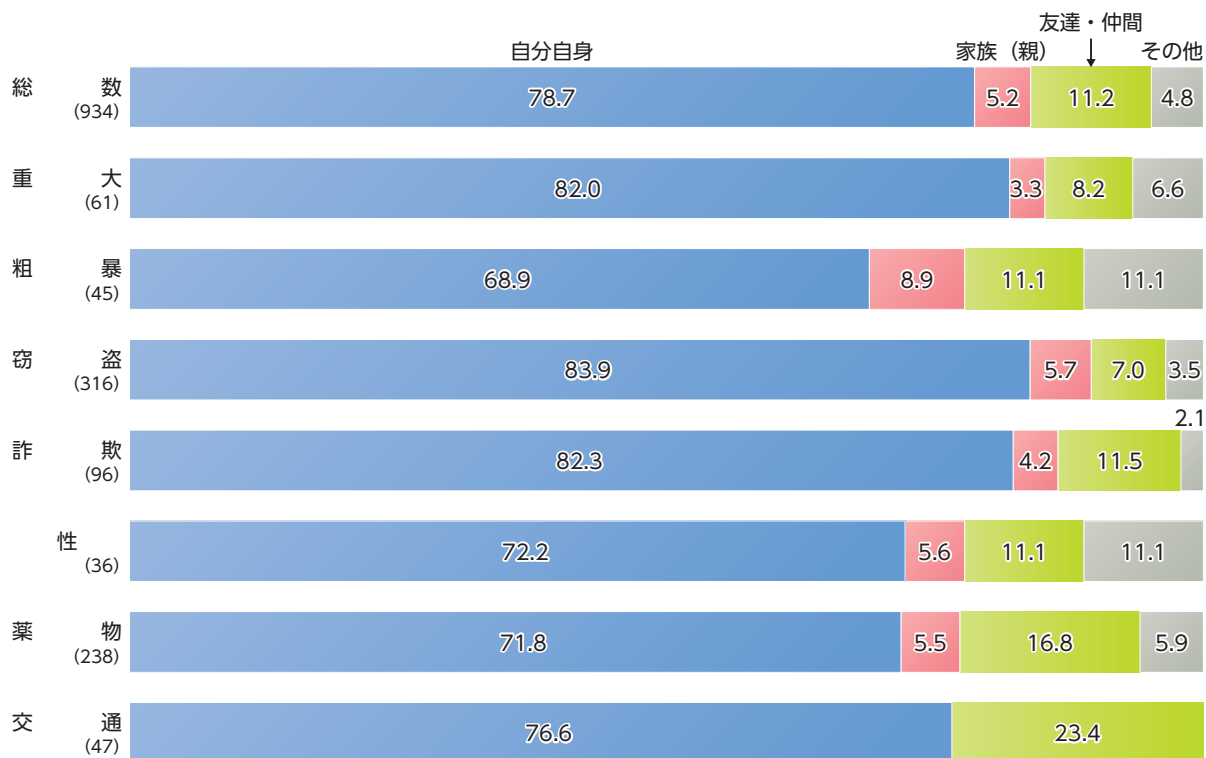
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

### 3 犯罪・非行に対する意識

人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識を犯罪類型別に見ると、8-4-3-11図のとおりである。対象者全体では、「自分自身」(78.7%)の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.2%)、「家族(親)」(5.2%)、「その他」(4.8%)の順であった。犯罪類型別では、「自分自身」とした者の構成比は、窃盗事犯類型(83.9%)が最も高く、次いで、詐欺事犯類型(82.3%)、重大事犯類型(82.0%)の順であり、粗暴犯類型(68.9%)が最も低かった。「友達・仲間」とした者の構成比は、交通事犯類型(23.4%)が最も高く、次いで、薬物事犯類型(16.8%)、詐欺事犯類型(11.5%)の順であり、窃盗事犯類型(7.0%)が最も低かった。「家族(親)」とした者の構成比は、粗暴犯類型(8.9%)が最も高く、次いで、窃盗事犯類型(5.7%)、性犯類型(5.6%)の順であり、交通事犯類型では該当者はいなかった。

なお、「その他」とした者の具体的な記述を見ると、犯罪類型にかかわらず、「育ってきた環境」や「社会の仕組み」など環境や社会を原因として挙げる者や、「全て当てはまらぬと思う」など「自分自身」、「家族(親)」及び「友達・仲間」の全てを原因として挙げる者が多かった一方、窃盗事犯類型及び薬物事犯類型では、「ストレス」、「欲求」、「快楽」などの人々の心理的要因に関する内容に原因があるとする認識を有している者もいた。

8-4-3-11 図 犯罪者 人々が犯罪・非行に走る原因（犯罪類型別）

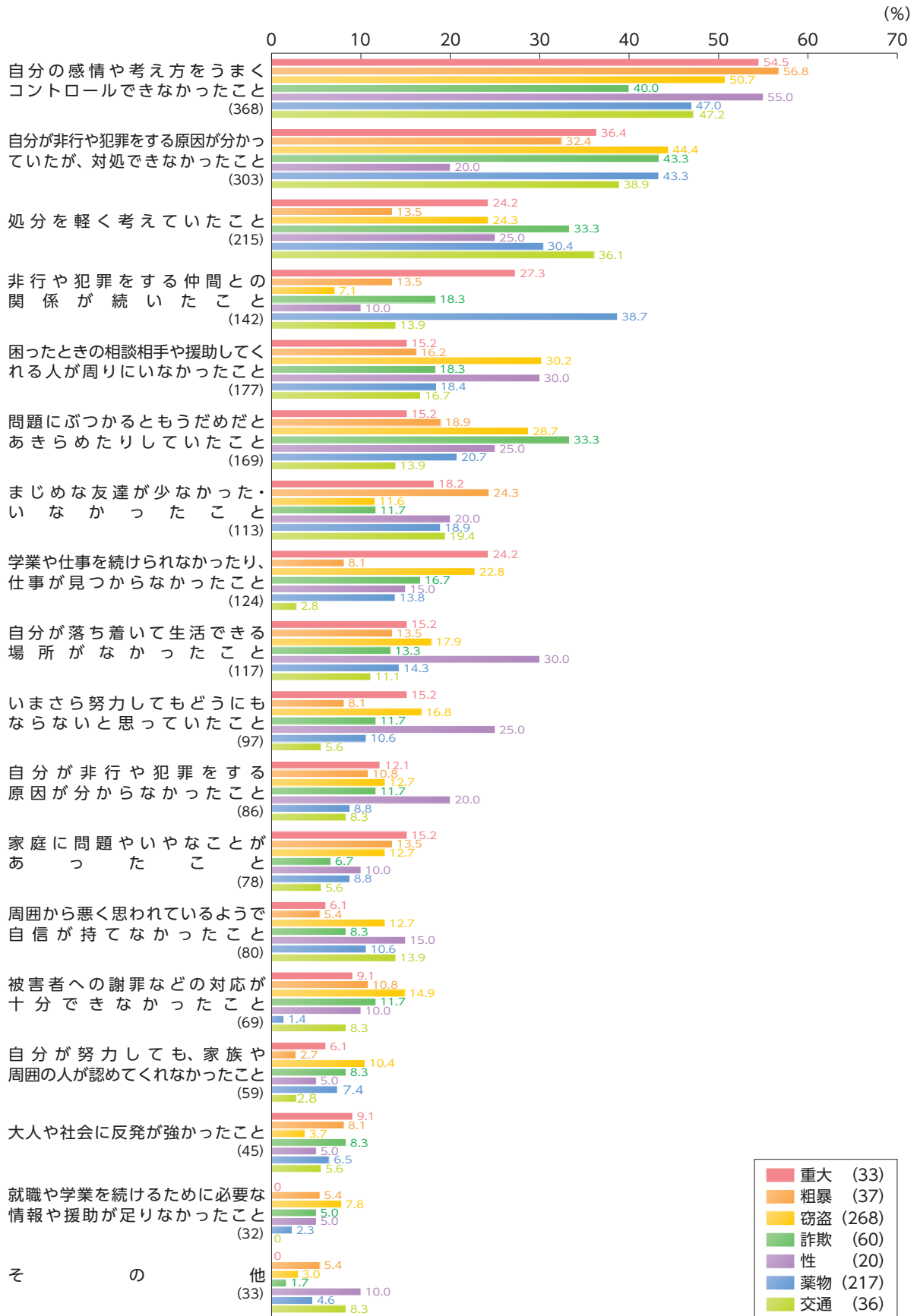


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。  
 3 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 4 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

対象者のうち、保護処分歴又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を犯罪類型別に見ると、8-4-3-12図のとおりである。重大事犯類型、粗暴犯類型、窃盗事犯類型、薬物事犯類型及び交通事犯類型は、いずれも「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」（それぞれ54.5%、56.8%、50.7%、47.0%、47.2%）が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」（それぞれ36.4%、32.4%、44.4%、43.3%、38.9%）の順であった。詐欺事犯類型は、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」（43.3%）が最も高く、次いで、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」（40.0%）の順であり、性犯類型は、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」（55.0%）が最も高く、次いで、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」及び「自分が落ち着いて生活できる場所がなかったこと」（それぞれ30.0%）の順であった。また、詐欺事犯類型は「処分を軽く考えていたこと」及び「問題にぶつかるともうだめだとあきらめたりしていたこと」（それぞれ33.3%）、薬物事犯類型は「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」（38.7%）、交通事犯類型は「処分を軽く考えていたこと」（36.1%）が、それぞれ3番目に高かった（総数及び総数における各項目の該当率については、CD-ROM参照）。

8-4-3-12図

犯罪者 自らの再犯・再非行の原因（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

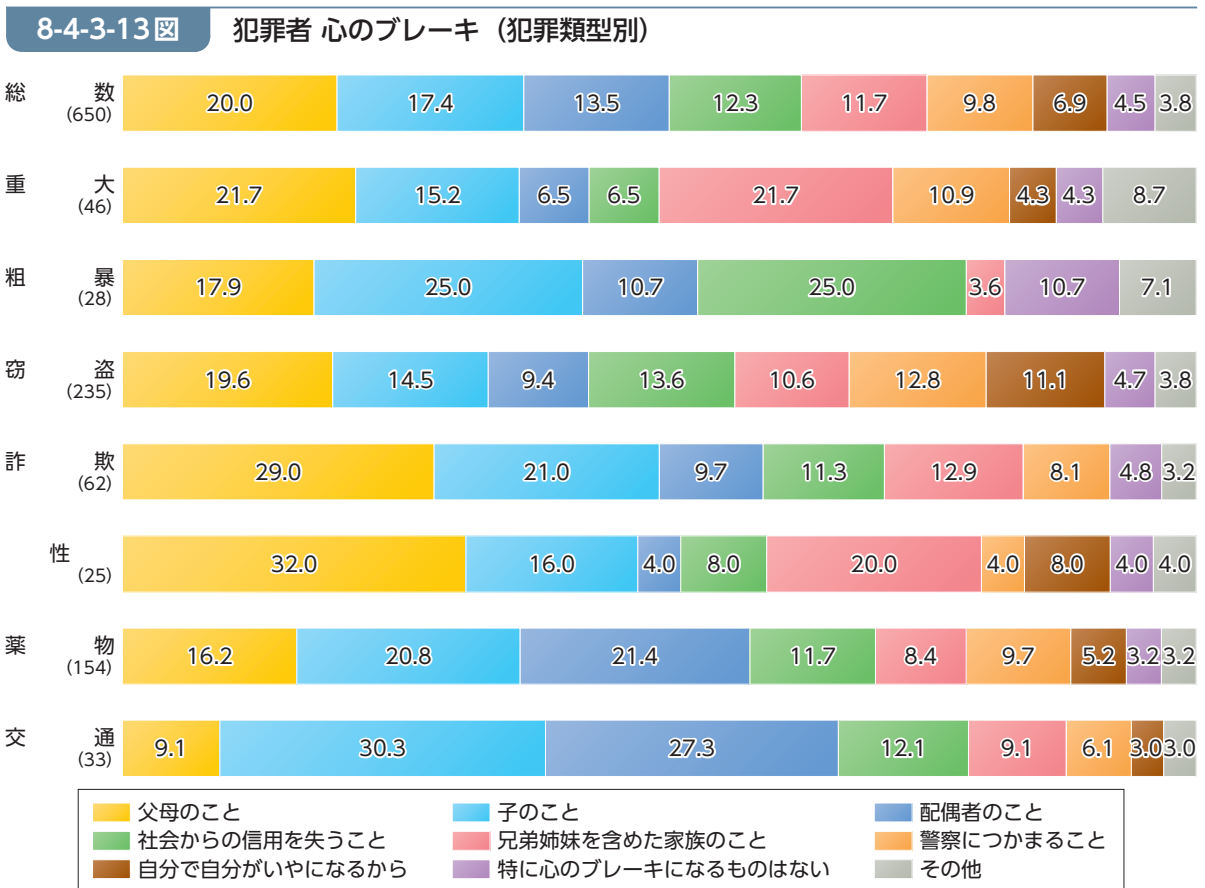
2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。

5 凡例の（ ）内は、犯罪類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを犯罪類型別に見ると、**8-4-3-13図**のとおりである。対象者全体では、「父母のこと」(20.0%)の構成比が最も高く、次いで、「子のこと」(17.4%)、「配偶者のこと」(13.5%)の順であった。犯罪類型別では、重大事犯類型は、「父母のこと」及び「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(それぞれ21.7%)が最も高く、次いで、「子のこと」(15.2%)、「警察につかまること」(10.9%)の順であった。粗暴犯類型は、「子のこと」及び「社会からの信頼を失うこと」(それぞれ25.0%)が最も高く、次いで、「父母のこと」(17.9%)、「配偶者のこと」及び「特に心のブレーキになるものはない」(それぞれ10.7%)の順であった。窃盗事犯類型は、「父母のこと」(19.6%)が最も高く、次いで、「子のこと」(14.5%)、「社会からの信頼を失うこと」(13.6%)の順であった。詐欺事犯類型は、「父母のこと」(29.0%)が最も高く、次いで、「子のこと」(21.0%)、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(12.9%)の順であった。性犯類型は、「父母のこと」(32.0%)が最も高く、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(20.0%)、「子のこと」(16.0%)の順であった。薬物事犯類型は、「配偶者のこと」(21.4%)が最も高く、次いで、「子のこと」(20.8%)、「父母のこと」(16.2%)の順であった。交通事犯類型は、「子のこと」(30.3%)が最も高く、次いで、「配偶者のこと」(27.3%)、「社会からの信頼を失うこと」(12.1%)の順であった。

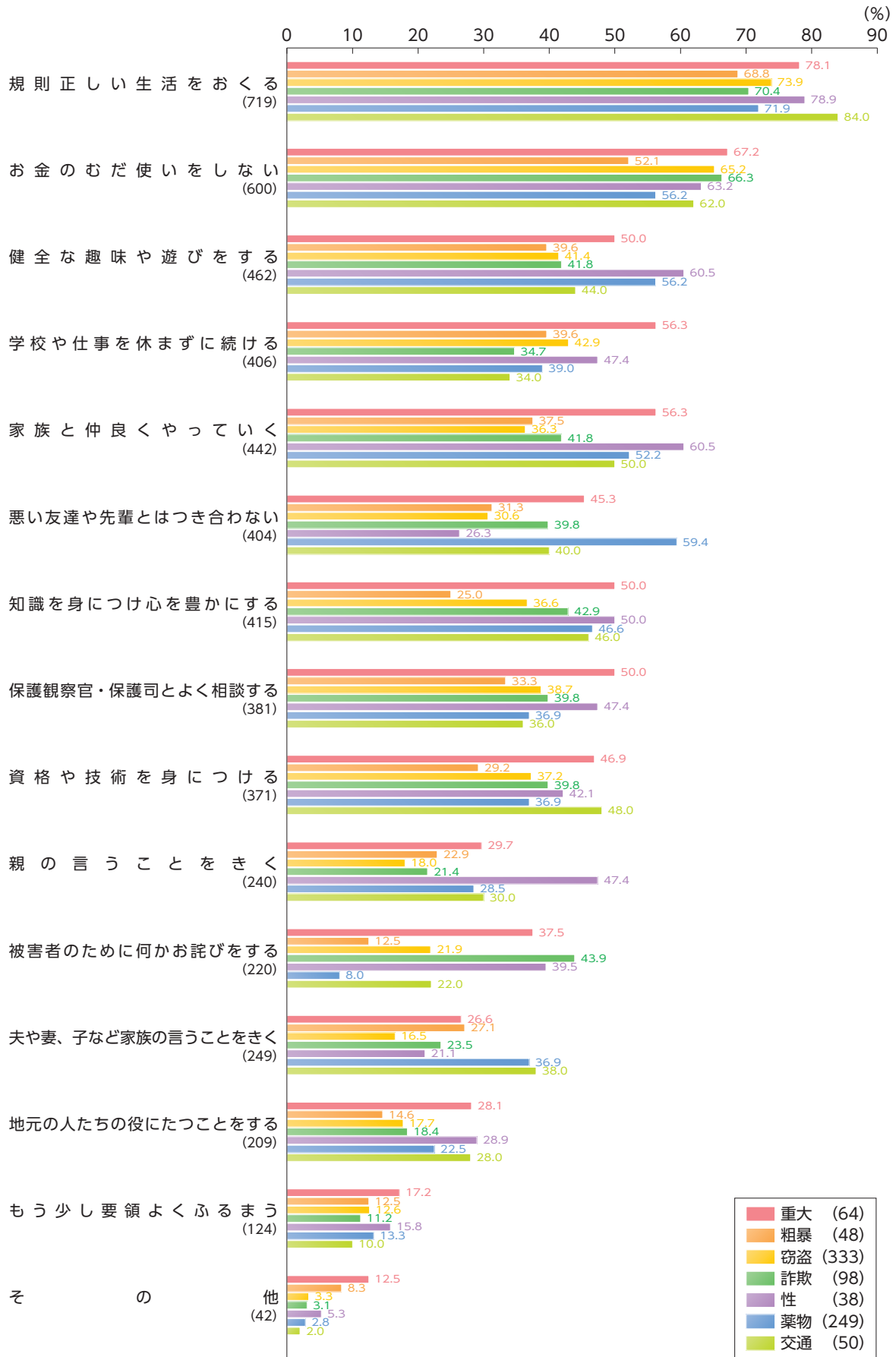


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。  
 3 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 4 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。  
 5 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 6 ( )内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を犯罪類型別に見ると、**8-4-3-14図**のとおりである。全ての犯罪類型において、「規則正しい生活をおくる」が最も高かった。次いで高い項目は、薬物事犯類型では、「悪い友達や先輩とはつき合わない」(59.4%)であり、それ以外の犯罪類型では、「お金のむだ使いをしない」であった(総数及び総数における該当率を含め、CD-ROM参照)。

8-4-3-14 図

## 犯罪者 これからの生活で大切なもの（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。  
 4 凡例の（ ）内は、犯罪類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。



## 4 非行少年について

少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識に関し、非行類型別の比較を行ったことにより判明した特徴的な点は、以下のとおりであった。

周囲の環境に対する意識では、「悩みを打ち明けられる人」のうち「ネット上の友達・知り合い」の該当率は、詐欺事犯類型（21.1%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（11.0%）の順であった。社会に対する満足度について、「満足」の構成比は、交通事犯類型（59.0%）が最も高かった（犯罪者については、[8-4-3-3図](#)及び[8-4-3-7図](#)参照）。

自分に関する意識では、「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ない」に該当する者の構成比は、重大事犯類型（55.6%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（40.2%）が高かった（犯罪者については、[8-4-3-9図](#)参照）。

犯罪・非行に対する意識では、これからの生活で大切なものに関する項目のうち、「学校や仕事を休まずに続ける」の該当率は、窃盗事犯類型（82.9%）が最も高かった。「被害者のために何かお詫びをする」の該当率は、性犯類型（66.7%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（52.6%）の順であった。「保護観察官・保護司とよく相談する」の該当率は、窃盗事犯類型（67.1%）が最も高かった一方、重大事犯類型（21.1%）が最も低く、次いで、交通事犯類型（34.2%）が低かった（犯罪者については、[8-4-3-14図](#)参照）。

### 第4節 犯罪・非行の進度の違いによる比較

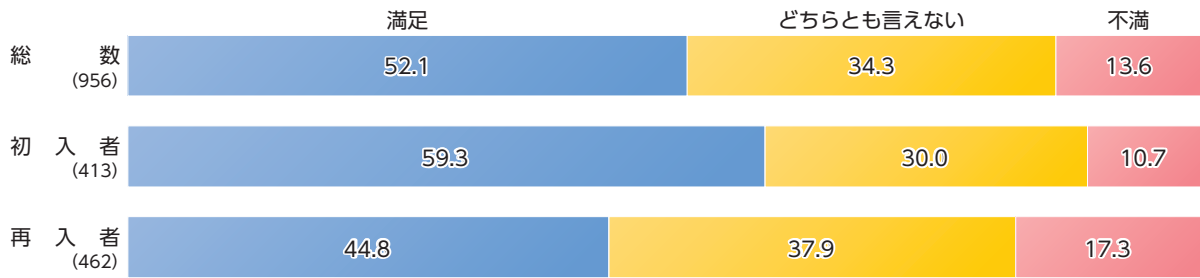
この節では、犯罪者と非行少年を分け、犯罪・非行の進度別に分析することとし、1～3項において、刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識を分析した後、4項において、少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、特徴的な点を紹介する。

犯罪の進度については、[8-4-1-1表](#)の刑事施設への入所度数における「初入者」と「再入者」を比較することを中心に行い、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者（20歳以上の者）については特徴的な結果のみを紹介する。非行の進度については、過去に少年院送致歴、保護観察又は児童自立支援施設等送致歴がある者を「保護処分歴ありの者」、過去に少年院送致歴、保護観察又は児童自立支援施設等送致歴がいずれもない者を「保護処分歴なしの者」とし、それらの違いによる比較を行った。

#### 1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を対象者（刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）をいう。以下この節において同じ。）の犯罪の進度別に見ると、[8-4-4-1図](#)のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では52.1%であり、初入者（59.3%）が再入者（44.8%）より高かった。また、「不満」の構成比は、対象者全体では13.6%であり、再入者（17.3%）が初入者（10.7%）より高かった。

#### 8-4-4-1 図 犯罪者 家庭生活に対する満足度（初入者・再入者別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

家庭生活を「不満」とする者の理由（本章第2節1項の\*1参照）のうち、上位3項目を見ると、対象者全体では、「家庭に収入が少ない」（46.2%）の該当率が最も高く、次いで、「親が自分を理解してくれない」（16.9%）、「家庭内に争いごとがある」及び「家の周囲の環境が悪い」（それぞれ15.4%）の順であった。犯罪の進捗別に見ると、「親が自分を理解してくれない」、「家庭内に争いごとがある」及び「家の周囲の環境が悪い」の該当率は、初入者（それぞれ20.5%、20.5%、18.2%）が再入者（それぞれ13.8%、12.5%、13.8%）より高かった。

友人関係に対する満足度を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-2図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では48.0%であり、初入者（53.6%）が再入者（41.4%）より高かった。「不満」の構成比は、対象者全体では10.5%であり、再入者（12.9%）が初入者（9.1%）より高かった。

#### 8-4-4-2 図 犯罪者 友人関係に対する満足度（初入者・再入者別）

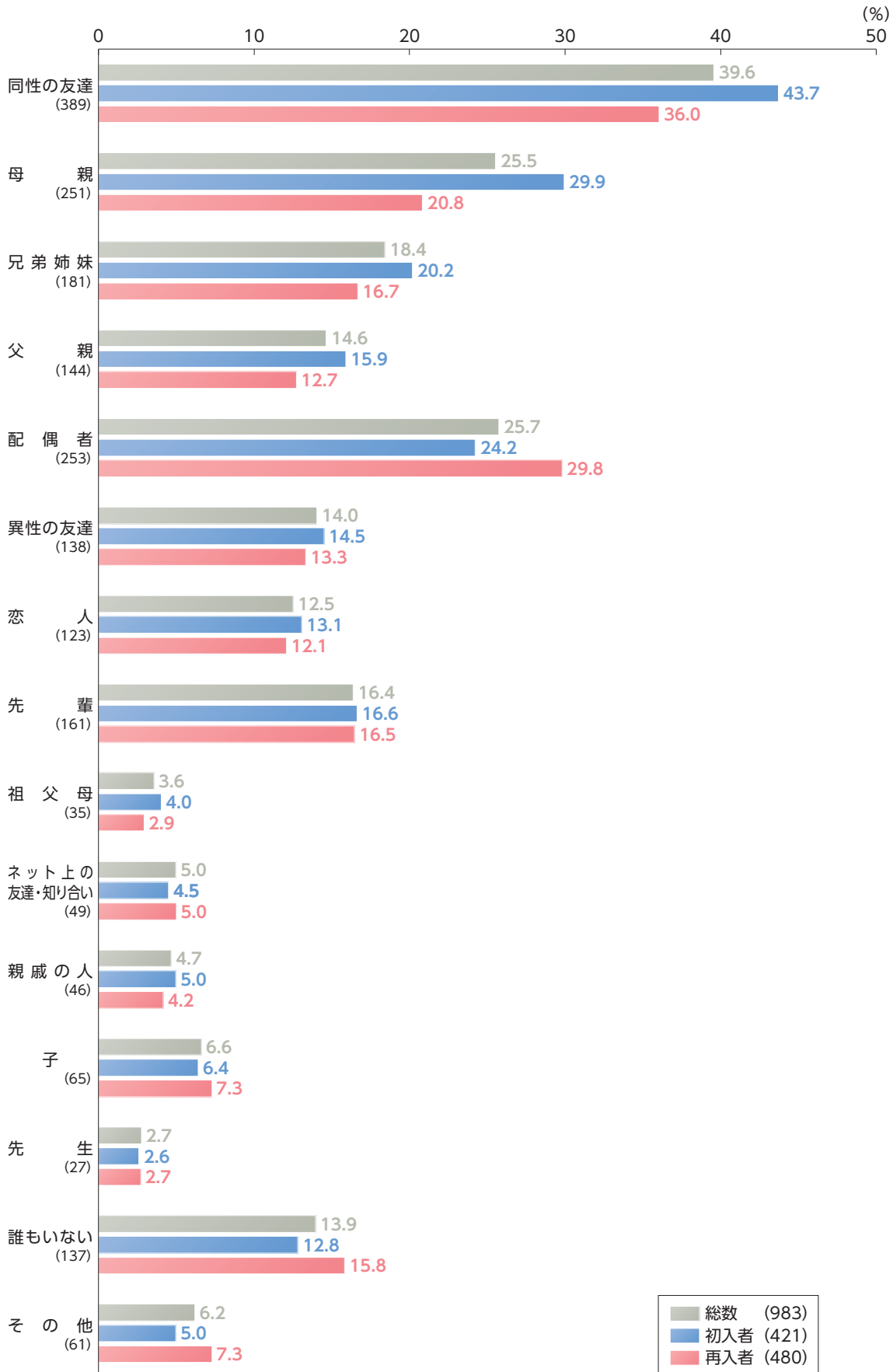


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-3図のとおりである。対象者全体では、「同性の友達」（39.6%）の該当率が最も高く、次いで、「配偶者」（25.7%）、「母親」（25.5%）の順であった。初入者は、「同性の友達」（43.7%）の該当率が最も高く、次いで、「母親」（29.9%）、「配偶者」（24.2%）の順であった。再入者は、「同性の友達」（36.0%）が最も高く、次いで、「配偶者」（29.8%）、「母親」（20.8%）の順であった。

8-4-4-3 図

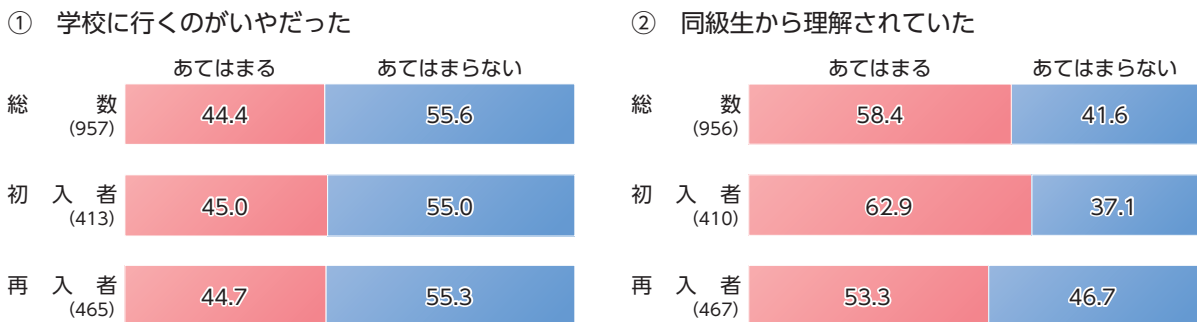
犯罪者 悩みを打ち明けられる人 (初入者・再入者別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 5 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

対象者の学校生活に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-4図**のとおりである。「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では44.4%であった。犯罪の進捗別では、初入者（45.0%）と再入者（44.7%）で顕著な差が見られなかった。一方、「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では58.4%であり、初入者（62.9%）が再入者（53.3%）より高かった。

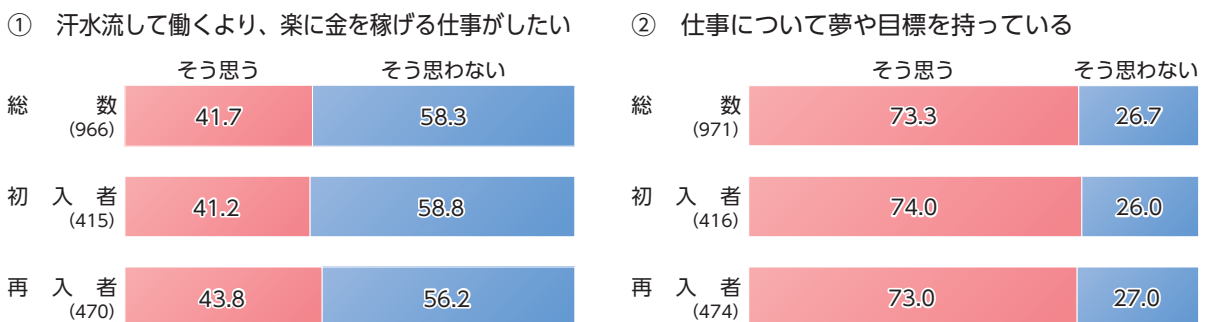
**8-4-4-4図** 犯罪者 学校生活に対する意識（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 学校生活に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 （ ）内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」及び「そう思わない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-5図**のとおりである。「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では41.7%であり、初入者（41.2%）と再入者（43.8%）で顕著な差が見られなかった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者（20歳以上の者）は、初入者及び再入者と比較して「そう思う」に該当する者の構成比（31.3%）が顕著に低かった（CD-ROM参照）。「仕事について夢や目標を持っている」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では73.3%であり、初入者（74.0%）と再入者（73.0%）で顕著な差が見られなかった。

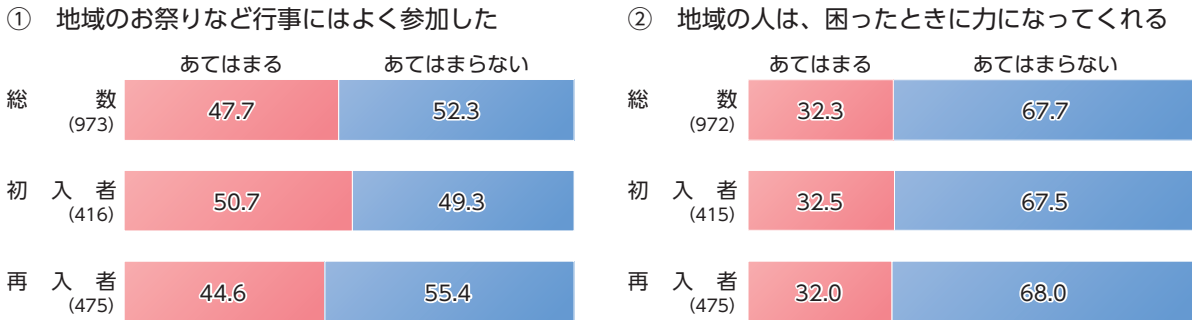
**8-4-4-5図** 犯罪者 就労に対する意識（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 就労に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「ぜんぜんそう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 （ ）内は、実人員である。

対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-6図のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では47.7%であり、初入者（50.7%）が再入者（44.6%）より高かった。「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では32.3%であり、初入者（32.5%）と再入者（32.0%）で顕著な差が見られなかった。

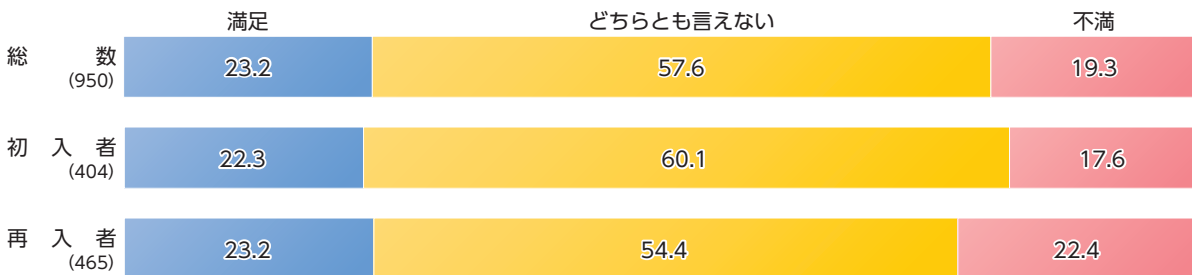
8-4-4-6図 犯罪者 地域社会に対する意識（初入者・再入者別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 地域社会に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

社会に対する満足度を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-7図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では23.2%であり、初入者（22.3%）と再入者（23.2%）で顕著な差が見られなかった。一方、「不満」の構成比は、対象者全体では19.3%であり、再入者（22.4%）が初入者（17.6%）より高かった。

8-4-4-7図 犯罪者 社会に対する満足度（初入者・再入者別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

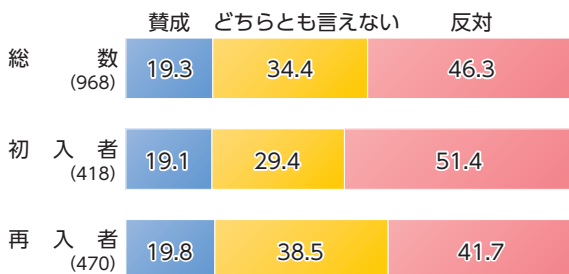


## 2 自分に関する意識

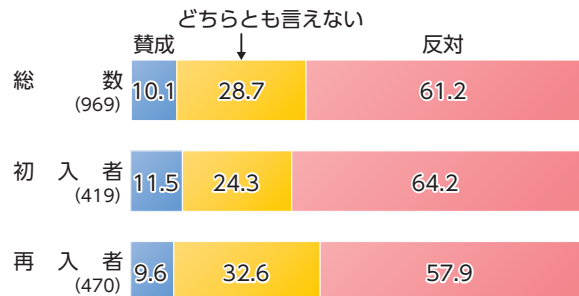
対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」、「どちらとも言えない」及び「反対」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-8図**のとおりである。「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目について、対象者全体における「賛成」に該当する者の構成比は19.3%、「反対」に該当する者の構成比は46.3%であった。犯罪の進捗別では、「賛成」に該当する者の構成比は、初入者（19.1%）と再入者（19.8%）で顕著な差が見られず、「反対」に該当する者の構成比は初入者（51.4%）が再入者（41.7%）より高かった。「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」の項目について、対象者全体における「賛成」に該当する者の構成比は10.1%、「反対」に該当する者の構成比は61.2%であった。犯罪の進捗別では、「賛成」に該当する者の構成比は、初入者（11.5%）と再入者（9.6%）で顕著な差が見られず、「反対」に該当する者の構成比は、初入者（64.2%）が再入者（57.9%）より高かった。「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、対象者全体における「賛成」に該当する者の構成比は79.6%、「反対」に該当する者の構成比は1.8%であった。犯罪の進捗別では、「賛成」に該当する者の構成比は、初入者（83.0%）が再入者（77.7%）より高く、「反対」に該当する者の構成比は、初入者（1.4%）と再入者（1.5%）で顕著な差が見られなかった。

**8-4-4-8図** 犯罪者 態度・価値観（初入者・再入者別）

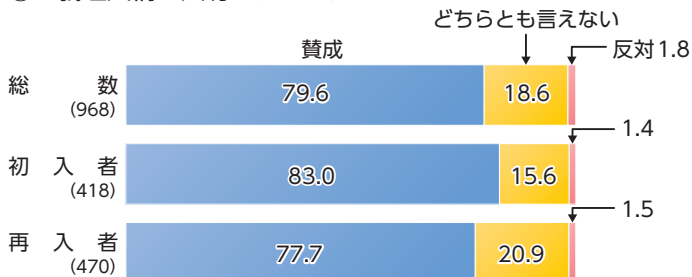
① 悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい



② 自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ



③ 義理人情を大切にすべきだ



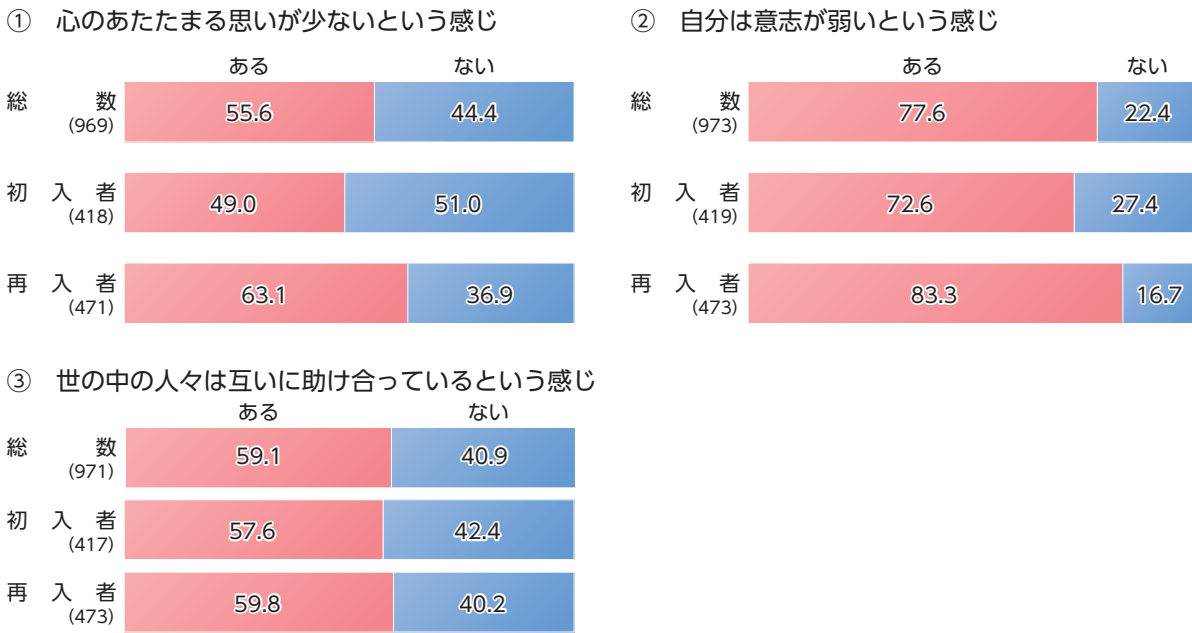
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 態度・価値観の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「反対」及び「やや反対」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

対象者の自己意識を見るため、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」及び「ない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-9図**のとおりである。「心のあたたまる思いが少な



いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では55.6%であり、犯罪の進捗別では、再入者（63.1%）が初入者（49.0%）より高かった。「自分は意志が弱いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では77.6%であり、再入者（83.3%）が初入者（72.6%）より高かった。「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では59.1%であり、初入者（57.6%）と再入者（59.8%）で顕著な差が見られなかった。

8-4-4-9図 犯罪者 自己意識（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自己意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「まったくない」及び「あまりない」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-10図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では21.1%であり、初入者（23.9%）が再入者（16.6%）より高かった。「不満」の構成比は、対象者全体では37.5%であり、再入者（41.1%）が初入者（35.3%）より高かった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者（20歳以上の者）は、初入者及び再入者と比較して「満足」の構成比（33.3%）が顕著に高く、「不満」の構成比（28.4%）が顕著に低かった（CD-ROM参照）。

8-4-4-10図 犯罪者 自分の生き方に対する満足度（初入者・再入者別）

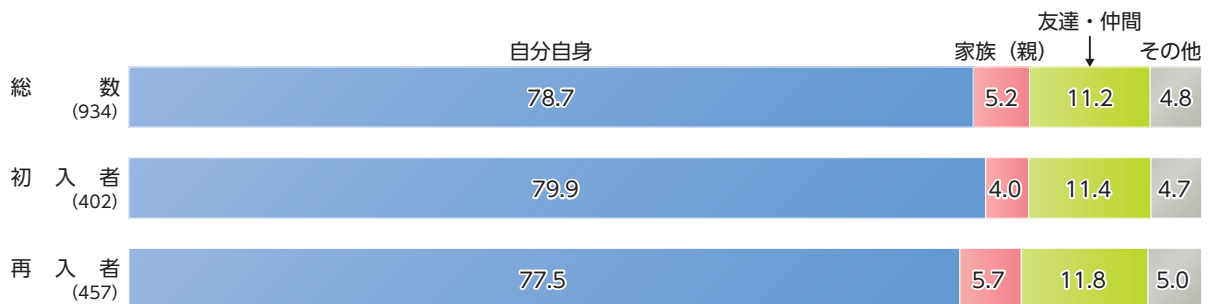


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### 3 犯罪・非行に対する意識

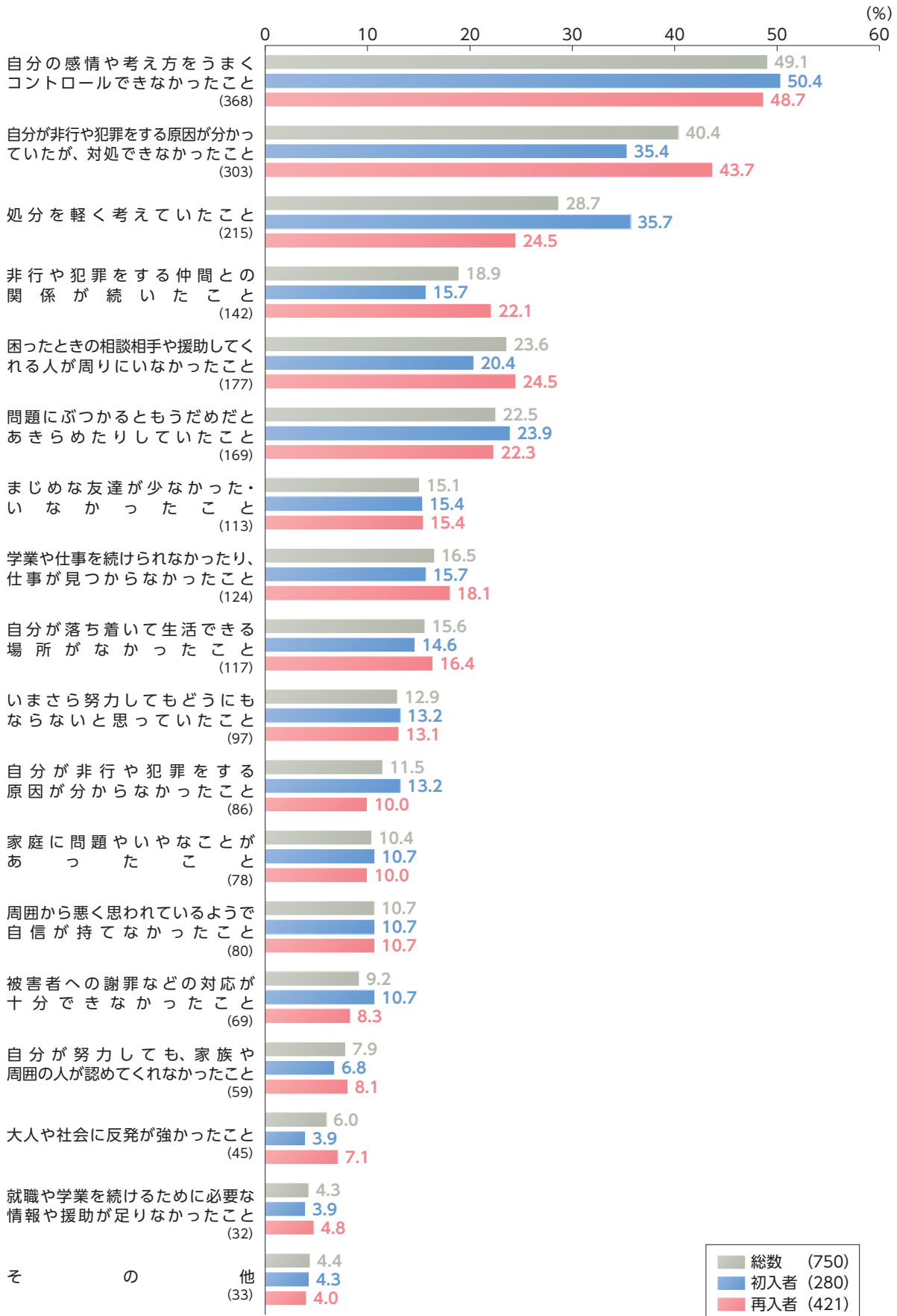
人々が犯罪や非行に走る原因に対する意識を犯罪の進度別に見ると、**8-4-4-11図**のとおりである。対象者全体では、「自分自身」(78.7%)の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.2%)、「家族(親)」(5.2%)、「その他」(4.8%)の順であった。犯罪の進度別では、初入者は、「自分自身」(79.9%)が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.4%)、「その他」(4.7%)、「家族(親)」(4.0%)の順であり、再入者は、「自分自身」(77.5%)が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.8%)、「家族(親)」(5.7%)、「その他」(5.0%)の順であった。

**8-4-4-11図** 犯罪者 人々が犯罪・非行に走る原因(初入者・再入者別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。  
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者(20歳以上の者)及び不詳の者を含む。  
 4 ( )内は、実人員である。

対象者のうち、保護処分歴又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を犯罪の進度別に見ると、**8-4-4-12図**のとおりである。対象者全体では、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(49.1%)の該当率が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(40.4%)、「処分を軽く考えていたこと」(28.7%)の順であった。犯罪の進度別では、初入者は、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(50.4%)が最も高く、次いで、「処分を軽く考えていたこと」(35.7%)、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(35.4%)の順であり、再入者は、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(48.7%)が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(43.7%)、「処分を軽く考えていたこと」及び「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」(それぞれ24.5%)の順であった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者(20歳以上の者)は、初入者及び再入者と比較して「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」(33.3%)が顕著に高かった(CD-ROM参照)。



注 1 法務総合研究所の調査による。

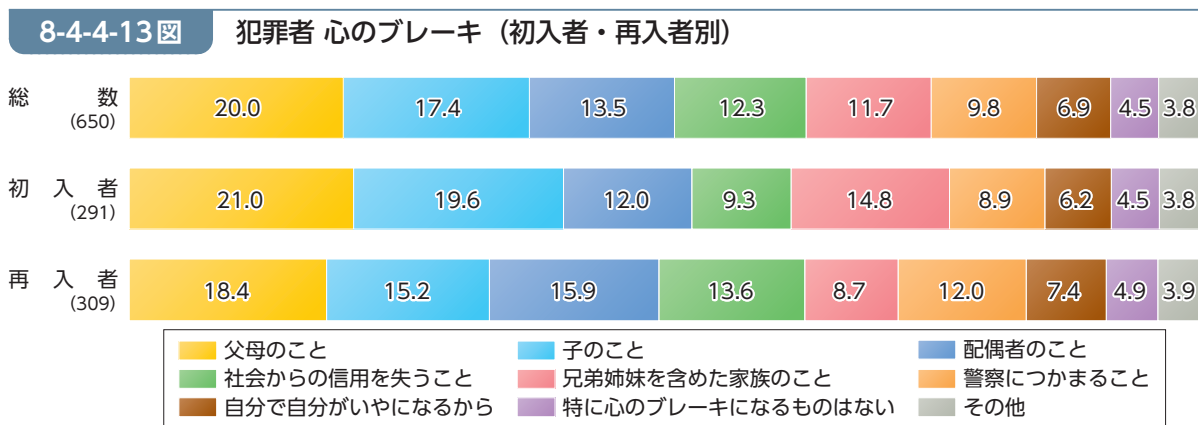
2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。

5 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

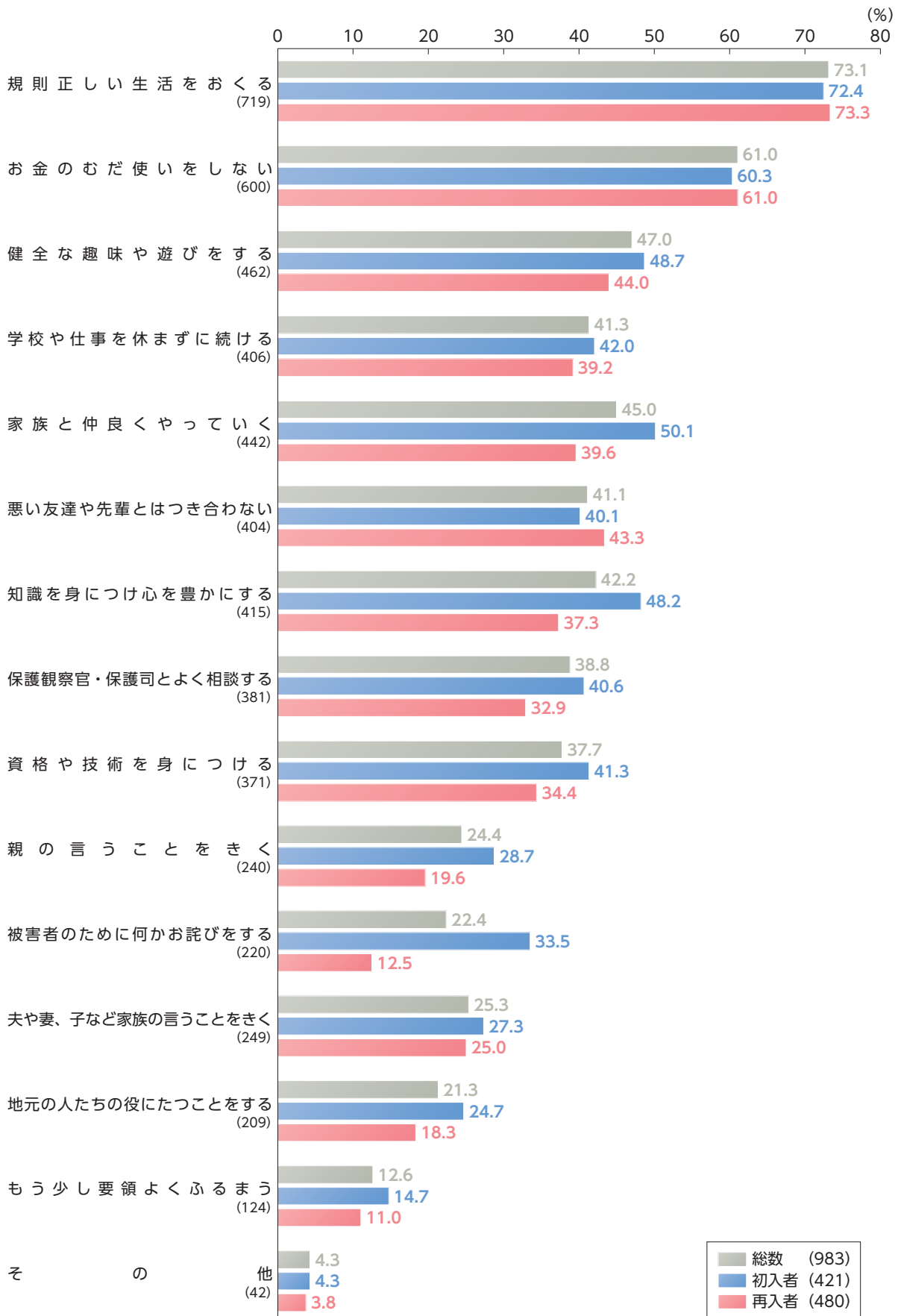
法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-13図**のとおりである。対象者全体では、「父母のこと」(20.0%)の構成比が最も高く、次いで、「子のこと」(17.4%)、「配偶者のこと」(13.5%)の順であった。犯罪の進捗別では、初入者は、「父母のこと」(21.0%)が最も高く、次いで、「子のこと」(19.6%)、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(14.8%)の順であり、再入者は、「父母のこと」(18.4%)が最も高く、次いで、「配偶者のこと」(15.9%)、「子のこと」(15.2%)の順であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。  
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-14図**のとおりである。対象者全体では、「規則正しい生活をおくる」(73.1%)が最も高く、次いで、「お金のむだ使いをしない」(61.0%)、「健全な趣味や遊びをする」(47.0%)の順であった。犯罪の進捗別では、初入者は、「規則正しい生活をおくる」(72.4%)が最も高く、次いで、「お金のむだ使いをしない」(60.3%)、「家族と仲良くやっていく」(50.1%)の順であり、再入者は、「規則正しい生活をおくる」(73.3%)が最も高く、次いで、「お金のむだ使いをしない」(61.0%)、「健全な趣味や遊びをする」(44.0%)の順であった。「被害者のために何かお詫びをする」を見ると、初入者(33.5%)が再入者(12.5%)より顕著に高かった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者(20歳以上の者)は、初入者及び再入者と比較して「保護観察官・保護司とよく相談する」(63.0%)が顕著に高かった(CD-ROM参照)。

8-4-4-14 図 犯罪者 これからの生活で大切なもの（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。  
 4 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

## 4 非行少年について

少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識に関し、非行進度別の比較を行ったことにより判明した特徴的な点は、以下のとおりであった。

周囲の環境に対する意識では、友人関係に対する満足度について、「不満」の構成比は、保護処分歴ありの者（10.1%）が、保護処分歴なしの者（3.1%）より高かった。悩みを打ち明けられる人のうち「異性の友達」の該当率は、保護処分歴ありの者（34.9%）が、保護処分歴なしの者（22.6%）より高かった。学校生活に対する意識について、「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、保護処分歴ありの者（57.8%）が、保護処分歴なしの者（40.5%）より高かった。「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、保護処分歴なしの者（81.0%）が、保護処分歴ありの者（68.5%）より高かった（犯罪者については、[8-4-4-2図](#)、[8-4-4-3図](#)及び[8-4-4-4図](#)参照）。

自分に関する意識では、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」の項目について、「ある」に該当する者の構成比は、保護処分歴ありの者（31.7%）が、保護処分歴なしの者（22.0%）より高かった。自分の生き方に対する満足度について、「不満」の構成比は、保護処分歴ありの者（24.4%）が、保護処分歴なしの者（16.4%）より高かった（犯罪者については、[8-4-4-9図](#)及び[8-4-4-10図](#)参照）。

犯罪・非行に対する意識では、人々が犯罪や非行に走る原因に対する意識について、「自分自身」とした者の構成比は、保護処分歴なしの者（71.1%）が、保護処分歴ありの者（58.5%）より高かった。これからの生活で大切なものに関する項目のうち、「保護観察官・保護司とよく相談する」の該当率は、保護処分歴ありの者（64.3%）が、保護処分歴なしの者（40.4%）より高かった（犯罪者については、[8-4-4-11図](#)及び[8-4-4-14図](#)参照）。

### 第5節 前回までの調査との比較

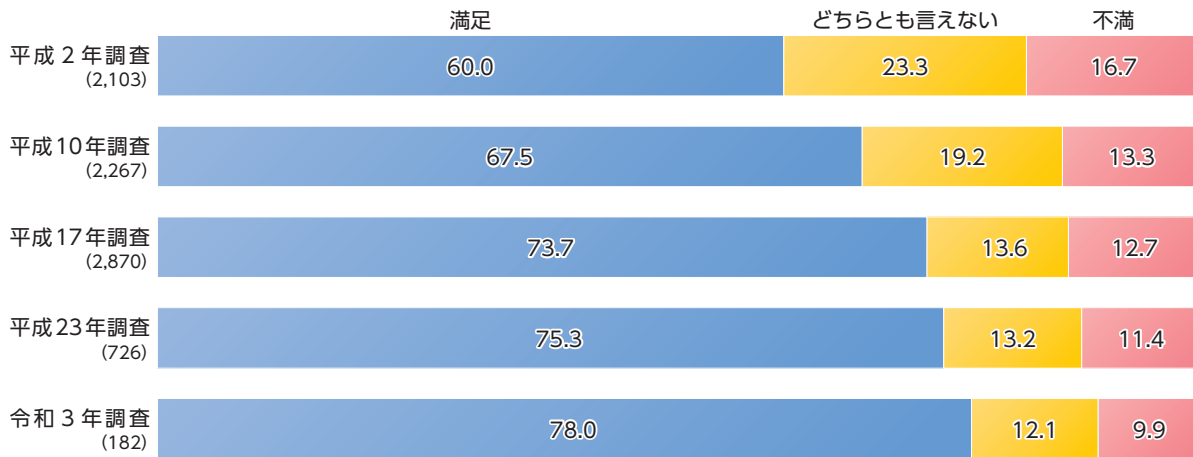
この節では、今回の調査対象者（本章第1節参照）のうち、少年鑑別所入所者について、調査年別に前回までの調査（平成2年調査、10年調査、17年調査及び23年調査。ただし、質問項目によって新設・削除項目があり、全ての調査年と比較できない場合がある。以下この節において同じ。）との比較を行う。

#### 1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を調査年別に見ると、[8-4-5-1図](#)のとおりである。「満足」の構成比は、平成10年調査以降一貫して上昇しており、今回の調査では、8割近くに達した。「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比は、いずれも一貫して低下した。



8-4-5-1 図 少年鑑別所入所者 家庭生活に対する満足度（調査年別）



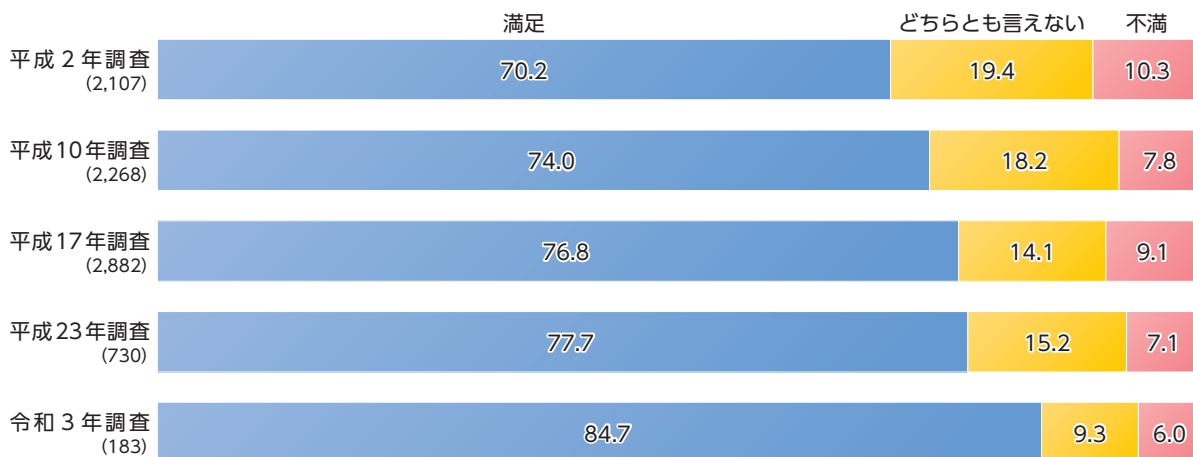
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。

家庭生活を「不満」とする者の主要な理由（\*）についての該当率を見ると、「家庭に収入が少ない」の該当率は、平成10年調査以降上昇し、23年調査（以下この節において「前回の調査」という。）では47.0%であったが、今回の調査では11.1%に低下した。一方、「親が自分を理解してくれない」は、10年調査以降低下し続け、前回の調査では42.2%であったが、今回の調査では55.6%に上昇した。

\* 本章第2節1項の\*1の選択肢から、「配偶者の愛情が足りない」、「配偶者が自分を理解してくれない」、「子供がなつかない」、「子供がいうことを聞かない」及び「同居者との関係がよくない」、「家族と同居したい」を除いた選択肢について、前回までの調査との比較を行った。

友人関係に対する満足度を調査年別に見ると、8-4-5-2 図のとおりである。「満足」の構成比は、平成10年調査以降一貫して上昇しており、今回の調査では8割を超えた。

8-4-5-2 図 少年鑑別所入所者 友人関係に対する満足度（調査年別）



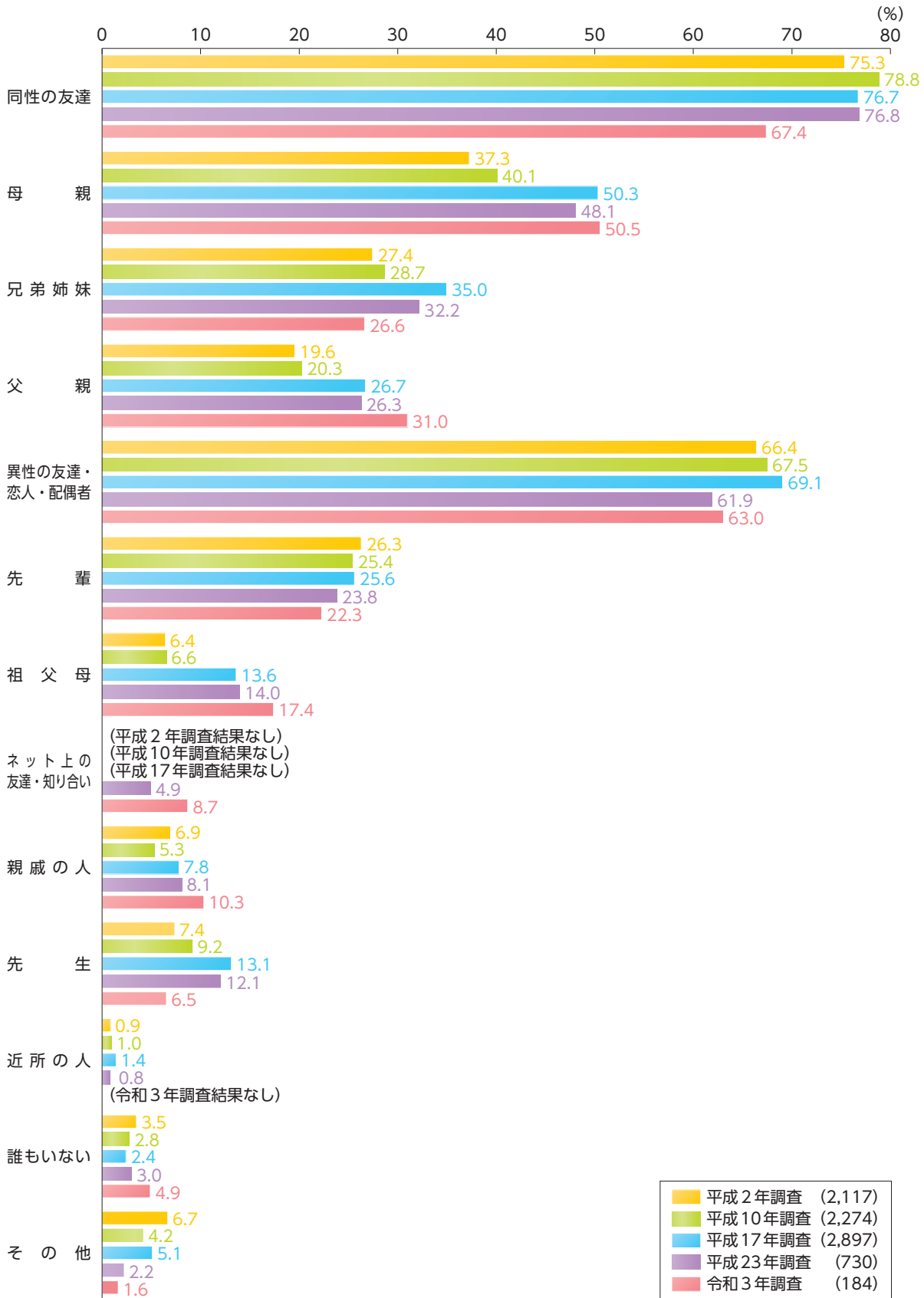
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。

友人関係を「不満」とする者の主要な理由（本章第2節1項の\*2参照）についての該当率を見ると、今回の調査では、「気の合う友達がない」が最も高かった（54.5%。前回の調査から10.3pt上昇）。一方、前回の調査で最も高かった「お互いに心を打ち明け合うことができない」（55.8%）は、今回の調査では27.3%に半減した。

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を調査年別に見ると、**8-4-5-3図**のとおりである。前回の調査から「ネット上の友達・知り合い」の項目が新設されたこと、今回の調査では、「近所の人」の項目が削除され、「子」の項目が新設されたことに留意を要するが、今回の調査においても、上位3項目は、前回までの調査と同じであり、「同性の友達」（67.4%）が最も高く、次いで、「異性の友達・恋人・配偶者」（63.0%）、「母親」（50.5%）の順であった。また、「父親」、「祖父母」及び「親戚の人」の該当率は、いずれも上昇傾向が見られた。

8-4-5-3 図

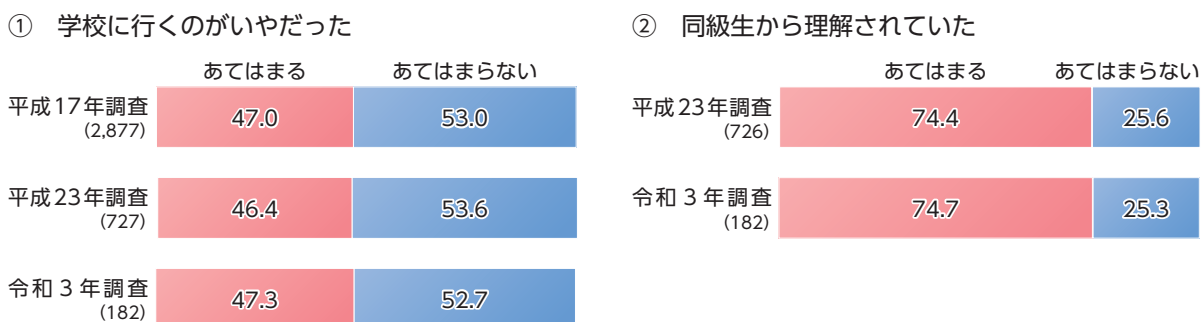
少年鑑別所入所者 悩みを打ち明けられる人 (調査年別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 「異性の友達・恋人・配偶者」は、令和3年調査では「異性の友達」、「恋人」又は「配偶者」のいずれかに該当した者の合計である。  
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。  
 5 「ネット上の友達・知り合い」は、平成23年調査から新設した項目である。  
 6 「近所の人」は、令和3年調査から削除した項目である。  
 7 令和3年調査からの新設項目である「子」については、該当した者はいなかった。  
 8 ( ) 内は、調査年別の実人員である。

対象者の学校生活に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を調査年別に見ると、**8-4-5-4図**のとおりである。いずれの調査年においても、「学校に行くのがいやだった」は、「あてはまる」が半数近くを占め、「同級生から理解されていた」は、「あてはまる」が7割を超えた。

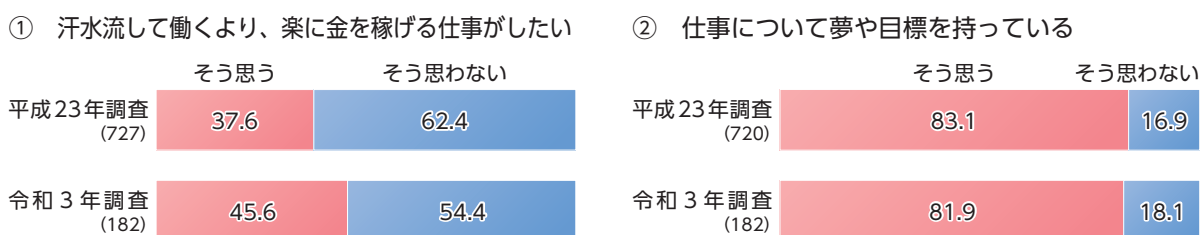
#### 8-4-5-4図 少年鑑別所入所者 学校生活に対する意識（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 学校生活に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」及び「そう思わない」の構成比を調査年別に見ると、**8-4-5-5図**のとおりである。「仕事について夢や目標を持っている」は、「そう思う」の構成比が前回の調査及び今回の調査共に8割を超える水準を維持している一方、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」は、「そう思う」の構成比が、前回の調査（37.6%）より上昇し、今回の調査では45.6%であった。

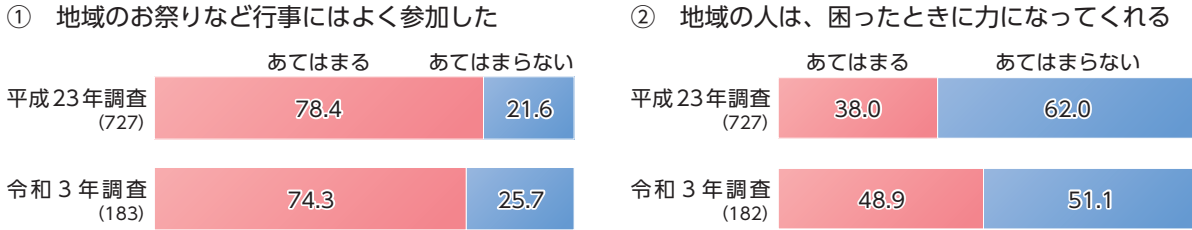
#### 8-4-5-5図 少年鑑別所入所者 就労に対する意識（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 就労に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「ぜんぜんそう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。

対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の方は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を調査年別に見ると、**8-4-5-6図**のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」は、今回の調査（74.3%）においても、「あてはまる」の構成比が7割を超えたものの、前回の調査（78.4%）に比べてやや低下した。一方、「地域の方は、困ったときに力になってくれる」は、「あてはまる」の構成比が、前回の調査（38.0%）より上昇し、今回の調査では48.9%であった。

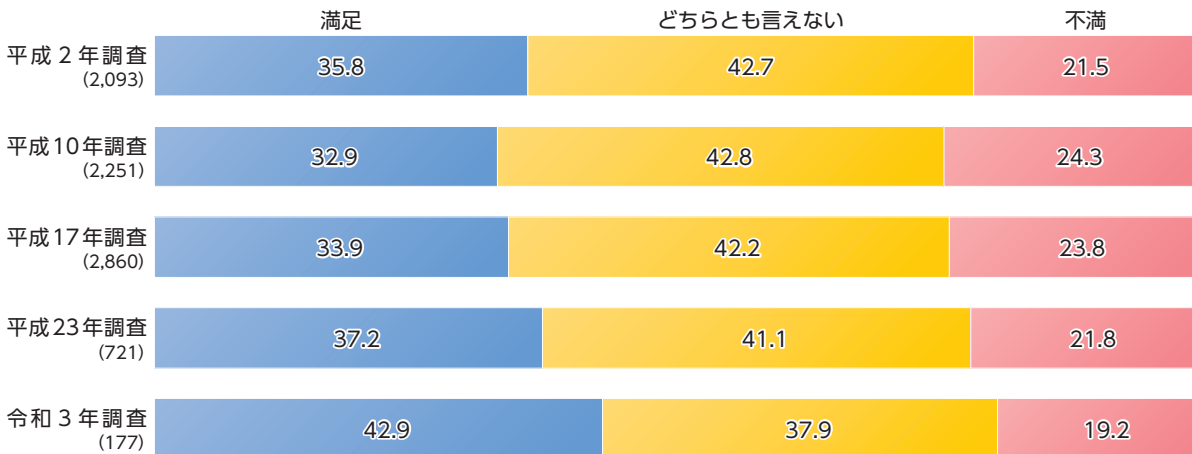
8-4-5-6図 少年鑑別所入所者 地域社会に対する意識（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 地域社会に対する意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。

社会に対する満足度を調査年別に見ると、8-4-5-7図のとおりである。平成10年調査では「満足」の構成比が低下し、「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比がいずれも上昇したが、その後の調査においては、「満足」の構成比が一貫して上昇し（今回の調査では42.9%）、「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比がいずれも一貫して低下した。

8-4-5-7図 少年鑑別所入所者 社会に対する満足度（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。

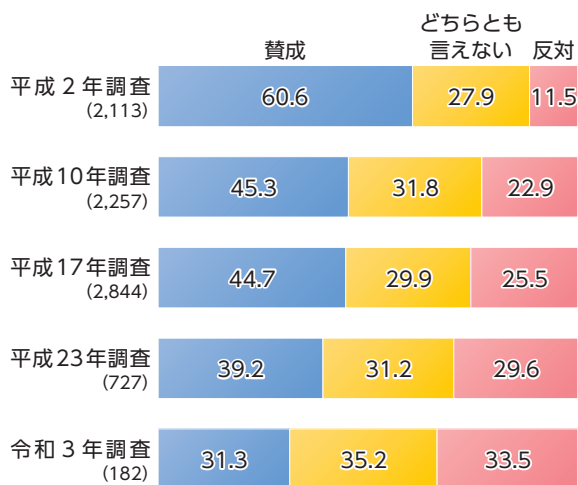
社会を「不満」とする者の主要な理由（本章2節1項の\*3参照）についての該当率を見ると、今回の調査では、「若者の意見が反映されない」及び「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」の該当率（それぞれ55.9%）が最も高かったが、前回の調査と比べると、「若者の意見が反映されない」を除く全ての項目で該当率が低下した。

## 2 自分に関する意識

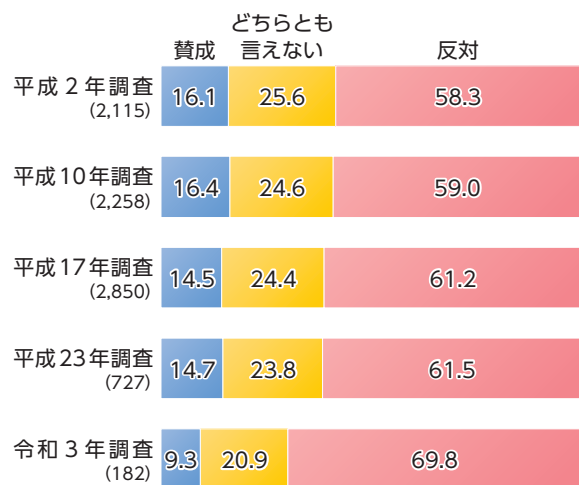
対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」、「どちらとも言えない」及び「反対」の構成比を調査年別に見ると、8-4-5-8図のとおりである。いずれの項目についても「賛成」の構成比が低下傾向にあるが、特に「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目における「賛成」の構成比は、著しく低下し続け、今回の調査（31.3%）では、平成2年調査（60.6%）から半減した。

8-4-5-8図 少年鑑別所入所者 態度・価値観（調査年別）

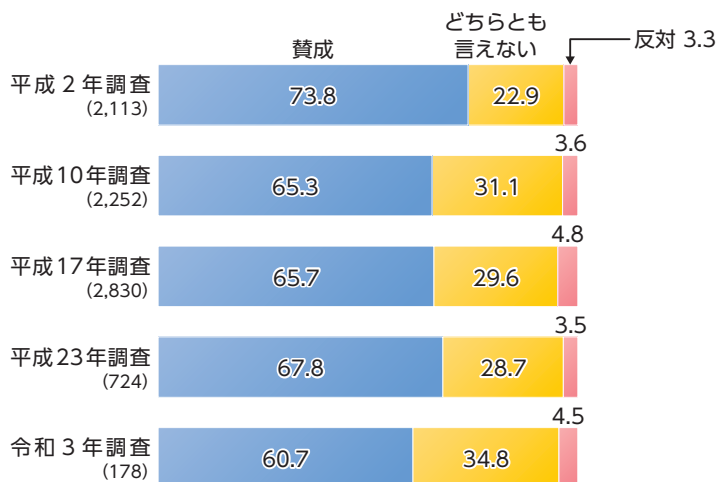
① 悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい



② 自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ



③ 義理人情を大切にすべきだ



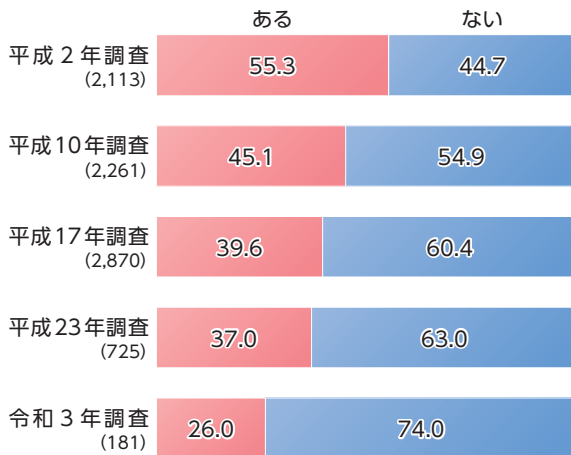
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 態度・価値観の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「反対」及び「やや反対」を合計した構成比である。  
 4 ( ) 内は、実人員である。



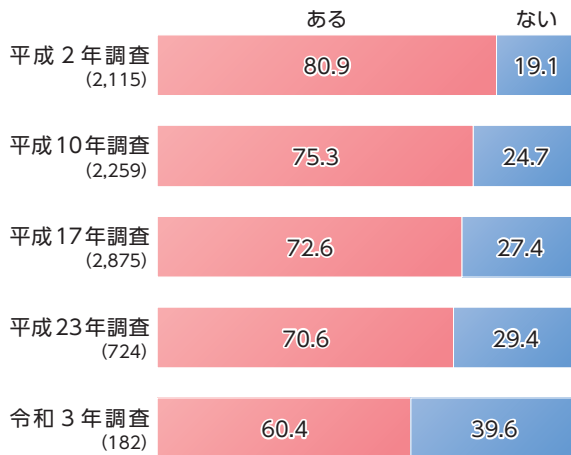
対象者の自己意識を見るため、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」及び「ない」の構成比を調査年別に見ると、8-4-5-9図のとおりである。「心のあたたまる思いが少ないという感じ」及び「自分は意志が弱いという感じ」は、「ある」の構成比がいずれも一貫して低下したが、「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」は、「ある」の構成比が上昇傾向にあり、平成17年調査以降は60%台後半で推移している。

8-4-5-9図 少年鑑別所入所者 自己意識（調査年別）

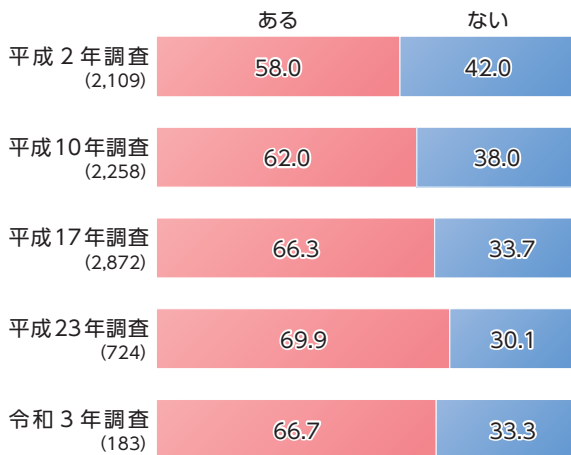
① 心のあたたまる思いが少ないという感じ



② 自分は意志が弱いという感じ



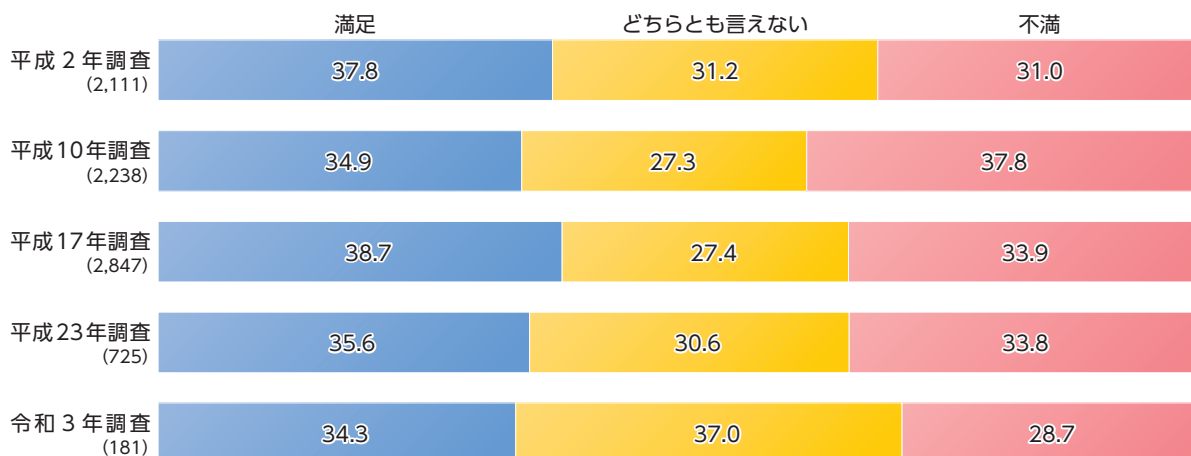
③ 世の中の人々は互いに助け合っているという感じ



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自己意識の各項目が不詳の者を除く。  
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「まったくない」及び「あまりない」を合計した構成比である。  
 4 ( )内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を調査年別に見ると、8-4-5-10図のとおりである。「満足」の構成比はおおむね35%前後で、「不満」の構成比はおおむね30%前後で推移しているが、「どちらとも言えない」の構成比が上昇傾向にあり、今回の調査で初めて三者の中で最も高くなり、37.0%であった。

8-4-5-10 少年鑑別所入所者 自分の生き方に対する満足度（調査年別）

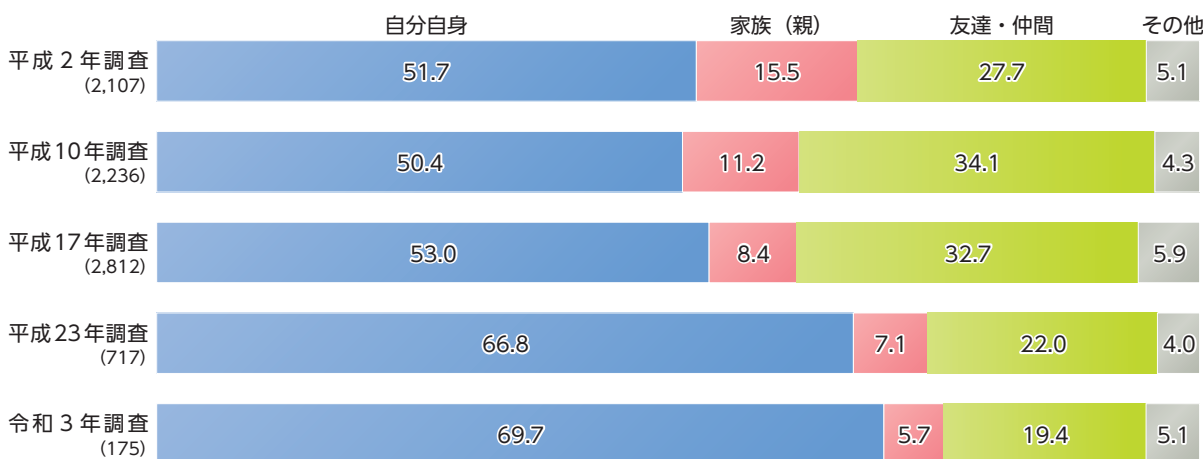


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。  
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

### 3 犯罪・非行に対する意識

人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識を調査年別に見ると、8-4-5-11 図のとおりである。いずれの調査年においても、「自分自身」の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」、「家族（親）」の順であった。「自分自身」の構成比は、上昇傾向にあり、今回の調査では約7割に達したのに対し、「友達・仲間」及び「家族（親）」の構成比は、いずれも低下傾向にあり、特に「友達・仲間」の構成比は、今回の調査で初めて2割を下回った。

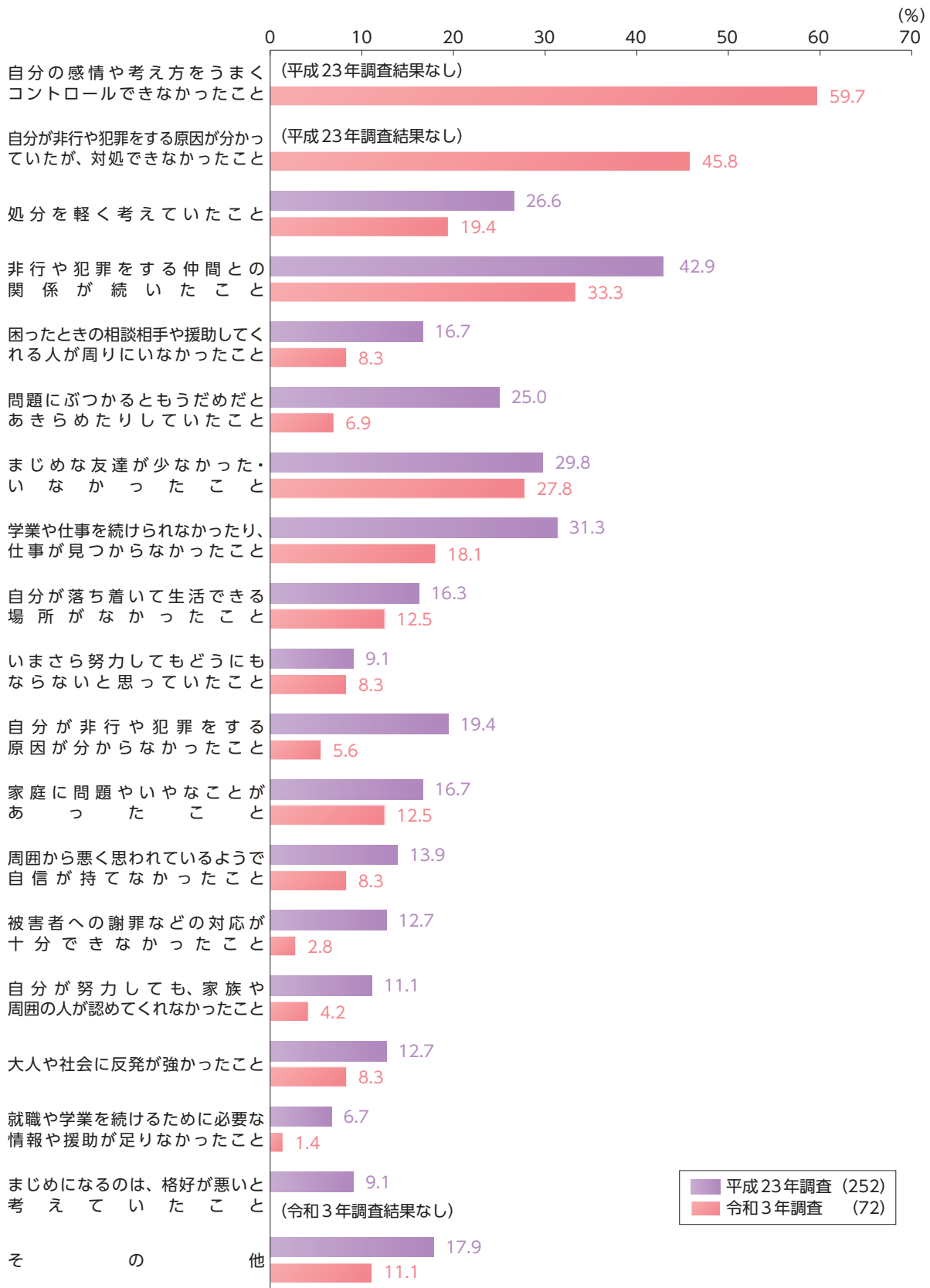
8-4-5-11 少年鑑別所入所者 人々が犯罪・非行に走る原因（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

対象者のうち、保護処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を調査年別に見ると、8-4-5-12 図のとおりである。今回の調査では、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」及び「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」の項目が新設された一方、「まじめになるのは、格好が悪いと考えていたこと」の項目が削除されており、項目が完全に同一でないことに留意を要するが、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(59.7%) 及び「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(45.8%) の該当率が高く、それら以外の項目は、いずれも前回の調査より低下した。

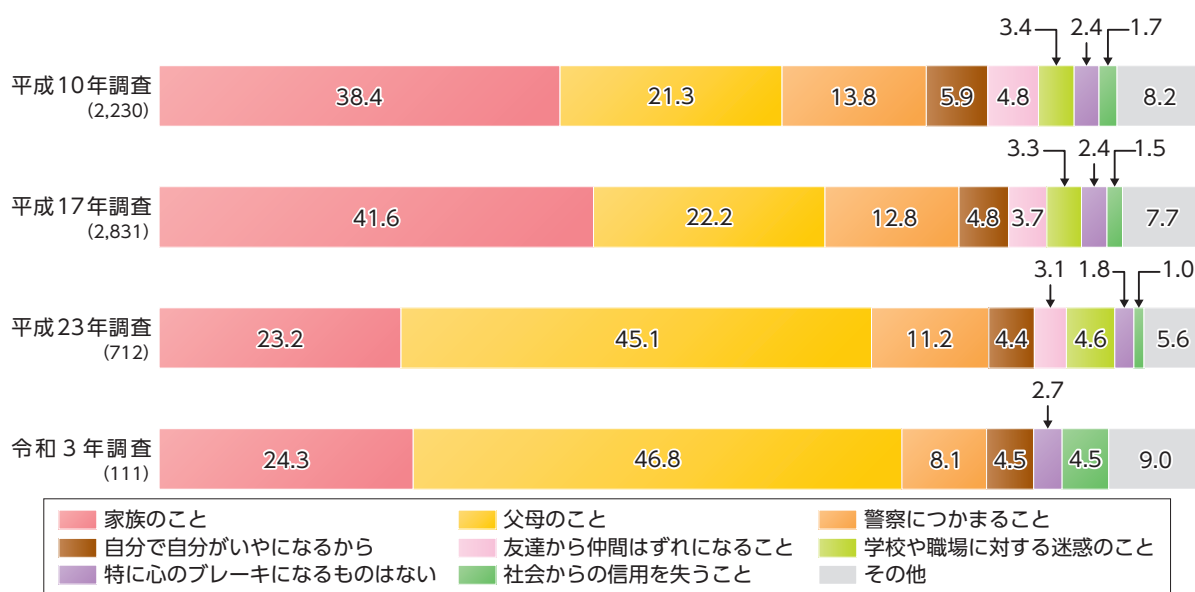
8-4-5-12図 少年鑑別所入所者 自らの再犯・再非行の原因（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。  
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 4 「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」及び「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」は、令和3年調査から新設した項目である。  
 5 「まじめになるのは、格好が悪いと考えていたこと」は、令和3年調査から削除した項目である。  
 6 凡例の（ ）内は、調査年別の実人員である。

法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを調査年別に見ると、**8-4-5-13図**のとおりである。今回の調査では、「友達から仲間はずれになること」及び「学校や職場に対する迷惑のこと」の項目が削除されたこと等に留意する必要があるが、平成10年調査及び17年調査では、「父母のこと」の構成比が2割程度であったのに対し、前回の調査及び今回の調査では4割を超えた。一方、「警察につかまること」の構成比は、一貫して低下し、今回の調査で初めて10%を下回った。

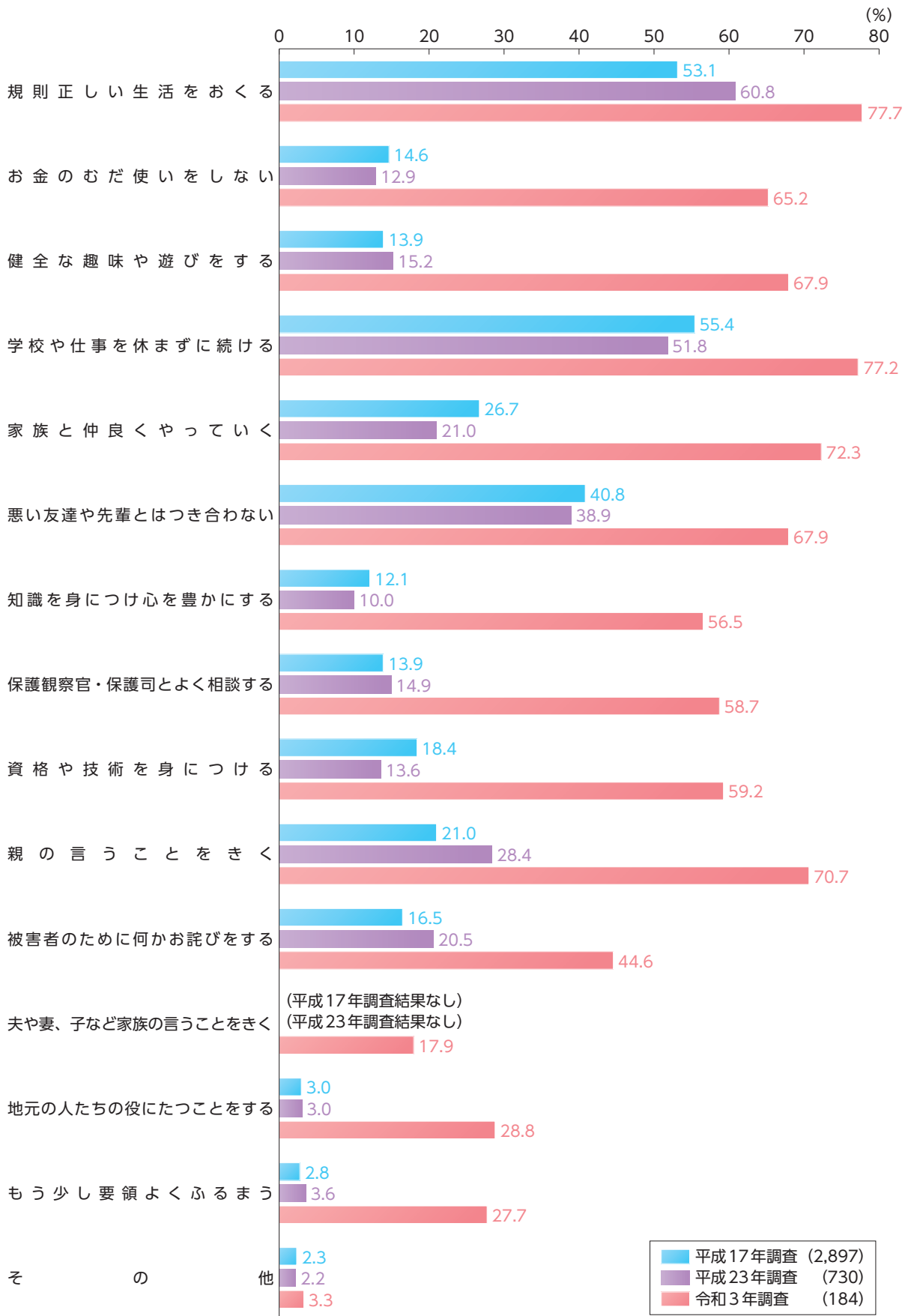
**8-4-5-13図** 少年鑑別所入所者 心のブレーキ（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。  
 3 「家族のこと」は、平成23年以前の調査では「兄弟（妻子）を含めた家族全体のこと」に、令和3年調査では「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）のこと」、「子のこと」及び「兄弟姉妹を含めた家族のこと」のいずれかに該当した者の合計である。  
 4 「社会からの信用を失うこと」は、平成23年以前の調査では「社会から白い目で見られること」に該当した者である。  
 5 「友達から仲間はずれになること」及び「学校や職場に対する迷惑のこと」は、令和3年調査から削除した項目である。  
 6 ( )内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を調査年別に見ると、**8-4-5-14図**のとおりである。今回の調査では、「夫や妻、子など家族の言うことをきく」の項目が新設され、項目の選択方法がいくつでも選択可能（前回の調査までは三つ選択）となった点に留意する必要があるが、全ての項目において、今回の調査の該当率が前回の調査よりも上昇した。

8-4-5-14図 少年鑑別所入所者 これからの生活で大切なもの（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。  
 3 各項目について、平成23年以前の調査では三つ選択させ、令和3年調査ではいくつでも選択可能となっている。  
 4 「夫や妻、子など家族の言うことをきく」は、令和3年調査から新設した項目である。  
 5 ( ) 内は、調査年別の実人員である。

本章では、犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する各種統計や特別調査により明らかになった傾向・特徴と課題を整理し、今後の再犯防止対策等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

## 第1節 近年の社会情勢や国民の意識の変化

### 1 人口、家庭生活、交友関係等の変化

平成元年以降の年齢層別の人口の推移は、少年を含む若年層の人口の割合が減少する一方、65歳以上の高齢者の人口が約2.5倍に増加するなど、少子高齢化が進んでいる。加えて、平均世帯人数が減少傾向にあるとともに（令和元年は2.39人）、ひとり親世帯数が増加傾向にあるほか、令和元年の共働き世帯数は、平成元年の約1.5倍に増加した一方、専業主婦世帯数は3分の2以下に減少しており、家族の形態が大きく変化してきている（8-2-4図CD-ROM参照）。

他方で、近時、携帯電話、インターネット等の通信手段の普及・利用率が高まり、特に、スマートフォン保有率、若年者を中心としたSNS利用率は著しく上昇した。平成28年度及び令和元年度に内閣府が実施した「子供・若者の意識に関する調査」を見ても、学校で出会った友人との関わり方について、「会話やメール等をよくしている」の質問は、その他の質問と比べて、「そう思う」の該当率が大きく上昇しているなど、コミュニケーションの手段についての変化が見られる。

### 2 学校生活、就労等の変化

高等学校等、大学・短期大学への進学率はいずれも上昇傾向にあり、高等学校の中途退学率は、令和2年に1.1%まで低下した。中学校及び高等学校における問題行動（不登校、暴力行為及びいじめ）は、中学校における不登校を除き、おおむね減少傾向にある一方、小学校における問題行動が増加傾向にあり、特に、暴力行為やいじめの増加が顕著である。

我が国の経済情勢や完全失業率は、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等という特殊要因により一時的に低調になった時期はあるものの、基本的には、おおむね堅調に推移していると言える。教育程度別の就職率の推移を見ると、中学新卒者、高校新卒者及び大学新卒者は、令和3年にいずれも95%を超えるなど高い水準にある。一方、就職後1年間の離職率の推移を見ると、2年は、中学新卒者では31.0%と、高校新卒者の2倍以上、大学新卒者の約3倍も高く、就労が継続しにくい傾向もうかがえる。内閣府が実施した「国民生活に関する世論調査」の中の働く目的についての結果を見ると、「お金を得るために働く」の3年の構成比は、総数では6割を超えたが、年齢層が上がるほど低くなる傾向にあり、「社会の一員として、務めを果たすために働く」や「生きがいを見つけるために働く」といった目的の構成比が高くなる傾向がある。

## 第2節 犯罪者・非行少年の動向等

### 1 検挙状況等

刑法犯の検挙人員総数は、平成13年から増加し続け、16年に38万9,297人を記録した後、その



翌年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新している（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。犯罪・非行類型別に刑法犯の検挙人員を見ると、重大事犯類型及び窃盗事犯類型は、おおむね総数と同様の減少傾向を示す一方、粗暴犯類型、詐欺事犯類型及び性犯類型は、増減を繰り返して推移している。刑法犯の検挙人員について、年齢層別の人口比を見ると、重大事犯類型、粗暴犯類型及び窃盗事犯類型においては、非行少年（年少少年、中間少年及び年長少年）が顕著に低下しているのに対し、65歳以上の高齢者は、横ばいないし上昇傾向にある。特に、粗暴犯類型について、検挙人員総数に占める高齢者の割合を見ると、14年（2.5%）から大きく上昇しており（令和3年は14.5%）、少子高齢化を考慮しても、その上昇が目立つ。詐欺事犯類型は、年長少年及び20歳代の者の人口比の顕著な上昇が特徴的である。

刑法犯により検挙された者について、犯行の動機を犯罪・非行類型別に見ると、憤怒等の構成比が粗暴犯類型の大半を占め、重大事犯類型でも約3分の1を占めている。窃盗事犯類型と詐欺事犯類型は、共に財産犯であるが、窃盗事犯類型では、所有・消費目的が最も高い構成比であるのに対し、詐欺事犯類型では、生活困窮等、遊興費充当等の順に構成比が高く、いずれも窃盗事犯類型の構成比より、10pt以上高い。

## 2 処理状況等

検察官は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」（刑事訴訟法248条）ところ（起訴猶予）、起訴・起訴猶予別構成比は、年長少年から64歳までの各年齢層では大差がないが、年少少年・中間少年及び65歳以上の高齢者について、起訴猶予の構成比が高い。また、犯罪類型別の起訴の構成比は、薬物事犯類型（82.7%）と重大事犯類型（79.7%）が高く、粗暴犯類型（34.1%）が低いのが目立つ。

地方裁判所における有期刑（懲役・禁錮）の科刑状況を見ると、実刑（一部執行猶予を含む。）の構成比は、重大事犯類型（69.9%）及び窃盗事犯類型（52.0%）が50%を超える一方、交通事犯類型は12.0%と低い。

少年保護事件の終局処理区分を年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、保護観察処分の構成比が3割程度であり、審判不開始を除いて最も高く、少年院送致の構成比は1割を下回る。一方、非行類型別に見ると、少年院送致の構成比は、重大事犯類型では約5割を占める一方、窃盗事犯類型では1割を下回る。また、保護観察処分の構成比は、薬物事犯類型が62.7%と、他の非行類型と比べて顕著に高い。

## 3 矯正

入所受刑者について、年齢層別構成比（最近20年間）を見ると、50歳以上の各年齢層の構成比が上昇しており、特に、高齢者の構成比の上昇が顕著である。令和3年の入所受刑者における高齢者の構成比（13.8%）は、平成元年（1.3%）の10倍以上に上昇した。

入所受刑者について、入所度数別構成比（最近20年間）を見ると、初入者は、平成22年以降、おおむね横ばいで推移しており（40～43%台）、令和3年は、8年ぶりに初入者の構成比（43.0%）が3度以上の者の構成比（41.8%）を上回った。入所受刑者に占める住居不定の者の構成比は、年齢層別では、いずれの年齢層も2割弱であるのに対し、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（27.5%）が最も高く、性犯類型（9.0%）及び交通事犯類型（3.9%）は1割を下回る。

少年鑑別所入所者について、非行類型別構成比（最近20年間）を見ると、中間少年及び年長少年は、詐欺事犯類型の構成比が特に大きく上昇したほか、年少少年は、性犯類型の構成比が特に大きく上昇した。

## 4 更生保護

出所受刑者について、仮釈放率（最近20年間）を見ると、全部実刑者は、年齢層が高くなるにつれ、仮釈放率が低くなり、高齢者は、全部執行猶予者も一部執行猶予者も一貫して仮釈放率が最も低い。

令和3年に保護観察が開始された者について、保護観察に付された年齢を見ると、仮釈放者（全部実刑者）では40歳代後半の者が、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者では40歳代前半の者が、保護観察付全部執行猶予者では20歳代前半の者が多く、おおむね年齢が高くなるにつれ、保護観察開始人員が減少傾向にある。

### 第3節

## 犯罪者・非行少年の生活意識と価値観の特徴等を踏まえた処遇の在り方等

### 1 年齢層の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等

#### (1) 年齢層の違いによる特徴等

特別調査の結果、周囲の環境や自分に関する意識に関し、家庭生活及び友人関係に対する満足度を見ると、少年（年少少年、中間少年及び年長少年をいう。以下この項において同じ。）は、いずれについても7割以上が「満足」と回答し、満足度が高い傾向が見られたが、年齢層が上がるにつれて、低くなる傾向にあり、高齢者は、いずれについても5割を下回っている。一方、悩みを打ち明けられる人を見ると、「誰もいない」の該当率が、20歳以上で年齢層が上がるにつれて、高くなっている。社会に対する満足度は、年齢層によるばらつきが大きいところ、30歳代の者（15.9%）は、「満足」の構成比が顕著に低く、同年齢層の不満の理由を見ると、半数以上の者が「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」や「まじめな人がむくわれない」を挙げている。自己意識のうち「心のあたたまる思いが少ないという感じ」では、少年は、いずれも7割以上が「ない」と回答しているのに対し、高齢者は、7割以上が「ある」と回答している。就労に対する意識は、年齢層が低いほど、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」と考える者の構成比が高い傾向にあり、若年層の就労に対する安逸的な傾向がうかがえる。

犯罪・非行に対する意識では、人々が犯罪・非行に走る原因、自らの再犯・再非行の原因を見ると、少年は、いずれも交友関係を挙げる割合が高い。心のブレーキについては、年齢層が上がるにつれて、「社会からの信用を失うこと」の構成比が高くなり、高齢者（19.3%）は、総数（10.4%）の約2倍高い。

今回の調査を含め、少年鑑別所入所者を対象に行った5回の調査結果を比べると、家庭生活に対する満足度、友人関係に対する満足度及び社会に対する満足度は、いずれも上昇傾向にある。それに対し、一般国民の生活への満足度は、10年前より低くなっており、令和3年の内閣府の「国民生活に関する世論調査」の結果では、現在の生活に対して充実感、満足感を感じているのは5割強である（8-2-14図及び8-2-15図参照）。特別調査の結果では、同年における犯罪者・非行少年の生活に対する満足度（家庭生活、友人関係、社会及び自分の生き方に対する各満足度）を見ると、家庭生活と友人関係に対する満足度は6割程度であり、一般国民の満足度と同程度ないしやや高めと言える一方、社会や自分の生き方に対する満足度が3割程度と低くなっており、生活意識については、犯罪者・非行少年に特有の特徴が見られる。

少年鑑別所入所者は、人々が犯罪・非行に走る原因について、「自分自身」と考える者の構成比が上昇傾向にあり、自らの再犯・再非行の原因についても、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」等の自分に関わる項目の該当率が高い点が特徴的である。また、心のブレーキを「父母のこと」とする

者の構成比は、今回の調査（46.8%）では、平成10年調査（21.3%）の2倍以上になっている。これらの一連の調査を通じて浮かび上がった生活意識と価値観の変容にも、留意する必要がある。

## （2）年齢層の違いによる特徴を踏まえた処遇の在り方等

前記（1）のとおり、非行少年や若年層の犯罪者は、家庭生活や友人関係に満足しており、心あたたまる思いを持っていながらも、就労に対して安逸的な姿勢のまま、不良な交友関係がきっかけとなって犯罪・非行に及ぶ特徴が見受けられる。一方、悩みを打ち明けられる人や心のブレーキとして家族を挙げる者の割合が高く、少年鑑別所入所者の家庭生活に対する満足度が、過去5回の調査で上昇し続けていることも踏まえれば、家族の存在が重要な社会資源であり、家族による監督・監護の重要性、必要性が大きくなっていると言える。もっとも、共働き世帯数及びひとり親世帯数の増加傾向等の家族関係の変化を踏まえると、家族による監督・監護を補完する支援の必要性も、より一層高まっていると考えられる。そこで、更生保護女性会、BBS会等のボランティア、協力雇用主等（第2編第5章第6節参照）による支援の輪を一層拡大・充実させることが望まれる。さらに、社会に対する満足度が顕著に低い30歳代の犯罪者等については、地域活動等への関わりによって社会に参加している感覚を得ることにより、社会に対する不満を解消することにつながると考えられ、地域貢献等を通じた地域社会との交わりによって、地域社会からより一層の支援を得ることにつながることが期待される。社会内処遇においては、地域におけるボランティア活動等への参加を促すことなども有用と考えられる。

若年層では、就労に対する安逸的な傾向も見られたため、できる限り早期に健全な就労意識を養わせつつ、就労を確保・維持することが必要と考えられる。加えて、不良な交友関係等の影響も大きいことが示唆されたことから、就労の確保と併せて、不良交友からの離脱に向けた指導・支援をより一層充実させることも必要である。この点、近年、我が国における進学率や就職率は、高水準にあるものの、就職後1年間の離職率も一定程度あることに留意が必要である。また、SNS利用率が大いに上昇しているなどオンライン上のコミュニケーションが発達しているところ、それらの通信手段は、その匿名性ゆえに犯罪・非行の契機や原因となるリスクも小さくない。そのため、そのリスク等の啓発活動を更に推進し、そのリスクに関する教育を徹底することも重要と考えられる。

高齢者では、若年層に比べて、家庭生活及び友人関係に対する満足度が低く、悩みを打ち明けられる人もいない割合が高いなど、身近にサポートしてくれる存在が得られにくいことがうかがえる。その一方で、社会からの信用を失うことを心のブレーキと考えている割合が高く、社会とのつながりが資源になることが考えられる。「国民生活に関する世論調査」からも、年齢層が上がるにつれて、働く目的として「お金を得る」よりも「社会の一員としての務め」、「生きがい」が重視されることがうかがえる。そのため、高齢者については、その家族も高齢である場合も少なくないことなども踏まえ、社会において孤立させることのないよう、福祉との連携や、地域における支援により一層配慮することが有用と考えられる。福祉的支援の必要性が高い高齢の犯罪者に対しては、刑事施設における特別調整等を活用し、堅実に新たな生活をスタートさせた事例（コラム10）も、一つの参考になると思われる。

## 2 犯罪・非行類型の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等

### （1）重大事犯類型

特別調査の結果、重大事犯類型では、友人関係、社会、自分の生き方に対する満足度が低い。自らの再犯・再非行の原因については、半数以上の者が、自己統制の問題を挙げていたことに加え、学業や仕事の継続や就労の失敗にあるとする者の該当率が、他の類型と比べて高いという特徴が見受けられ、安定した社会生活を送るための指導・支援の重要性がうかがえる。悩みを打ち明けられる人とし



て、同性・異性の友達を挙げた者が少なく、学校生活で、「同級生から理解されていた」と感じた者も少ないなど、交友関係において、安定した交流を図りにくいことも考えられる。

そのため、重大事犯類型においては、施設内処遇の期間が長くなる傾向にあることを踏まえ、安定した就労の確保及び維持のために、職場における対人関係の築き方にも配慮しながら、指導・支援をしていくことが重要と考えられる。

## (2) 粗暴犯類型

粗暴犯類型では、家庭生活や友人関係に対する満足度が他の類型より高く、身近な周囲の者との関係は悪くないことがうかがえる。一方、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」について、「反対」の構成比が低いなど、もともと暴力を許容する態度・価値観を有しているところに、憤怒等の動機によって犯行に至る者が多いという特徴が見受けられる。加えて、人々が犯罪・非行に走る原因について、「自分自身」以外と捉える者が他の類型より多く、自らの再犯・再非行の原因について、「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」とする者の該当率が他の類型より高いなど、他責的な傾向も見られる。

そのため、粗暴犯類型においては、暴力防止プログラム（第2編第5章第3節2項（3）参照）等により、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得に努めさせることなどが有用と考えられる。

## (3) 窃盗事犯類型

窃盗事犯類型では、全ての類型の中で検挙人員が最も多い上、年齢層が上がるにつれて、検挙人員が多くなっている。家庭生活や友人関係に対する満足度は、他の類型に比べて低い傾向にあり、自らの再犯・再非行の原因について、困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったことを挙げる者も多い。また、学業や仕事の継続や就労の失敗、被害者への謝罪等の対応が十分できなかったことの該当率が、他の類型と比べて高いという特徴も見受けられる。

そのため、窃盗事犯類型においては、就労支援等により安定した就労につなげることが重要であるとともに、場合によっては、相談・支援機関につなげることも必要であると考えられる。また、保護観察官や保護司等の適切な指導監督・補導援護の下、社会復帰後の就労により得た賃金等を原資とする被害弁償等の誠意をもった対応に取り組ませることも有用と考えられる。

## (4) 詐欺事犯類型

詐欺事犯類型では、検挙人員については、増減を繰り返して推移しているところ、人口比で見ると、年長少年及び20歳代の者が高くなっている（8-3-1-1 図CD-ROM参照）。一方、犯行の動機として生活困窮を挙げる者が多く、入所受刑者において住居不定の者の割合が高いという特徴も見られた。家庭生活や友人関係に対する満足度は比較的高い一方、態度・価値観に関しては、自分の欲望のためには、ルールを破るのも仕方ないとする者が多いなど、自分本位な特徴が見受けられる。また、自らの再犯・再非行の原因について、問題にぶつかると諦めたりしたことや処分を軽く考えていたこと等の該当率が高いなど安易な態度・価値観もうかがえる。

そのため、詐欺事犯類型においては、不安定な生活に起因した無銭飲食等の者も多いと思われることから、まずは生活を安定させるための指導・支援が必要と言える。一方、近時、若年者の関与が社会問題となっている特殊詐欺（第1編第1章第2節3項（4）参照）の者も相当数いると考えられるため、令和3年1月から新たに「特殊詐欺」の類型が加えられた、保護観察対象者に対する類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）参照）等を通じて、自分本位な態度等を改めさせるための処遇を実施することが望まれる。

### (5) 性犯類型

性犯類型では、家庭生活に対する満足度は高く、悩みを打ち明けられる人では母親や父親を挙げる者の割合が顕著に高い。一方、友人関係に対する不満度が高いことから、家族など身近な存在とは良好な関係を築きながら、特定の他者との関係においては、不満を抱きやすい面も浮かがる。また、自分の犯罪の原因が分からないとする者の割合も他の類型に比べて高く、落ち着いて生活できる場所を見いだせないことを再犯・再非行の原因として挙げる者の割合も、他の類型に比べて顕著に高いという特徴が見受けられる。

そのため、性犯類型においては、対人スキルの向上を念頭に置いた処遇を実施するとともに、刑事施設における特別改善指導として性犯罪再犯防止指導（第2編第4章第3節3項（2）参照）、保護観察中における専門的処遇プログラムとして性犯罪者処遇プログラム（同編第5章第3節2項（3））等により、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力不足等の問題点を認識させるための処遇が有効であると考えられ、こうした指導・支援のより一層の充実が期待される。

### (6) 薬物事犯類型

薬物事犯類型では、「自分は意志が弱い」と回答した者の割合が高く、不良交友関係の継続を再犯・再非行の原因として挙げている者の割合が、他の類型と比べて顕著に高いという特徴が見受けられる。

そのため、薬物事犯類型においては、薬物使用に係る自己の問題性やその責任の重さを理解させた上で、薬物との関係断絶の意思を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることなどが必要であり、刑事施設における薬物依存離脱指導（第2編第4章第3節3項（2）参照）の重要性が改めて確認された。また、更生保護の段階においても、薬物事犯の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること等を特別遵守事項として定めるなどし（同編第5章第3節参照）、徹底した再犯・再非行の防止を図ることが重要と考えられる。

### (7) 交通事犯類型

交通事犯類型では、家庭生活、友人関係、社会及び自分の生き方に対する満足度が、いずれも他の類型と比べて高く、社会生活に対して肯定的な回答をしている者の割合が高い。自らの再犯・再非行の原因については、処分を軽く考えていたことを挙げる者の割合が高いという特徴が見受けられる。

そのため、交通事犯類型においては、刑事施設における交通安全指導（第2編第4章第3節3項（2）参照）等を通じて、運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させることなどが必要であり、処分を真摯に受け止めるよう働き掛けることが重要と考えられる。

## 3 犯罪・非行の進度の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等

### (1) 犯罪・非行の進度の違いによる特徴等

特別調査の結果、周囲の環境や自分に関する意識では、家庭生活、友人関係及び自分の生き方に対する満足度は、いずれも初入者が再入者を上回り、「不満」の構成比は、いずれも再入者が初入者を上回っている。また、悩みを打ち明けられる人について「誰もいない」の該当率は、再入者が初入者を上回っている。

自らの再犯・再非行の原因を見ると、初入者は、「処分を軽く考えていたこと」の該当率が高く、再入者は、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」のほか、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」及び「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」の該当率が高い。心のブレーキについては、初入者は、再入者と比べて、「父母のこと」、「子のこと」、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」の構成比が再入者より高い一方、「社会からの信用を失うこと」の構成比が低い。これからの生活で大切なものについては、初入者は、再入者と比

べて、「被害者のために何かお詫びをする」の該当率が顕著に高く、「家族と仲良くやっていく」、「知識を身につけ心を豊かにする」、「保護観察官・保護司とよく相談する」及び「親の言うことを聞く」の該当率も高い。

## (2) 犯罪・非行の進捗の違による特徴を踏まえた処遇の在り方等

初入者は、処分を軽く考えていたことが犯罪・非行のリスクとなったとうかがえる一方、家庭生活を通じた家族の指導や保護観察官・保護司等の指導に従おうとする姿勢も見受けられる。そのため、初入者に対しては、他人からの助言・指導に応じようとする姿勢を支持し、保護観察官・保護司等の監督の下、家庭生活や社会生活を通じて、犯罪・非行が被害者だけでなく自らに対しても重大な結果をもたらすことを認識させることが重要と考えられる。その際、家族等による監督・指導を補完するものとして、更生保護女性会、BBS会等のボランティア、協力雇用主等（第2編第5章第6節参照）の活用が望まれるほか、被害者への慰謝の措置を促すことも重要である。

他方、再入者は、初入者と比べて、家庭生活、友人関係及び自分の生き方に対する満足度が低く、周囲に悩みを打ち明けられる人がおらず、再犯・再非行の原因として、対処スキルの不足、相談相手等の不存在及び不良交友関係の継続を挙げている者の割合が多いことから、支援機関につなげて不良交友からの離脱支援を含めた環境の調整を行うことが重要である。加えて、再入者は、被害者への慰謝の措置を講じる意識が低いという特徴も見受けられることから、刑事司法の各段階を通じて、被害者の視点を考慮した指導・支援を行うことも重要と考えられる。

## 4 まとめ

本編では、社会情勢等の変化、犯罪者・非行少年の動向、生活意識と価値観に関する特別調査の結果等を踏まえた分析・検討を進め、その傾向・特徴を踏まえた処遇の在り方についても考察を加えた。

我が国では、刑法犯認知件数や少年による刑法犯検挙人員は、近年、大幅に減少し、2年以内再入率も着実に低下してきている。一方、満期釈放等による出所受刑者の再入率が仮釈放による出所受刑者よりも相当高い状態で推移しているなど、再犯・再非行防止対策の更なる充実強化が求められている。そのような中で、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設され、同刑に処せられた者の改善更生を図るため、必要な指導を行うことができるとされた（第2編第1章1項（1）参照）。本特集では、犯罪者・非行少年は、年齢の違い、犯罪・非行類型の違い及び犯罪・非行の進捗の違いによって異なる動向が見られること、特別調査の結果、それらの違いによって生活意識や価値観にも違いがあることが明らかとなり、特性を踏まえた指導及び支援の必要性、重要性が裏付けられたと考える。

近時、我が国は、少子高齢化、共働き世帯数やひとり親世帯数の増加等の家族関係の変化、SNS等の通信手段の普及・利用の促進など、国民生活の変化が進んでいることに伴い、犯罪・非行のリスクアセスメントや、再犯・再非行防止のための指導・支援の在り方も、少なからぬ影響を受けているものと考えられる。そのため、再犯・再非行防止対策の更なる充実強化を図るためには、犯罪者・非行少年を取り巻く環境の変化を踏まえながら、犯罪・非行に至る原因、経緯、処遇の必要性について、最新の統計や犯罪・非行の動向等を分析するとともに、生活意識や価値観といった主観面を含めた多角的な検討を行うことにより、様々な特性ごとの特徴を把握することが不可欠と考えられる。今回の特集が、新たに創設された拘禁刑においても、犯罪者・非行少年の個々の特性を踏まえたきめ細やかな犯罪・非行のリスクアセスメント（Gツール（第2編第4章第3節1項（1）参照）、MJCA（第3編第2章第3節3項（1）参照）、CFP（第2編第5章第3節2項（1）参照）等）や指導・支援（特別改善指導（同編第4章第3節3項（2）参照）、専門的処遇プログラム（同編第5章第3節2項（3）及び第3編第2章第5節3項（3）参照）、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）



及び第3編第2章第5節3項(1)参照)等)をはじめ、犯罪者・非行少年の個々の特性を踏まえたより一層効果的な処遇を実現するための一助となることを期待するものである。

今後も、法務総合研究所においては、犯罪者・非行少年の特性に応じた効果的な処遇の実施に資するため、本人の生活意識や価値観という主観面を含めた実証的調査・研究を継続的に積み重ねていくこととしている。